

平成25年度 沖縄農林水産業の情勢報告

〈特集〉

沖縄の食文化と健康
～「長寿県沖縄」の復活に向けて～



平成26年7月

内閣府 沖縄総合事務局
農林水産部

左上：

島の広大な耕地で栽培されるさとうきびの収穫に不可欠な中型ハーベスタと搬出機（南大東村）

右上：

おきなわ花と食のフェスティバル2014会場で装飾された沖縄産の新鮮な野菜（那覇市）

左下：

畜舎から出て日光浴するアグーの子豚（今帰仁村）

右下：

定期船も就航し、津堅島島民の生活に重要な役割を担っている平敷屋漁港（うるま市）（写真提供：沖縄県）

はじめに

平成25（2013）年は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催決定や国連教育科学文化機関（ユネスコ）による「和食；日本人の伝統的な食文化」のユネスコ無形文化遺産登録決定等、我が国に対する関心が高まっています。このような中、我が国の食生活は大きく変化してきており、改めて我が国の食文化を見つめ直し、次世代に継承していくことが重要となっています。

かつて日本一の長寿県と謳われた沖縄においても、こうした食生活の変化等の影響を受け、昨今では生活習慣病等が増加しており、その地位は過去のものとなりつつあります。本報告の特集では、沖縄の食生活と健康を取り上げ、これらをめぐる最近の動向と課題を整理するとともに、沖縄の食文化を支える伝統的農水産物を見つめ直し、長寿県沖縄の復活に向けたヒントを探ります。

また、食の生産現場である農林水産業・農山漁村を取り巻く状況は、高齢化の進行や耕作放棄地の拡大等の様々な課題を抱えており、これらの解決に向けて、国では、今後の農政のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」が取りまとめられました。

沖縄の農林水産業は、亜熱帯地域の温暖な気候を活かして、さとうきび、野菜、花き、果樹、肉用牛、もずく等の多彩な産品を供給しているとともに、多くある離島において、国土の保全や地域社会の維持等を担う重要な産業として、地域・社会の発展に大きく貢献しています。沖縄県においても、生産現場の高齢化等の課題が顕在化している中、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、県・市町村・関係団体と緊密に連携して、課題解決に取り組んでいくことが重要と考えております。

本報告が皆様に広く活用され、沖縄の農林水産業・食品産業の将来がより良いものとなることの一助となれば、幸いです。

平成26年 7 月

農林水産部長 幸田 淳

目 次

はじめに

特集 沖縄の食文化と健康～「長寿県沖縄」の復活に向けて～	9
第1節 沖縄の食生活と「長寿県沖縄」の現状	11
(1) 全国と比較した平均寿命の変化	11
(2) 沖縄における食生活の現状	12
(3) 沖縄県民の健康状態	17
第2節 沖縄の食文化と伝統的農水産物	22
(1) 沖縄伝統料理の特徴	22
(2) 沖縄の食文化を支える食材	23
第3節 「長寿県沖縄」復活に向けた取組と今後の展望	32
(1) 沖縄県の取組	32
(2) 沖縄総合事務局の取組	33
(3) 県・市町村・関係機関での食育の取組	34
(4) 「長寿県沖縄」復活に向けて	35
序章 沖縄農林水産業の概要	37
第1節 地理的・自然的条件	39
(1) 位置	39
(2) 地勢	39
(3) 気象	39
第2節 経済の動向	40
(1) 人口及び雇用状況等	40
(2) 経済の構造	41
(3) 県経済における農林水産業の位置付け	41
第3節 農林水産業の現状	42
(1) 農業の概要	42
(2) 林業の概要	45
(3) 水産業の概要	46
第4節 食料自給率の動向	47
(1) 日本の食料自給率	47
(2) 沖縄県の食料自給率	47
第1章 攻めの農林水産業の実現に向けた新たな政策	49
第1節 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定	51
(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の決定	51

(2) プランに基づく政策の展開方向	53
第2節 プランを推進するための新たな農業・農村政策～4つの改革～	54
(1) 農地中間管理機構の創設	54
(2) 経営所得安定対策の見直し	54
(3) 水田のフル活用と米政策の見直し	54
(4) 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設	54
<hr/>	
第2章 農業の振興	57
第1節 さとうきび	59
(1) 生産の動向	59
(2) さとうきび増産にむけた取組	59
(3) 砂糖の種類による支援制度	60
(4) 沖縄総合事務局の取組	61
(5) 製糖工場の現状	64
第2節 野菜	67
(1) 生産の動向	67
(2) 県外出荷の状況	67
(3) 野菜産地強化への取組	68
第3節 果実	69
(1) 生産の動向	69
(2) マンゴー	69
(3) パインアップル	70
(4) かんきつ類及びその他熱帯果樹	71
第4節 花き	73
(1) 生産の動向	73
(2) きくの出荷量	74
(3) 生産振興に向けた取組	74
第5節 葉たばこ・かんしょ・薬用作物・茶	76
(1) 葉たばこ	76
(2) かんしょ	76
(3) 薬用作物	76
(4) 茶	76
第6節 主要食糧等	77
(1) 米、麦、大豆の生産の動向	77
(2) 米の輸入動向等	78
第7節 環境保全型農業の推進	79
(1) エコファーマー	79
(2) 有機農業	79
(3) 環境保全型農業に取り組む生産者等への支援	80

第8節	病虫害防除の課題	81
(1)	沖縄における植物防疫の重要性	81
(2)	本土に見られない病虫害の防除	82
(3)	地域が一体となった防除の推進	82
(4)	亜熱帯性作物向けの農薬登録の支援	82
第9節	農作業事故の防止の推進	84
(1)	農作業事故の概況	84
(2)	農作業事故の防止に向けた取組	84
第10節	鳥獣被害対策の取組	85
(1)	沖縄における鳥獣被害の現状	85
(2)	被害防止対策の取組	85
<hr/>		
第3章	畜産業の振興	87
第1節	畜産	89
(1)	肉用牛	90
(2)	乳用牛	91
(3)	豚	92
(4)	鶏	93
(5)	山羊	93
第2節	配合飼料価格の高騰と自給飼料の生産拡大	94
(1)	配合飼料価格の高騰	94
(2)	自給飼料の生産拡大	95
第3節	畜産環境対策の取組	96
<hr/>		
第4章	農業経営の推進	97
第1節	人と農地の問題の解決に向けた施策の推進	99
(1)	人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の取組状況	99
(2)	「人・農地プラン」に位置付けられた担い手等への支援策	99
(3)	農地中間管理機構関連の支援策	101
(4)	施策の周知・推進に向けた沖縄総合事務局の取組	102
第2節	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	104
(1)	認定農業者の動向	104
(2)	農業経営の法人化	105
(3)	新規就農者の動向	106
(4)	女性の参画と高齢農業者の動向	107
(5)	障害者の就労・雇用促進の取組	108
(6)	農業制度金融の動向	108
第3節	優良農地の確保と有効利用の促進	110
(1)	農地流動化の動向	110

(2) 耕作放棄地対策の推進	111
(3) 農地転用の動向	113
第4節 経営所得安定対策の普及・推進	114
(1) 経営所得安定対策の概要（平成25年度）	114
(2) 経営所得安定対策の交付状況（平成25年度）	117
(3) 沖縄総合事務局の取組	118
第5節 農業協同組合の動向	119
(1) 農協組織の動向	119
(2) JAおきなわ及び専門農協の概要	119
<hr/>	
第5章 食料産業の振興	121
第1節 農林水産業の6次産業化の推進	123
(1) 農林水産業の6次産業化の意義	123
(2) 沖縄県における6次産業化の重要性	124
(3) 6次産業化の支援	126
(4) 沖縄総合事務局の取組	133
第2節 農林水産業と他産業との連携の推進	135
(1) 沖縄県における食品産業の現状	135
(2) 食品産業を始めとした他産業と農林水産業との連携	135
第3節 地産地消の推進	139
(1) 地域の農林水産物の利用の促進についての計画の策定の推進	139
(2) 直売施設への支援等	139
第4節 農林水産物・食品の輸出の推進	140
(1) 農林水産物・食品の輸出促進に取り組む意義	140
(2) 農林水産物等の輸出の状況	141
(3) 沖縄県における輸出促進に向けた取組状況	142
(4) 福島第一原子力発電所事故による影響	145
第5節 卸売市場の現状	148
第6節 容器包装・食品リサイクル	149
(1) 容器包装リサイクルの取組	149
(2) 食品リサイクルの取組	149
第7節 再生可能エネルギーの活用の推進	151
(1) 農山漁村再生可能エネルギー法	151
(2) 太陽光、風力の活用	151
(3) バイオマスの活用	152
<hr/>	
第6章 農村の振興	155
第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応	157
(1) 農業農村整備事業の現状と今後の課題	157

(2) 国営かんがい排水事業の概要	158
(3) 赤土等流出防止対策	160
第2節 福祉とまちづくり等と連携した都市と農山漁村の交流等の推進	162
(1) 都市と農山漁村の交流	162
(2) 市民農園等の開設状況	162
(3) 農業と教育・福祉・観光等との連携	163
第3節 農山漁村の活性化と地域資源・環境の保全	164
(1) 農山漁村の活性化	164
(2) 農地・水保全管理支払交付金	164
(3) 中山間地域等直接支払制度	165
<hr/>	
第7章 食の安全と消費者の信頼の確保	167
第1節 食の安全と消費者の信頼の確保	169
(1) 食の安全の確保	169
(2) 消費者の信頼の確保	170
第2節 健全な食生活の確立	175
(1) 長寿県沖縄の実状	175
(2) 食育の推進	176
(3) ごはん食の推進	177
<hr/>	
第8章 森林・林業の振興	179
第1節 森林の役割と森林資源の状況	181
(1) 森林の役割	181
(2) 沖縄県の森林資源の状況	181
第2節 多面的機能発揮のための森林整備	183
(1) 総合的かつ計画的な森林整備の推進	183
(2) 森林整備の現状	184
(3) 森林の有する多面的機能の発揮	184
第3節 災害に強い県土づくりのための保安林整備	186
(1) 保安林の指定状況	186
(2) 治山事業の現状	186
第4節 山村振興のための林業・木材産業	188
(1) 木材生産の動向	188
(2) 特用林産物の生産の動向	189
第5節 森林病虫害等の防除の取組	190
<hr/>	
第9章 水産業の振興	191
第1節 水産業の現状	193
(1) 沖縄県における水産業の現状と課題	193

(2) 沖縄県における水産物の需給動向	194
(3) 漁協の現状	195
第2節 水産業振興のための取組	196
(1) 新たな水産基本計画	196
(2) 資源管理型漁業の推進	196
(3) つくり育てる漁業の推進	197
(4) 漁村の活性化	199
(5) 水産基盤の整備	201
(6) 強い水産業づくり交付金等による施設整備	203
(7) 水産多面的機能発揮対策	204
(8) 加工・流通対策	204
(9) 水産物等の輸出	205
(10) 「浜の活力再生プラン」の推進	205
第3節 漁業取締り	206

特集

沖縄の食文化と健康 ～「長寿県沖縄」の復活に向けて～



左上： 島野菜の一つとうがん（方言名： シブイ）（伊江村）	右上： 大手化粧品会社と連携した長命草 の生産（与那国町）
左下： 食育講演会の様子（平成25年6月 開催）	右下： 沖縄を代表する野菜料理ゴーヤー チャンプルー

第1節 沖縄の食生活と「長寿県沖縄」の現状

日本一の長寿県と言われ、平成7年には「世界長寿地域宣言」を行った沖縄県ですが、平成25年2月に厚生労働省から公表された「平成22年都道府県別生命表」では、沖縄県の女性の平均寿命が全国1位から3位へ、男性が全国25位から過去最低の30位へ後退する結果となり、長寿県沖縄の崩壊の危機が一層深刻となっています。

この要因については、がん、急性心筋梗塞、脳血管疾患といった生活習慣病の合併症やアルコールを原因とする肝臓病等による死亡率が高いことが指摘されているところですが、ここでは、こうした長寿に関わる様々な要因について、全国の状況と比較しながら、県内の現状について取り上げます。

(1) 全国と比較した平均寿命の変化

平均寿命の推移をみると、男女とも年々伸びているものの、伸び率が全国に比べ、縮小している傾向にあります。

都道府県別順位でみた場合、男性は、昭和55年及び昭和60年は全国1位でしたが、その後は順位が後退し、平成12年には全国26位まで下がったことから、当時、沖縄県内では「26ショック」と言われ、県民に大きな衝撃を与えました。その後、一旦は順位が上がったものの、平成22年には、全国30位まで後退しました。

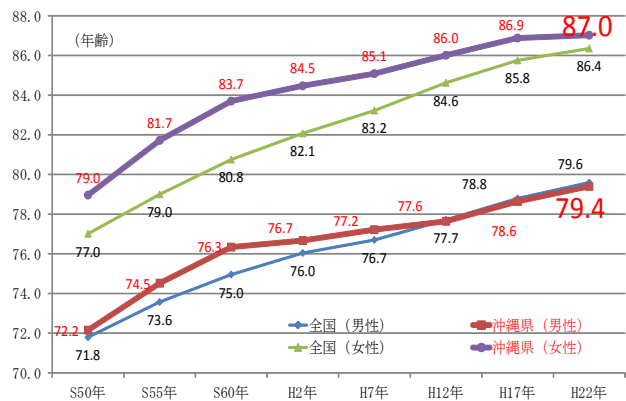
また、女性の平均寿命はこれまで全国1位を維持してきましたが、平成22年に初めて首位から転落し、全国3位となりました。これも男性の30位と合わせ「330ショック」と呼ばれ、長寿県沖縄の危機的状況は続いています(図1-1)。

平均寿命順位の後退の要因として、65歳以下の働き盛り世代の早世が大きく関わっていると考えられており、特に、男性の年齢調整死亡率は全国平均を大きく上回っており、その差は平成元年を境に年々拡大しています(表1-1、図1-2)。

今後は、長寿県沖縄の復活に向けた運動の推進により、健康寿命を伸ばし、県民が健やかで長生きできる取組が重要です。

図1-1 沖縄県の平均寿命の推移

都道府県別順位								
	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年
男性	10位	1位	1位	5位	4位	26位	25位	30位
女性	1位	1位	1位	1位	1位	1位	1位	3位



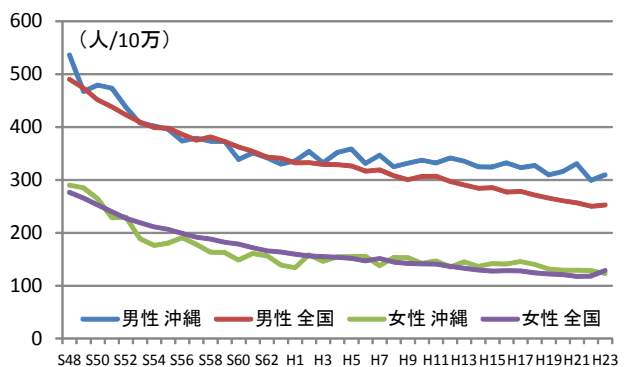
資料：厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」

表1-1 沖縄県の年齢別平均余命

	男性		女性	
	平均余命	順位	平均余命	順位
0歳	79.4	30	87.0	3
20歳	59.9	27	67.5	1
40歳	40.8	27	48.0	1
65歳	19.5	2	24.9	1
75歳	12.4	1	16.5	1

資料：厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」

図1-2 20~65歳の年次別年齢調整死亡率



資料：厚生労働省「人口動態調査」

沖縄県「沖縄県の市町村別標準化死亡率(SMR)」

(2) 沖縄における食生活の現状

(1) で見たとおり、平均寿命の全国順位は近年低下傾向にあり、その要因の一つに食生活の偏りが考えられます。ここでは、主要な食物の年間1人当たりの購入量や消費量の状況等から、沖縄の食生活の現状を分析します。

① 穀類

米の1人当たりの購入量は27.9kgで、全国平均を3.3kg上回っています。また、めん類の購入量は全国より少ないものの、めん類のうち沖縄そばを含む中華めんについては、1人当たりの購入量が全国平均を大きく上回っており、この背景には、代表的な沖縄料理である沖縄そばの存在がうかがえます(図1-3、4)。

図1-3 穀類の1人当たり購入量

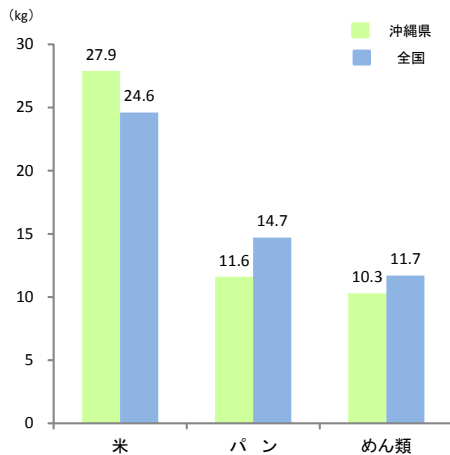
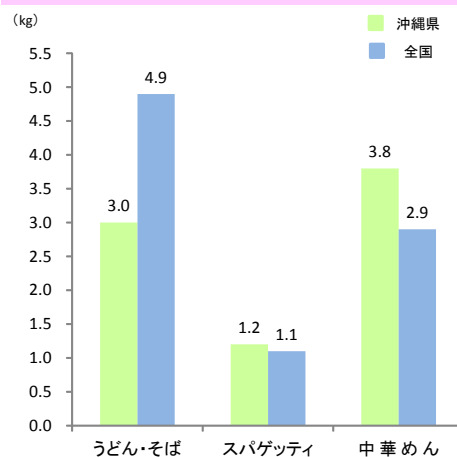


図1-4 めん類の1人当たり購入量



資料：総務省「家計調査」(平成25年)

注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

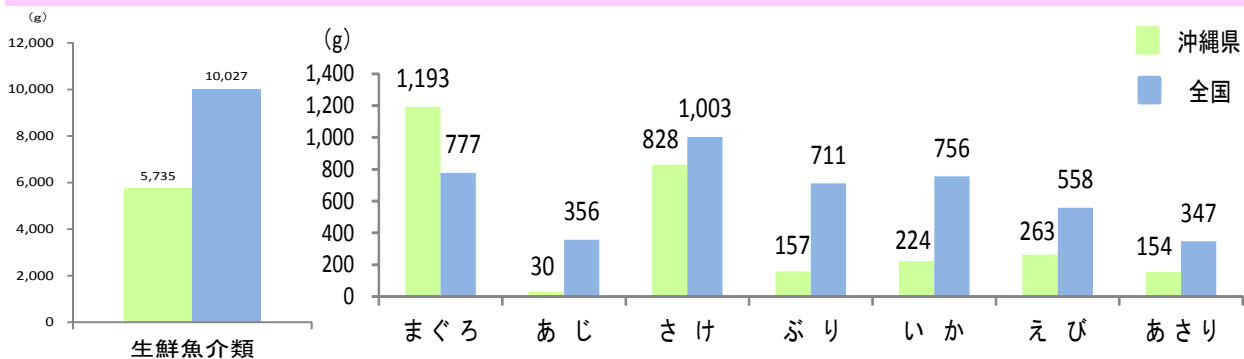
注：沖縄そばは、小麦粉を100%使用し、かん水を加えて作られる製法から、「中華めん」に分類される。

② 魚介類

四方を海に囲まれている沖縄県ですが、生鮮魚介類の1人当たりの購入量は全国の6割弱にとどまっており、近海で大量に獲れるマグロを除き、軒並み全国平均を大きく下回っています。

一方、魚介加工品等の1人当たりの購入金額は概して全国平均を下回っていますが、このうち、「かつお節・削り節」とツナ缶をはじめとする「魚介の缶詰」については、全国平均の2倍以上となっています。この背景には、「出汁」を基本とする出汁文化であること、そして沖縄料理に代表されるチャンプルーにおいてツナ缶が多用されることがあると考えられます(図1-5、6)。

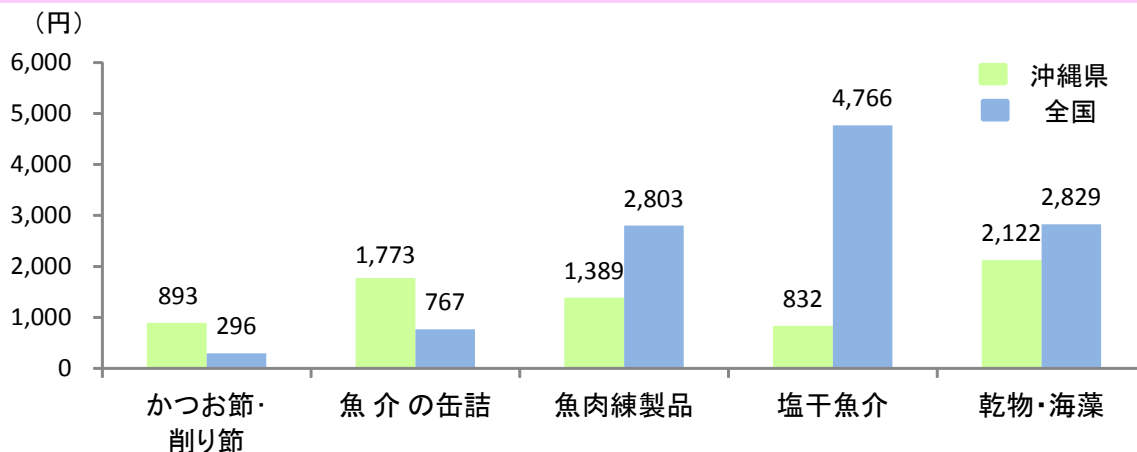
図1-5 生鮮魚介類の1人当たり購入量



資料：総務省「家計調査」(平成25年)

注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

図 1-6 魚介加工品等の 1 人当たり購入金額



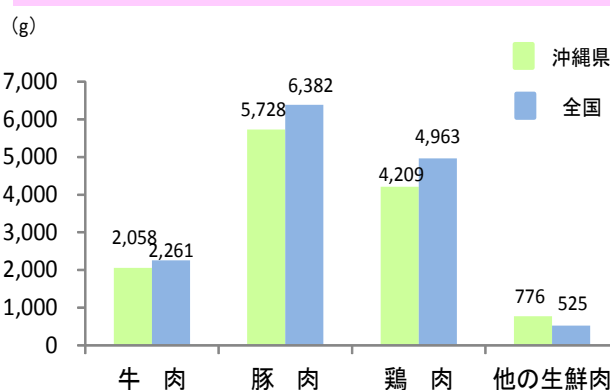
資料：総務省「家計調査」(平成25年)

注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別金額を1人当たり金額に換算。

③ 畜産物

肉類の1人当たりの購入量を見ると、牛肉、豚肉、鶏肉についてはいずれも全国平均よりやや少なくなっています。一方、豚の足(デビチ)、ホルモン等が含まれる「他の生鮮肉」の購入量は、全国平均の約1.5倍となっており、家畜(特に豚)を余すところなく使う沖縄県の食文化の特徴が現れています(図1-7)。

図 1-7 畜産物の 1 人当たり購入量



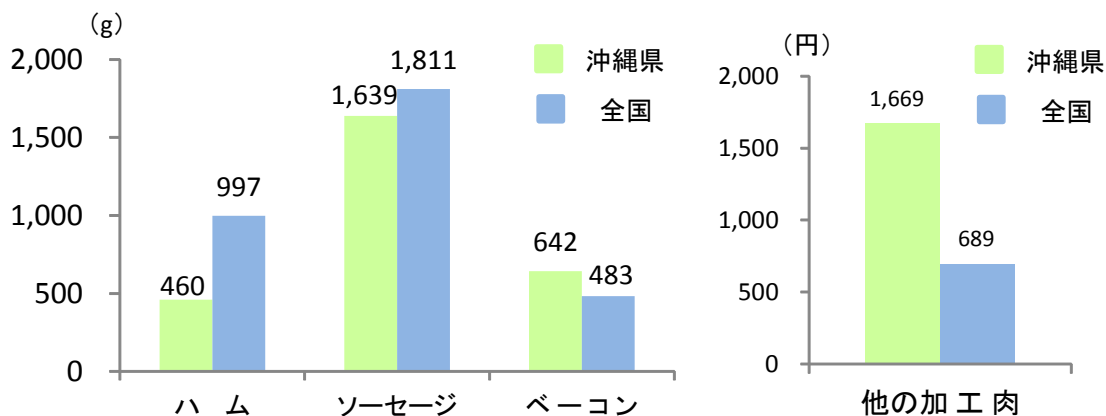
資料：総務省「家計調査」(平成25年)

注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

一方、加工肉の購入量についてみると、ハムやソーセージの購入量は全国平均よりも少なくなっています。

コンビーフやポークランチョンミート等が含まれる「他の加工肉」の購入金額は、全国平均の約2.4倍となっており、全国平均を大きく引き離しています。この背景には、ハムやソーセージの代わりに、これらの加工肉をサンプルー等に多用していることがありと考えられます(図1-8)。

図 1-8 加工肉の 1 人当たり購入量、購入金額



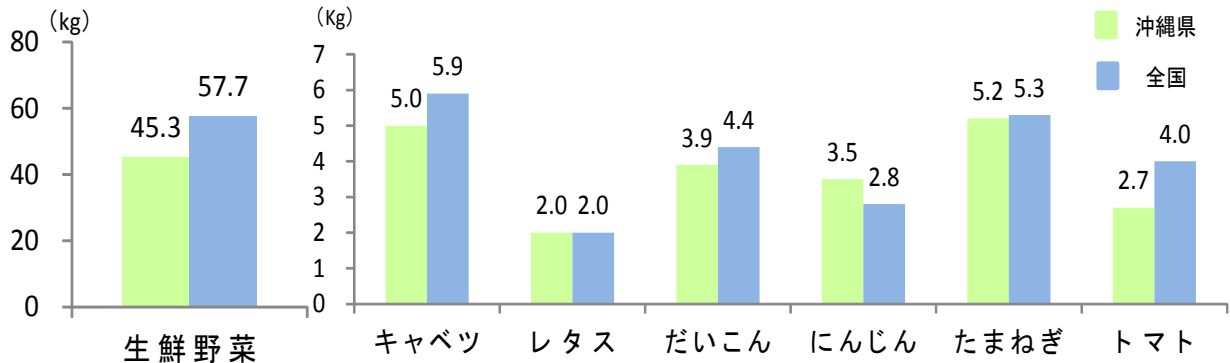
資料：総務省「家計調査」(平成25年)

注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別数量もしくは購入金額を1人当たり数量もしくは金額に換算。

④ 野菜、果物

生鮮野菜の1人当たりの購入量は、全国平均の約8割となっていますが、品目別にみると、にんじんについては、全国平均を大幅に上回っています（図1-9）。この背景には、県内に指定産地があり比較的安く購入できることや、にんじんしりしり等、にんじんを使った炒め物を多く食することがあると考えられます。

図1-9 野菜の1人当たり購入量

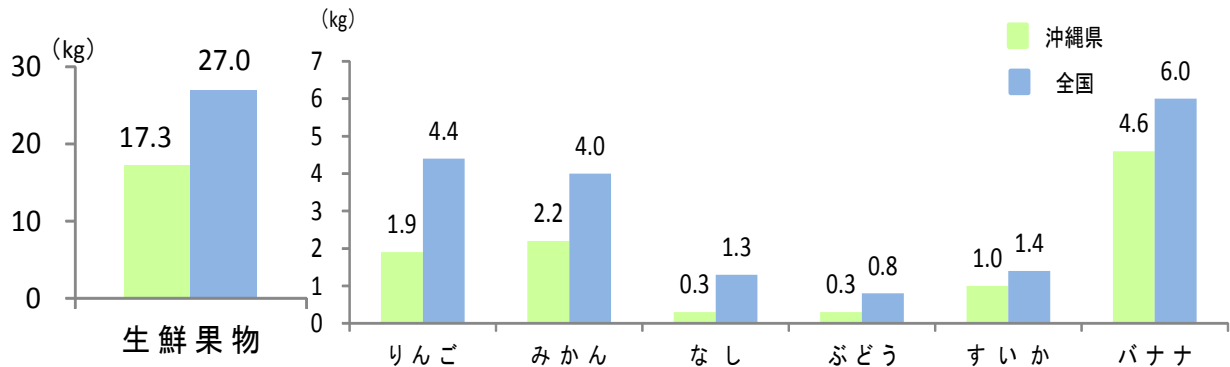


資料：総務省「家計調査」（平成25年）

注：1世帯（2人以上の世帯）当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

また、生鮮果物の1人当たりの購入量は、全国平均の約6割に止まっており、品目別にみると、ほとんどの品目で全国平均よりも少なくなっています（図1-10）。この背景には、パイナップルやマンゴー、ドラゴンフルーツに代表される熱帯果樹が生産されているものの、りんごやぶどうといった本土ではメジャーな果物の生産がほとんどないことがあると考えられます。

図1-10 果物の1人当たり購入量



資料：総務省「家計調査」（平成25年）

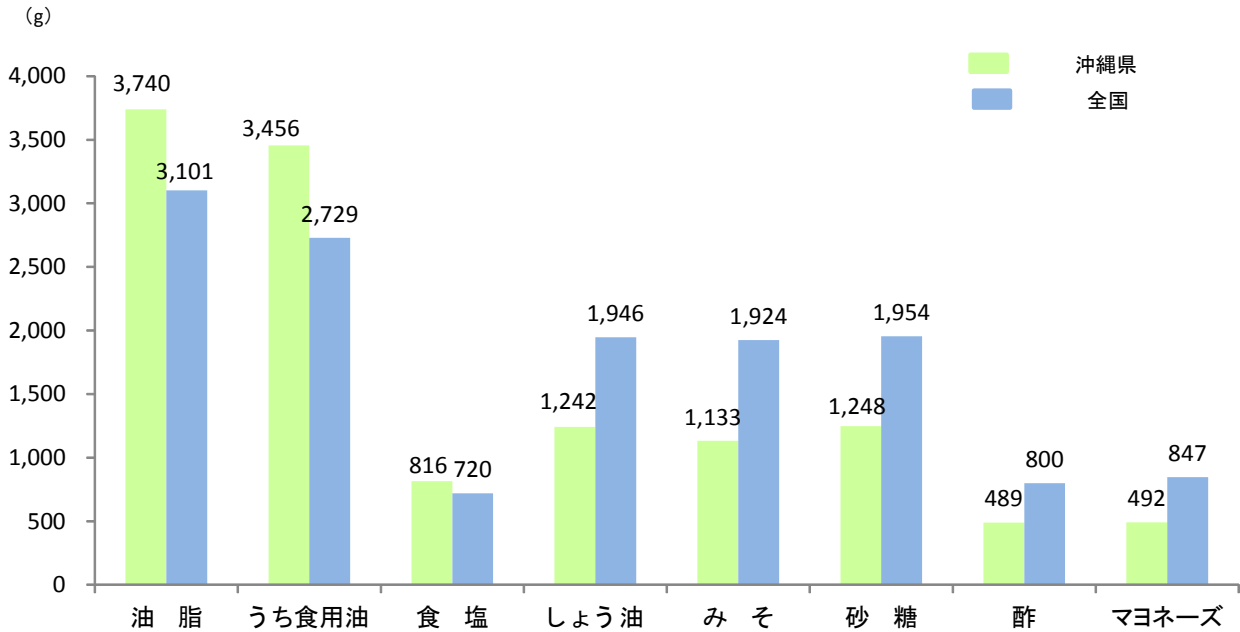
注：1世帯（2人以上の世帯）当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

⑤ 油脂、調味料

油脂（食用油）の1人当たりの購入量をみると、全国平均をかなり大きく上回っています。この背景には、揚げ物や、チャンプルーをはじめとする炒め物の料理が多く食されていることがあると考えられます。

一方、調味料の1人当たりの購入量は、食塩を除くと、概して全国平均よりも少なくなっています。この背景には、先述のとおり沖縄県の食文化は出汁文化であり、調味料で味付けをするというよりは出汁の味を生かす調理方法が主流となっていることがあると考えられます（図1-11）。

図 1-11 油脂、調味料の 1 人当たり購入量



資料：総務省「家計調査」(平成25年)

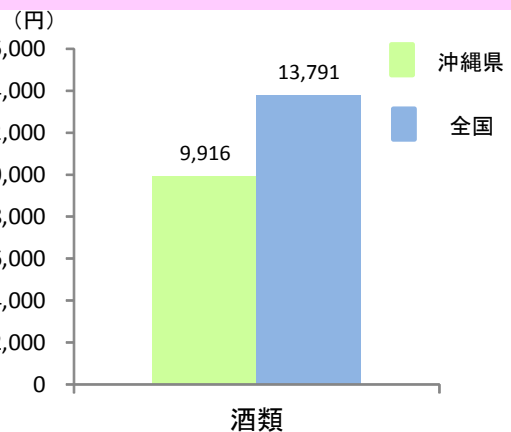
注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

⑥ 酒類

酒類の1人当たりの購入金額は、全国平均より少なくなっていますが(図1-12)、その反面、1人当たりの消費量、10万人当たりの居酒屋等の店舗数は全国平均を大きく上回っています(図1-13、14)。

このことから、沖縄県で古くから伝わる模合文化(仲間内で毎月お酒を交わしながら金銭相互扶助を行う習慣)に象徴されるように、量販店等で酒類を購入するよりも、複数人が集まり、居酒屋等で飲酒をすることが好きな地域性がうかがえます。

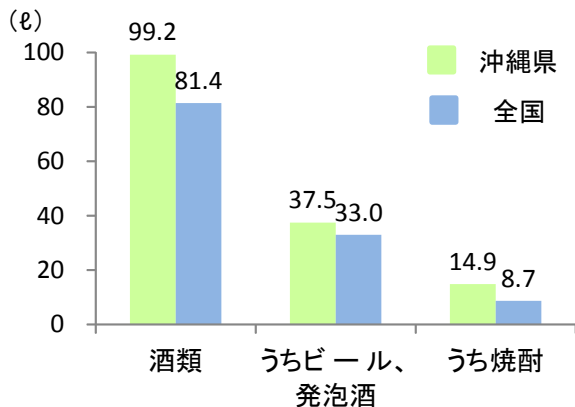
図 1-12 酒類の1人当たり購入金額



資料：総務省「家計調査」(平成25年)

注：1世帯(2人以上の世帯)当たり年間の品目別数量を1人当たり数量に換算。

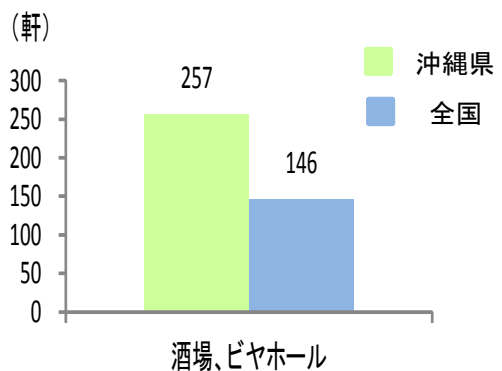
図 1-13 酒類の1人当たり消費量



資料：国税庁「統計年報」(平成24年)

注：成人1人当たり消費量に換算。成人人口は、総務省統計局「人口統計」(平成24年)による。

図 1-14 居酒屋等の10万人当たり店舗数



資料：総務省「事業所・企業統計調査」(平成18年)

注：成人10万人当たり店舗数に換算。成人人口は、総務省統計局「人口推計」(平成18年)による。

⑦ 外食関係（ファストフード等）

10万人当たりの飲食店店舗数をみると、全国平均よりも少なくなっています。しかし、ハンバーガーショップの10万人当たりの店舗数は、全国平均を大幅に上回っており、沖縄県ではこれらのファストフード店の飲食店に占めるウェイトが高いことがうかがえます（図1-15、16）。

この背景には、第2次世界大戦後の米軍統治等の影響で、これらのファストフード店の利用が比較的深く浸透したことがあると考えられます。

図1-15 飲食店店舗10万人当たり店舗数

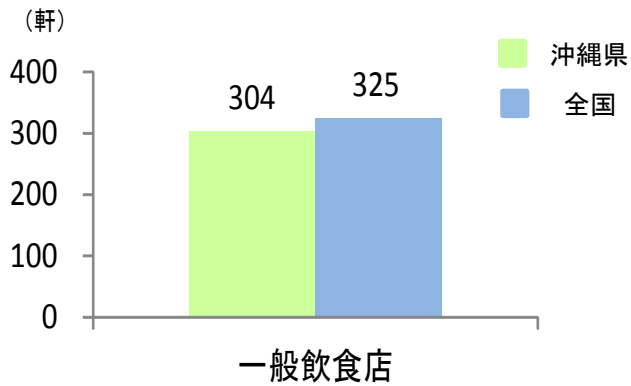
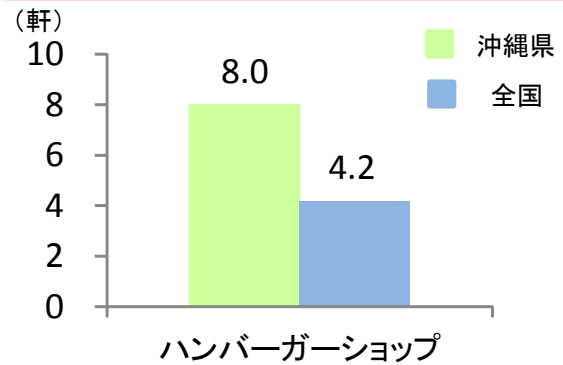


図1-16 ハンバーガーショップの10万人当たり店舗数



資料：総務省「事業所・企業統計調査（平成18年）」

注：10万人当たり店舗数に換算。人口は、総務省統計局「人口推計」（平成18年）による。

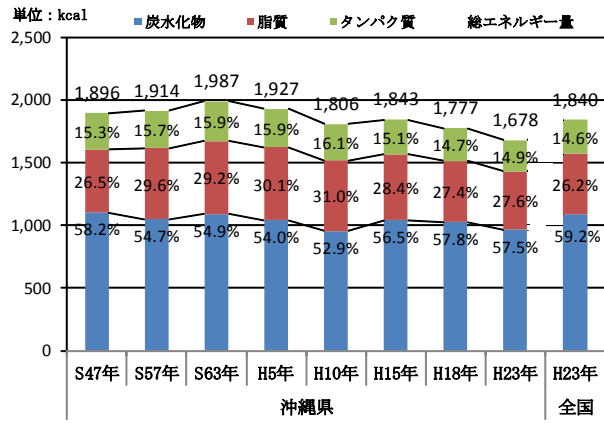
(3) 沖縄県民の健康状態

① 栄養摂取量

昭和47年から平成23年までの栄養摂取の推移をみると、総エネルギー量は昭和63年をピークに減少しており、平成23年においては1,678kcalと、全国より低い状況です。

また、総エネルギー量に占める脂質の割合は、平成10年の31.0%をピークに減少しているものの、全国と比較すると、平成23年においては1.4ポイント高い状況です(図1-17)。

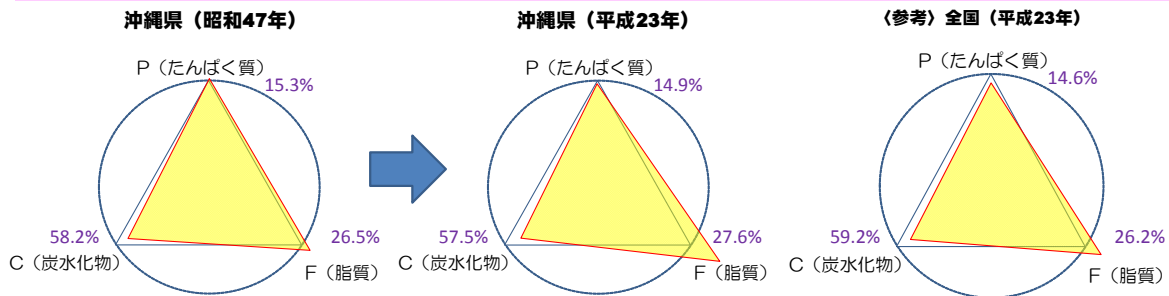
図1-17 栄養摂取量の推移



資料：沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」

3大栄養素の摂取バランスについてみると、昭和47年に比べ炭水化物等の摂取割合が低下する一方、脂質は大きく増加しています(図1-18)。

図1-18 沖縄県の3大栄養素エネルギー割合

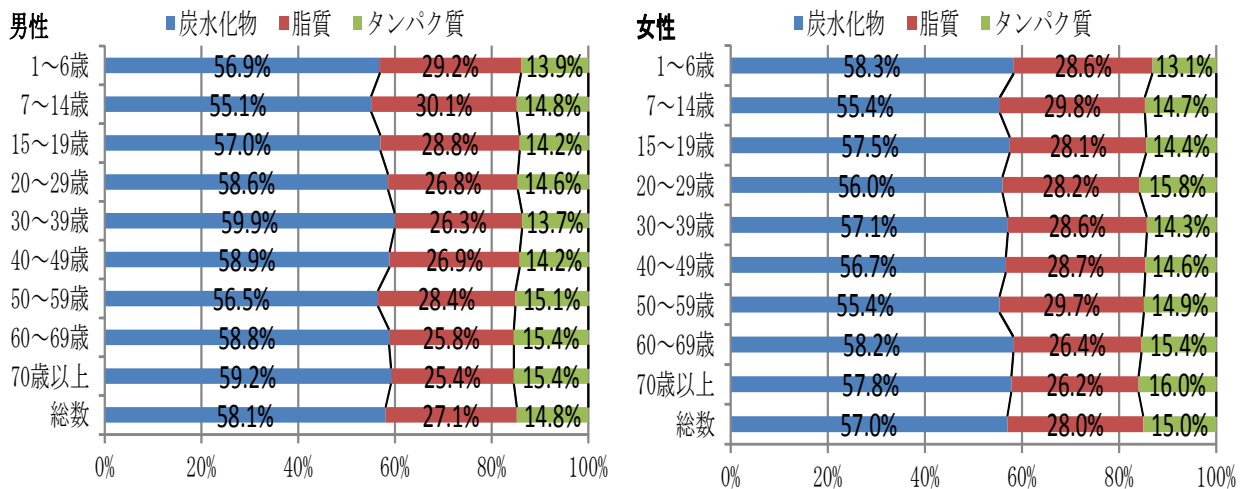


(注) 1. 望ましいP:F:Cバランス(青線)を15:25:60で想定
2. 3大栄養素割合の合計は、エネルギー計算上必ずしも100%にはならない
(参考) 30歳以上の目標量は、P:9~20%、F:20~25%、C:50~70%(食事摂取基準(厚生労働省))

資料：沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」を基に沖縄総合事務局作成

脂質割合を年代別に見た場合、男女とも30歳代以上で厚生労働省の「日本人の食事摂取基準2010年版」で示されている脂質割合の目標量(上限値)*1を超えています(図1-19)。

図1-19 年齢階層別エネルギー栄養構成比

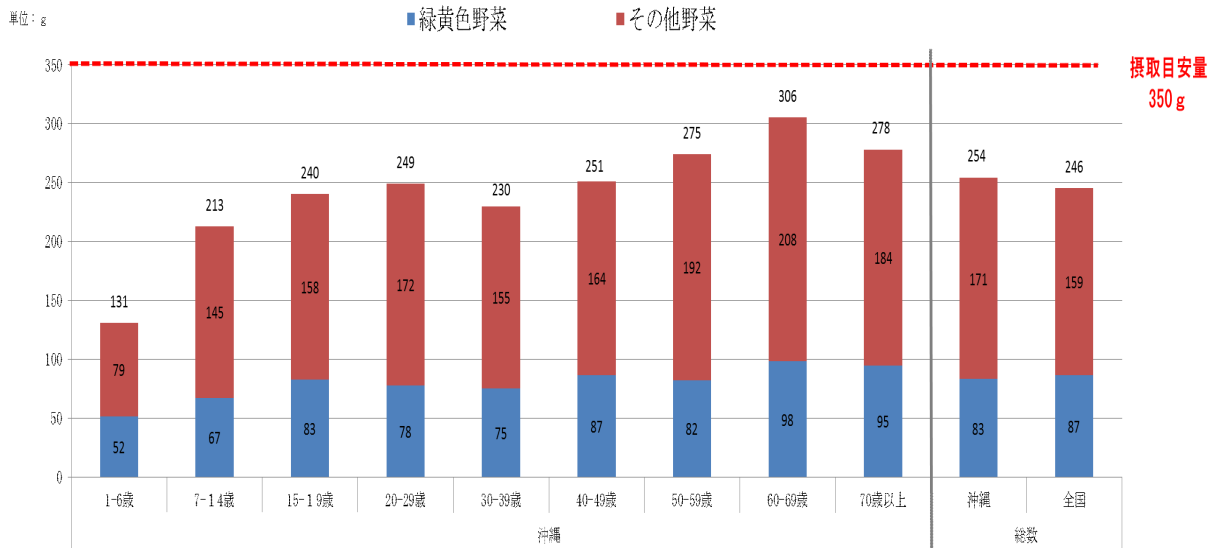


資料：沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」

*1 脂質割合の目標量(上限値) 1~29歳：脂質割合30%、30歳以上：脂質割合25%

野菜の摂取状況では、全国平均並ではあるものの、各年代とも1日摂取目安量の350g*1に及ばず、特に、30歳代の摂取量は230gと少ない状況にあります（図1-20）。

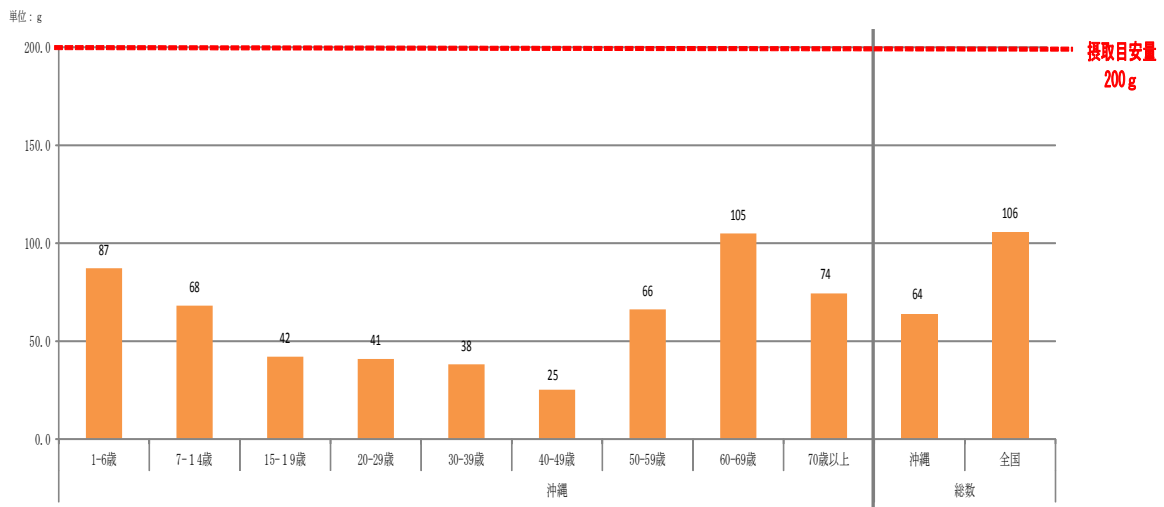
図1-20 1日当たり野菜の摂取状況



資料：沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」、厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」
注：構成比の合計と内訳は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

また、果物の摂取量においては全国平均の約6割に過ぎず、1日摂取目安量の200g*2を大きく下回っています。特に、15歳から40歳代までの年代で摂取量は極めて少ない状況にあります（図1-21）。

図1-21 1日当たり果物の摂取状況



資料：沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」、厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

② 肥満の状況

肥満の割合の推移をみると、男女とも全ての年代で、全国値を10～20ポイント上回っている状況にあります。

男性については、平成18年に比べ平成23年では、40歳代、50歳代以外の年

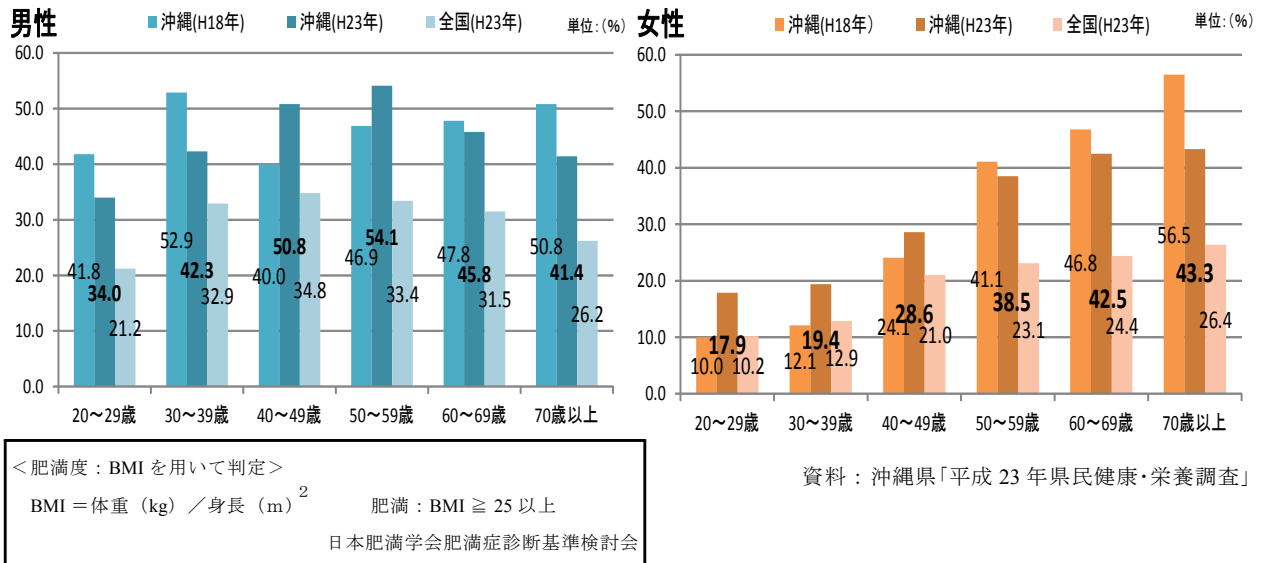
*1 「21世紀における国民健康づくり運動の推進について」（厚生労働省）による。

*2 「果物のある食生活推進全国協議会」（果物の生産、流通、消費の関係団体、並びに農学、医学、食生活指導、料理等の専門家から構成）による。

代で改善しているものの、30歳代以上で4割を超え、中でも40歳代、50歳代では5割を超えている状況にあります。

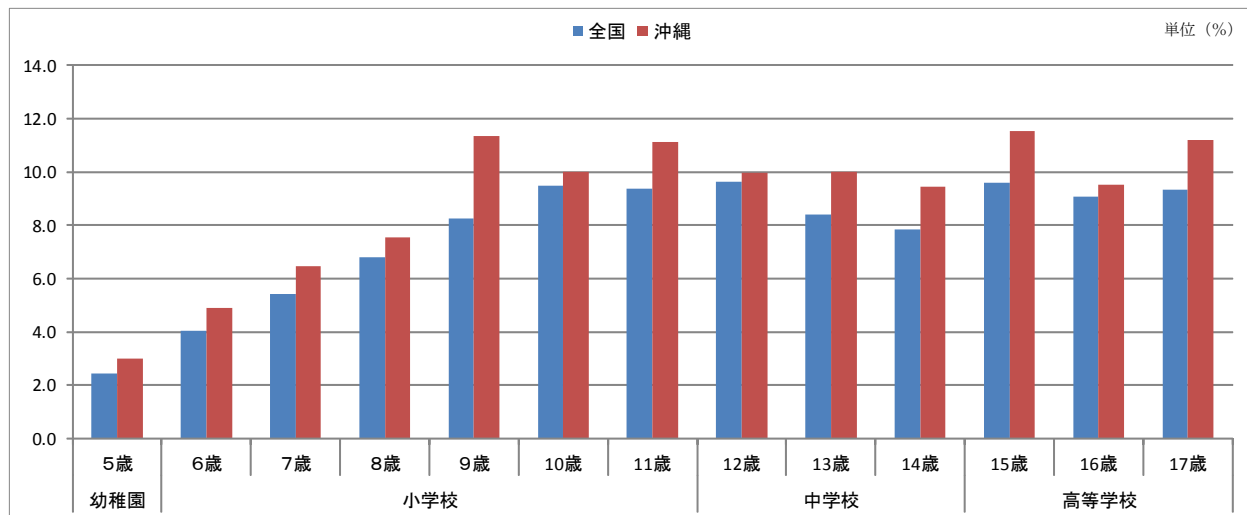
女性については、同じく平成18年と平成23年を比べると、50歳代以降の世代では肥満の割合は改善しているものの、20～40歳代の世代では悪化している状況にあります。また、世代が上がるにつれて、肥満の割合は増加する傾向にあります（図1-22）。

図1-22 肥満の割合の推移



一方、子供の肥満も深刻化しており、平成25年度の調査結果では、全ての年代で、肥満の割合は全国に比べ高く、都道府県別順位でも高い位置にある状況です（図1-23）。

図1-23 肥満傾向児の出現率



区分	単位 (%)																									
	幼稚園		小学校						中学校				高等学校													
	5歳	順位	6歳	順位	7歳	順位	8歳	順位	9歳	順位	10歳	順位	11歳	順位	12歳	順位	13歳	順位	14歳	順位	15歳	順位	16歳	順位	17歳	順位
全国	2.4	—	4.1	—	5.4	—	6.8	—	8.3	—	9.5	—	9.4	—	9.6	—	8.4	—	7.9	—	9.6	—	9.1	—	9.4	—
沖縄	3.0	17	4.9	14	6.5	13	7.5	20	11.4	7	10.0	18	11.1	10	10.0	24	10.0	10	9.5	8	11.5	14	9.5	20	11.2	11

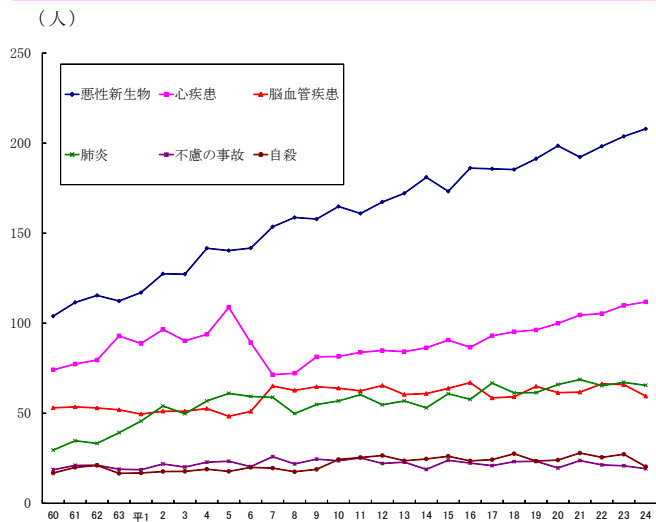
○囲みは、都道府県別順位がワースト10位以内を示している。資料：文部科学省「平成25年度学校保健統計調査」
 (注) 肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者である。
 $\text{肥満度} = (\text{実測体重} - \text{身長別標準体重}) / \text{身長別標準体重} \times 100 (\%)$

③ 死因の特徴

主な死因ごとの死亡率の年次推移をみると、悪性新生物（がん）で死亡する割合が沖縄県では最も高く、次いで心疾患、肺炎と続き、特に、悪性新生物と心疾患は年々増加傾向にあります（図1-24）。

また、年代別の死亡率を見た場合、特に全国ワーストに近いのが、男女ともに35歳以上の年代の心疾患、脳血管疾患、肝疾患となっており、また、60歳以上の年代で、糖尿病の死亡率が高い傾向にあります（表1-2）。

図1-24 沖縄県における主な死因の死亡率の年次推移



資料：沖縄県「平成24年度沖縄県人口動態統計」

表1-2 沖縄県における主要死因別年齢調整死亡率の都道府県順位

性別	死因	年齢調整死亡率	年齢階級別死亡率																			
			総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-84	85-	
男	全死因	27	1	41	4	24	46	10	23	37	43	45	46	45	46	31	34	18	3	1	1	
	悪性新生物	2	1	30	1	30	25	14	8	1	23	10	47	10	34	2	7	1	1	1	18	
	心疾患	20	2	22	1	38	1	24	27	44	38	17	32	36	42	38	25	35	11	5	2	
	脳血管疾患	24	1	1	1	1	43	1	1	16	43	46	43	45	46	41	9	32	2	1	1	
	肺炎	4	1	47	1	1	1	1	1	32	1	1	14	43	42	22	4	24	2	1	1	
	肝疾患	47	44	43	1	1	-	1	1	35	43	47	46	46	47	35	43	27	44	7	1	
	糖尿病	37	10	-	-	-	1	1	1	1	1	1	23	41	22	25	29	39	35	39	22	1
	不慮の事故	9	2	18	19	19	47	5	24	25	18	19	12	20	40	1	14	23	8	1	1	
	自殺	40	34	-	-	37	25	18	30	44	42	30	23	47	33	17	45	45	2	28	1	
女	全死因	14	1	34	47	36	19	28	37	32	40	37	44	27	32	30	46	6	4	2	1	
	悪性新生物	7	1	1	41	1	32	21	35	8	25	17	25	10	23	17	39	10	9	1	15	
	心疾患	6	1	39	43	1	41	1	41	39	47	34	27	24	22	42	26	3	6	3	1	
	脳血管疾患	5	1	1	1	1	1	1	1	37	18	43	43	18	19	5	37	7	13	1	1	
	肺炎	9	2	30	44	45	1	47	1	1	1	37	34	1	41	6	2	21	20	3	11	
	肝疾患	46	40	1	1	1	1	1	1	38	1	47	36	47	39	45	36	43	33	45		
	糖尿病	41	11	-	-	-	1	1	1	1	1	1	39	1	19	46	46	46	20	28	9	
	不慮の事故	2	1	17	45	1	16	15	17	16	11	7	37	23	25	3	28	4	1	2	1	
	自殺	46	24	-	-	47	26	28	42	45	24	40	44	47	41	8	2	1	4	26	31	

注：順位は低率順である。空欄は全国で死亡者がいないもの。

資料：沖縄県「健康おきなわ21」

は、都道府県順位がベスト5。

は、都道府県順位がワースト5。

これらの死因のうち、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪型肥満に加えて、それに伴う高血圧や高血糖、脂質異常のうちいずれか2つ以上を合わせ持った状態であるメタボリックシンドロームによって発症するリスクが高まるとされており*1、また、肝疾患は、沖縄県では特にアルコールの過度な摂取が原因であるアルコール性肝疾患の死亡率が高い*2 ことから、これらの発症に栄養・食生活は深く関連しています*3。

沖縄県の状況をみると、メタボリックシンドローム該当者又は予備群の割合は、20歳代の女性を除く各年代層で男女とも全国平均を大きく上回っており、特に、男性では20歳代で2割を超え、女性では40歳代から急増し、いずれも年

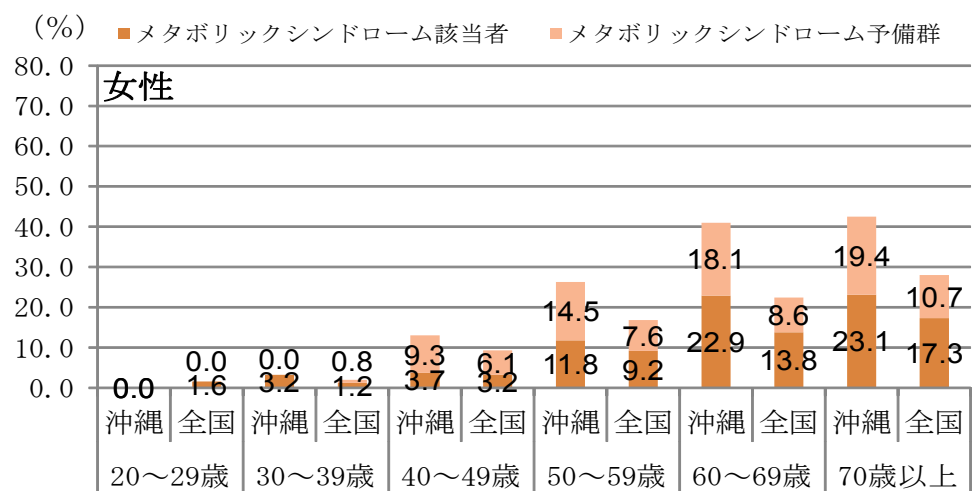
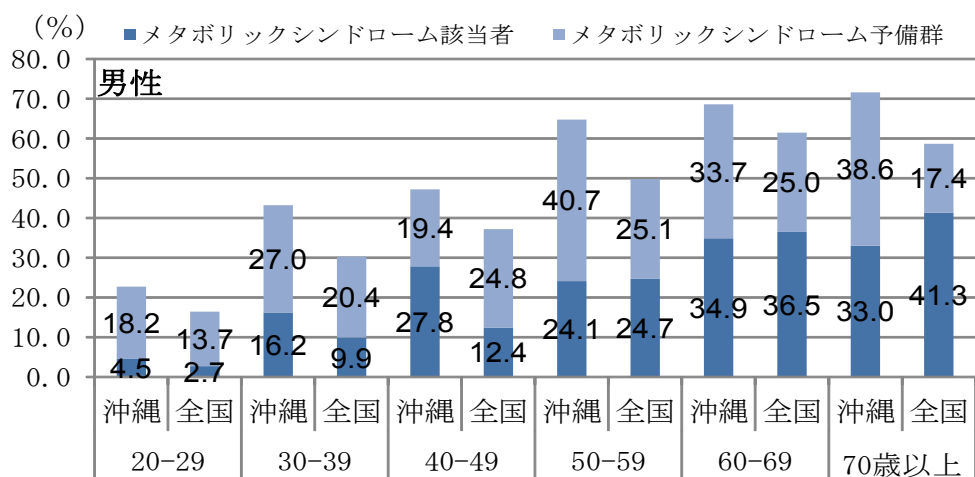
*1 「メタボリックシンドロームを予防しよう」（厚生労働省ホームページ）

*2 平成23年人口動態統計

*3 厚生労働省「健康日本21」

代とともに増加しています（図1-25）。

図1-25 メタボリックシンドロームの状況



資料：厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」、沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」

＜メタボリックシンドロームの判定基準＞
 該当者・・・腹囲が男性85cm以上、女性が90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上が基準値を超えている者
 予備群・・・腹囲が男性85cm以上、女性が90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち1つが基準値を超えている者

こうしたメタボリックシンドロームを予防・改善するためには、食生活面においては、栄養摂取の偏りや、過度なアルコール摂取を見直すことが重要です。特に、総栄養素に占める脂質比率については、その増加にともなって動脈硬化性疾患の発症率や一部のがんの死亡率の増加が認められています*1。

特に、沖縄県では、揚げ物や炒め物等油脂の過剰摂取や過度な飲酒といった肥満を招く食習慣を控え、生活習慣病等の予防、健康な生活の維持に効果的*1と言われるビタミンやミネラル、食物繊維を多く含む野菜、果物を積極的に摂取し、栄養バランスのとれた食事を心がけることが重要です。あわせて、禁煙、適度な運動といった取組も取り入れた健康づくりが効果的です*2。

*1 厚生労働省「健康日本21」

*2 沖縄県では「健康おきなわ21」において、健康づくりの具体的な行動指針として、脂質を控えたバランスの良い食事や適正飲酒など9カ条からなる「チャーガンジューおきなわ9カ条」を掲げています。

「食生活・食習慣」は「健康・長寿」に深く関わっています。

本節では、かつて長寿県であった県民の食生活や食文化を支える食材について紹介します。

(1) 沖縄伝統料理の特徴

沖縄の料理は、中国からの影響を大きく受けたと言われていています。「医食同源」の思想を持つ「クスイムン」（薬になるもの、滋養のあるもの）という考え方があり、体の疲れを癒やしたり抵抗力を養うために、季節の野菜や魚、肉類等を工夫して食べ、年中行事の供え物にも取り入れてきました*1。お祝い事や法事の際は、豚肉をはじめ、かまぼこ、昆布、ごぼう等が入った重箱が作られ、地域や家庭等によって若干違いはあるものの、今なお引き継がれ、各種行事と深く関わるものが多く残っています。

戦前の食生活は、昆布等の海藻類、豆腐や野菜を多く食していたこと等が特徴に挙げられています。特に、豚肉は大切な行事の際に欠かすことができない貴重な食材の一つで余すことなく利用し、ラード等は保存し、「チャンプルー」等の料理の際に利用していました。

また、調理法としては、「イリチー（炒め物）」、「シンジムン（煎じた汁物）」、「ンブシー（煮物）」が多いのが特徴とされています*2。

戦後の沖縄の食生活は米軍統治の影響を受けて、コンビーフ、ポークランチョンミート等肉製品の消費量が増加し、その一方で野菜の摂取量は減少しました。

飽食の時代と言われる現在でも、年中行事等の伝統食をはじめ、庶民の家庭料理として「チャンプルー」等は、日常的に食べられています。外食や惣菜等の中食の増加に加え、缶詰等の加工食品を利用する割合が上昇したことにより、エネルギー摂取量に占める脂質の割合が高くなっています*3。

チムシンジ（豚レバー煎じ汁）



行事食「重箱」（法事用）



ゴーヤーチャンプル



*1 参考：「暮らしの中の栄養学 沖縄型食生活と長寿」（尚弘子（2008）ポードーインク）、「食育ガイドおきなわ」（沖縄県農林水産部流通政策課（2007））

*2 参考：「聞き書 沖縄の食事」（日本の食生活全集沖縄編集委員会（1988）農山漁村文化協会）

*3 参考：「ソーシャル・キャピタルと地域の力 沖縄から考える健康と長寿」（イチロー・カワチ、等々力英美/編（2013）日本評論社）

(2) 沖縄の食文化を支える食材

① 島野菜

沖縄では「島野菜」と呼ばれる独特の野菜があります。沖縄県は、戦前から食され、郷土料理に利用されており、沖縄の気候・風土に適している野菜を「島野菜」と定義し、28品目を定めています。

現在は主に、ゴーヤー、ヘチマ、とうがん、水いも、野菜パパイヤ等が栽培されています。

〈島野菜28品目〉

注：() は代表的な方言名

- ・あきのわすれぐさ (クワンソウ)
- ・おおたにわたり (フィラムルシー)
- ・かずら (カンダバー)
- ・きゅうり (モーウイ)
- ・島かぼちゃ (チンクワー)
- ・島にんじん (チデークニ)
- ・じゅうろくささげ (フーロー豆)
- ・だいじょ (ヤマン)
- ・にがうり (ゴーヤー)
- ・のびる (ヌービル)
- ・ふだんそう (ンスナバー)
- ・紅いも (ウム)
- ・ぼたんぼうふう (サクナ)
- ・野菜パパイヤ (パパイヤ)
- ・ういきょう (イーチョーバー)
- ・かきちしゃ (チシャナバー)
- ・からしな (シマナー)
- ・しかくまめ (シカクマーミ)
- ・島だいこん (デークニ)
- ・島らっきょう (ラッチョウ)
- ・すいぜんじな (ハンダマ)
- ・とうがん (シブイ)
- ・にしよもぎ (フーチバー)
- ・葉にんにく (ヒルンクワー)
- ・へちま (ナーベラー)
- ・ほそばわだん (ニガナ)
- ・水いも (ターンム)
- ・ようさい (ウンチェー)

◎ 島にんじん (方言名：チデークニ)

島にんじんは、普通のにんじんより、ビタミンC、鉄分、カルシウム等も多く含まれており*1、沖縄では古くから、薬膳料理の食材として、煮物やチャンプルー等の炒め物、汁物等に使われてきました。中でも豚のレバー等と一緒に煮込んだ汁 (チムシンジ) は滋養食として重宝されています。



沖縄での島にんじんの由来は明らかではありませんが、東洋系に属し黄色い色が特徴の沖縄の在来種*2で、方言ではチデークニ (黄色い大根) と呼ばれ、根茎は2～3cm程度、長さは30～40cmでゴボウのように細長い形をしています。

主な産地は沖縄本島中部の中城村で、夏から秋にかけて播種し、早いものは11月頃から収穫が始まり、3月頃まで続きます。

沖縄県中央卸売市場での島にんじんの取扱量は、近年約80t台で推移しています (図2-1)。一方、島にんじん以外のにんじんの取扱量は約5,000t

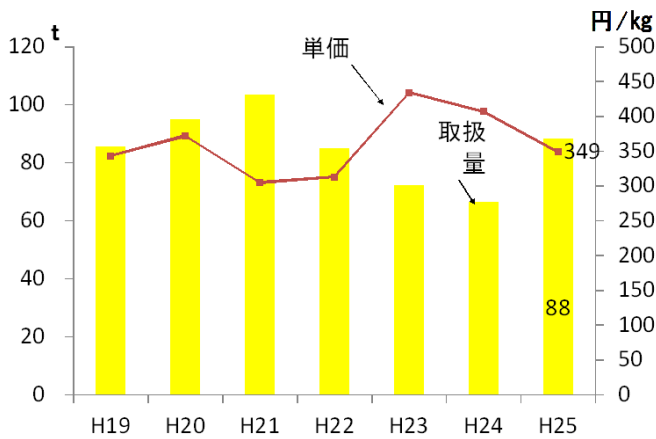
*1 財団法人日本食品分析センター 分析試験結果 (2002年)

*2 にんじんはアフガニスタンのヒマラヤ山脈とヒンズークシ山脈との合流地点一帯が原産地とされています。島にんじんなどの東洋系 (長根種) のにんじんは、17世紀以前に中国から日本に渡来したと言われています。

あり（図2-2）、島にんじんのシェアはわずか2%程度です。

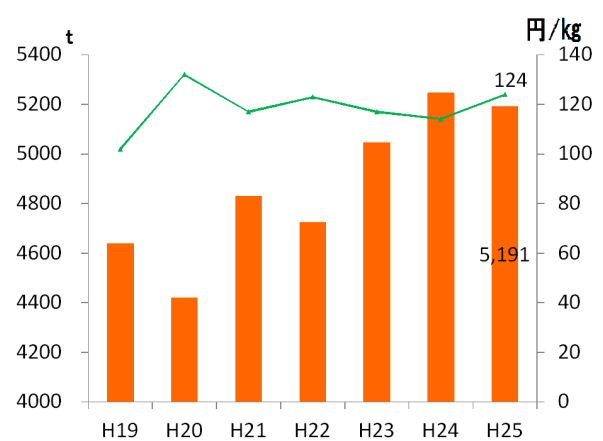
島にんじんは、耕土が深く砂混じりの土壌等栽培適地が限られていたり、収穫作業が重労働であるなどのため、にんじんに比べ生産量が少なく、平成25年の市場価格は349円/kgでにんじんの約3倍で取引されています。

図2-1 島にんじんの取扱量及び単価の推移



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」（平成25年）

図2-2 にんじんの取扱量及び単価の推移



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」（平成25年）
注：島にんじんを除く。

<事例1：島にんじん産地と生産農家の取組（中城村）>

○産地の取組

主な産地である中城村では、島にんじんの生産振興を図るため、平成24年度に村の沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し、収穫労働時間を低減するための掘取り機と、優良品種の選抜を行うための種苗生産ハウスを導入しました。

掘取り機は小型のバックホーのアーム先端部に約1mのカッター（爪）を取り付け、収穫ほ場の条間にカッターを差し込み、土壌を切断して高齢者でも簡単に島にんじんを抜きやすくする工夫をしています。

また、中城村の生産者は従来より自家採取により種苗を確保しているため、現在、島にんじんの色が黄色、オレンジ、赤の三系統があり、品種が固定されていません。将来的にブランド化を推進するため、中城村が種苗生産ハウスを設置しており、黄色系統の中でも特に黄色く細長い優良品種の選抜に生産者とともに取り組んでいます。



○生産者の取組

中城村の宮平さんは、親の世代から自家用で島にんじんを生産していましたが、5年前、建設会社を退職した後に就農し、36aの農地で島にんじんのほか、島だいこん、キャベツ、島らっきょう、葉にんにく、ゴーヤー、ヘチマ等季節に応じ栽培しています。宮平さんの農地がある集落一帯は、砂混じりのジャーガル（弱アルカリ性の重粘土壌）で、細長い島にんじんの栽培に適しています。

島にんじんは7月から8月にかけて播種し、12月から3月に収穫しています。化学肥料は極力使わず、主にたい肥を施用して、9月中旬頃から始める間引きをしっかり行うことで、長くて外観のよい島にんじんを年間2t生産し、主にJAおきなわに出荷しています。

宮平さんは、中城村が導入したにんじん掘取り機を活用し、収穫作業時間を短縮した分、平成26年産は島にんじんの作付面積を13aから20aに拡大することを検討しており、栽培管理にも時間をかけることによって、より品質の高い島にんじんの栽培に取り組むこととしています。

また、学校給食センターと個人で契約し、島にんじんをはじめとする安全・安心な島野菜を、地元小学生等の学校給食用として提供するなど、地産地消にも取り組んでいます。



◎ **にがうり（方言名：ゴーヤー）**

沖縄での栽培歴は古く、15世紀頃から栽培されていたと言われていいます。ビタミンCが豊富で、加熱しても壊れにくく、また、苦味成分であるモモルデシンは、胃腸を刺激して食欲を増進させる作用があるとされています。炒め物や酢の物、天ぷら等、幅広く利用されています。

◎ **ヘチマ（方言名：ナーベラー）**

東南アジア原産で、沖縄では野菜の少ない夏に重宝されています。開花から約2週間程度の若い実を食用にしており、ビタミンやミネラルを豊富に含んでいるため、美容によいとされています。味噌煮にすることが多いですが、そのほか汁物や炒め物にも利用されています。

◎ **とうがん（方言名：シブイ）**

日本には5世紀頃、中国を経由して朝鮮半島から伝わったと言われ、大部分が水分の低カロリーな野菜です。ビタミンCやカリウム等が豊富で、利尿作用があるとされています。汁物や煮物、あんかけ等様々な料理に利用されています。

水いも（ターンム）



◎ **水いも（方言名：ターンム）**

田いもとも言われ、水田で栽培し親芋と芋茎（ムジ）を食用にします。子孫繁栄をもたらす縁起物として、正月や盆等には欠かせません。田楽、煮物に利用されています。

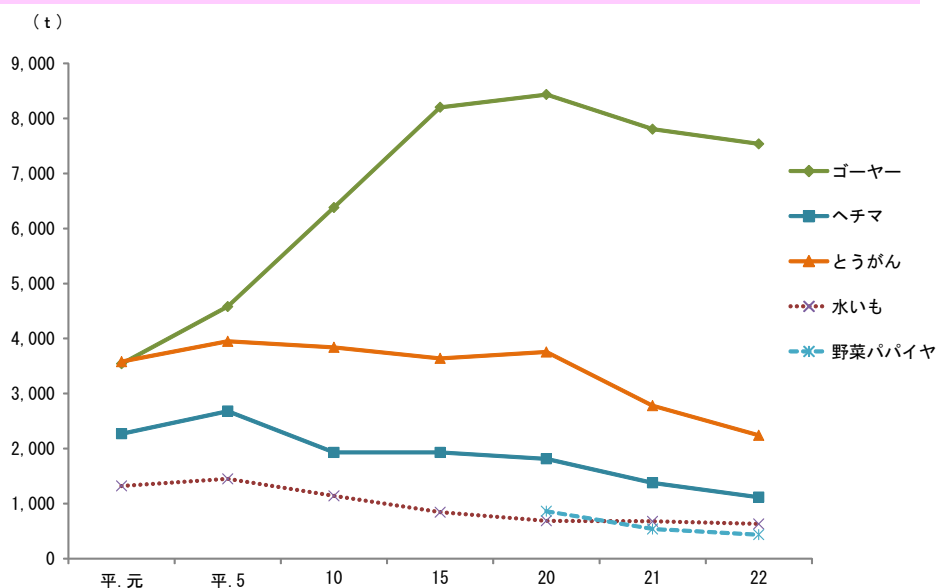
野菜パパイヤ（パパイヤ）



◎ **野菜パパイヤ（方言名：パパイヤ）**

パパイヤは熱帯・亜熱帯の気候で育つため、野菜の少ない夏に重宝されています。パパインというタンパク質分解酵素を含み、ダイエットにいい野菜とされています。炒め物や和え物によく利用されています。

図 2 - 3 主な島野菜の生産量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成20年から沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」「野菜の作付面積、収穫量及び出荷量」

② シークワーサー

シークワーサーは、大宜味村や名護市等の沖縄本島北部地域に自生していた柑橘（香酸柑橘）の一種で、当地域で昭和40年ごろから搾汁用を主とした経済栽培が始まりました。

本島北部の大宜味村では、古くから多くの民家にシークワーサーが植えられており、その熟した果実は、甘味とまろやかな酸味が調和した味わいで「クガニー（黄金）」という方言名とともに親しまれてきました。

平成10年には、東京薬科大学の研究によりシークワーサーには健康機能性成分である「ノビレチン」が豊富に含まれていることが発表され、平成12年にはテレビ番組で血糖値を下げる効果があると紹介されたことにより、全国から大宜味村等の産地にシークワーサーの問い合わせが殺到し、消費者の健康志向の高まりを背景に一大ブームを巻き起こしました。

シークワーサーは、3月頃に開花し、着果・果実肥大とともに、8月ごろに青切り用、秋に加工用、冬にはフルーツ用として出荷されます。青切りは、非常に酸っぱくそのまま食べることはなく、沖縄では、刺身や焼き魚にかけたりと、かけ酢やポン酢の代わりとして使用されています。加工用は工場では搾汁されストレートや濃縮果汁として出荷され、多くはジュース等の飲料や調味料の原料として使われています。

シークワーサー果実



青切り用シークワーサー



③ 豚肉

琉球王国時代に中国や東南アジア等と交易のあった沖縄では、独特の食文化が形成されています。特に豚肉料理では「鳴き声以外捨てる場所はない」と言われるほど、頭の先から尻尾の先まで（内臓から耳、足、血液）余すところなく使いこなすのが食文化の特徴です。

と畜解体方法でも、本土では一般的に皮剥ぎで処理するのに対し、沖縄では湯剥ぎ処理（湯に浸した後、脱毛を行い、枝肉に皮を残す方法）を行うことにより、皮付きの豚肉を料理します（ラフテー、足デビチ）。

ラフテー（皮付きバラ肉）



足デビチ（豚足）



ソーキそば



④ 地大豆

大豆は、明治・大正時代には沖縄各地で広く用いられ、各家庭で豆腐・味噌等に加工し毎日のように食されていました。

昭和30年代頃には6千haの農地で栽培されていましたが、さとうきびへの作付けの転換等により大きく減少し、昭和50年度には38ha、平成25年度には3haとなっています（表2-1）。

近年においては、地域おこしや地産地消の観点から、地大豆（沖縄在来品種）の高アンダー（タカアンダー）、青ヒグー（オーヒグー）、小浜種等が見直され、大宜味村、読谷村、竹富町等で栽培されるようになりました。

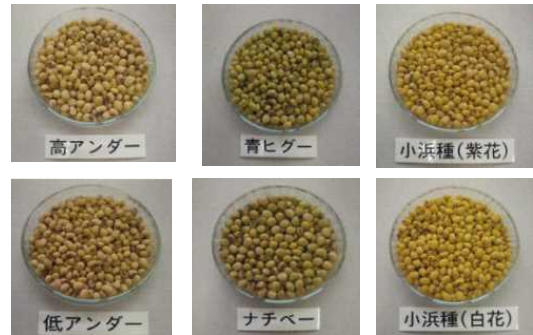
地大豆は、品種特性や加工適正等がまだ十分に把握されておらず、また国産の奨励品種と比較して単収が低いことから、地大豆の生産推進のためには、品種特性・加工適正の把握、栽培技術の確立が求められています。

表2-1 沖縄県における大豆の作付面積の推移

年度	面積(ha)	年度	面積(ha)
昭. 30	6,119	平. 7	0
40	326	17	1
50	38	24	4
60	5	25	3

資料：昭和30年は琉球政府統計部「表式調査」、40年は琉球政府統計庁「農業生産統計調査」、50年以降は農林水産省「作物統計」

沖縄県の地大豆



<事例2：地大豆復活の取組（大宜味村）>

平成21年12月に立ち上げられた大宜味村の「塩屋大豆愛好会」は、9名で地大豆「青ヒグー」「高アンダー」の種の保存栽培活動を行っています。

塩屋では、塩屋湾内の段々畑で昭和35年頃まで大豆を栽培してきましたが、外国産大豆の輸入や生産者の減少により、地大豆は途絶えてしまいました。

「塩屋大豆愛好会」は、地大豆の復活、遊休農地の解消のため、那覇市繁多川自治会から「青ヒグー」と「高アンダー」の種子500gを分けてもらい栽培を開始しました。

沖縄県畑作物連絡協議会（事務局は大宜味村農業委員会）や種子保存の賛同者の協力を得ながら作付け・収穫を重ねてきました。

今後は、地大豆を使った豆腐づくりイベントを通し地大豆を紹介するとともに、種子保存の取組を強化することとしています。

大豆の栽培状況



収穫された大豆



⑤ 薬用作物

沖縄県では、薬用作物は古くから料理やお茶に利用されてきました。

近年、消費者の健康志向が高まる中、ウコン、アロエ、クミスクチン、グアバ、ボタンボウフウ等の薬用作物が注目され、健康食品向けとして生産・加工・販売が行われています。

生産量はそれぞれの品目で、台風による影響やブーム等により増減する傾向が見られ、また、薬用作物は取引市場が存在しないことからほとんどが加工業者と農家等との契約栽培により生産されています。

◎ ウコン（方言名：ウッチン）

琉球王朝時代には、黒糖と並び交易品として珍重されていました。肝機能、健胃等に良いと言われ、料理のスパイスやお茶として利用されています。



ウコン

◎ アロエ（方言名：ルガイ）

健胃、便秘、やけど等に良いと言われ、沖縄県では家庭の常備薬として庭で栽培しているのをよく見かけます。ジュースやデザート材料として利用されています。



アロエ

◎ クミスクチン

「クミスクチン」とはマレー語で「ネコのひげ」という意味。長く突き出した雌しべがネコのひげに似ているところからその名がついたようです。糖尿、腎臓等に良いと言われ、お茶として利用されています。



クミスクチン

◎ グアバ（葉）（方言名：バンシルー）

沖縄県では庭木として植えられています。糖尿、血糖値抑制等に良いと言われ、お茶として利用されています。



グアバ（葉）

◎ ボタンボウフウ（方言名：チョーミーグサ、サクナ）

沖縄県では「一株食すると一日長生きする」と言われ、「長命草（チョーミーグサ）」の名で親しまれています。高血圧、動脈硬化、咳止め等に良いと言われ、和え物、天ぷら、お茶等に利用されています。



ボタンボウフウ

＜事例3：契約栽培を通じた薬用作物の安定生産と加工品の品質向上に向けた取組（（有）沖縄長生薬草本社）＞

沖縄県南城市にある（有）沖縄長生薬草本社では、「農園から食卓まで」をコンセプトに、ウコン、クミスクチン、ボタンボウフウ（長命草）等の薬用作物の栽培から加工、販売までを一貫して行っています。

会社の設立は昭和49年で、現在、栽培面積8.8ha（自社面積7.3ha、契約面積1.5ha）、年間売上高約4億円となっています。

会社設立のきっかけは、代表取締役が幼い頃にけがをした際、父親が野草を使って治してくれた経験等から薬草の不思議な魅力に惹かれたため、薬用作物の栽培に取り組むようになったとのことです。

生産に当たっては、地域の農事組合法人や農家との契約栽培による原料の安定確保を図り、また、薬用作物の優良種苗を増殖し、契約栽培農家と播種前、収穫前後にミーティングを重ね、無農薬で高品質な原料の安定生産に努めています。

更に、安全・安心で信頼できる製品の製造を図るため、ISOやHACCPを取得し、品質管理を徹底しています。

今後の展望として、①薬用作物を活用した商品の需要の喚起、②耕作放棄地等を活用した生産拡大、③安定的な販路の確保による農業者所得の向上、④世界各地の有用な薬用作物の更なる発掘に取り組んでいきたいとのことです。

ウコンの栽培



加工作業



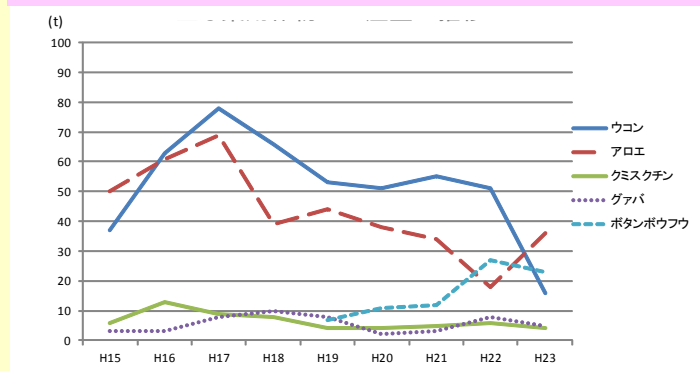
＜事例4：沖縄における薬用作物の産地拡大に向けた検討会の開催＞

沖縄の薬用作物は、沖縄ブランドや安全・安心をアピールできる原材料として需要はあるものの、マイナー作物であること等もあって栽培技術が確立されておらず、また、主に露地栽培であるため台風等の影響を受けやすく、生産が不安定な状況となっています。

このため、沖縄総合事務局では、平成26年1月から、生産者、実需者、試験研究機関、行政等を構成メンバーとした「沖縄における薬用作物の産地拡大に向けた検討会」を開催し、沖縄の特色・強みを生かした「攻めの農林水産業」を実現するための一つとして、薬用作物の産地拡大に向けた方策について検討を行いました。

26年6月には、薬用作物の生産及び健康食品・関連産業の現状と、薬用作物生産等の課題と対応方向について報告書を取りまとめました。沖縄総合事務局としては、活用可能な補助事業等の紹介、関係者間の情報交換の場づくり等、沖縄における薬用作物の産地拡大に向けた取組を今後とも後押ししていきます。

主な薬用作物の生産量の推移



資料：公益財団法人日本特産農産物協会「薬用作物（生薬）に関する資料」

⑥ 水産物

◎ カツオ節

沖縄の食文化を支えている代表的な水産物加工品と言えば、カツオ節です。沖縄県でもカツオは、以前から多く漁獲されており最盛期の昭和53年には年間約6万tの漁獲量がありました。このため、かつてはカツオ節の加工場が、古くからカツオを獲っていた宮古島をはじめ、県内各地に約70カ所もあったようです。カツオ節は、沖縄料理として最もポピュラーな「沖縄そば」の出汁にも広く使われており、様々な沖縄の料理にも味付けの基本として利用されています。また、カツオ節の年間一人当たりの消費量は沖縄県が日本一（平成22年実績）となっています。

◎ イカ

昔からイカの墨は、薬効性があるとして病人に食べさせており、代表的な料理として、沖縄近海で獲れるシルイチャー（アオリイカ）の墨とイカを合わせた「イカ墨汁」（イカの墨を使うので真っ黒い汁が特徴です。）があります。今では、イカの墨を練り込んだ沖縄そば、イカ墨入りパン、イカ墨カレー等様々な食品に利用されており、その機能性が注目されています。



◎ モズク

海藻類では、近年、養殖技術の発展により生産量を急激に伸ばしてきたモズクが沖縄の食材として有名です。モズクは、古くから全国各地で食されてきた海藻で、沖縄県で生産されるモズクは太めの品種です。昔は、獲ってきたモズクを浜の砂利の上で天日干しにして保存食にしていたこともあるそうです。一般的に三杯酢で食べていたため、酢ノリ「スヌイ」とも呼ばれており、三杯酢のほか、汁ものや天ぷら等の具材として利用されています。現在、国内におけるモズクの養殖は沖縄だけで行われており、全国のモズク生産量の99%を沖縄産が占めています。



(1) 沖縄県の取組

これまで世界に冠たる長寿を誇っていた沖縄県が、平成12年の都道府県別生命表において、男性の平均寿命が全国で26位に後退したことは前述のとおり「26ショック」と言われ、沖縄県では社会的に大きな関心と波紋を呼びました。そして、昨年公表された平成22年の都道府県別生命表では、長らく全国1位を維持してきた女性の平均寿命も首位から3位へと陥落し、また男性の平均寿命も30位へと更に順位が後退したことから、県民に長寿県沖縄の崩壊の危機を強く印象づけるものとなりました。



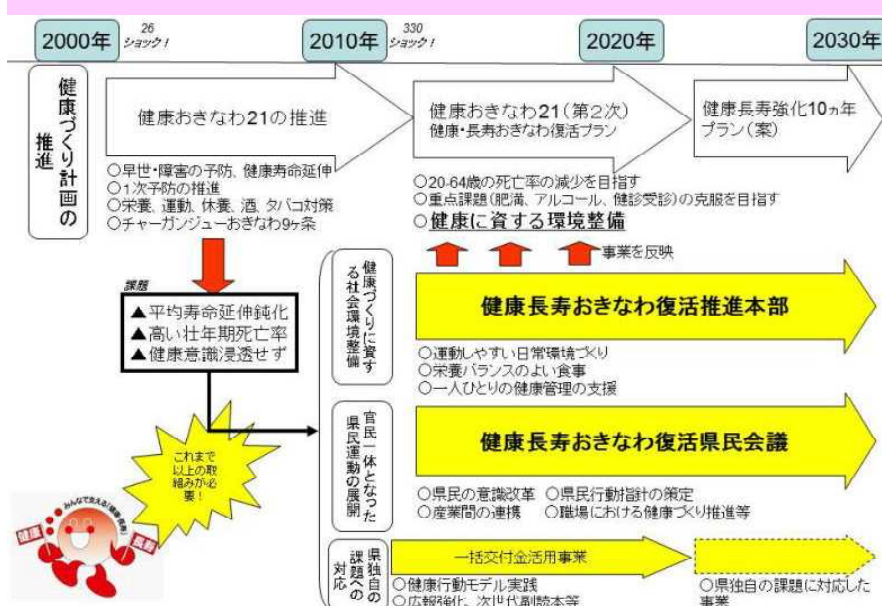
沖縄県においては、「26ショック」以降、全国1位の奪還に向け、様々な取組を行ってきましたが、今回の厳しい結果を受けて、平成26年4月に「健康長寿おきなわ復活県民会議」を設置し、県民一人ひとりの健康づくりに強力に取り組む全県的な運動の展開が始まったところです。



県民会議は、県知事を会長とし、経済団体、保健・医療・福祉関係団体、学校関係、マスコミ関係、行政機関等を構成員としています。本会議では、2040年までに平均寿命日本一を復活することを目指して、好ましい生活習慣等を定めた県民行動指針を作成しました。今後は、生活習慣の改善をはじめとした各課題の解決に向けた息の長い活動を行うこととしており、各構成団体ではその実現を図るため、それぞれの立場で県民が健全な生活習慣等を身につけるよう主体的に取り組むこととしています。

〈参考〉沖縄県では、健康増進法に基づく健康増進計画として、平成14年1月に県民の「早世の予防」、「健康長寿の延伸」、「生活の質の向上」を目的とする健康づくりの指針「健康おきなわ2010」を策定し、平成20年3月には、長寿世界一復活に向けた「健康おきなわ21」、平成26年3月には「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」へと改定している。

図3-1 健康長寿世界一復活プロジェクトの構成



資料：沖縄県提供

図3-2 住民の健康づくりに資する社会環境整備（県事業）



資料：沖縄県提供

(2) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、健康・長寿づくりに関連する取組として、食育の推進活動を行っています。毎年6月の食育月間を中心に、沖縄版「食事バランスガイド」の普及促進をはじめとして、食育パネル展、食育講演会、料理講習会等を開催しています。

食育講演会は、生活習慣病の予防を図ることを目的に、「沖縄県民の生活習慣病の実態と肥満解消法について」を演題に開催しました。また、大学生を対象とした講習会では、沖縄大学と連携して実際に調理実習を行い、食を選択する力、料理をする楽しさを体験してもらう取組を行いました。

さらに、食生活改善の実践を促すため、沖縄健康長寿弁当の開発や健康料理講習会等の活動に対する支援（平成25年度食材提供の場を活用した食育実践活動事業）も行いました。

生活習慣病予防に向けた食育講演会



大学生を対象とした料理講習会



なお、沖縄総合事務局では、沖縄県の「健康長寿おきなわ復活県民会議」の構成団体として、食育活動を通じて健康長寿の推進に積極的に取り組んでいくこととしています。

(4) 「長寿県沖縄」復活に向けて

沖縄県の食生活は、沖縄そばやチャンプルー、ラフテーをはじめとする豚肉料理といった地域の伝統的食文化や、仲間と賑やかに酒を飲むことを好む地域性、あるいは戦後の米軍駐留という歴史的背景の影響を受けたファストフードの浸透等、様々な要因が関係しながら形成されてきたことがうかがえます。

現在では、栄養バランスの乱れや、車社会、運動不足等も相まって、肥満や、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。

「長寿県沖縄」の復活に向けて、健康を増進して生活習慣病を予防するためには、肥満になりやすい食生活・食習慣を見直し、量・質ともに栄養バランスのとれた食事をとるとともに、沖縄県で古くから食されている、ウコンやシークワサー等近年機能性成分が注目されている食品や、健康に良いとされる海藻類や島野菜等の沖縄県独自の食材も上手く取り入れていくと、より一層効果的だと考えられます。また、禁煙、適度な運動等も取り入れた健康づくりにも心がけていくことが重要です。

こうした県民一人ひとりの活動がつながって大きな輪になり、また、みんながつながり支え合うことによって、健康づくりを進め、長寿県沖縄を取り戻していきましょう。

序章 沖縄農林水産業の概要



左上：

東村特産品加工直売所のパイン
アップル（ジュリオスター）（東村）

右上：

植栽木を台風等の強風から守る木
製防風工（伊是名村）

左下：

池間島暮らしツーリズム協議会が
取り組む修学旅行生による農業体験
（宮古島市池間島）

右下：

モズク養殖の様子（うるま市勝連）
（沖縄県もずく養殖業振興協議会提
供）

第1節 地理的・自然的条件

(1) 位置

沖縄県は、我が国の南西端に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に点在する大小約160の島しょ（うち有人離島49島）からなる地域です。

沖縄県は、日本本土と中国及び東南アジアを結ぶ位置にあり、那覇からみると、1,000km圏に台北、上海、1,500km圏に香港、東京等があります（図1）。

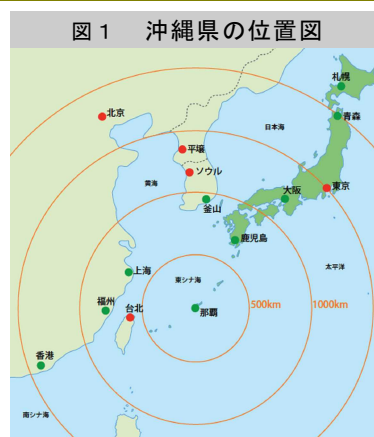


図1 沖縄県の位置図
資料：内閣府「沖縄県の振興」

(2) 地勢

県土の総面積は、国土総面積（約377,962km²）の約0.6%に当たる約2,277km²であり、都道府県の中で第44位となっています。内訳は、沖縄本島

（約1,208km²）（県土総面積の約53%）が最も大きく、次に西表島（約289km²）、石垣島（約223km²）、宮古島（約159km²）の順で、これら4島で県土総面積の約8割（1,880km²）を占めています。

地形は、大きく2つのタイプに分類でき、平地型の本島中南部、宮古島、南大東島、北大東島等、また、山地型の本島北部、石垣島、西表島等があります。山地型の地域に主要な河川が集中し、また、それらの河川は全般に河川延長が短いという特徴があります。

(3) 気象

沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属することから、周年温暖な気候です。一方で、台風の常襲地帯であり、さらに冬期は季節風や寡日照の影響を受けるなど農林水産業にとって不利な条件も有しています。また、年降水量、日照時間ともに年、季節、地域における差は大きくなっています。

平成25年の年平均気温は、那覇で23.3℃、宮古島で23.8℃、石垣島で24.5℃と平年に比べて0.2℃程度高くなりました。

また、年降水量は、沖縄地方全体で平年比91%と少なく、特に7月の台風7号以降、本島北部とその周辺の離島や大東島を中心に記録的な少雨となり、水源となる貯水池やダム等の水位が大幅に低下したことから、各地できとぅきびへの干ばつ被害が発生しました。

日照時間は、那覇で1,809.0時間、宮古島で1,798.8時間、石垣島で1,831.1時間と、ほぼ平均並みでした。

表1 平成25年の平均気温・降水量・日照時間（括弧内は平年比）

	気温 (°C)	降水量 (mm)	日照時間 (h)
那覇	23.3 (+0.2)	2,071.0 (101)	1,809.0 (102)
南大東島	23.5 (+0.2)	1,481.0 (93)	2,112.6 (99)
宮古島	23.8 (+0.2)	1,593.5 (79)	1,798.8 (102)
石垣島	24.5 (+0.2)	2,161.0 (103)	1,831.1 (99)
(参考) 東京	17.1	1,614.0	2,131.1
沖縄地方	— (+0.2)	— (91)	— (102)

資料：沖縄気象台HP、東京管区気象台HP

(注) 沖縄地方の平年比は那覇、久米島、宮古島、石垣島及び与那国島における5地点平均による。

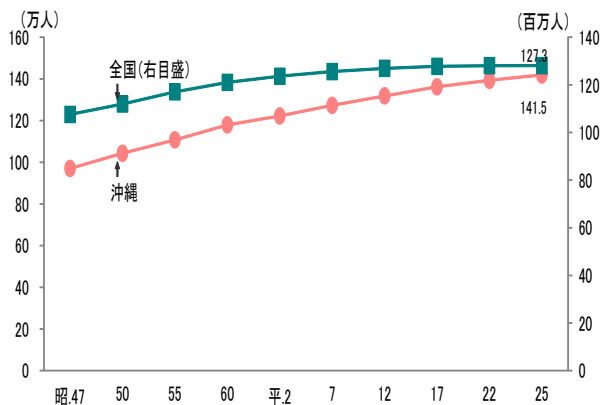
第2節 経済の動向

(1) 人口及び雇用状況等

沖縄県の人口は、平成26年3月1日現在、約142万人（沖縄県推計人口）となっており、昭和47年の復帰当時の約96万人と比較して46万人（約48%）増加しました。一方、全国の昭和47年からの人口増加率は約19%であり、沖縄県における増加率は、全国のそれを大きく上回っています（図2）。

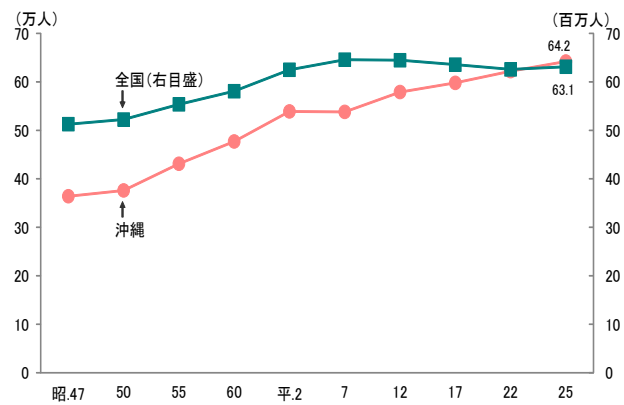
雇用状況については、就業者数は、労働力人口の増加に伴い、復帰後の41年間で28万3千人増加し、平成25年平均では約64万2千人となっています（図3）。

図2 人口の推移



資料：総務省統計局「人口推計」

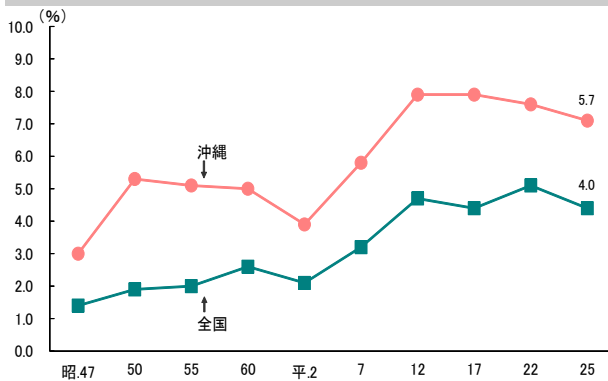
図3 就業者数の推移（年平均）



資料：国勢調査、総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」

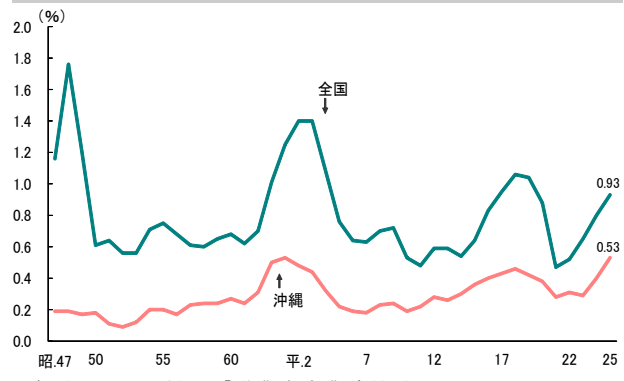
平成25年平均の完全失業率は5.7%（完全失業者数は3.9万人）と全国平均4.0%の1.4倍となっているほか、有効求人倍率は0.53倍と全国の0.93倍を大きく下回っているなど、厳しい状況が続いています（図4、5）。

図4 完全失業率の推移（年平均）



資料：総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」

図5 有効求人倍率の推移（年平均）

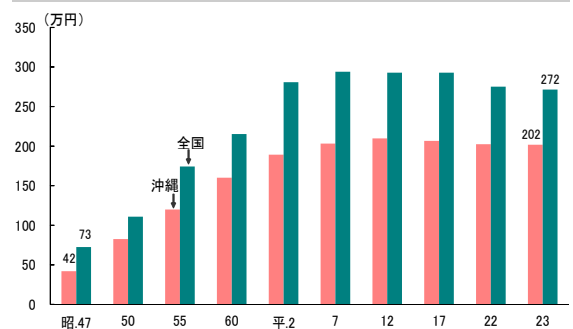


資料：厚生労働省「職業安定業務統計」

注：パートを含む。

1人当たり県民所得（名目）は、復帰後の沖縄県経済の成長に伴い、昭和47年度の42万円（全国平均73万円の約58%）から平成23年度の201万8千円（全国平均272万円の約74%）へと増えてはいるものの、依然として全国平均との間に大きな所得格差が存在しています（図6）。

図6 1人当たり国（県）民所得の推移



資料：内閣府「国民経済計算年報」、沖縄県「県民経済計算」

(2) 経済の構造

沖縄県の県内総生産（名目）は、昭和47年度の4,459億円から平成23年度には3兆7,955億円と、約8.5倍となっています（図7）。

昭和47年度から平成23年度までの推移を産業別にみると、第1次産業は7.5%から1.6%へと、また、第2次産業は22.5%から12.9%へと低下傾向で推移する一方、第3次産業は72.2%から85.3%へと増加傾向で推移しています。

特に、第3次産業のうちサービス業については、12.0%から26.0%と大幅に増加し、全国平均（19.4%）と比較してもかなり高くなっています（表2）。

図7 県内総生産の推移

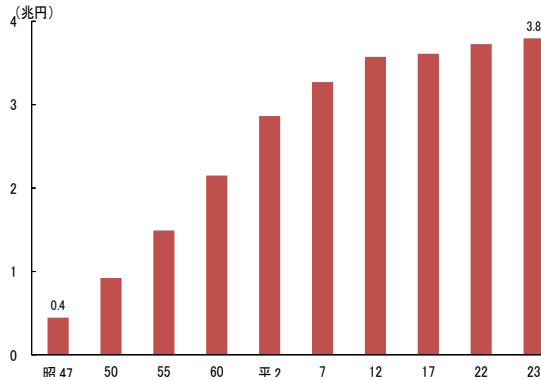


表2 産業別県（国）内総生産割合の推移

(単位：%)

	昭和47年度		平成23年度	
	沖縄県	全国	沖縄県	全国
第1次産業	7.5	5.5	1.6	1.2
第2次産業	22.5	43.7	12.9	24.3
うち建設業	12.3	8.4	7.6	5.6
うち製造業	9.7	34.5	5.2	18.6
第3次産業	72.2	54.9	85.3	74.5
うちサービス業	12.0	10.7	25.8	19.4

資料：内閣府「国民経済計算年報」、沖縄県「県民経済計算」
注：全国は暦年、沖縄県は年度。

(3) 県経済における農林水産業の位置付け

県経済における農林水産業の位置付けをみると、県内総生産（平成23年度）の1.6%、就業者数（平成25年）の5.0%を占めるに過ぎませんが、いずれも全国平均を上回っています。特に離島の市町村では、第1次産業就業者比率が20.1%とかなり高く、地域の雇用を支える重要な役割を担っているほか、純生産額に占める割合も6.5%と高くなっています。これらのことから農林水産業は沖縄県、特に離島の経済の中で重要な役割を果たしているといえます（表3、4）。

表3 産業別就業者数（沖縄県）及び産業別構成比の比較（平成25年）

	人数 (千人)	構成比 (%)	
		沖縄県	全国
第1次産業	32	5.0	3.7
第2次産業	102	15.9	24.4
うち製造業	30	4.7	16.5
第3次産業	503	78.3	70.4
合計	642		

資料：総務省「労働力調査」、沖縄県「労働力調査」

表4 産業別就業者数（平成22年）及び純生産（平成21年）（離島）

	産業別就業者数		純生産額	
	人数 (人)	構成比 (%)	純生産額 (百万円)	構成比 (%)
第1次産業	10,797	17.7	19,241	7.4
第2次産業	8,771	14.4	45,951	17.6
第3次産業	36,119	59.1	207,779	79.4
合計（その他を含む）	61,085		261,729	

資料：沖縄県「離島関係資料」

注1：離島は、沖縄本島以外の島であり、かつ沖縄本島と埋立、海中道路又は架橋により連結されていないものをさす。

注2：純生産額は所属利子が半割除されていないため合計とは一致しない。また、全部離島市町村のみを集計し、一部離島市町村は含まない。

注3：純生産額は年度。

第3節 農林水産業の現状

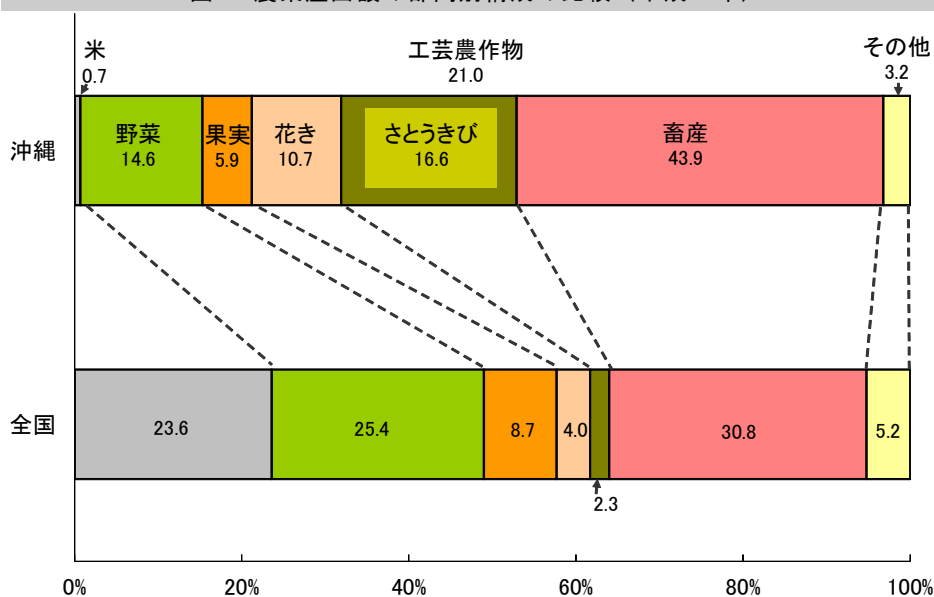
(1) 農業の概要

① 農業産出額の概要

沖縄県においては、基幹作物であるさとうきびのほか、ゴーヤー、マンゴー、さやいんげん、すいか、かぼちゃ、きく、肉用牛、豚等、亜熱帯気候の特性を活かした農業が展開されており、農業産出額の部門別構成比を全国平均と比較しても、さとうきびを中心とした工芸農作物や花き等の割合が大きくなっています（図8）。

その一方で、農林漁業者の減少・高齢化の進行、耕作放棄地の増加等により、農業産出額が1,000億円を超えたのは平成7年までで、それ以降は1,000億円を下回る水準で推移するなど、厳しい情勢にあります（平成24年877億円）（図9）。

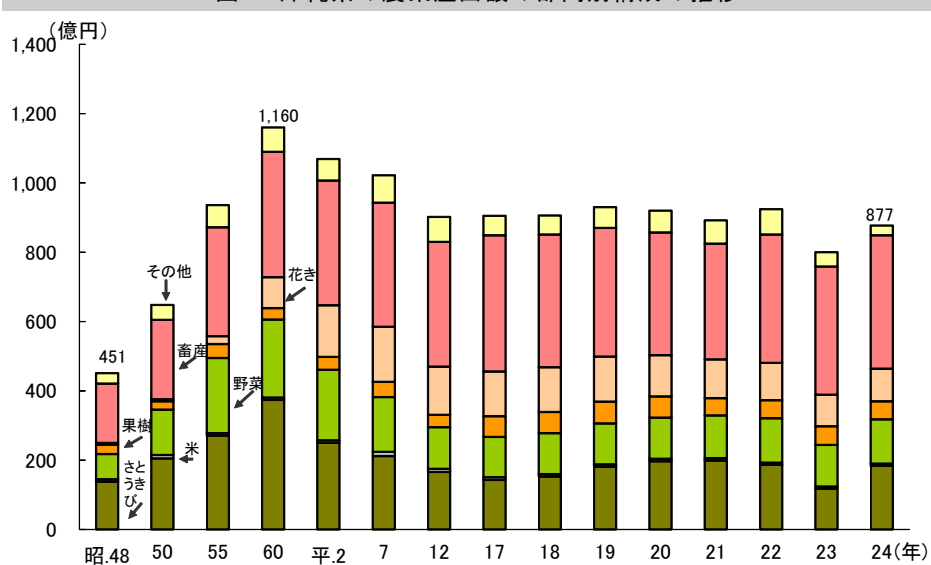
図8 農業産出額の部門別構成の比較（平成24年）



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

図9 沖縄県の農業産出額の部門別構成の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」

② 農家の概要

沖縄県の農家数は、復帰直後から一貫して減少し、昭和46年の60,346戸から平成22年の21,547戸（うち販売農家15,123戸）と約3分の1となっています。

販売農家について専兼業農家別にみると、専業農家は昭和60年の9割程度にとどまっているのに対し、第2種兼業農家は著しく減少し、3割程度になっています。

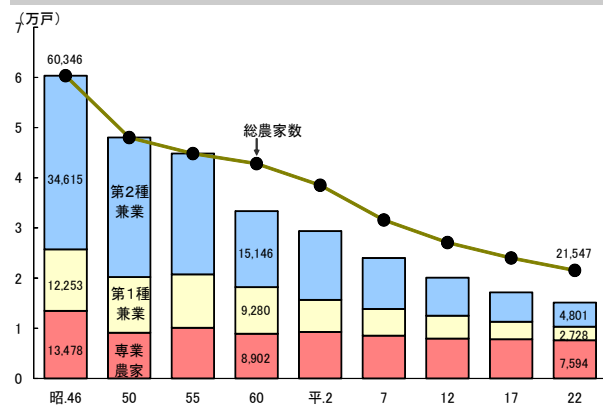
この結果、販売農家に占める専業農家の割合は高くなり、全国の割合の約28%に対して沖縄県は約50%となっています（図10）。

農業就業人口の年齢別構成を見てみると、65歳以上の高齢者の占める割合が年々拡大し、平成22年には過半（55%）を占めています（図11）。この割合は全国（62%）に比べると低いものの、沖縄県においても農業就業人口の高齢化は深刻な問題となっています。

農業経営については、農産物の販売を目的とする農業経営体（個別経営）1経営体当たりの総所得は、平成24年は267万円で全国平均の56%にとどまっています。

平成24年度の農業所得については、度重なる台風被害等を原因としたさとうきびの粗収益の減少等により、全国平均の5割程度に減少しています（図12）。

図10 専兼業別農家数の推移

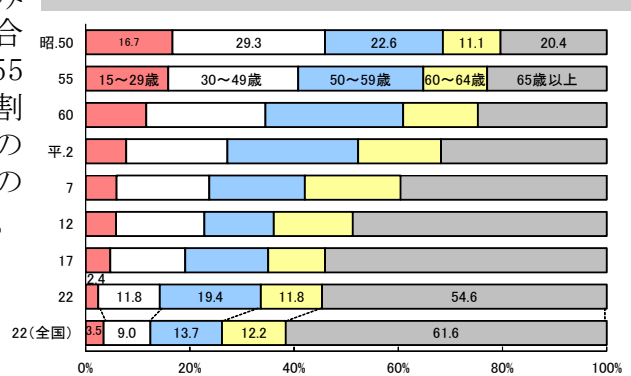


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：専兼業別農家数について、昭和55年以前は総農家の数値、昭和60年以降は販売農家の数値。

注2：販売農家とは、経営耕地面積（所有地－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地）が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家。

図11 農業就業人口の年齢別構成の推移

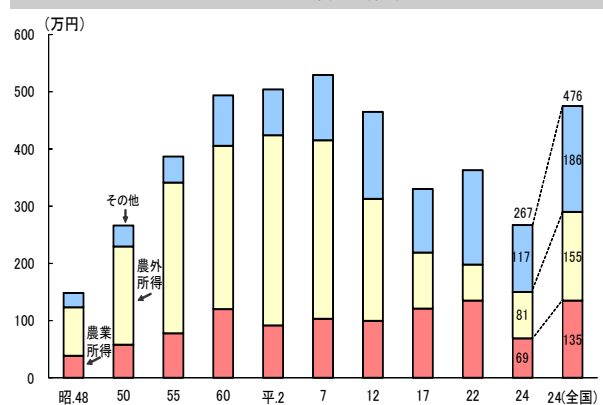


資料：農林水産省「農林業センサス」

注1：昭和55年以前は総農家の数値、昭和60年以降は販売農家の数値。

注2：平成2年以前は「16歳～29歳」で集計。

図12 総所得の推移



資料：農林水産省「農業経営統計調査 経営形態別経営統計（個別経営）」

注1：「その他」には、農業生産関連事業所得、年金等の収入が含まれる。

注2：総所得は、平成15年以前は全世帯員分、平成16年以降は農業経営関係者分に限定したため対象範囲が異なっている。

③ 農地の概要

沖縄県の耕地は、他都道府県とは異なり、畑（樹園地、牧草地含む。）が全体の98%を占め、田は2%とごくわずかです。耕地面積は、近年、都市化の進展等により減少傾向で推移し、平成25年には38,800haとなっています（表5）。

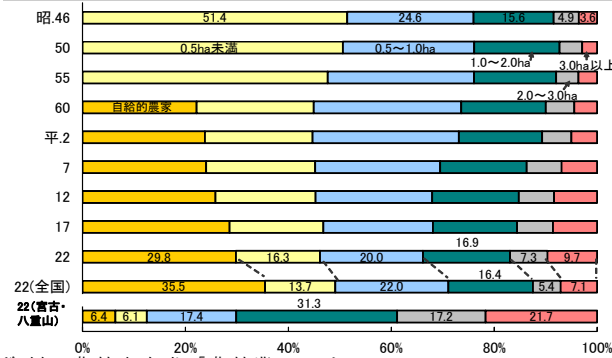
沖縄県は本島中南部を中心に零細農家が多い一方で、離島からなる宮古・八重山地方では3.0ha以上の経営体の全体に占める割合が2割強を占めるなど経営規模の大きい農家が多いことから、全国に比べて3.0ha以上の農家の割合が高くなっています（図13）。なお、作付（栽培）延べ面積は、平成24年は34,100haとなっています（図14）。

表5 耕地面積の推移

	昭.47	55	60	平.2	7	12	17	22	25	耕地面積に対する割合(平.25)	
										沖縄県	全国
耕地面積	45,940	43,800	46,200	47,000	44,800	41,400	39,300	39,200	38,800		
普通畑	37,300	36,600	39,000	39,900	36,700	33,000	31,000	30,200	30,100	77.6	25.6
樹園地	5,760	4,440	3,580	3,090	2,580	2,000	1,990	2,030	1,920	4.9	6.6
牧草地	440	1,600	2,720	3,130	4,580	5,530	5,450	6,030	5,980	15.4	13.5
田	2,440	1,150	871	876	970	912	877	878	851	2.2	54.3

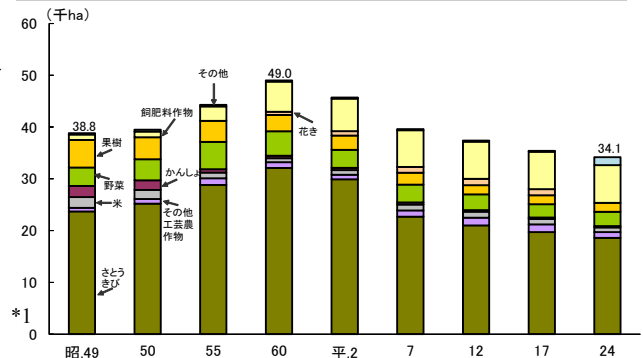
(単位：ha、%)

図13 経営耕地規模別農家構成比の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」
注：昭.55以前は、自給的農家の区分がない。
例外規定農家*1は0.5ha未満に分類。

図14 作付（栽培）延べ面積の推移



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」（表5も同様）
注：花きの面積は平成23年は「その他」に包含。

＜作付（栽培）延べ面積から見る沖縄県農業の歴史＞

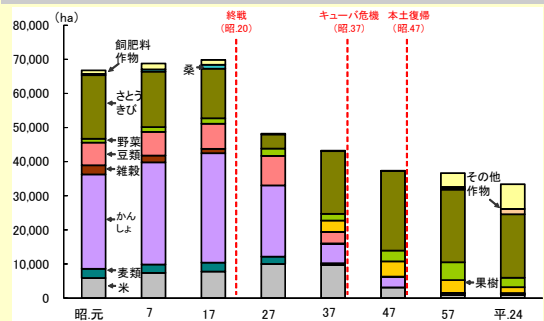
戦前は、現在と違って、水が足りなかったこともあり、主食用にかんしょが最も多く作付けされ、小規模河川等がある限られた地域で米が生産されていました。換金作物としては、さとうきびのほか、桑をエサとする蚕（生糸）も生産されていました。

戦後、戦争被害や軍用地として接収されるなどして多くの農地が失われたことにより、厳しい食料難から主食の確保が何よりも優先され、さとうきびに代えて、かんしょ、米、麦、大豆が生産の中心となりました。その後、食料事情の改善と、昭和27年の本土政府による沖縄産糖への関税の免除等から、さとうきびの栽培面積が増加し始めました。

昭和37年のキューバ危機により砂糖の価格が高騰すると、一挙にさとうきびの作付けが拡大し、昭和47年の本土復帰時には6割以上をさとうきびが占めました。

復帰後は、畜産の振興により、牧草等の飼料の作付けが増加し、また、内地等向けの野菜、果樹、花きの作付けが増加しましたが、他方で、麦、大豆はほとんどなくなりました。

作付（栽培）延べ面積の推移



*1 農地のうち、経営耕地面積による規定には満たないが、調査期日前1年間における農産物の総販売金額が一定以上の世帯。

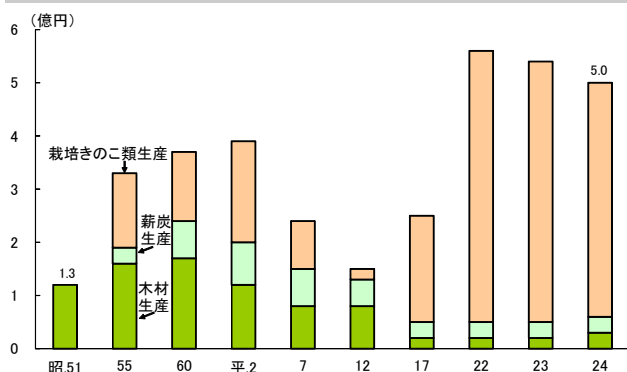
(2) 林業の概要

① 林業産出額等の概要

沖縄県の林業産出額は、木材生産、栽培きのご類生産の減少により減少傾向にありましたが、近年は栽培きのご類生産の大幅な増加により、平成24年は5億円となりました。これは、北部地域を中心に平成14年にえのきたけ生産施設、平成19年にぶなしめじ生産施設が整備されたことによるものです(図15)。

部門別構成比で見ると、栽培きのご類生産が林業産出額全体の大半(88.0%)を占めています。この構成比は全国(49.7%)と比較しても極めて高い値となっています(図16)。

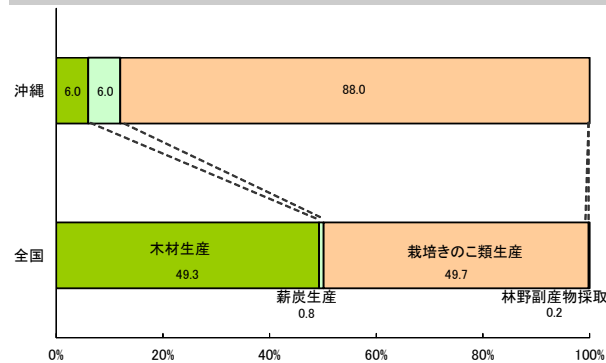
図15 林業産出額の部門別構成の推移



資料：農林水産省「生産林業所得統計」

栽培きのご類生産量の構成比をみると、そのほとんどがえのきたけ、ぶなしめじ(96.8%)となっています(図17)。

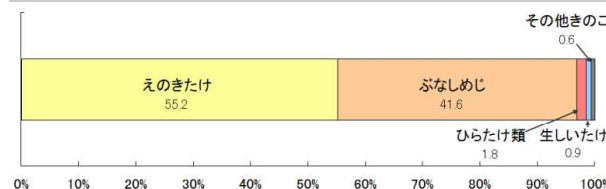
図16 林業産出額の部門別構成の比較(平成24年)



資料：農林水産省「生産林業所得統計」

注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

図17 栽培きのご類生産量の構成比(平成24年)



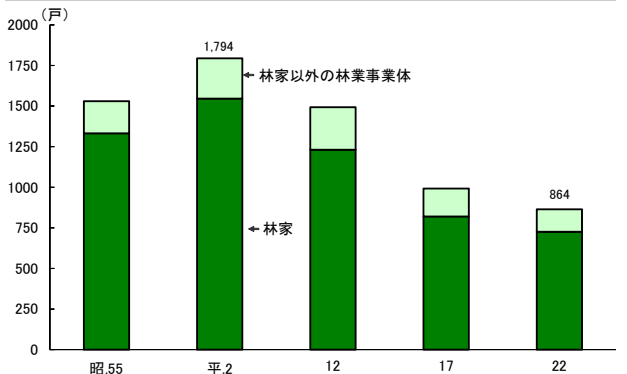
資料：沖縄県森林緑地課「沖縄県の森林・林業」

注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

② 林家の概要

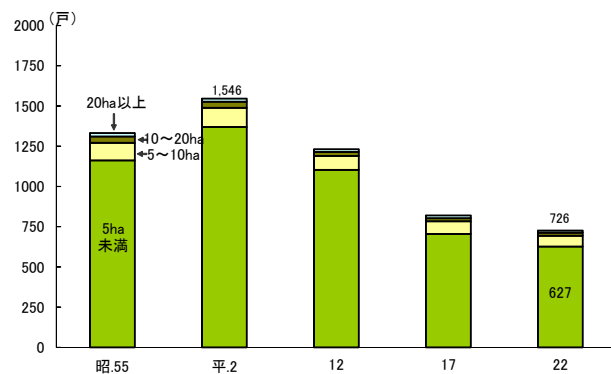
沖縄県の林業事業体数(保有山林面積が1ha以上)は平成2年からおおよそ半減し、864戸(平成22年)となっています(図18)。また、保有山林面積が1~5haの小規模な林家が627戸と全体の86%を占めています(図19)。

図18 林業事業体数(1ha以上)の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図19 保有山林面積規模別林家(1ha以上)構成比の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

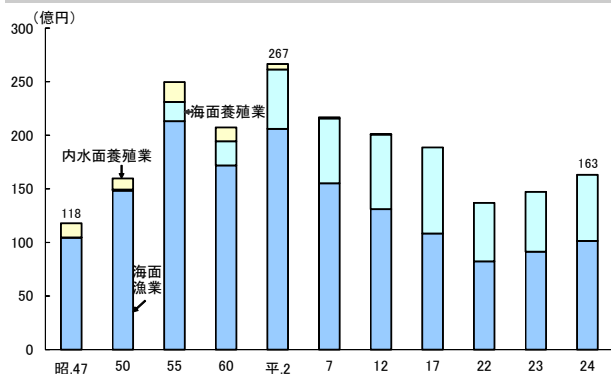
(3) 水産業の概要

① 漁業生産額等の概要

沖縄県の漁業生産額は、海面漁業の減少等により減少傾向にありましたが、平成24年は、22年から沖縄県の主要水産物であるもずく類とまぐろ類の生産量が伸びたため、163億円となりました(図20)。

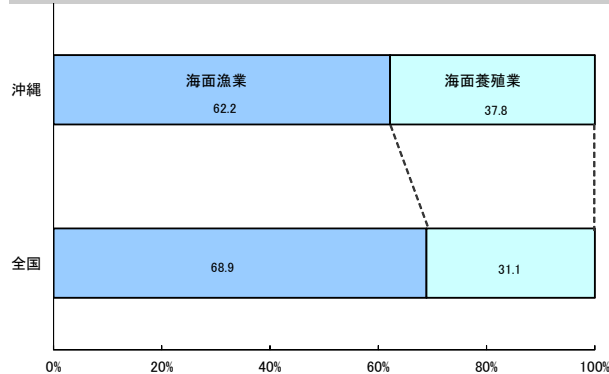
部門別構成比でみると、海面養殖業の構成比は37.8%となっており、全国(31.1%)に比べ漁業生産額に占める海面養殖業の割合が高くなっています(図21)。

図20 漁業生産額の部門別構成の推移



資料：沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」
注：平成12年までは、海面漁業、海面養殖業、内水面養殖業の3区分だったが、平成13年からは海面漁業、海面養殖業の2区分となっている。

図21 漁業生産額の部門別構成の比較(平成24年)

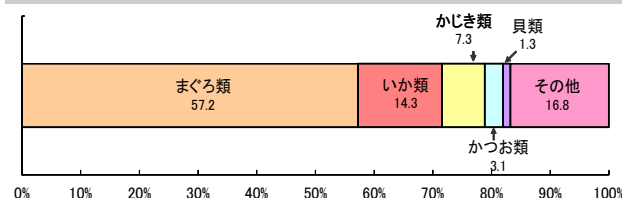


資料：農林水産省「漁業生産額」

魚種別漁獲量は、マグロ類が全体の半分以上(57.2%)を占めており、次いで、イカ類(14.3%)、カジキ類(7.3%)となっています(図22)。

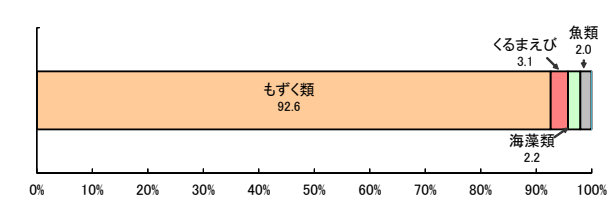
また、養殖魚種別収穫量は、もずく類が大半(92.6%)を占めています(図23)。

図22 魚種別漁獲量(平成24年)



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

図23 養殖魚種別収穫量(平成24年)

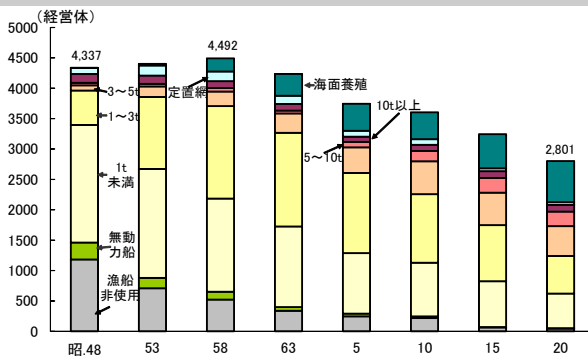


資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」
注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

② 漁業経営体の概要

漁業経営体数は漁船漁業が減少傾向にあり、平成20年は2,801経営体となりました。一方、海面養殖は増加傾向にあります(図24)。

図24 経営体階層別経営体数



資料：農林水産省「漁業センサス」
注：昭和48年から平成15年までは「地引網」の集計項目があったが、沖縄県では経営体数が非常に少ないため、グラフでは省略している。なお、同項目は平成20年からは各トン規模に含まれている。

第4節 食料自給率の動向

食料自給率は、国内の食料消費が国内生産によってどのくらい賄えているかを表す指標です。

主なものとして、食料が生命と健康の維持に必要な不可欠な物という観点から基礎的な栄養価であるエネルギー（カロリー）に着目して計算された供給熱量（カロリー）ベースや、生産額に着目して計算された生産額ベース等があります。

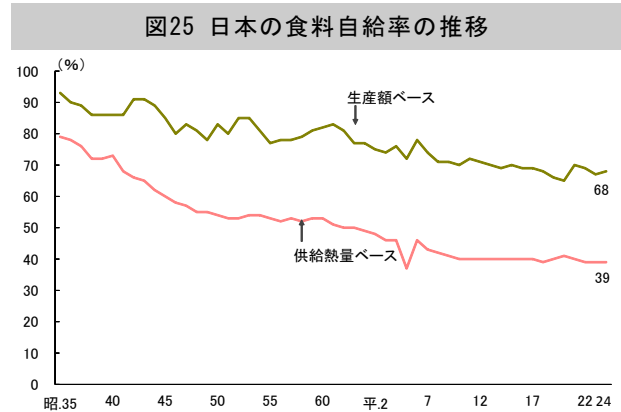
国民に対する食料の安定供給を将来にわたって確保していくためには、輸入の安定化や備蓄の取組を行うだけではなく、国内生産を増大し、食料自給率を向上させていくことが重要です。

（1）日本の食料自給率

国は、平成22年3月、食料・農業・農村基本計画*1において、国際情勢、農林水産業・農山漁村の状況等を踏まえ、関係者の最大限の努力を前提として、平成32年度の食料自給率について、供給熱量ベースで50%、生産額ベースで70%まで上げることを目標としました。

平成24年度の供給熱量ベースの食料自給率は、小麦や大豆の単収が伸びたことによる国内生産量の増加が見られたものの、米の価格上昇等の影響により主食用米の需要量が減少し、前年度と同様の39%となっています。

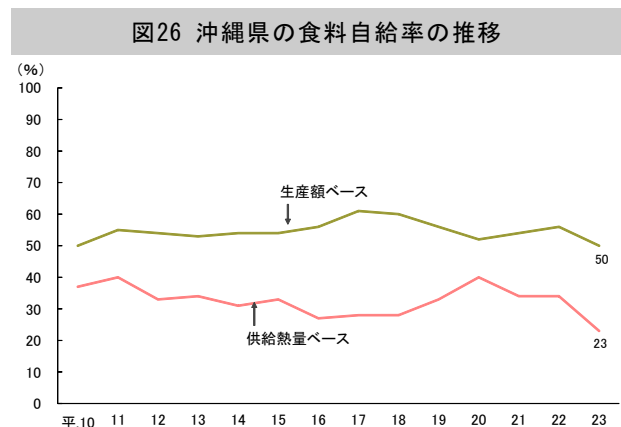
また、生産額ベースの食料自給率は、米の価格が上昇したことや、東日本大震災等の影響を受けた牛肉の需要と価格が回復したことにより、国内生産額が増加し、前年度から1ポイント増加し68%となっています（図25）。



資料：農林水産省「食料需給表」

（2）沖縄県の食料自給率

沖縄県における平成23年度の供給熱量ベースの食料自給率は、台風によるさとうきびの生産量減少により、前年度から11ポイント低下し、23%となっています。また、生産額ベースの食料自給率についても、同様の理由により、前年度から6ポイント減少し、50%となっています（図26）。



資料：農林水産省調べ

*1 食料・農業・農村基本計画とは、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、食料・農業・農村に関し、国が中長期的に取り組むべき基本的な方針、食料自給率の目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めた計画。平成22年3月30日に、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、今後10年間を見通した計画が示された。

第1章 攻めの農林水産業の実現に向けた新たな政策



左上：

耕作放棄地を活用した地元小学生によるじゃがいも植付け活動（伊江村農地・水・環境保全組織（伊江村））

右上：

沖縄県の太陽と大地に生まれ、リラックス効果があるといわれるクワンソウの花（今帰仁村）

左下：

葉たばこの栽培風景（宮古島市伊良部島）

右下：

中山間地域等直接支払交付金を活用したタマネギ植付け機の導入（粟国村）

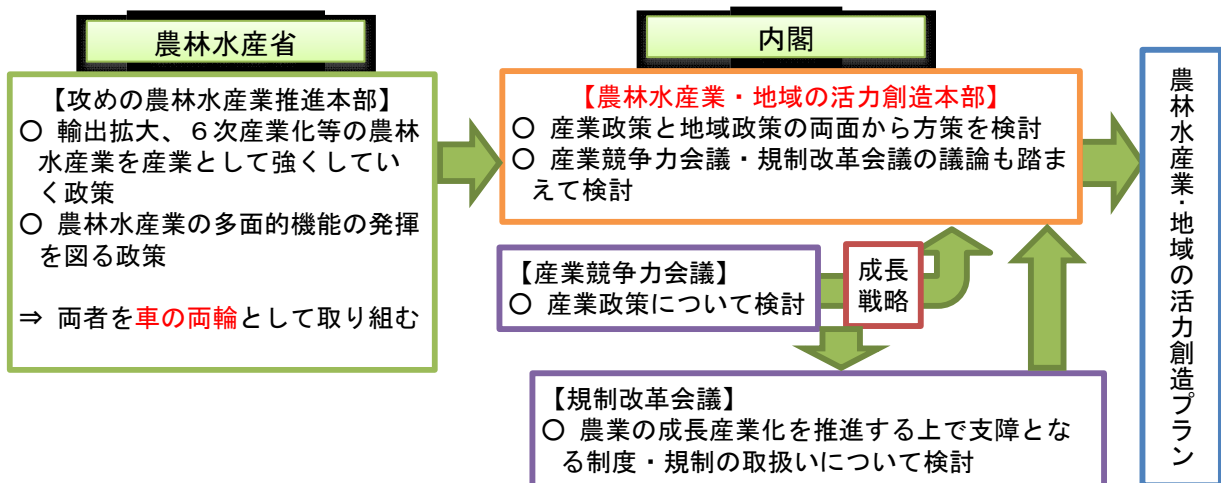
第1節 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の策定

(1) 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の決定

平成25年1月、農林水産省は、生産現場の潜在力を引き出し、その活性化を図るとともに、中期的な展望を切り開く観点から、攻めの農業政策を構築する「攻めの農林水産業推進本部」を立ち上げ、合計9回の本部会合を開催しました。

また、農林水産省のみならず関係府省が連携し、我が国の農林水産業・地域が、将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討することを目的として、同年5月に内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置しました。この本部においては、合計11回の会合を開催し、「攻めの農林水産業推進本部」とも連携して具体的施策の検討を進め、日本経済再生本部の下に設置された「産業競争力会議」や内閣総理大臣の諮問に応じて既存の制度や規制のあり方を検討する「規制改革会議」等の議論も踏まえながら、12月10日に、今後の政策改革のグランドデザインとなる「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「プラン」という。）を決定しました（図I-1）。

図I-1 「攻めの農林水産業」の推進組織と体制の概念図



資料：農林水産省作成

このプランは、我が国の農林水産業・地域の活力に向けた政策改革のグランドデザインとして、新たな農業・農村政策の方向性を示すものです（図I-2）。

このプランでは、我が国の農林水産業・農山漁村は、国民に食料を安定的に供給するとともに、地域経済を支えているほか、持続性に優れた生産装置である水田や、世界に評価される和食、美しい農山漁村の風景等の素晴らしい潜在力を有するとしています。今後のアジアを中心とした世界の食市場の拡大や国内人口の高齢化等に伴う新たな国内ニーズの拡大、多様な主体による農業参入等、農山漁村には新たな風が吹きつつあることから、これらの機会を捉え、その潜在力を活かし、施策を大胆に展開していくこととしています。農林水産業を産業として強くしていく「産業政策」と国土保全といった多面的機能を発揮する「地域政策」を車の両輪として推進することにより、農業・農村の所得を今後10年間で倍増させることを目指しています。

具体的には、①国内外における新たな需要（需要フロンティア）の拡大、そして、②需要と供給をつなぐ付加価値の向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築等の収入を増大させる取組を推進するとともに、③農地中間管理機構を通じた農地の集約化等生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直し等の取組を通じた生産現場の強化を図ることに加えて、④高齢化が進行する農村の構造改革を後押ししつつ、棚田等の良好な景観を将来世代に継承するため、農村の多面的機能の維持・発揮を促進する取組を掲げ、この4本の柱を軸として政策を再構築することにより、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げていくこととしています。

また、この取組による成果を国民全体で実感できるものとするため、農林水産業の成長産業化を我が国全体の成長に結びつけるとともに、美しく伝統のある農山漁村を将来にわたって継承していくことを目指しています。

図1-2 農林水産業・地域の活力創造プランの概要



資料：内閣官房作成（平成25年12月）

(2) プランに基づく政策の展開方向

①「需要フロンティアの拡大」では、世界の食市場がアジアを中心として今後10年間で倍増すると見込まれることを踏まえ、これを積極的に取り込むため、世界の料理界における日本食材の活用や日本の食文化・食産業の海外展開等を推進することとしています。また、国内における需要についても、少子高齢化や生活スタイルの変化等の新たなニーズに対応した介護食品の開発・普及、薬用作物や加工・業務用野菜の生産、地産地消、食育等を通じた新規需要の掘り起こしを行うことを目指しています。

また、②「需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築」では、消費者の需要に応じて農林水産物を生産・供給するという発想（マーケットインの発想）に基づいて付加価値の向上を図るとともに、女性や若者を含めた多様な人材を活用し、農業と商工業の連携や、農業と医療・福祉・食品分野との連携等の6次産業化を進めることとしています。また、農山漁村における地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入の促進や、異業種との連携による他産業に蓄積された技術・知見の活用、新たな品種や技術の開発・保護・普及、知的財産の総合的な活用、生産・流通システムの高度化等農業に革新を起こすことを目指しています。

加えて、③「生産現場の強化」では、地域内で農地が分散錯綜している状況の解消に向けて、都道府県ごとに農地中間管理機構を整備し、担い手への農地の集積や集約化を推進するとともに、経営感覚にあふれた農業経営体が大宗を占める強い農業を実現することにより、農業構造の改革と生産コストの削減を図ることとしています。また、従来の経営所得安定対策を見直すとともに、需要のある麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本格化を進め、水田のフル活用を図るほか、米の生産調整の見直し等の米政策の改革を進めることや、④「多面的機能の維持・発揮」を促進するため、農業者等が取り組む地域活動や営農活動を支援する日本型直接支払制度を創設することとされました。

第2節 プランを推進するための新たな農業・農村政策～4つの改革～

農業・農村を取り巻く課題には、農業を強くする産業政策と多面的機能の維持・発揮を促進する地域政策を車の両輪として取り組むことが必要です。このため、農地中間管理機構の創設、経営所得安定対策の見直し、水田のフル活用と米政策の見直し、日本型直接支払制度の創設の4つの改革を推進していきます。

(1) 農地中間管理機構の創設

プランの4本柱の1つである生産現場の強化を図るための施策として、農地中間管理機構を創設しました。

同制度は、担い手への農地集積・集約化による生産コストの低減と耕作放棄地の発生防止・解消を目的に、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備し、地域内で分散し錯綜した農地や耕作放棄地を借り受けて、必要な場合には大区画化や再生整備等の条件整備を行います。その上で、担い手や新規就農者等に転貸し、地域の農地利用の最適化や農業経営の効率化を図るというものです。

国は、同制度を推進するため、同機構への農地の提供に関して、地域の取組に対しては地域集積協力金を、個々の出し手に対しては経営転換協力金又は耕作者集積協力金を交付します。

また、耕作放棄地対策の強化として、農業委員会は、耕作放棄地の所有者に対して同機構に貸す意志があるかどうかの確認から始めるなど、手続きの大幅な改善・簡素化を図り、耕作放棄地の発生防止と速やかな解消に努めていくこととしています。

(2) 経営所得安定対策の見直し

従来の経営所得安定対策（旧・戸別所得補償）では、全ての販売農家や集落営農に対して一律の支払いとなっていました。これらを見直し、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金について、工程を明らかにした上で廃止することとしました。一方、諸外国との生産条件格差を補うための「畑作物の直接支払交付金」（ゲタ対策）、安定的な農業経営を行うための「米・畑作物の収入減少影響緩和対策」（ナラシ対策）については、一律の規模要件を外し、意欲ある農業者が幅広く参加できるようにすることとしています（図I-3）。

(3) 水田のフル活用と米政策の見直し

需要に応じた米の生産・供給を推進するため、麦、大豆、飼料用米等需要のある作物の生産を振興する水田活用の直接支払交付金の充実や、中食・外食等のニーズに応じた生産と安定取引の一層の推進、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進めていきます。

こうした中で、定着状況を見ながら、5年後（平成30年産から）を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生産者団体・現場が一体となって取り組むこととしています（図I-3）。

(4) 日本型直接支払制度（多面的機能支払）の創設

農業を産業として強化していく産業政策と車の両輪を成す地域政策として、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を促進するため、地域活動や営農活動に支援を行う日本型直接支払制度を創設することとしています。また、日本型直接支払により、地域コミュニティにおける農業者や、地域住民等も含んだ活動組織の共

同活動を支援し、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組む担い手の負担を軽減し、農業の構造改革を後押しすることとしています（図 I - 4）。

なお、平成26年度は予算措置として実施し、所要の法整備を行った上で、27年度から法律に基づき実施する予定です。

図 I - 3 経営所得安定対策及び水田フル活用と米政策の見直しのポイント

経営所得安定対策の見直し	畑作物の直接支払交付金 (ゲタ) 【H25予算:2,123億円】	26年度は現行どおり実施 (予算措置で、全ての販売農家・ 集落営農を対象に実施) 【H26予算:2,093億円】	27年度からは法改正をした上で新し い対象者要件で実施 (認定農業者、集落営農及び認定就農者 とし、規模要件は課さない)
	米・畑作物の収入減少影響 緩和対策(ナラシ) 【H25予算:724億円(H24年度産分)】	26年度は現行どおり実施 (別途、ナラシの非加入者に対す る収入減少影響緩和対策を実施) 【H26予算:751億円(H25年度産分)】	27年度からは法改正をした上で新し い対象者要件で実施 (認定農業者、集落営農及び認定就農者 とし、規模要件は課さない)
	米の直接支払交付金 (1.5万円/10a) 【H25予算:1,613億円】	・26年度産米から単価を7,500円/10aに削減 ・29年度産米までの時限措置(30年度産から廃止)【H26予算:806億円】	
	米価変動補填交付金 【H25予算:84億円(H24年度産分)】	26年度から廃止 【H26予算:200億円(H25年度産分)】	
水田フル活用と米政策の見直し	水田活用の直接支払交付金 【H25予算:2,517億円 (うち産地資金539億円)】	・26年度産から飼料用米等への数量払いの導入(上限値10.5万円) ・地域の裁量で活用可能な産地交付金の充実など全体の拡充 【H26予算:2,770億円(うち産地交付金804億円)】	
	米政策	水田活用の直接支払交付金の充実等を進める中で、定着状況をみなが ら、5年後を目途に、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、 国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中 心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政・生 産者団体・現場が一体となって取り組む。	

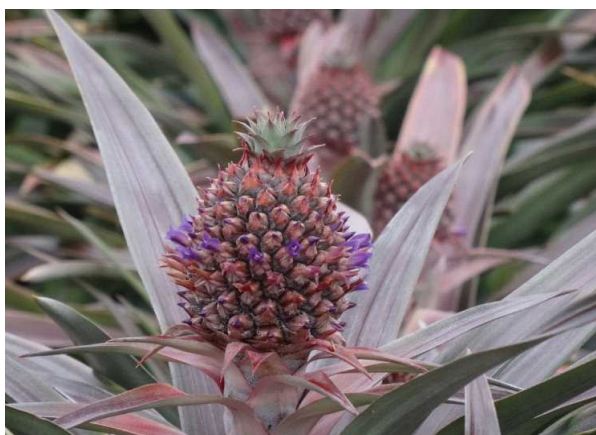
資料：農林水産省作成

図 I - 4 日本型直接支払制度の概要



資料：農林水産省作成

第2章 農業の振興



左上： 今後、生産拡大が期待されるトル コギキョウ（南城市）	右上： さとうきび機械収穫率100%の島 で活躍する中型ハーベスタ（北大東 村）
左下： 色鮮やかなパインアップル（ゴー ルドバレル）の花（東村）	右下： 小松菜の水耕栽培（豊見城市）

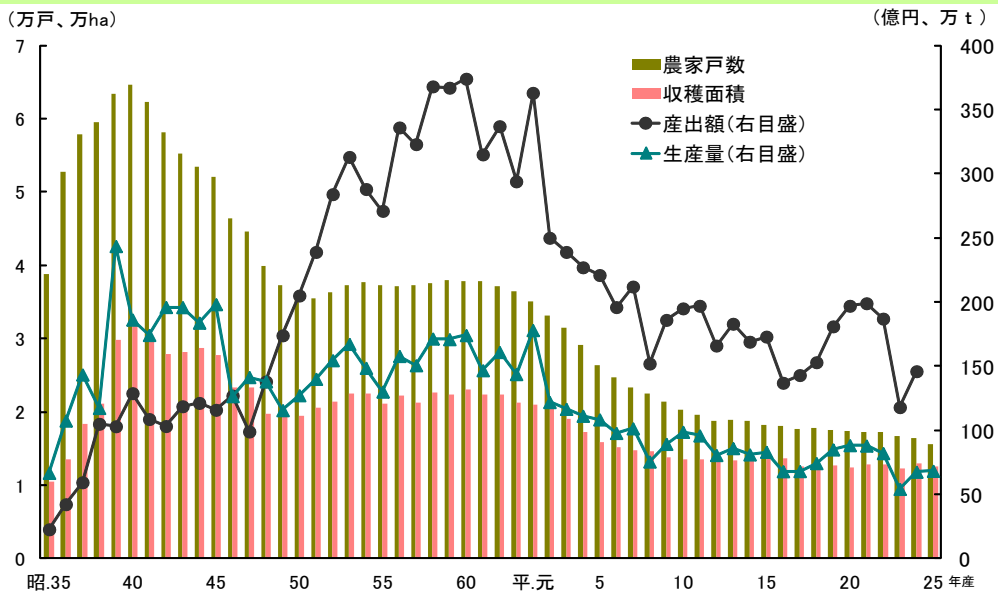
第1節 さとうきび

(1) 生産の動向

さとうきびを生産する農家数は、平成24年は16.4千戸と、昭和40年のピーク時の約4分の1まで減少しているものの、依然として全農家数の約8割を占めています。

さとうきびの生産量については、平成25年産は記録的な干ばつの影響、度重なる台風襲来等により、68.3万t（概数）となり、復帰後最低の54.2万tを記録した平成23年産以降3年連続で低い生産量となりました（図Ⅱ-1）。

図Ⅱ-1 さとうきび農家戸数、収穫面積、産出額及び生産量の推移



資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「作物統計」、沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」
注：産出額についてはH24年産まで。

(2) さとうきび増産に向けた取組

関係団体が一体となってさとうきびの増産に取り組むため、平成17年10月、国において「さとうきび増産プロジェクト会議」を立ち上げ、産地の意見等を踏まえた「さとうきび増産プロジェクト基本方針」が決定（平成17年12月）されました。

これを受け、沖縄県においては平成18年6月に「増産に向けた取組目標及び増産取組計画（増産計画）」を策定し、平成27年産の生産量目標を94.6万tとし、国、県、市町村、関係団体等が一体となった取組を進めています（表Ⅱ-1）。

表Ⅱ-1 沖縄県のさとうきび増産計画

	16年産 (実績)	22年産 (実績)	23年産 (実績)	24年産 (実績)	25年産 (実績)	27年産 (目標)
収穫量(t)	680,100	821,000	541,500	675,700	683,100	945,500
収穫面積(ha)	13,600	12,800	12,300	13,000	12,500	14,235
単収(t/10a)	5.0	6.4	4.4	5.2	5.5	6.6

資料：農林水産省「作物統計」

このような中、近年の不作から早期に生産回復・増産を図るため、国としては、平成24年度補正予算に引き続き、平成25年度補正予算において、2年連続となる緊急対策として「さとうきび増産緊急対策事業」（さとうきび増産基金）を予算措置し、地力増進、種苗確保、病虫害防除対策等の各種支援を実施しています。

(3) 砂糖の種類による支援制度

沖縄県の基幹作物であるさとうきびを使って作られる砂糖は、「分みつ糖」と「含みつ糖」との2つに大きく分けられます。「分みつ糖」は、さとうきびの絞り汁から糖みつを分離したもので、一般的に使われる白砂糖になります。「含みつ糖」は、さとうきびの絞り汁の全成分をそのまま煮詰めたもので、その代表が黒糖です。「分みつ糖」と「含みつ糖」に対する支援制度はそれぞれ異なります。



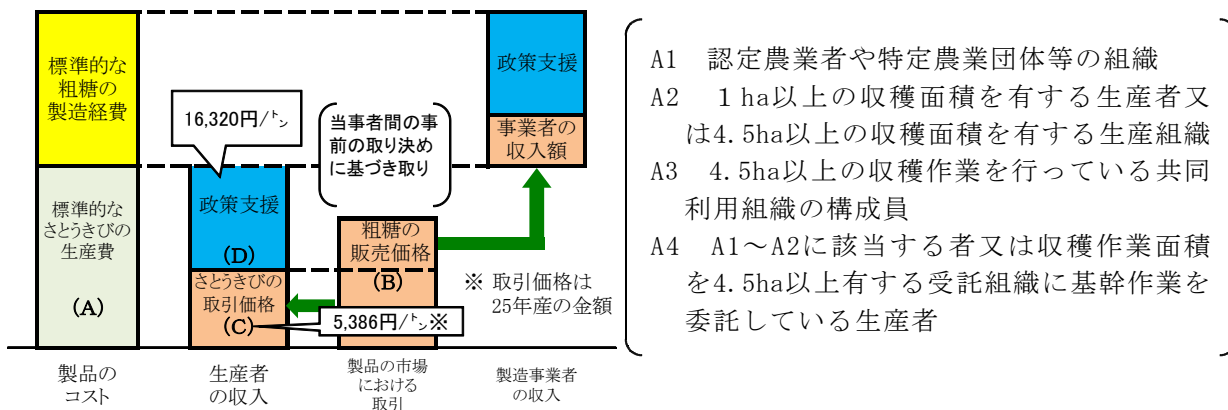
① 分みつ糖（粗糖）支援制度

我が国における甘味資源作物（さとうきび、てん菜）や国内産糖の生産コストは、諸外国と比較すると、生産規模の違い等解消することのできない格差があるため、大幅に高くならざるを得ません。このため、分みつ糖に対して、国は生産者の経営安定や甘味資源の国民への安定供給を図る観点から、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」に基づき生産者及び製糖業者を支援しています。平成18年に同法が改正され、平成19年産から、地域において安定的な生産を行う生産者に対し、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金を交付する品目別経営安定対策が創設されました。

(品目別経営安定対策の概要)

標準的なさとうきびの生産費（図Ⅱ－2中（A））と、製品である粗糖の販売価格（B）のうちの農家取り分（さとうきびの取引価格）（C）との差額部分について、生産量・糖度に基づいて交付金（D）が支払われます。ただし、さとうきびの安定的な生産体制の確立を図る観点から、以下のA1～A4のいずれかの要件を満たす者が対象となります。

図Ⅱ－2 平成25年産のさとうきびの経営安定対策の支援水準等



- A1 認定農業者や特定農業団体等の組織
- A2 1 ha以上の収穫面積を有する生産者又は4.5ha以上の収穫面積を有する生産組織
- A3 4.5ha以上の収穫作業を行っている共同利用組織の構成員
- A4 A1～A2に該当する者又は収穫作業面積を4.5ha以上有する受託組織に基幹作業を委託している生産者

② 含みつ糖（黒糖）に関する支援

含みつ糖は、生産規模の小規模な8つの離島（図Ⅱ－3参照）で生産されており、離島振興の大きな役割を担っています。含みつ糖は、分みつ糖と異なり商品の差別化が可能なことから、「砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律」の支援対象ではありませんが、8つの離島の

地域経済を支える基幹産業であることから、これまで「沖縄振興特別措置法」に基づき国及び沖縄県において予算を確保し支援を行ってきました。

平成24年度以降は、新たに沖縄振興一括交付金が創設されたことから、沖縄県において当交付金を活用した支援を実施しています。

(沖縄含みつ糖対策検討チームの設置)

近年の経済不況、輸入糖問題等の影響から販売不振による在庫の拡大、価格の低下等の問題が生じたことから、沖縄県の含みつ糖の需要拡大等に向けて、平成22年8月に内閣府、農林水産省及び沖縄県等を構成員とする「沖縄含みつ糖対策検討チーム」が設置されました。

また、平成25年6月には、生産者団体も含めた「沖縄含みつ糖流通促進情報交流・検討会」を開催し、同情報交流・検討会での検討を踏まえ、各種事業の活用により含みつ糖の需要拡大等を支援しています。



(黒糖・黒砂糖の表示の適正化)

黒糖表示について、平成23年3月に加工食品品質表示基準が改正され、黒糖の定義及び原料産地表示が義務化されることとなり、2年間の移行期間を経て平成25年4月1日より完全実施されました。これにより、沖縄県産黒糖の販売は有利に展開することができるようになり、今後の販路の拡大等が期待されています。

(4) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、さとうきびの早期の生産回復・増産及び効率的かつ安定的な生産振興を図るために、①機械化の推進、②台風及び干ばつ等自然災害による被害軽減、③病虫害防除対策、④担い手の育成等に対する支援を実施しています。

また、沖縄県の基幹作物であるさとうきびの重要性についてより理解を深めてもらうために、さとうきびパネル展の開催や夏休み子供学習イベント現地学習会の開催等、積極的な情報発信を行っています(事例Ⅱ-1、Ⅱ-2)。

① 機械化の推進

さとうきびの生産において、最も重労働である収穫作業については、補助事業の活用等により機械化を推進しています。平成24年産においては、機械による収穫面積が総収穫面積の55.0%にまで拡大しました。

平成25年度は、ハーベスタ等の農業機械の整備を推進するため、国のさとうきび農業機械等リース支援事業及び県の単独事業等により、国、県が連携して機械化への支援を実施しました。



表Ⅱ-2 さとうきび収穫機械化の推移

	昭62	平5	10	15	20	21	22	23	24
総収穫面積(ha)	22,351	15,924	13,536	13,959	12,406	12,747	12,761	12,289	12,996
うち機械(ハーベスタ等)による収穫面積(ha)	1,629	3,863	4,364	5,322	5,292	5,553	5,715	5,999	7,147
機械収穫率(%)	7.3	24.3	32.2	38.1	42.7	43.6	44.8	48.8	55.0

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」

② 台風等自然災害による被害軽減

近年の不作の大きな要因として、台風、干ばつ等の気象災害があります。少しでも被害を軽減するために、さとうきび増産基金を活用した生産基盤の強化の一環として、かん水作業委託費助成、点滴チューブ、かん水銃等の導入支援による干ばつ対策や、長期的な台風時の被害軽減対策として、防風・防潮林の普及啓発に係る苗代等への助成等多様な支援を実施しています。

干ばつ被害の様子
(伊計島)



かん水作業の様子
(伊良部島)



事業で導入した簡易ポンプを活用した
かん水作業の様子 (本島南部)



台風7号の被害
(石垣島)



③ 病虫害防除対策

気象災害に加えて、近年の不作の要因の1つとして、さとうきびの害虫であるイネヨトウ被害等による減産があります。

このため、国ではイネヨトウ等のさとうきび害虫への対策として、さとうきび増産基金を活用し、地域の特性に応じフェロモンチューブによる交信攪乱等環境にも配慮した防除や、薬剤を活用したメイチュウ類及びハリガネムシ等病虫害防除対策等の継続的な取組支援を実施しています。

イネヨトウによる被害 (石垣島)



フェロモンチューブ
設置の様子 (久米島)



④ 担い手の育成

さとうきび農家数の減少や高齢化、農業所得の減少等厳しい状況の中、将来のさとうきび生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する必要があります。

そのため、地域における担い手の育成支援として、パンフレット等を活用した生産技術に関する情報発信等への助成や、耕作放棄地の再生による担い手への農地利用集積等の支援を実施しています。

重機による耕作放棄地の再生
(石垣島)



<事例Ⅱ-1：さとうきびのパネル展>
 ～ 沖縄の宝 さとうきびの栽培から砂糖ができるまで ～

沖縄の基幹作物であり、製糖業とあわせて地域経済の重要な役割を担っているさとうきびについて、県民の理解を促進するために、平成25年8月、沖縄総合事務局1F行政情報プラザを活用し、さとうきびのパネル展を開催しました。

パネル展では、関係機関の協力を得て、ポット苗、様々な砂糖のサンプル、さとうきびから出来る副産物の展示、黒糖が作られている県内8離島の黒糖の試食、さらに食品としての砂糖の働きや沖縄県産黒糖を紹介するDVDの上映等を行いました。

パネル展会場の様子



さとうきびやさとうきびから出来る副産物等の展示



8島の黒糖試食



<事例Ⅱ-2：さとうきびの現地学習会>
 ～ 夏休み子供学習イベント ～

平成25年8月、夏休み子供学習イベント「さとうきびの現地学習会」と題して、小学生（4・5・6年生）を対象に、さとうきびの植付体験、収穫機械（ハーベスタ）の試乗、製糖工場見学等現地学習会を開催し、身近にあるさとうきびや砂糖について理解を深める学習会を開催しました。

2節苗づくりの実演



植え付け体験



製糖工場ヤードクレーン前にて
記念撮影



機械による植え付け体験



さとうきび初かじり



(5) 製糖工場の現状

さとうきびは、重量作物であり、ほ場から製糖工場まで長距離輸送することはコストがかさみ、品質が劣化することから、生産地域に製糖工場の整備が必要です。沖縄本島と宮古島を除いて、1島1工場体制になっており、各島において、工場の存続がさとうきび作継続の必須条件となっています。

また、製糖工場は、地域において、雇用の場となるなど地域経済に重要な役割を担っています。

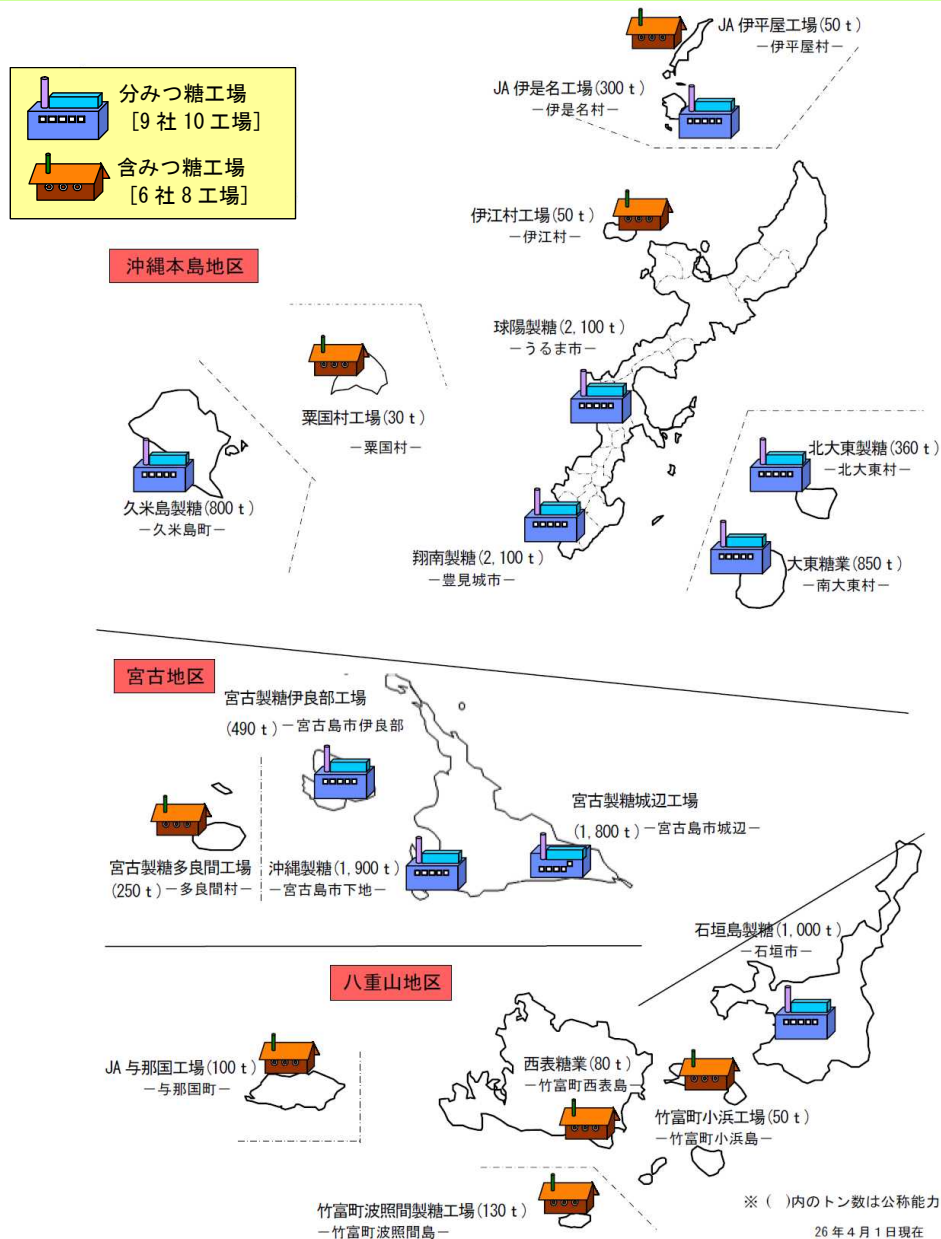
平成25年現在は、分みつ糖工場9社10工場、含みつ糖工場6社8工場が操業しており(表Ⅱ-3、図Ⅱ-3)、沖縄総合事務局は各種事業を活用して施設整備等の支援を行っています(事例Ⅱ-3、4)。

表Ⅱ-3 沖縄県における製糖工場数の推移

	分蜜糖工場	含蜜糖工場	計
昭和62年	14	7	21
平成5年	13	7	20
平成10年	11	7	18
平成16年	10	7	17
平成23年	10	8	18
平成25年	10	8	18

資料：沖縄県農林水産部「さとうきび及び甘しゅ糖生産実績」

図Ⅱ-3 沖縄県における製糖工場の分布図(平成25/26期)



<事例Ⅱ－3：北大東村精脱葉施設の整備>

平成26年1月、北大東村において、強い農業づくり交付金を活用し、農産物処理加工施設精脱葉施設（トラッシュ（夾雑物）除去再利用施設）が整備されました。

当該施設の稼働により、ハーベスタ収穫後の製糖原料のトラッシュ混入の削減効果に加え、除去したトラッシュの再利用により有機物施用を推進し、地力増進を図ることで、単収と糖度のアップ等が期待されています。

精脱葉施設内部の状況



<事例Ⅱ－4：竹富町波照間製糖工場の整備>

平成26年1月、竹富町波照間島において、沖縄振興特別推進交付金等を活用し、製糖工場が整備されました。

波照間島のさとうきびは長い歴史があり、これまで、島の主要産業として地域経済を支えてきましたが、工場の老朽化が著しく、安定的な製糖製造に支障を来していました。

新工場となったことから、黒糖製品の更なる品質向上が図られ、安定的な供給販売と併せて波照間島経済の活性化が大いに期待されています。

波照間島の収穫作業体系は、刈倒機で刈り倒した後に「ゆいまーる」（県内ではほとんどみられなくなった相互扶助組織）による脱葉、搬出を行う独特の体系となっており、刈取作業の効率化を図る機械化と人力脱葉等作業のバランスが取れたモデル的な地域でもあります。

新製糖工場



「ゆいまーる」による収穫作業



工場内作業の様子



＜沖縄におけるさとうきび生産の歴史＞

沖縄におけるさとうきび生産の始まり

沖縄県のさとうきび生産は、1623年、儀間 真常ぎましんじょうが中国から製糖技術を導入したことにより広まり、1900年頃には栽培面積は約3,500haとなりました。大正時代、台湾から品質に優れたジャワ系の大茎種P0J2725が導入され、生産は伸び、昭和初期には栽培面積が約15,000haまで増加しました。

しかし、沖縄戦によりさとうきび生産は壊滅し、戦後も食料増産のために米等の主要食糧の生産が優先されたことから、さとうきびの生産は低迷したままでした。

キューバ危機(1962年)とさとうきびブーム

昭和27年に日本政府が沖縄産糖への関税を免除したこと等からさとうきびの生産意欲が高まりました。

また、昭和37年に起きたキューバ危機により、当時世界最大の砂糖輸出国であったキューバが減産したこと等から砂糖の国際糖価が急騰したため、沖縄県のさとうきびの取引価格も高騰しました。

これらを要因として、さとうきび生産農家が急増し、昭和39年産の収穫量は史上最大の244万tを記録しました。

さとうきびブームの沈静化

昭和38年、日本政府は貿易自由化策として砂糖の自由化を実施しました。その直後、高騰していた国際糖価が急落したため、沖縄県のさとうきび取引価格も急落し、農家戸数、収穫面積は、昭和40年をピークに減少に転じました。

日本政府は「沖縄産糖の政府買入に関する特別措置法」、「砂糖の価格安定等に関する法律」等に基づく支援を行いました。高度経済成長に伴う農業労働力の流出や、本土復帰前後の民間資本による農地買占め、昭和46年の宮古、八重山地域における空前の大干ばつ等により、農家戸数、収穫面積の減少は加速しました。

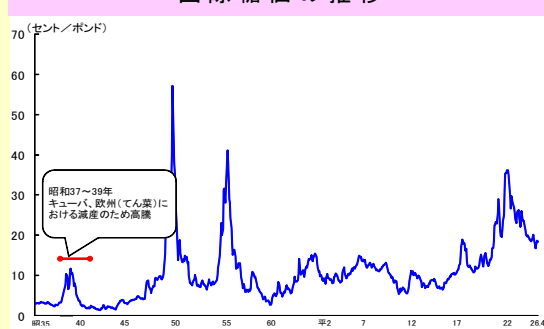
本土復帰から現在まで

昭和47年の本土復帰直後、砂糖の国際相場の上昇に伴い最低生産者価格が大幅に引き上げられ、その後も昭和58年産まで引き上げられたこと等から、農家戸数、収穫面積は昭和51年に下げ止まり、昭和50年代は安定傾向で推移しました。

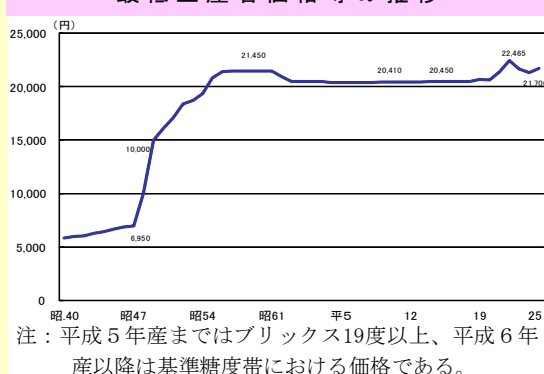
しかし、昭和60年代に入ると農家戸数、収穫面積は再び減少に転じ、平成16年にはピーク時の半分にまで減少し、生産量も復帰後最低(当時)となりました。

その後、国、県、関係団体、農家等の取組により生産量が増加傾向となり、19～22年産にかけて、4年連続で80万tを超えて推移していましたが、ここ数年は、70万tを下回る低い生産量となっています。

国際糖価の推移



最低生産者価格等の推移



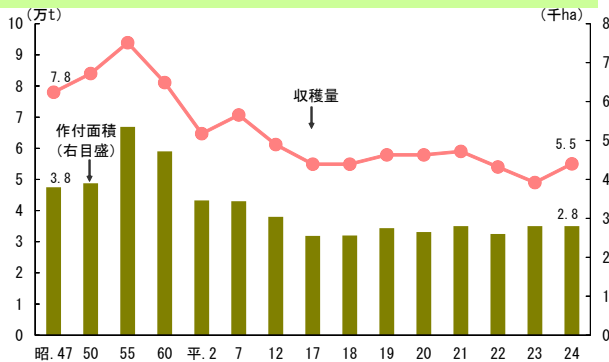
第2節 野菜

(1) 生産の動向

沖縄県では、亜熱帯地域の気候特性を生かして、本土産の端境期である冬春期を中心に、ゴーヤー、かぼちゃ、さやいんげん、とうがん等の野菜が生産・出荷されています。

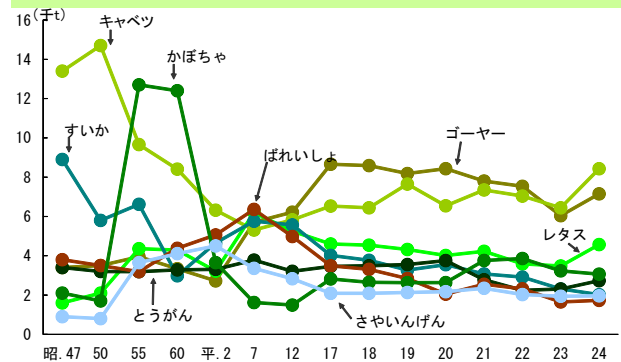
平成24年産の野菜*1の作付面積は2,809ha、収穫量は5万4,784tとなっており、その収穫量の上位5品目は、キャベツ(8,430t)、ゴーヤー(7,154t)、レタス(4,570t)、かぼちゃ(3,066t)、とうがん(2,731t)の順となっています。特に近年、キャベツとゴーヤーは他の作物に比べ、高い収穫量で推移しています(図Ⅱ-4、5)。

図Ⅱ-4 作付面積及び収穫量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成19年から沖縄県農林水産部「農業関係統計」、「沖縄県の園芸・流通」

図Ⅱ-5 主要野菜の収穫量の推移



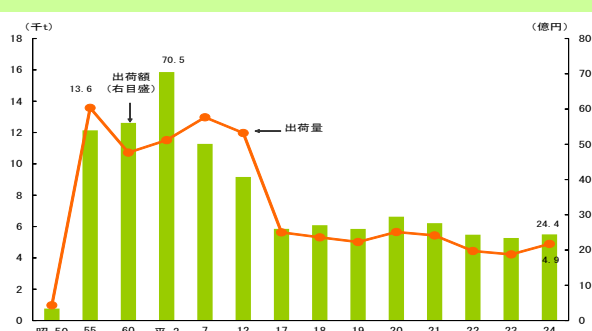
資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」、平成19年から沖縄県農林水産部「農業関係統計」、「沖縄県の園芸・流通」

(2) 県外出荷の状況

平成24年産の県外出荷量(JAおきなわ取扱分)は4,890t、出荷額(同)は24億円となっています(図Ⅱ-6)。出荷額を品目別にみると、さやいんげん、ゴーヤー、かぼちゃで全体の約57%を占め、以下、オクラ、とうがん、トマト、ピーマンの順となっています(図Ⅱ-7)。

ゴーヤーについては、平成5年のウリミバエ根絶以降、県外出荷が増加してきましたが、近年では他産地との競争激化等により、横ばい傾向となっています。そのため、カメラ測定機を整備するなど、高品質なゴーヤーの県外出荷に取り組んでいます。

図Ⅱ-6 県外への出荷量及び出荷額の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」
注：平成17年から集計方法を変更

図Ⅱ-7 品目別県外出荷額割合(24年)



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」

*1 沖縄で栽培されている野菜のうち52品目についての合計(だいこん、にんじん、キャベツ、トマト、ピーマン、レタスなどといった全国でも広く栽培されている品目のほか、ゴーヤー、オクラ、へちま、野菜パパイア、えんさい、水いも等沖縄で栽培されている品目を含む)

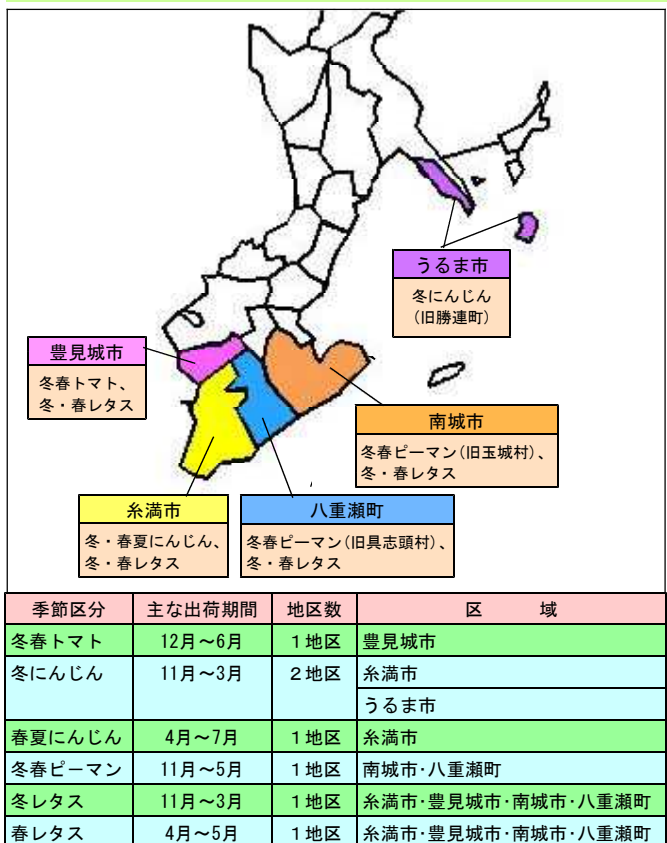
(3) 野菜産地強化への取組

① 野菜指定産地の状況

野菜指定産地とは、野菜生産出荷安定法に基づき農林水産大臣が指定する地域で、野菜指定産地の計画的な育成を図ることによって、指定野菜の安定供給を確保することを目的としています。野菜指定産地に指定されるメリットは、指定産地の野菜について、価格が著しく低落した場合等に、生産者補給金等の交付の対象になること等が挙げられます。

平成26年5月末における県内の野菜指定産地は7産地となっています(図Ⅱ-8)。

図Ⅱ-8 沖縄県野菜指定産地位置図
(平成26年5月末現在)



② 今後の課題と取組

沖縄県中央卸売市場での取扱量をみると、暑すぎて生育の良くない夏秋期は県産野菜の割合が低いことから(図Ⅱ-9)、夏秋期に向けた優良品種の開発・普及、地場野菜の生産見直しや栽培技術の向上等により生産拡大を図る必要があります。また、県外市場に出荷する場合、輸送コストが他地域と比較して高くなる上、時間がかかるため、鮮度が落ちるといった課題を抱えています。

このため、定時・定量・定品質の出荷体制の構築に加え、実需者サイドのニーズに的確に対応した販売戦略の構築を目的として、

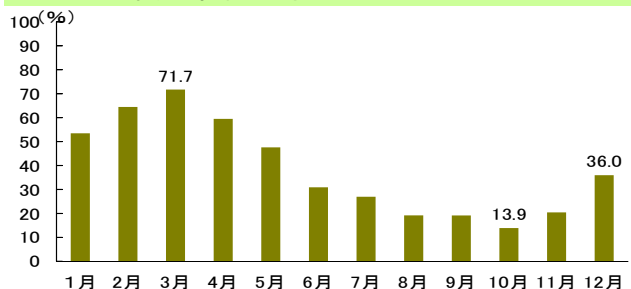
- 防風ネット等を備えた農作物被害防止施設の整備、栽培技術体系の高位平準化及び機械化による省力化の推進
- 生産・出荷組織の育成による産地の収益力向上
- 外食・中食や加工向けの国産野菜の安定供給体制の確立及び野菜の更なる消費拡大

等に取り組んでいます。

農作物被害防止施設(アーチ型)



図Ⅱ-9 沖縄県中央卸売市場の野菜取扱量に占める県産野菜の割合(平成25年)



資料：沖縄県中央卸売市場「平成25年市場年報」

第3節 果実

(1) 生産の動向

気候の特性を生かしたマンゴーやパイナップル等の熱帯果樹やタンカン等様々な果樹が栽培され特色のある果実の供給産地として発展してきました。

平成23年産の果実生産は、マンゴーが239ha（結果樹面積）で1,620 t（収穫量）、パイナップルが518ha（栽培面積）で6,350 t（収穫量）、かんきつ類が533ha

（結果樹面積）で2,288 t（収穫量）、パッションフルーツ等のその他果樹が312ha（結果樹面積）で2,145 t（収穫量）となっています。長い間、パイナップルが果実の産出額で1位を占めていましたが、平成8年以降はマンゴーがパイナップルの産出額を

超え沖縄県を代表する果実となっています。

マンゴーの施設栽培（豊見城市）

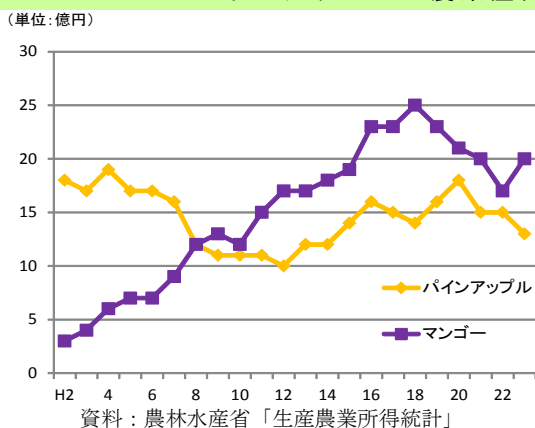


(2) マンゴー

本県におけるマンゴーの経済栽培が可能になったのは、昭和50年代後半に雨よけ栽培による炭そ病防除技術が確立し、安定して着果できるようになってからです。その後、わい化栽培技術の確立、ミカンコミバエ（昭和61年2月）及びウリミバエ（平成5年10月）の根絶、さらには、マンゴーの高品質・安定多収技術の普及・定着化に向け、特産果樹産地育成事業や農業構造改善事業等による共同栽培施設（温室）の整備が行われました。これらの対策に加え、マンゴーが贈答用高級果実として高値で取引されたこと等から、結果樹面積・収穫量ともに年々増加してきました。この結果、マンゴー生産は、昭和60年以降飛躍的に増加し、平成2年には産出額が3億円（果実全体の8%）であったものが、平成8年に12億円（果実全体の33%）でパイナップルと並び、それ以降パイナップルの産出額を上回り沖縄の果実において産出額が最も多くなっています（図Ⅱ-10）。

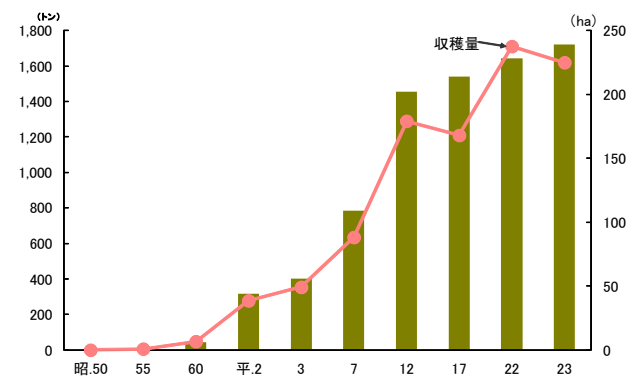
図Ⅱ-10

マンゴーとパイナップルの農業産出額



図Ⅱ-11

マンゴーの結果樹面積と収穫量の推移



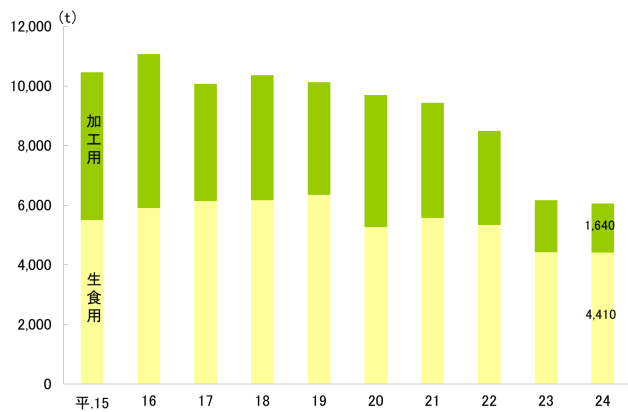
また、平成23年の結果樹面積は239ha、収穫量は1,620 tとなっており、平成2年（結果樹面積44ha、収穫量278 t）と比較するとそれぞれ4.3倍、4.6倍に拡大し、現在では、国内のマンゴー生産量の48%を占める全国一の産地となっています（図Ⅱ-11）。なお、マンゴーの更なる高品質・安定供給体制の構築、沖縄ブランドの確立を図るためには、栽培技術の高度化や、糖度センサー等を用いた品質評価システムの確立、耐候性ハウス等の施設整備を実施すること等により、拠点となる産地の形成を促進することが必要となっています。

(3) パインアップル

パインアップルは、本島北部、石垣島等の酸性土壌地域で栽培されており、地域農業の振興を図る上で重要な作物です。また、缶詰等加工向けにも多く出荷されていることから（図Ⅱ-12）、東村総合農産加工施設等関連産業における雇用の創出等、地域経済においても重要な役割を果たしています。

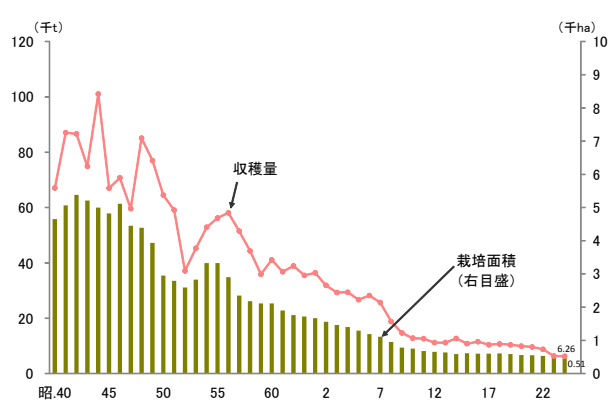
しかしながら、担い手不足、農業従事者の高齢化等により、栽培面積及び収穫量とも減少傾向にあります（図Ⅱ-13）。

図Ⅱ-12
パインアップルの生食及び加工向け出荷量の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 果樹生産出荷統計」

図Ⅱ-13
パインアップルの栽培面積及び収穫量の推移



資料：昭和41年まで琉球政府「琉球統計年鑑」、昭和42年から平成11年まで内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」、平成12年から農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「作物統計調査 果樹生産出荷統計」

このため、沖縄総合事務局では、関係機関と連携の下、生産拡大と加工原料の安定確保に向けて、担い手の確保、農作業受託組織の育成による労働力確保及び作業の省力化等を推進しています。

J Aおきなわでは、パインの茎を輪切りにしたものを苗に育てる輪切り増殖法を導入した育苗ほ、種苗ほを設置し苗が不足している生産農家を中心に増殖した苗を供給しています。

また、春から夏にかけて収穫される生食用パインアップルは、収益性が高く需要が堅調なことから、生産拡大と更なる品質の向上が求められています。そのため、J Aおきなわでは、生食用パインアップルの生産施設の導入、生食用優良品種の育成・普及、被覆ネットによる日焼・鳥害防止対策等による品質の高い生果の生産対策等を推進しています。さらに、加工用パインアップルについては、生産の低コスト化、省力化を図るため、均一な苗や植物成長調整剤を利用した花芽誘導処理による収穫期の分散化、苗の植付等の機械化を推進しています。



生食用パイナップル生産施設（東村）



日焼け・鳥害防止対策ネット（国頭村）



パイナップル植付機による植付け実演状況（東村）



パイナップル植付機による大規模植付け（東村）



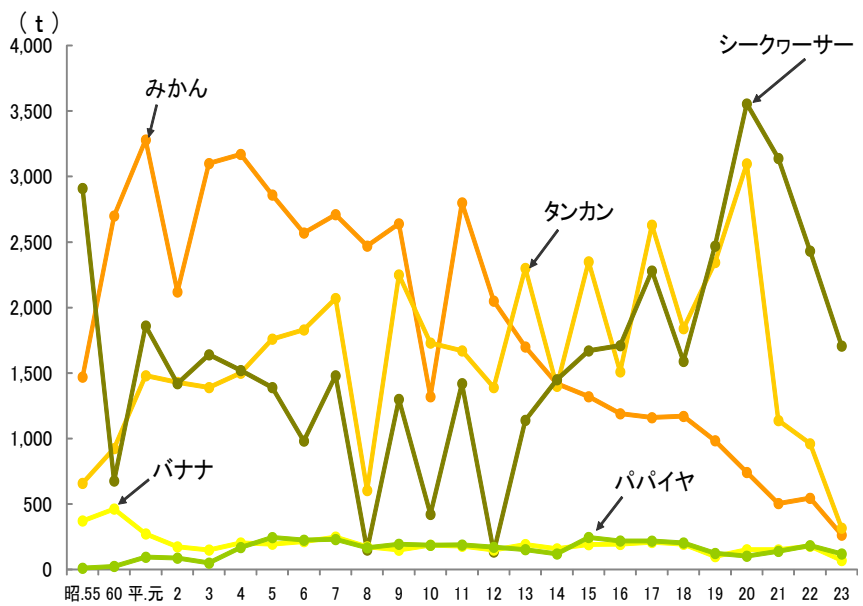
（４）かんきつ類及びその他熱帯果樹

かんきつ類は、タンカン、温州みかん、シークワサー等を中心に栽培されています。

かんきつ類は、全体的に生産量、品質とも年次変動（隔年結果）が大きいことに加え、露地栽培のため台風や鳥獣類による被害も受けやすく、平成23年は大幅な減産となりました（図Ⅱ-14）。

生産対策としては、隔年結果防止技術の確立と、高品質・安定生産体制に向け、防風・防鳥等被害防止施設の導入、優良品種の普及等が必要です。

図Ⅱ-14 品目別収穫量の推移



資料：内閣府沖縄総合事務局「園芸・工業農作物統計書」

平成19年からみかんは沖縄県農林水産部「沖縄県の園芸・流通」、

その他は農林水産省「特産果樹生産動態等調査」

シークワサーは、これまで全体の約96%が果汁原料としての加工用でしたが、今後は高単価が期待できる青切り用（酢の物等）や生果用（フルーツ）への転換といった販売戦略が求められています。このため、青切り用や生果用としての生産技術の確立と普及促進を図るとともに、防風施設や防鳥施設の導入等により生産農家の農業経営の安定を図ることが必要です。

そのほか、パッションフルーツ、ドラゴンフルーツ、アセローラ、スターフルーツ等についても、新品種の導入や、防風・防鳥等被害防止施設の導入、栽培技術の向上等により、安定供給体制を確立していく必要があります。

沖縄県には、年間約550～640万人の観光客が訪れることから、トロピカルイメージを満喫できる多種多様な熱帯果樹等の通年供給が求められています。今後は、品目や品種を組み合わせる熱帯果樹等の出荷期間の拡大を図り、通年で高品質の果実を安定供給できる生産・出荷体制の構築を推進していきます。

シークワサー防風・防鳥施設
（大宜味村）



フルーツシークワサー果実
（大宜味村）



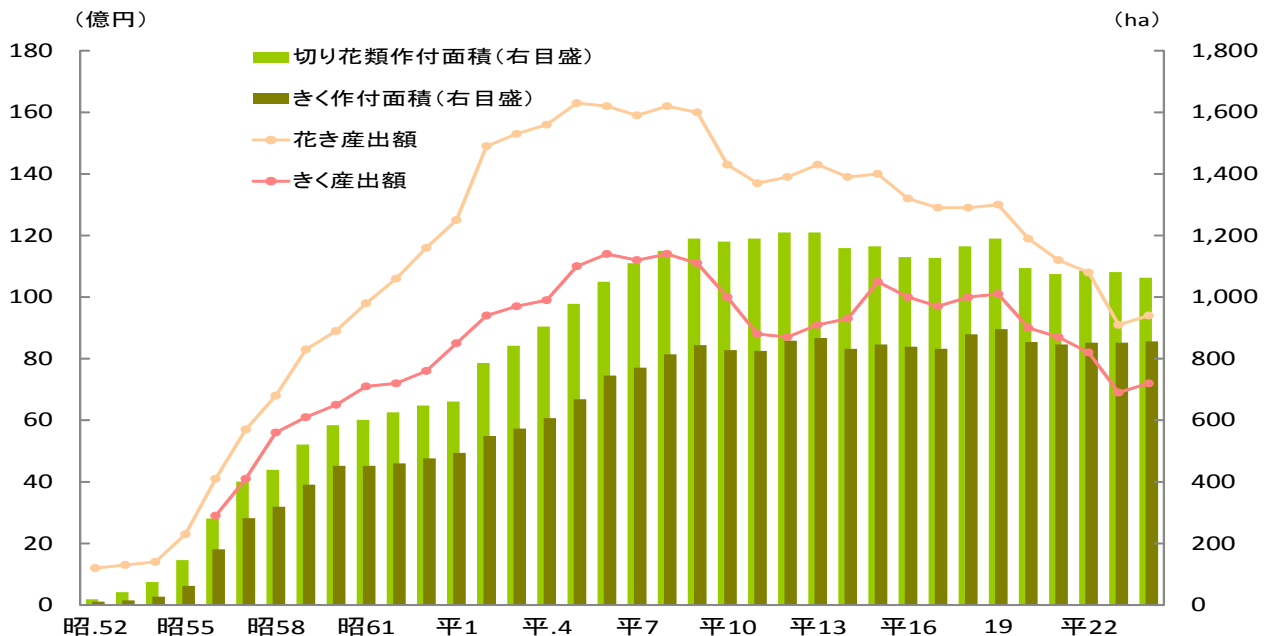
第4節 花き

(1) 生産の動向

花き生産は、昭和55年前後から、冬春期の温暖な気候を活かした露地栽培の電照ぎくを中心に飛躍的に増加してきました。その結果、沖縄県の花きは、昭和55年23億円から平成24年には94億円へ、切り花は、昭和55年の146haから平成24年には1,063haへと増加しました。しかし、近年は景気低迷による需要の減少や安価な外国産花きの輸入増加により、国産花きの産出額、作付面積は減少傾向にあり、沖縄県においても作付面積は概ね横ばいで推移していますが、産出額は近年減少傾向にあります（図Ⅱ-15、図Ⅱ-16）。

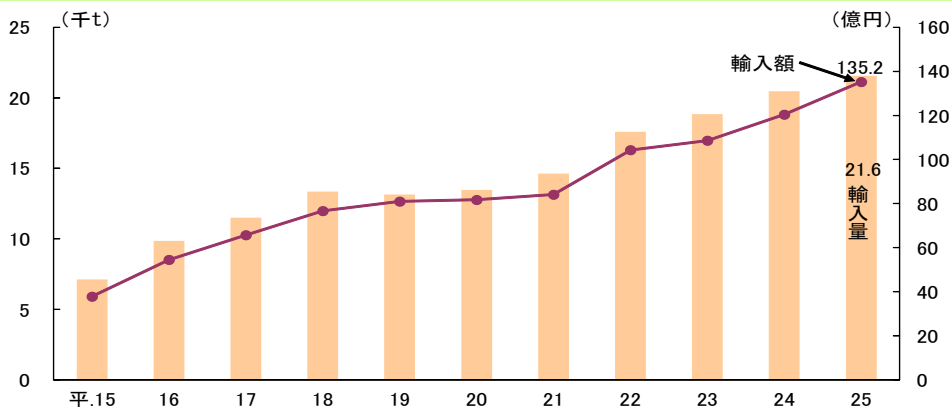
なお、平成24年の花き産出額の内訳をみると、沖縄県は花き全体のうち、きくが77%（全国は19%）を占めており、非常に重要な品目となっています（図Ⅱ-17）。また、平成24年のきく出荷量から見た沖縄県の全国に占めるシェアは17%と、愛知県の29%に次いで全国第2位となっています（図Ⅱ-18）。

図Ⅱ-15 花き及びきくの農業産出額及び作付面積の推移



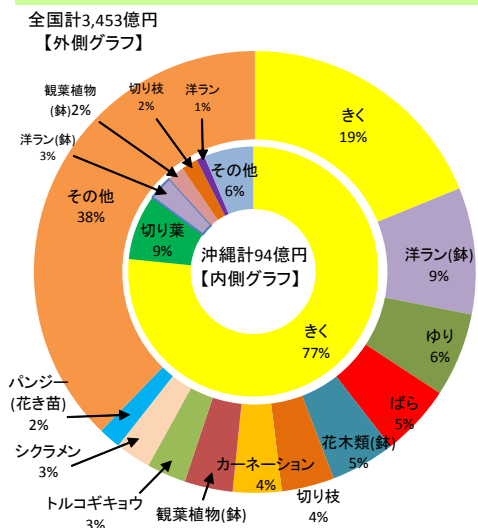
資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「作物統計調査 花き生産出荷統計」
内閣府沖縄総合事務局「沖縄農林水産統計年報」

図Ⅱ-16 我が国のきく類の輸入量及び輸入額の推移



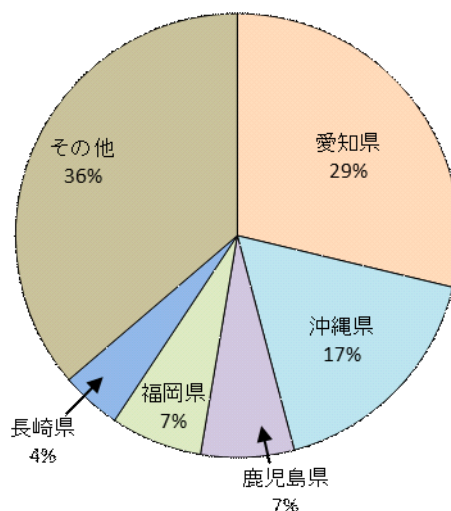
資料：財務省「貿易統計」

図Ⅱ-17
平成24年産花きの産出額の内訳



資料：農林水産省 「平成24年生産農業所得統計」
注：構成比の内訳を合計しても四捨五入の関係で100%にならない。

図Ⅱ-18
出荷量から見たきくの主要生産県の構成(平成24年)



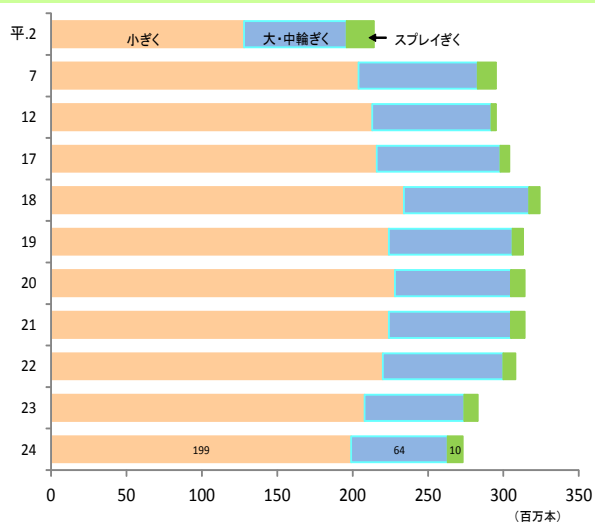
資料：農林水産省 「平成24年産花き生産出荷統計」

(2) きくの出荷量

きくは、仏花としての用途を中心に、需要は彼岸、盆、正月に集中するという特徴があります。沖縄県では、本土産地との競争に有利な3月(春の彼岸)、12月(正月)の出荷に向けた栽培が中心となっており、特に3月分だけで年間の3分の1を出荷しています。

沖縄県は、きく出荷量の7割(平成24年)を占める小ぎくで199百万本と、全国一の出荷量を誇っています(全国に占める沖縄シェア42%)(図Ⅱ-19)。

図Ⅱ-19 きくの出荷量の推移



資料：農林水産省「作物統計調査 花き生産出荷統計」

(3) 生産振興に向けた取組

沖縄総合事務局では、強い農業づくり交付金等の事業により、きく等花き栽培における病害虫や台風等の被害が軽減できる農作物被害防止施設(平張施設)等の整備や、沖縄北部活性化特別振興事業を通じ、生産農家で共同利用する花き選別施設の整備を行うなどして、花きの生産振興を進めています。

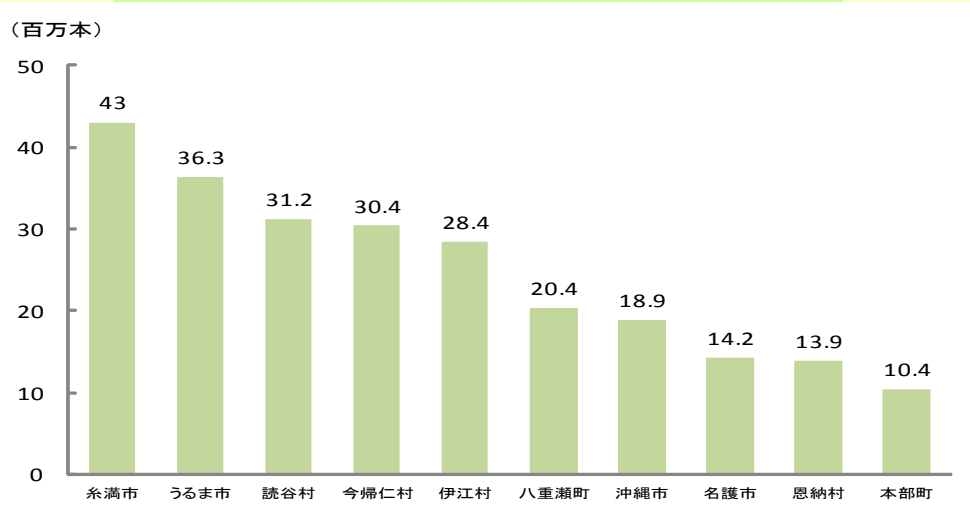
平張施設内の電照小ぎく(大宜味村)



＜県内のきく産地＞

きくは、沖縄本島、伊江島等を中心に生産されており、市町村別の出荷量は多い順に糸満市、うるま市、読谷村となっています。

沖縄県のきく出荷量が多い市町村ベスト10（平成23年）



第5節 葉たばこ・かんしょ・薬用作物・茶

(1) 葉たばこ

葉たばこは、主に宮古島市、伊江村、石垣市、うるま市、多良間村等で栽培されており、平成24年農業産出額は37億円で沖縄県全体の4.2%です。

平成24年の栽培面積は、933haと全国4位ですが（表Ⅱ-4）、1戸当たりの栽培面積は、専業化やさとうきびとの輪作体系化が進み、3.9haで全国1位となっています（表Ⅱ-5）。

表Ⅱ-4 葉たばこの
収穫面積・収穫量の推移

	収穫面積 (ha)	収穫量 (t)
平. 20	1,178	2,108
21	1,150	2,548
22	1,141	2,249
23	1,108	780
24	933	1,702

資料：沖縄県たばこ耕作組合資料

表Ⅱ-5 1戸当たり
面積（平成24年）

順位	1戸当り 面積(ha)
1	沖縄県 3.9
2	佐賀県 3.0
3	静岡県 2.7
4	大分県 2.5
	：
平均	全 国 1.5

資料：沖縄県たばこ耕作組合資料

葉たばこの栽培風景
(宮古島市伊良部島)



(2) かんしょ

沖縄県での栽培品種は、「ちゅら恋紅」、「備瀬」、「沖夢紫」があり、果肉が紫色であることから「紅いも」と呼ばれています。食物繊維やビタミン、ポリフェノールが含まれており、紅いもを原料とした菓子類が近年注目を集めています。

かんしょの栽培風景
(読谷村)



表Ⅱ-6 かんしょの作付面積、
収穫量の推移

	作付面積 (ha)	収穫量 (t)
平. 23	249	3,610
24	252	…
25	252	…

資料：農林水産省「作物統計」

注：収穫量調査は3年に1度行っている。

(3) 薬用作物

沖縄県ではウコン、アロエ、グアバ、クミスクチン、ボタンボウフウ（長命草）、ヤエヤマアオキ（ノニ）等の薬用作物が栽培されています。最近は県内の健康食品製造業者による共同販売等、ブランド化の動きも見られます。

ウコンの栽培風景(南城市)



(4) 茶

茶は、沖縄本島北部や中部で地域特産物として栽培されています。

なお、名護市、うるま市、金武町等では紅茶の製造も行われ、産地としても注目されつつあります。

茶の栽培風景(名護市)



第6節 主要食糧等

(1) 米、麦、大豆の生産の動向

① 米

沖縄県では、温暖な気候を生かした2期作が行われています。しかしながら、米は、沖縄県の農業産出額の1%弱、作付(栽培)延べ面積の3%弱にすぎず(表Ⅱ-7)、県内自給率は約3%と極めて低いものとなっています。単収も台風、干ばつ等の厳しい自然条件の下、全国平均単収の約5割にとどまります。

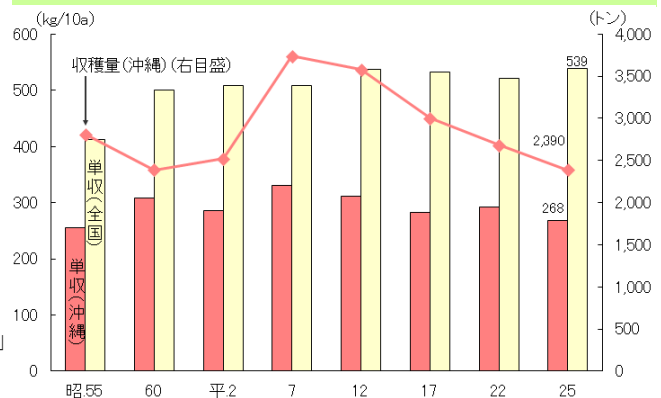
平成25年産の1期作の収穫量は1,980 t(前年比93%)、単収は332kg/10 a(同92%)となりました。また、2期作の収穫量は403 t(同127%)、単収は137kg/10 a(同140%)となりました。これにより、1、2期合わせて、収穫量では2,390 t(前年比98%)、平均単収は268kg/10 a(前年比100%)となりました(図Ⅱ-20)。

表Ⅱ-7
農業における米の地位(平成25年)

	農業全体	
	(A)	米(B) (% (B*100/A))
産出額(億円)	877	6 (0.68)
作付(栽培) 延べ面積(ha)	34,100	890 (2.61)

資料：農林水産省「生産農業所得統計」、「耕地及び作付面積統計」

図Ⅱ-20 米の収穫量等の推移



資料：農林水産省「作物統計」

沖縄県で米が生産されている地域は、比較的限定されており、本島北部の名護市、金武町、恩納村のほかは、本島北部離島の伊平屋村、伊是名村と石垣市、竹富町、与那国町等の離島です。これらの離島地域で、米は地域農業の重要な地位を占めています。

こうした地域の稲作の活性化を図るため、県及び農業団体等は、島産米として売れる米づくりを目指し、奨励品種として、平成11年から「ひとめぼれ」を、平成17年からは「ちゅらひかり」を指定するなど、「おいしい米、特色ある米」の安定生産と品質向上に努めています。

平成25年産は、水稻作付面積の9割以上を両品種が占めています。また、両品種を利用した泡盛も販売されるなど、加工用にも活用されています。

水田の風景(名護市)



水田の風景(石垣市)



② 麦

小麦の作付面積は昭和30年代半ばまで1,000 ha以上ありました。その後、さとうきびへの転換等により大幅に減少し、平成初期には3 ha程度まで減少したものの、近年は10ha前後で推移していました。このような中、平成24年産から伊江村において加工事業者と生産者が村産小麦を使った地域おこしを始めたこともあり、平成25年産は16haへと増加し、これまで収穫量も20 t弱で推移していたが平成25年産は36 tと増加しています。

また、宮古島市においても、市内で生産された小麦を使用して菓子等に加工して販売する取組が行われています。



麦畑の風景（伊江村）

③ 大豆

大豆は昭和30年代頃には6千haの農地で7千tが生産されていました。

しかし、1962年のキューバ危機以後の砂糖の国際価格の高騰により、さとうきびへの転換が一気に進みました。このため、沖縄が本土に復帰した昭和47年以降減少し、平成6年を最後に、一旦は大豆の生産がなくなりました。

しかし、近年は、沖縄県においても、フクユタカ等本土で多く生産されている品種に加え、青ヒグー（オーヒグー）、高アンダー（タカアンダー）、小浜豆（クモーマミ）といった沖縄県古来の伝統品種の維持・生産の取組も見られるようになり、平成25年産は3haで1 tの実績がありました。また、食育の観点から、地域の公民館が中心となって小学生と昔ながらの工程で豆腐をつくり、地域文化を継承していく取組もなされています。



大豆畑の風景（今帰仁村）

（2）米の輸入動向等

沖縄県で利用される琉球泡盛の原料米（タイ米）については、県内の需要に応じてMA米（ミニマム・アクセス米）*1として国が輸入しており、輸出国から直接那覇港に陸揚げされ、業者に売り渡されています。

なお、沖縄県における泡盛原料米の利用量は、泡盛の生産量と密接に関連しており、近年2万 t程度で推移しています。（表Ⅱ－8）

表Ⅱ－8 泡盛等原料用タイ米等の輸入量の推移

（単位：t）

会計年度	タイうるち米		タイもち米		その他外国産		合計
	丸米	砕米	丸米	砕米	精米	玄米	
平. 21	18,933	1,154	0	0	0	0	20,087
22	21,151	0	299	0	0	0	21,451
23	23,811	0	0	0	0	0	23,811
24	18,569	0	200	0	0	0	18,769
25	24,924	0	201	0	0	0	24,924

資料：内閣府沖縄総合事務局調べ

注：数値については、四捨五入しており、合計と内訳との計が一致しないことがある。

タイ米の陸揚げ作業風景（那覇港）



*1 1993年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意において、最低限の輸入機会を提供するとの約束に基づき輸入される米。その数量は、現在では毎年77万玄米トンとなっている。MA米については、国産米の需給に極力悪影響を与えないよう国家貿易により輸入されている。

第7節 環境保全型農業の推進

農業は、農産物の供給だけでなく、国土や環境の保全等の多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって発揮していくことが重要です。

このため、農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する必要があります。

（1）エコファーマー

環境保全型農業を推進するため、平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式^{*1}の導入の促進に関する法律」に基づき、農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する目標等を定めた計画を策定し、都道府県知事の認定を受けることによりエコファーマーになることができます。沖縄県では、平成26年3月末現在の認定件数が352件で、このうち野菜・果樹（298件）で多く取り組まれています（表Ⅱ－9）。

表Ⅱ－9 沖縄県の エコファーマー認定状況	
年 度	認定件数
平.15	13
20	353
21	449
22	455
23	442
24	409
25	352

資料：農林水産省「持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況」調査



※ エコファーマーマークは平成15年6月に全国環境保全型農業推進会議によって制定されました。なお、平成26年度以降、エコファーマーマークは、商標登録の権利者である沖縄県を含む11府県以外には使用することが出来なくなりました。

（2）有機農業

平成18年12月に「有機農業^{*2}の推進に関する法律」が制定され、平成19年4月末には「有機農業の推進に関する基本的な方針」が策定されました。この基本方針では、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備に重点的に取り組むこととしています。

沖縄県では、平成23年3月に「沖縄県有機農業推進計画」が策定され、当該計画に基づき有機農業の普及・推進を図っているところです。

*1 持続性の高い農業生産方式とは、土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進その他良好な営農環境の確保に資すると認められる合理的な農業の生産方式であって、次に掲げる技術のすべてを用いて行われるものをいう。

① たい肥その他の有機質資材の施用に関する技術であって、土壌の性質を改善する効果が高い技術
② 肥料の施用に関する技術であって、化学的に合成された肥料の施用を減少させる効果が高い技術
③ 有害動植物の防除に関する技術であって、化学的に合成された農薬の使用を減少させる効果が高い技術

*2 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷を出来る限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

(3) 環境保全型農業に取り組む生産者等への支援

沖縄総合事務局では、県、市町村と連携の下、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む生産者等を支援するため、環境保全型農業直接支援対策を実施しています。

これは、エコファーマー認定者等に対し直接支援を行うもので、支援対象となる営農活動は、①化学肥料、化学合成農薬を慣行栽培よりも5割低減する取組とセットで、カバークロップ、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、地域特認取組の何れかを組み合わせた取組及び②有機農業の取組です。

国の支援額は、カバークロップ及び有機農業については4,000円/10a（ただし、有機農業のうち、そば等雑穀、飼料作物は1,500円/10a）、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用は2,200円/10aで、国と地方公共団体（県及び市町村）が1：1の負担割合で共同して支援しています（表Ⅱ-10）。

平成25年度は、有機農業に取り組む3件（4ha）に支援しました。

表Ⅱ-10 環境保全型農業直接支援対策対象取組及び支援単価

対象取組	10アール当たりの支援単価	
	国	地方公共団体
カバークロップ	4,000円	4,000円
炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	2,200円	2,200円
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	4,000円 (1,500円)	4,000円 (1,500円)

第8節 病害虫防除の課題

(1) 沖縄における植物防疫の重要性

沖縄県は、亜熱帯地域に属し、地理的に東南アジアの近くに位置していることから、病害虫が飛来したり、観光・貿易等の人・物の交流により、南方系の病害虫が侵入・定着するリスクが高い環境にあります。海外からの病害虫の侵入・まん延を未然に防止するため、沖縄県においては重点的な植物防疫の取組を普段から実施することが重要です。



過去、沖縄県には、海外から侵入したウリミバエとミカンコミバエという害虫が果物や野菜に大きな被害を与えていました。これらミバエ類の発生は、農作物への直接的な被害に加えて、未発生地域へのまん延を防止するため、植物防疫法に基づき、県産のゴーヤーやかんきつ類等の本土への移動が規制され、地域農業振興上の大きな障壁となっていました。このため、沖縄県は国費を活用してミバエ類の根絶に向けた事業を開始し、病害虫の生態や特性の究明、的確な防除のための高度な技術開発を進めるなど、多くの関係者の努力により、昭和61年にはミカンコミバエ、平成5年にはウリミバエの根絶を達成することができました。

根絶後は、ゴーヤーやかんきつ類、マンゴー等の野菜や果物の生産拡大や県外出荷量が増加しており、沖縄農業の振興に大きく寄与しています。

しかし、ミバエ類は海外からの飛来等により沖縄県に再侵入するおそれがあることから、県は根絶後も継続して、不妊虫放飼法^{*1} やオス除去法^{*2} 等による侵入防止防除、寄主果実調査やトラップ調査による侵入警戒調査を実施して、再びミバエ類が発生しないように取り組んでいます。

これらミバエ類の侵入防止の取組に対しては沖縄振興特別推進交付金により支援を行っているほか、沖縄総合事務局では、ミバエ類が発見された場合に県、市町村、国等が協力して迅速に対応できるよう対策会議を設置するなど、県と連携してミバエ類の侵入防止に取り組んでいます。

<事例Ⅱ-5：ナスミバエのまん延防止対策の状況>

ナスミバエはナス科のナスやピーマン等の野菜に被害を与える害虫で、主に東南アジアに生息しています。我が国での発生はありませんでしたが、昭和59年に与那国島において国内で初めての発生が確認されました。県は、農作物への被害防止と未発生地域へのまん延を防ぐため、与那国島で徹底的な防除を実施した結果、平成23年8月に同島での根絶が確認されました。

しかしながら、平成22年12月に沖縄本島の中中部地域を中心に発生されたことから、引き続き、ナスミバエの発生に対応するため、県や沖縄総合事務局では、市町村、那覇植物防疫事務所、JA等と協力・連携して、発生状況調査や被害果実の除去、防除対策の啓発・周知活動等に取り組んでいます。



*1 ガンマ線（放射線）を照射し不妊化した虫を野外に放すことで、野生の虫を徐々に減らしていく方法。

*2 オスが引きつけられるフェロモンと呼ばれる物質と殺虫剤を染みこませた小片を野外に散布し、虫の発生密度を減らす方法。

(2) 本土に見られない病害虫の防除

沖縄県には、かんしょの害虫アリモドキゾウムシやイモゾウムシ、かんきつ類の病害カンキツグリーンング病といった本土では未発生^{りびょう}の病害虫が発生しています。

県は、かんしょの生産振興を図るため、国の特殊病害虫特別防除事業を活用し、アリモドキゾウムシとイモゾウムシの根絶防除事業を久米島と津堅島で実施し、久米島のアリモドキゾウムシについては、平成25年4月に根絶を達成することができました。

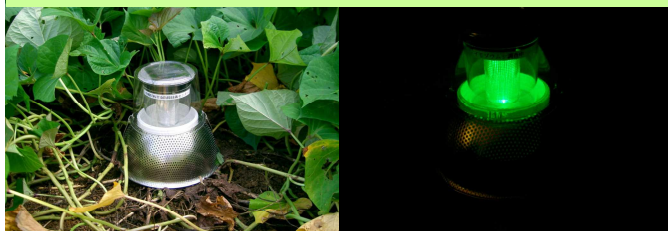
一方、イモゾウムシは、世界的にも研究が進んでおらず、根絶防除がなかなか進まない状況でしたが、近年、沖縄県を中心に根絶防除に係る技術開発が精力的になされた結果、津堅島においては、開発された技術を活用した根絶防除事業が進展しており、根絶の達成が期待されています。

沖縄総合事務局では、県及び那覇植物防疫事務所を構成員とする沖縄地区植物防疫担当者会議を定期的^{りびょう}に開催し、これら病害虫の防除状況等について情報共有・連携体制の強化に努めることにより、県の取組を支援しています。

アリモドキゾウムシ



イモゾウムシを光で誘引するライトトラップ



(3) 地域が一体となった防除の推進

カンキツグリーンング病は、ミカンキジラミによって媒介されるかんきつ類の病害で、被害が進むとやがて樹が枯死してしまいます。罹病した樹を治療する方法が無いことと病原菌を媒介するミカンキジラミが沖縄県全域に発生していることから、防除が難しい病害です。防除効果を高めるためには、罹病した樹が発生源となることを防ぐため速やかに伐採したり、ミカンキジラミの密度抑圧を行うなど、地域全体で対策を講じることが重要です。特に沖縄県の特産品であるシークワサーの主要な産地である大宜味村では、県、村、那覇植物防疫事務所、地域住民等が一体となった防除の取組が行われており、その結果としてカンキツグリーンング病の発生がない範囲が拡大しています。

沖縄総合事務局では、交付金の交付を通じ県が取り組んでいる事業の支援をするとともに、定期的に関係機関が参加した会議を開催し情報共有、連携体制の強化に努めています。

また、南大東村と宮古島市では、基幹作物のさとうきびの害虫であるハリガネムシ、アオドウガネ等の防除のため、誘殺灯、フェロモンチューブを用いた交信かく乱法、誘引剤含有農薬、植付・株出し期の農薬施用等様々な防除方法を組み合わせ、環境負荷を低減する「総合的病害虫・雑草管理 (IPM)」の取組が地域一体となって行われ、害虫被害の低減、防除費用の負担減少、生産量の回復等、取組の成果が出ています。

ミカンキジラミ



(4) 亜熱帯性作物向けの農薬登録の支援

マンゴーやゴーヤー、水いも等地域特産物として栽培される作物は、全国的に生産量が少ないことから、使用できる登録農薬の種類が少なく病害虫防除を効率的に進めることが難しい状況にあります。

沖縄総合事務局では、県が実施する沖縄県の多様な作物に対する農薬登録拡大の取組を、消費・安全対策交付金により支援しています。

＜事例Ⅱ－6：久米島でアリモドキゾウムシ根絶達成＞

アリモドキゾウムシ（以下「本虫」という。）は、サツマイモ（以下「イモ」という。）に大きな被害を与える害虫で、被害を受けたイモは独特の臭気と苦みが生じてしまうため、食用ばかりか、家畜のえさにもすることができなくなってしまいます。

イモの生産振興を図るため、沖縄県は、国の特殊病害虫特別防除事業補助金を活用し、久米島において、平成6年の根絶実証事業を皮切りに平成13年から本格的な根絶事業を開始しました。

根絶方法は、ウリミバエ、ミカンコミバエの根絶でそれぞれ用いられた「不妊虫放飼法」と「オス除去法」を組み合わせた方法で行われました。また、根絶を効果的・効率的に進めていくために、フェロモントラップ調査（畑地等にトラップを設置）等を実施し、久米島内での野生虫の分布状況を把握することで、濃淡を付けた防除が可能となりました。

この根絶防除で本虫の数は順調に減っていきましたが、調査の結果、立入困難な山林部奥に野生虫が残っていることが判明しました。このため、その地域でのヘリコプターによる不妊虫放飼、寄主植物の除去、誘殺板の設置等の徹底的な防除を行った結果、遂に久米島で発生していた全ての本虫を根絶させることに成功しました。

ヘリによる不妊虫放飼



野生虫発生地域での調査風景



しかし、本虫が寄生したイモを島外から持ち込まれると、新たな発生につながってしまいます。実際、持ち込みイモが原因と考えられる発生事例もあり、根絶が危ぶまれるような状況もありましたが、徹底的な発生調査に加え不妊虫放飼や周辺のイモ等を全て除去する等の防除対策を迅速に行うことで、まん延を未然に防ぎました。また、イモの持ち込みを防ぐため、根絶事業中は、沖縄県及び久米島町が条例を制定し、イモ等の久米島への持ち込みを制限しました。併せて、新聞折り込みチラシによる呼びかけや沖縄県による久米島内の小学校での出前授業等、地域住民や県民に対する広報活動を徹底しました。

以上のような取組の結果、久米島の全域から本虫を根絶させることに成功し、世界初の快挙である不妊虫放飼法による本虫の根絶が達成されました。

今後、久米島町においては、イモが島の特産品として、生産拡大が図られ大きな目玉となることが期待されています。また、この久米島での根絶事業で得られた経験・技術を活かして、県内の各地で本虫の防除が進められ、高品質なイモの生産が県内各地に拡がることが期待されています。（写真：那覇植物防疫事務所提供）

第9節 農作業事故の防止の推進

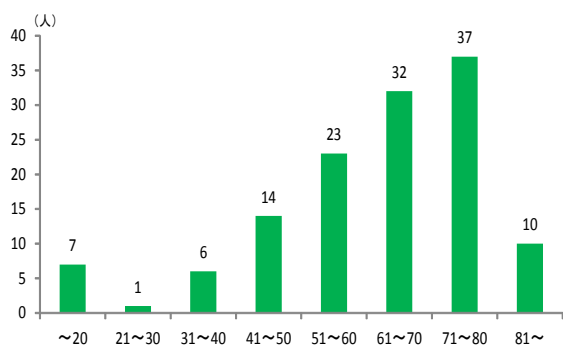
(1) 農作業事故の概況

全国における農作業中の死亡事故は、毎年400件程度発生しており、その数が減少していないことから、大きな問題となっています。

沖縄県では、昭和47年の復帰以降、これまでに130件の死亡事故が発生しており、特に基幹作物であるさとうきびの収穫、春植えを行う2月～5月の繁忙期に全体の5割弱が集中的に発生しています。また、死亡事故全体の6割が60歳以上の高齢者となっています（図Ⅱ-20、図Ⅱ-21）。

死亡事故の発生状況は、トラクター、耕うん機等の農業機械の作業中のものが全体の5割を占めており、高齢者の農業機械での作業中の事故をいかに防止するかが大きな課題となっています。

図Ⅱ-20 年齢別死亡件数（昭和47～平成25年）



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農業機械」

図Ⅱ-21 月別死亡件数（昭和47～平成25年）



資料：沖縄県農林水産部「沖縄県の農業機械」

(2) 農作業事故の防止に向けた取組

沖縄県では、農業機械の利用技能の向上と安全対策を組織的に推進するため、農業機械士協会との連携のもと、毎年5月と11月を農作業安全運動月間として定め、広く県民に、特に農家に対して、ポスター配布、県広報（ラジオ、HP等）、JA広報誌を活用した安全意識の啓発・普及を行っています。

県農業機械士協会各支部においては、万が一事故が発生した場合に備え、怪我の応急処置法やAEDの使用方法等について、消防士を講師に招いた救急救命講習会を開催しています。

その他、農業機械士傷害保険への加入については、全国約1,600名の加入のうち、県内で184名と加入が進んでいる状況ですが、今後とも加入促進に向けた継続した取組が必要となっています。

沖縄総合事務局でも、県、沖縄県農業機械化推進協議会が行う安全講習会、啓発活動等の「農作業安全運動」について、農作業安全推進のためのポスター、パンフレット、ステッカーの配布等について支援を行うなど農作業事故の防止に取り組んでいます。

救急救命講習会の様子



標識の設置（農耕車注意）



2014年ステッカー
命にカエルものはなし



第10節 鳥獣被害対策の取組

(1) 沖縄における鳥獣被害の現状

野生鳥獣による農作物等への被害は、生息域の拡大等により全国的に深刻な状況です。

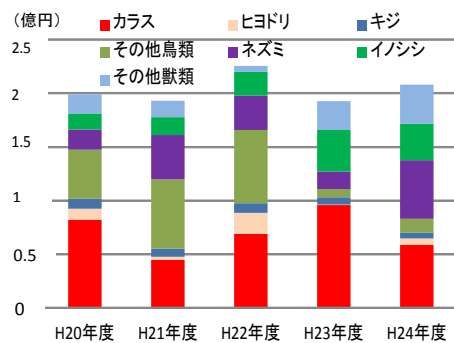
沖縄県における被害は、本島北部地域でのカラスやイノシシによるパイナップル及びタンカン等への食害、本島南部地域でのシロガシラによるレタス、スイートコーン等への食害等に加え、宮古、八重山においても、ネズミやイノシシ、外来生物のキジ、クジャク等による農作物被害が発生しています。最近5年間の被害額は、2億円程度で推移しています(図Ⅱ-22)。

平成24年度の被害額に占める割合は、カラス28%、ネズミ26%、イノシシ16%、その他獣類17%となっています。カラス被害は依然として大きな割合を占めている上、特にネズミは23年度の3倍以上の増加となったこと等から、引き続き関係機関による対策が重要となっています。

また、近年北部地域においては、コウモリによる果実の食害が増えており、農業生産振興の妨げとなっています。



図Ⅱ-22 獣種別被害額の推移



(2) 被害防止対策の取組

① 鳥獣被害防止総合対策交付金による支援

農林水産省では、平成20年2月に施行された鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が自ら作成した被害防止計画により実施する個体数調整(猟銃や捕獲罠での捕獲)、侵入防止柵・緩衝帯設置の取組を鳥獣被害防止総合対策交付金により支援しています。

沖縄県においても、本島北部地域を中心としたカラスやイノシシ、本島南部のシロガシラの個体数調整の取組等に対して支援しているほか、野菜・果樹用の被害防止ネット施設等の施設整備に対しても支援を行っています。



② その他の取組

本島北部地域においては、果樹を中心にカラスによる被害が広域的に発生していることから、平成26年5月、北部地域9市町村、JA等で構成される沖縄本島北部地区野生鳥獣被害対策協議会が設立されました。今後、広域的な連携により効果的な捕獲を実施していくこととしています。

また、平成26年2月には名護市、本部町、今帰仁村において、沖縄県猟友会を中心に各市町村、JAが連携し、カラスの猟銃駆除活動が行われ被害防止に寄与しました。



第3章 畜産業の振興



左上：

石垣牛の育成のために、名蔵湾に面した山裾を整備した放牧地（石垣市）

右上：

畜産担い手総合整備事業で導入したトラクターその他牧草収穫機械（伊江村）

左下：

沖縄ブランド豚「アグー」生産の基となる沖縄アグー豚（雌）（名護市）

右下：

国産食肉の安全性確保に係る正確な情報提供の場として開催した「食肉出張講座」（那覇市）

第1節 畜産

沖縄県の畜産業は、本土復帰以降、順調な発展を遂げ、現在では、農業産出額の4割強を占めるなど、沖縄農業の中で重要な地位を占めています。平成24年の産出額は385億円で、これを畜種別にみると、肉用牛が144億円（37%）で最も多く、次いで豚131億円（34%）、鶏66億円（17%）、乳用牛42億円（11%）となっています。

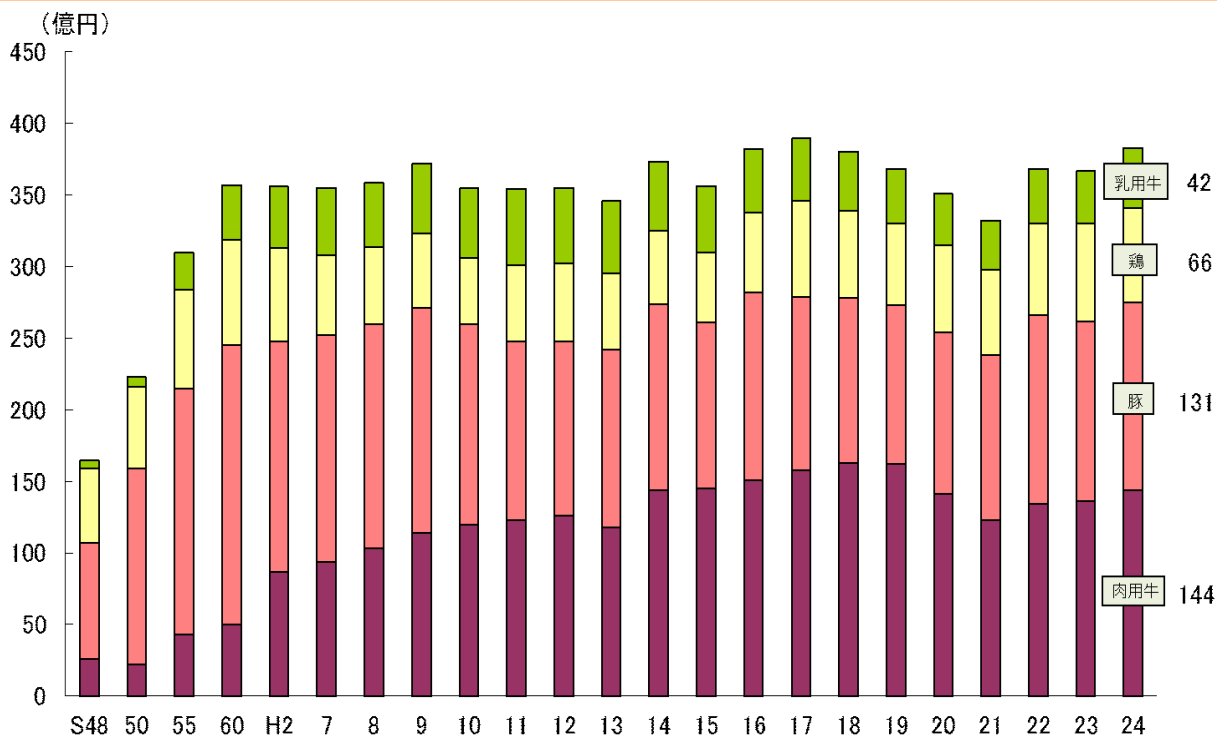
近年、肉用牛の産出額は豚の産出額を上回り、本土復帰直後と比較しても大きく伸びています（図Ⅲ－1）。その原因は、

- ① 食生活の変化による牛肉需要の高まりや子牛の価格安定対策等により繁殖雌牛の飼養頭数が増大したこと
- ② 飼料生産基盤整備が進められ、亜熱帯性気候を活かした生産性の高い飼料生産が展開できたこと
- ③ 機械化やコントラクター（農作業受託組織）等の活用により、投入する労働力を大幅に軽減できたこと

等があげられます。

一方、豚については、飼養技術の向上や養豚団地の整備等により、飼養頭数が増加したため産出額が増加し、200億円弱で推移する時期もありましたが、飼養地域の混住化等を背景とした環境問題、後継者不足等から飼養戸数及び頭数が減少しました。しかしながら近年は経営の安定化を図るため、預託経営が増え、その結果、飼養規模が拡大したことから横ばい傾向にあります。

図Ⅲ－1 畜種別産出額の推移



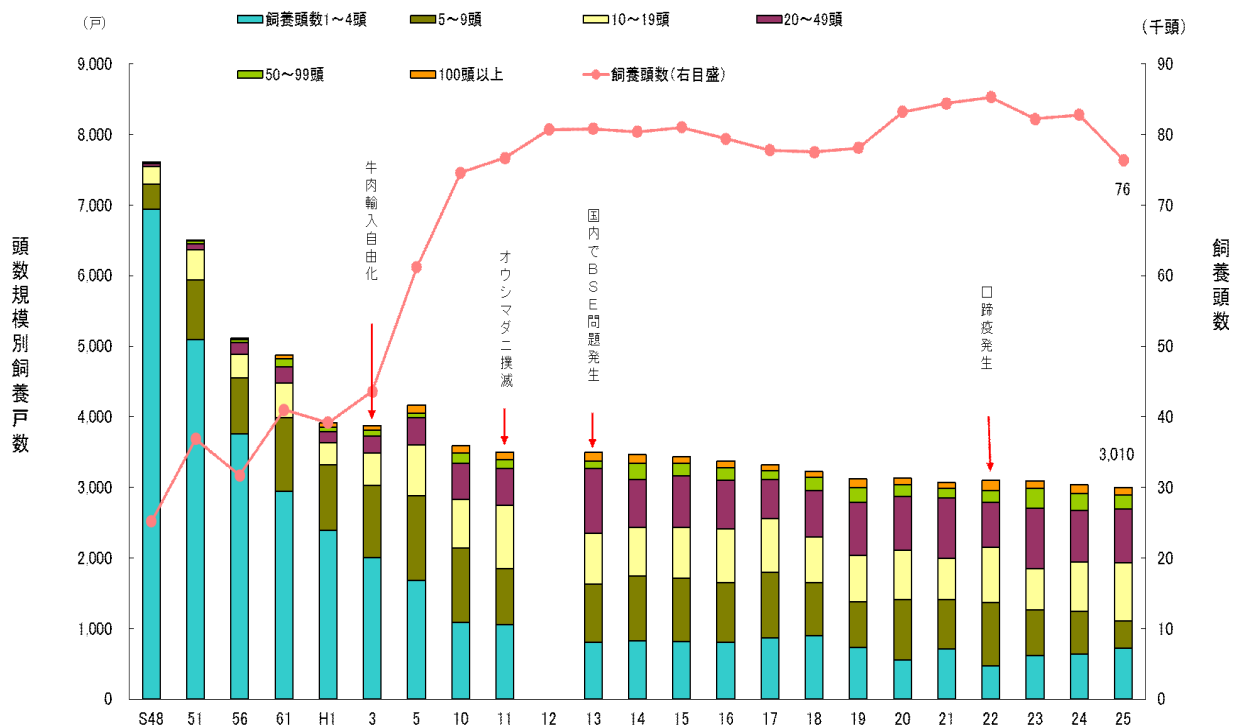
資料：農林水産省「生産農業所得統計」

(1) 肉用牛

肉用牛については、亜熱帯性気候で牧草の単収が高いこと等を背景に、子牛の価格安定対策等の実施、飼料生産基盤や施設整備の進捗等により、平成に入り飼養頭数は増加傾向で推移していましたが、平成22年をピークに平成23年以降は減少傾向にあります。また、飼養戸数は、近年横ばいで推移しています(図Ⅲ-2)。

1戸当たり飼養頭数は、平成25年は25.4頭と全国の43.1頭を下回っています。他方、子取り用雌牛の割合は62.4%と、全国の23.4%に比べ高く、繁殖経営が多いことが特徴となっています(表Ⅲ-1)。

図Ⅲ-2 肉用牛の頭数規模別飼養戸数及び飼養頭数の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

注：平成3年以降の頭数規模別飼養戸数及び飼養頭数は、試験場等の非営利的な飼養者は含まない。

注：H12年の頭数規模別飼養戸数のデータはない。

表Ⅲ-1 肉用牛の飼養戸数・飼養頭数(平成25年)

(単位：戸、頭、%)

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄県	3,010	76,400	25.4
全国	61,300	2,642,000	43.1

	飼養頭数	子取り用雌牛飼養頭数	子取り用雌牛の割合
沖縄県	76,400	47,700	62.4
全国	2,642,000	618,400	23.4

資料：農林水産省「畜産統計」

＜県内肉用子牛の取引価格が高値で更新＞

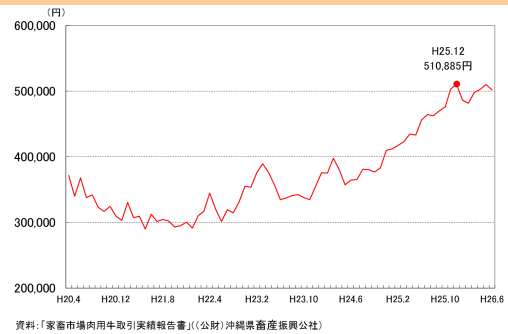
平成24年の夏頃から沖縄県内の家畜市場における黒毛和種の子牛価格が上昇を続け、平成25年12月には、県内家畜市場の平均取引価格が510,885円となり、最高値を更新しました。

その要因としては、全国的な子牛の取引頭数が減少傾向にあることが考えられています。

県内における肉用牛農家の大半を占める繁殖経営にとっては、好景気である一方、子牛価格の高騰に伴い、肥育農家の購買意欲の減退等により子牛取引価格の下落も想定され、今後の取引価格の動向に注視しなければなりません。

平成25年における黒毛和種子牛の平均取引価格は451,891円、取引頭数は25,421頭です。なお、取引頭数の9割近くが県外からの購買者による買い付けとなっています。

沖縄県内における家畜市場の取引価格の推移
(黒毛和種・子牛)



各市場で50万円を超える取引価格が増えている。
(八重山家畜市場 (H25.4))

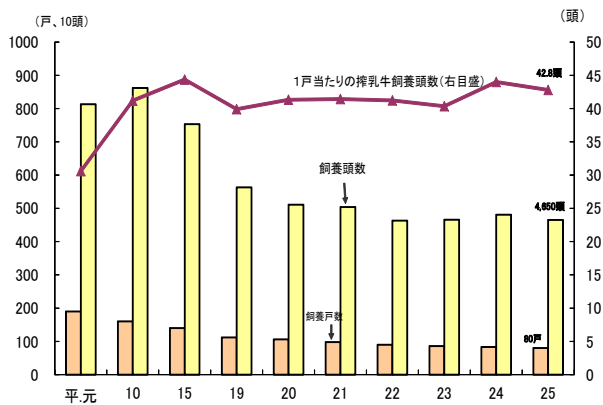
(2) 乳用牛

乳用牛については、高齢化、後継者不足等といった要因から飼養頭数は平成10年以降大幅に減少しましたが、ここ数年は5,000頭前後で推移しています。平成25年の飼養戸数は80戸、飼養頭数は4,650頭となっています。また、1戸当たりの経産牛飼養頭数は42.8頭で、北海道を除く都府県平均の35.9頭を大きく上回っています(図Ⅲ-3)。

近年の生乳生産量は28千t前後で推移し、平成25年は28,281tとなっています(図Ⅲ-4)。

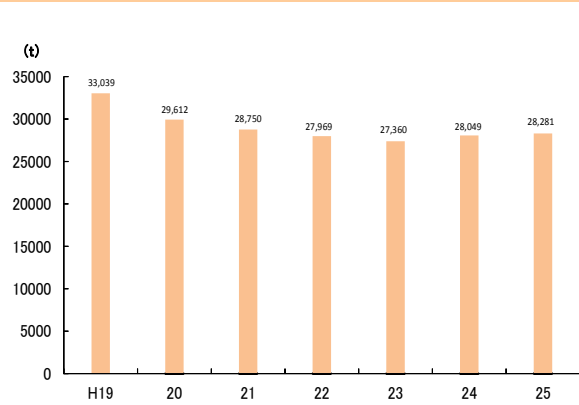
一方で、若手の酪農経営者に加えて新たに酪農を志す新規就農者が増加してきており、今後の沖縄県の酪農をリードしていく担い手として期待されています。

図Ⅲ-3 乳用牛の飼養頭数等の推移



資料：農林水産省「畜産統計」

図Ⅲ-4 生乳生産量の推移



資料：農林水産省「牛乳乳製品課統計」

注：25年は月報値より集計。

<事例Ⅲ－１：那覇市おもろまちで搾乳体験等のイベント開催>

県内の酪農に対する理解を深めるため、酪農を取り巻く環境や担い手を紹介したパネル展、県産牛乳の試飲やバター作り体験等の特別展示を、平成25年12月に那覇第2地方合同庁舎で開催し、多くの方が来場しました。

また、本庁舎の屋外に「ふれあい広場」を開設し、天久小学校の生徒（104名）等を対象に、乳搾りの体験や子牛とのふれあい体験を行いました。生徒からは「牛がとっても大きい!」、「子牛の心臓の音が良く聞こえた!」などの感想がありました。

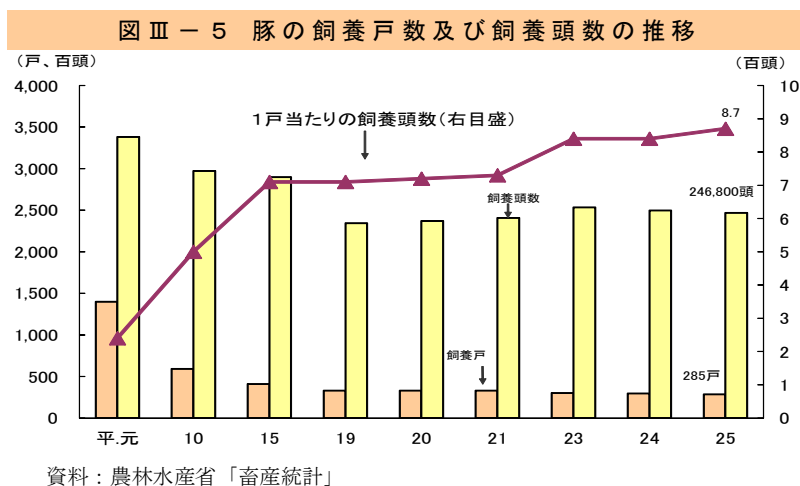


県内酪農家の協力を得て行われた乳搾り体験
(那覇第2地方合同庁舎内（那覇市おもろまち）)

(3) 豚

豚については、混住化の進行等を背景とした環境問題、農家の高齢化及び配合飼料価格の高騰等を背景として、飼養戸数は、昭和48年の17,300戸をピークに大幅に減少し、平成25年は285戸と近年横ばいになっています（図Ⅲ－5）。

また、飼養頭数は、平成25年は246,800頭、1戸当たりの飼養頭数は866頭と全国（1,739頭）の5割程度の状況にあります（表Ⅲ－2）。



表Ⅲ－2 豚の飼養戸数・飼養頭数（平成25年）

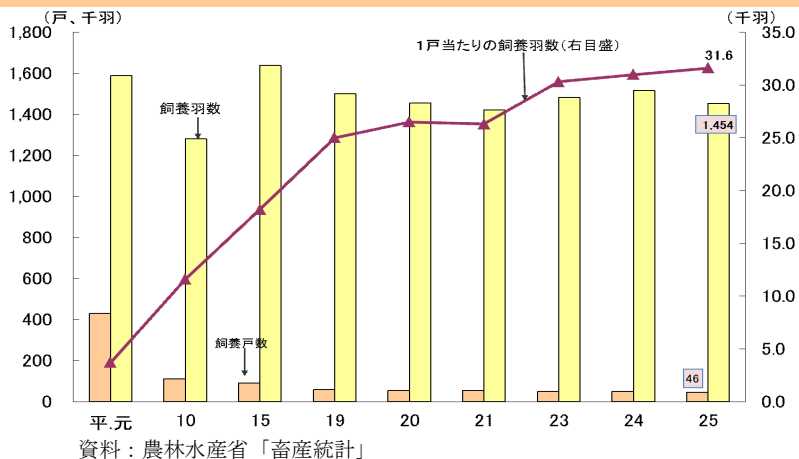
	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄県	285 戸	246,800 頭	866 頭
全国	5,570 戸	9,685,000 頭	1,739 頭

資料：農林水産省「畜産統計」

(4) 採卵鶏

採卵鶏については、後継者不足や環境問題等から、飼養戸数は減少傾向で推移し、平成25年は46戸となっています。飼養羽数については、ここ数年1,400~1,500千羽で推移し、平成25年は1,454千羽となっています。また、1戸当たりの飼養羽数は、増加傾向にあるものの、31.6千羽と全国（65.0千羽）の5割程度となっています(図Ⅲ-6、表Ⅲ-3)。

図Ⅲ-6 採卵鶏の飼養戸数等の推移



表Ⅲ-3 採卵鶏の飼養戸数・飼養羽数（平成25年）

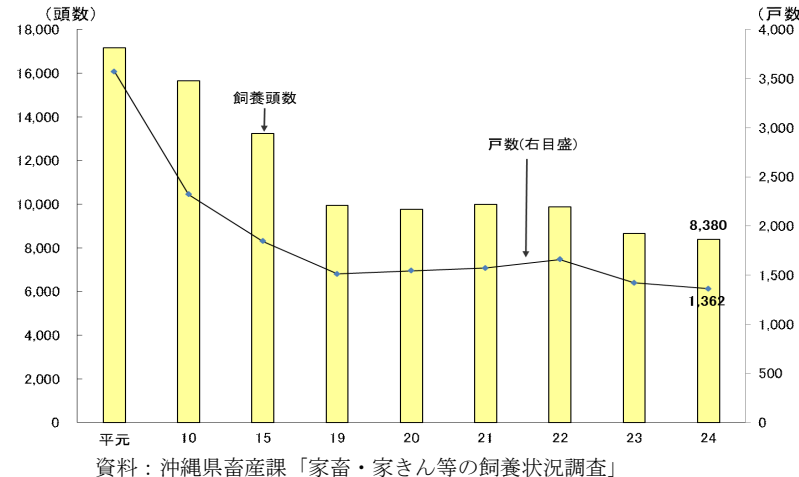
	飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり飼養羽数
沖縄県	46戸	1,454千羽	31.6千羽
全国	2,650戸	172,238千羽	65.0千羽

資料：農林水産省「畜産統計」

(5) 山羊

沖縄県では、古くから山羊肉の食文化がありますが、近年、生産者の高齢化や低価格山羊肉の輸入等により、飼養戸数及び頭数ともに減少傾向にあります(図Ⅲ-7、表Ⅲ-4)。

図Ⅲ-7 山羊の飼養戸数・飼養頭数



表Ⅲ-4 山羊の飼養戸数・飼養頭数（平成24年）

	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり飼養頭数
沖縄県	1,362戸	8,380頭	6.15頭

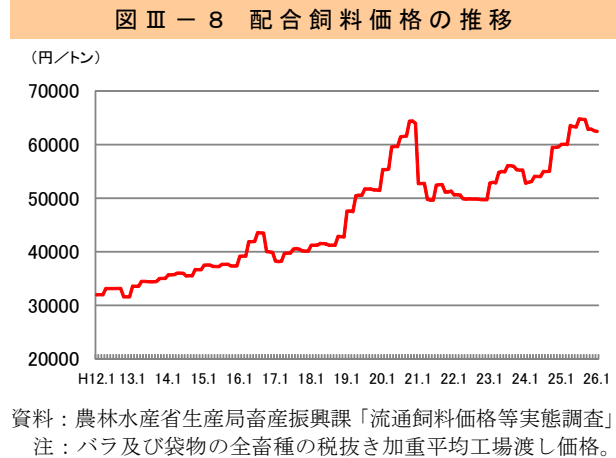
資料：沖縄県畜産課「家畜・家さん等の飼養状況調査」

第2節 配合飼料価格の高騰と自給飼料の生産拡大

(1) 配合飼料価格の高騰

原料のほとんどを輸入穀物に依存している配合飼料の価格は、主な原料となるとうもろこしの国際価格が、アメリカにおけるバイオ燃料向け需要の増加により高水準で推移していること、また、最近の円安の進行・定着により、高騰しています（図Ⅲ－8）。

（参考）肉用牛配合飼料の小売価格
平成24年の月別肉用牛肥育用配合飼料価格の平均は62,230円／t*1

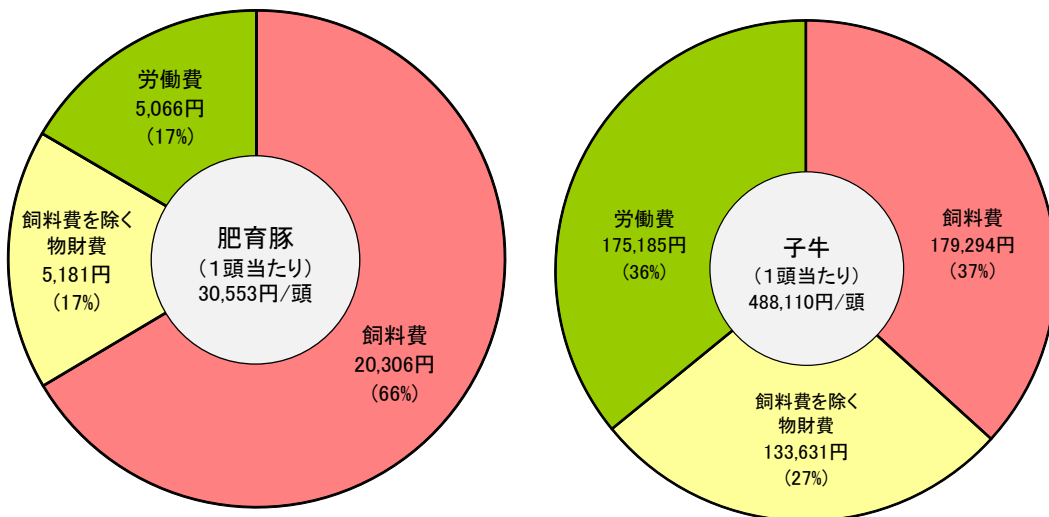


畜産経営においては、品質の向上、増体を目的として、とうもろこし等の高タンパク穀物を含む濃厚飼料（配合飼料）が主要な費用を占めています。我が国は配合飼料の主原料となるとうもろこしのほとんどを輸入に依存*2しています。

生産費における飼料費は、養豚で66%を占め、牧草等の粗飼料を主餌とする子牛でも37%を占めています（図Ⅲ－9）。

このため、とうもろこし価格の高騰を受けた配合飼料価格の上昇は、畜産経営を大きく圧迫しています。

図Ⅲ－9 畜産物生産費（費用合計）の内訳（平成24年度） 沖縄県



資料：農林水産省「農業経営統計調査 畜産物生産費」

注：構成比 (%) については、表章単位未満を四捨五入しているため、その合計が 100%にならない場合がある。

*1 農林水産省「農業物価統計」の農業生産資材の小売価格

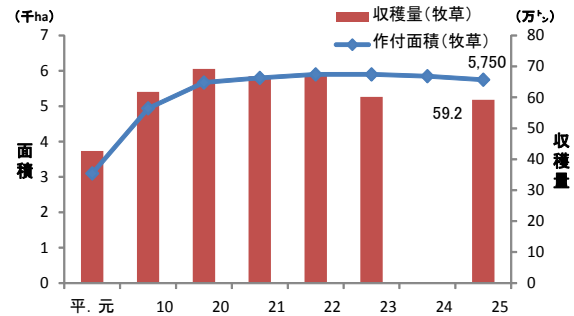
*2 我が国のとうもろこしの輸入相手国とその占める割合は、①米国 (52%)、②ブラジル (32%)、③アルゼンチン (6%)、④その他 (10%) です（財務省「貿易統計」(平成24年度輸入量)）。

(2) 自給飼料の生産拡大

畜産物の安定的な生産を図っていくためには、輸入飼料に依存せず、国内の飼料自給力を高めていくことが重要であり、沖縄県酪農・肉用牛生産近代化計画（平成32年度目標）では、亜熱帯性気候を活かして、飼料自給率を平成22年の56%から60%へ増加させることとしています。

自給飼料の生産拡大については、復帰以降、肉用牛の生産振興を目的として、八重山地域を中心に農業農村整備事業等が実施されてきたことから、飼料作物の作付面積は年々拡大し、平成25年では5,750haとなっており、このほとんどが永年性牧草です（図Ⅲ-10）。沖縄総合事務局では引き続き、飼料生産基盤の拡大に向けた取組を推進してまいります（事例Ⅲ-2）。

図Ⅲ-10 牧草等の作付け面積等の推移



資料：農林水産省「作物統計」

注：収穫量の24年のデータはなし。

整備された草地



<事例Ⅲ-2：第11回放牧サミットの開催>

平成25年11月26日（火）、27日（水）、一般社団法人日本草地畜産種子協会主催、沖縄総合事務局後援による第11回放牧サミットが石垣市において開催されました。

このシンポジウムは、「放牧を实践して、低コスト・高所得経営を実現しよう」をテーマに、最近の配合飼料価格高騰が畜産経営に影響を及ぼしていることから、畜産経営コストの大半を占める飼料費や労働費等を低減でき家畜への負担軽減、農地保全にも貢献する多様性を持った技術である放牧畜産の推進と普及定着を図る目的で開催し、全国から多くの方々が参加しました。シンポジウムでは、4名の講師から放牧による畜産経営の事例紹介等の講演が行われ、その後のパネルディスカッションでは、放牧経営における各地域の課題や問題点について参加者と講師との意見交換が行われました。

また、27日（水）には、石垣市内で放牧による肉用牛繁殖経営を営む2つの牧場の現地研修会を開催し、牧場概要説明後、参加者から放牧経営を实践する中での飼養管理や草地管理に関する質問等が交わされました。

講師による事例紹介



現地研修（宮良牧場）



第3節 畜産環境対策の取組

県内の畜産業が発展する一方、畜産経営に伴う環境への影響が懸念されています。特に市街地の拡大により地域住民と畜産農家の混住化が進んでいる沖縄本島中南部等では、住民から悪臭や水質汚濁を中心に苦情が寄せられています。

このため、畜産業の振興に併せて、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることが重要になっています。

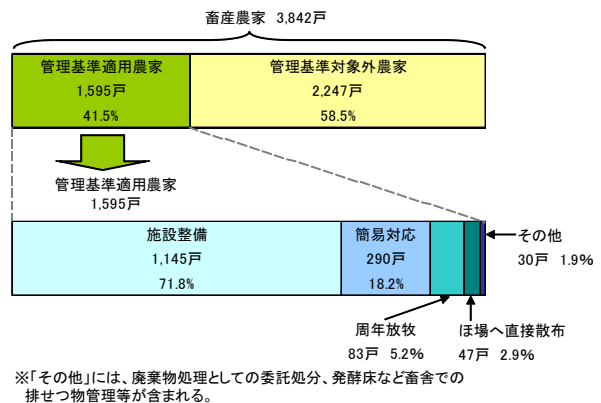
このような状況の下、平成11年7月に家畜排せつ物法*1が制定され、畜産業を営む者は、農林水産大臣が定める管理基準（排せつ物の管理施設は、床を不浸透性の材料とすること等）に従って家畜排せつ物を管理することとなりました。

このため、畜産農家へ同法の周知徹底を図るとともに、堆肥舎等関係施設の整備を促進し、特に、管理基準の不適合農家に対しては、県が指導・助言等を行うことにより、改善を促してきました。

この結果、今では管理基準が適用される1,595戸*2の全農家が管理基準に適合しています（平成24年12月1日現在）（図Ⅲ-11）。

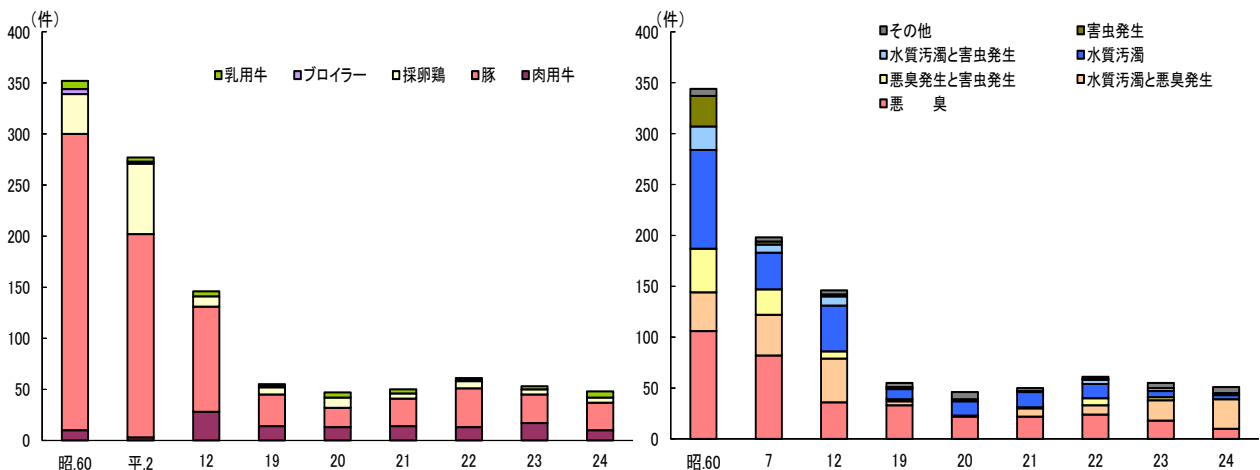
また、沖縄県における畜産経営に起因する苦情発生件数も減少傾向にあります。畜種別にみると、養豚に対する苦情が27件と全体の約53%を占め、苦情種別にみると、水質汚濁、悪臭及びこれらの複合要因が45件と全体の約90%を占めています（図Ⅲ-12）。

図Ⅲ-11 家畜排せつ物法管理基準対応状況



資料：沖縄県農林水産部「平成24年度家畜排せつ物法施行状況等調査」

図Ⅲ-12 苦情発生件数（左：畜種別、右：苦情種別）



資料：沖縄県農林水産部「畜産経営に起因する苦情発生状況調査」

*1 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）

*2 家畜排せつ物法の管理基準は、牛10頭、豚100頭、鶏2千羽以上を飼養する農家等に適用。

第4章 農業経営の推進



上：

平成25年9月に行われた「沖縄地域農業分野における障害者就労・雇用促進セミナー」（沖縄県立博物館・美術館 講堂）

左下：

特定地域経営支援対策事業により整備したJAおきなわ宮古地区農産物集出荷場に集荷された「とうがん」（宮古島市）

右下：

経営体育成支援事業により整備したハウス内の「ミニトマト」（宮古島市）

第1節 人と農地の問題の解決に向けた施策の推進

力強い農業構造の実現に向けて、各地域の「人と農地の問題」の解決に向けた取組を支援する対策が平成24年度から本格的に始まり、平成26年度からは農地中間管理機構制度を活用した担い手への農地集積と耕作放棄地の発生防止・解消に努め、地域の農地利用の最適化や農業経営の効率化を図ることとなりました。

農地中間管理機構が農地の所有者と利用者間に介在し、農地利用の再配分を適切に行うことにより、地域の農地利用を最適な状態に移行していくことが期待されます。

(1) 人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の取組状況

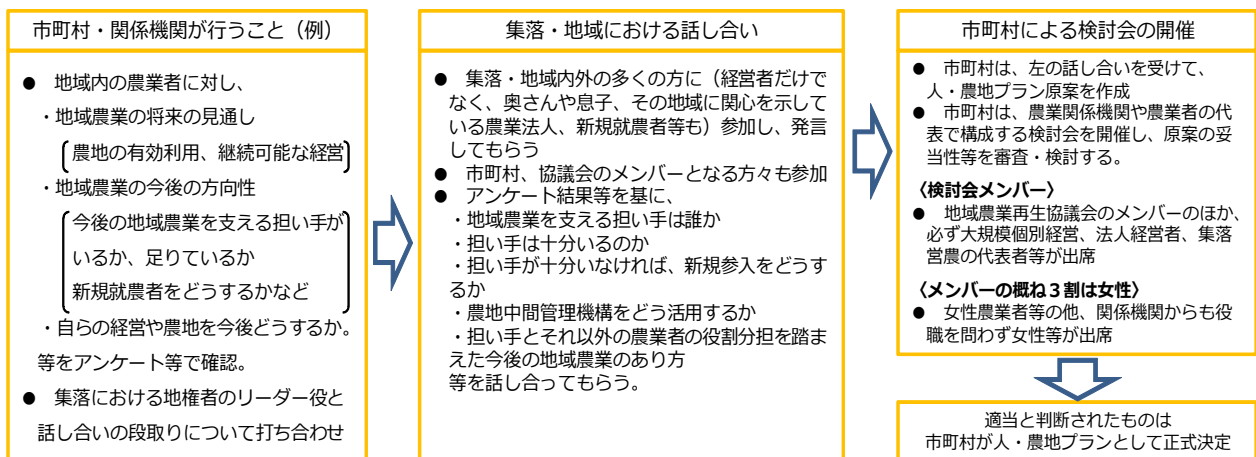
各地域の農業を取り巻く状況は、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題に直面しており、5年後、10年後の展望が描けない地域が増えています。

これらの問題解決のため、市町村において、集落・地域における話し合いによって、「人・農地プラン」を作成しています。

具体的には、①今後の地域の中心となる経営体（個人、法人等）はどこか、②地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、③中心となる経営体とそれ以外の農業者の役割分担を踏まえた地域農業のあり方などを決めていくものであり、この作成した「人・農地プラン」に基づいて、新規就農対策や農地集積対策を進めることとしています（図IV-1）。

沖縄県では、県内の農業振興地域のある全36市町村のうち農地が少ない離島の1村を除く35市町村において、「人・農地プラン」を作成することにしており、平成26年3月末までに32市町村で108地区が作成しています。

図IV-1 人・農地プラン作成の進め方



資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

(2) 「人・農地プラン」に位置付けられた担い手等への支援策

人・農地プランは、地域の状況変化を踏まえながら、毎年話し合いを続けていくことが大切であり、新規就農者等担い手への農地の集積や給付金等の支援により担い手の育成に努める必要があります。

① 新規就農者への支援

ア 青年就農給付金

若い人の就農への意欲を高め、就農後も安心して農業に取り組み、早期の就農定着を促進するため、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階

階の青年就農者（原則として45歳未満）に対して、平成24年度から青年就農給付金を給付しています（図IV－2）。

図IV－2 青年就農給付金の内容

① 準備型

県農業大学校等の農業経営者育成教育機関、先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として45歳未満で就農する者に対し、研修期間中について以下の金額を給付

[給付金額] 150万円／年(最長2年間)

② 経営開始型

人・農地プランに位置付けられている(又は位置付けられると見込まれる)原則45歳未満の独立・自営就農者について、農業を開始してからの一定期間、以下の金額を給付

[給付金額] 150万円／年(最長5年間)

イ 農の雇用事業

農業法人等へ雇用される形での就農を促進するため、農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウなどの研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成しています。

さらに、平成26年度からは、農業の発展に資する優良な法人を増やしていけるよう、農業法人等が就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人として独立させるために実施する研修に要する経費の助成が始まりました（図IV－3）。

図IV－3 農の雇用事業の内容

① 雇用就農者育成タイプ(従来からの措置)

農業法人等が就農希望者を新たに雇用して実施する研修に対して支援

助成額: 最大120万円／年／人(最長2年間)

② 法人独立支援タイプ(平成26年度からの措置)

農業法人等が独立を目指す就農希望者を新たに雇用し、農業法人設立・独立に向けて実施する研修に対して支援

助成額: 最大120万円／年／人(最長4年間、ただし3年目以降は年間最大60万円)

② 経営改善への支援

「人・農地プラン」の中心経営体等として位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します（図IV－4）。

図IV－4 金利負担軽減措置の概要

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者がスーパーL資金を借りる際に、貸付当初の5年間について、実質無利子化

※ スーパーL資金の概要

認定農業者に対して、沖縄振興開発金融公庫が融資する規模拡大その他の経営改善を図るのに必要な長期低利資金

[資金使途] 農地取得を含む・設整備、長期運転資金等
[借入限度額] 個人3億円
法人10億円

[借入金利] 償還期限に応じて0.35～0.90%(H26.7.18現在)
[償還期限] 25年以内(うち据置期間10年以内)

(3) 農地中間管理機構関連の支援策

都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が、平成26年3月に施行されました。沖縄県では同月、(公財)沖縄県農業振興公社が農地中間管理機構に指定され、4月から農地中間管理事業が開始されました。

沖縄総合事務局においては、沖縄県における農地中間管理機構制度の円滑かつ効率的な運営を推進することを目的として、平成25年8月に県、農業振興公社、農業会議など関係機関と農地中間管理機構推進チームを設置し、推進手法の検討及び関係市町村等に対する啓発・普及活動を実施しています。

機構への農地の出し手に対する支援

ア 地域に対する支援(地域集積協力金)

農地中間管理機構制度を推進するため、同機構にまとまった農地を貸し出す地域に対して、地域集積協力金を交付します(図IV-5)。

図IV-5 地域に対する支援(地域集積協力金)の内容

1. 交付対象地域
市町村内の「地域」で、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれており、区域の外縁が農業集落、大字又は学校区等で明確であること。
2. 交付要件
「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること。
3. 交付単価
地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付(使い方は地域の判断)。
※ 基本単価
①2割超～5割以下 : 1万円/10a
②5割超～8割以下 : 1.4万円/10a
③8割超 : 1.8万円/10a

※ 特別単価
①H27年度までは基本単価の2倍
②H28、29年度は基本単価の1.5倍
③H30年度は基本単価

イ 個々の出し手に対する支援

農地中間管理機構制度を推進するため、同機構に農地を貸し出す個々の出し手に対して経営転換協力金又は耕作者集積協力金を交付します(図IV-6)。

図IV-6 個々の出し手に対する支援(経営転換協力金、耕作者集積協力金)の内容

1. 経営転換協力金
(1) 交付対象者
以下のいずれかに該当する農地所有者(個人又は法人)。
①農業部門の減少により経営転換する農業者
②リタイアする農業者
③農地の相続人で農業経営を行わない者
(2) 交付要件

機構に対し、全ての自作地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地の一分でも機構から受け手に貸し付けられること。

(3) 交付単価

- ①0.5ha以下 : 30万円／戸
- ②0.5ha超～2ha以下 : 50万円／戸
- ③2ha超 : 70万円／戸

2. 耕作者集積協力金

(1) 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地（交付対象農地）を、

- ①自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ②所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

(2) 交付要件

交付対象農地を10年以上貸し付け、かつ、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。

(3) 交付単価

※ 基本単価：5千円／10a

- ※ 特別単価：①H27年度までは基本単価の4倍（2万円／10a）
- ②H28、29年度は基本単価の2倍（1万円／10a）
- ③H30年度は基本単価（5千円／10a）

(4) 施策の周知・推進に向けた沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局においては、人・農地プランの作成・見直し、農地中間管理機構制度及び新規就農対策について、県内全市町村・関係団体等の担当者を参集した地区別説明会を開催するとともに、局担当者が各市町村を訪問して、首長・幹部への説明と意見交換を行う等により施策の推進を図りました。

今後も、県・市町村と連携して事業の円滑な実施に取り組んでいくことにしています。

なお、新規就農者に関しては、青年就農給付金の準備型の給付対象者となる可能性が高い研修中の学生がいる県立農業大学校において、沖縄県と連携しながら、学生・父兄が参加した説明会を開催し、事業の適切な推進に向けた取組を昨年度に引き続き行いました。

活発な意見等が出された説明会の様子（南風原町）



また、新規就農対策は、農業経営基盤強化促進法に青年等就農計画制度を創設し、地域農業を支える認定農業者に至るまでの支援を市町村が一貫して行えるよう、法律改正が行われました。同改正では、新規就農者の定着促進に向けた無利子の融資制度について、貸付主体を都道府県青年農業者等育成センター等から日本政策金融公庫等に移管するとともに、資金使途についても利便性が向上するよう見直されました（図IV-7）。

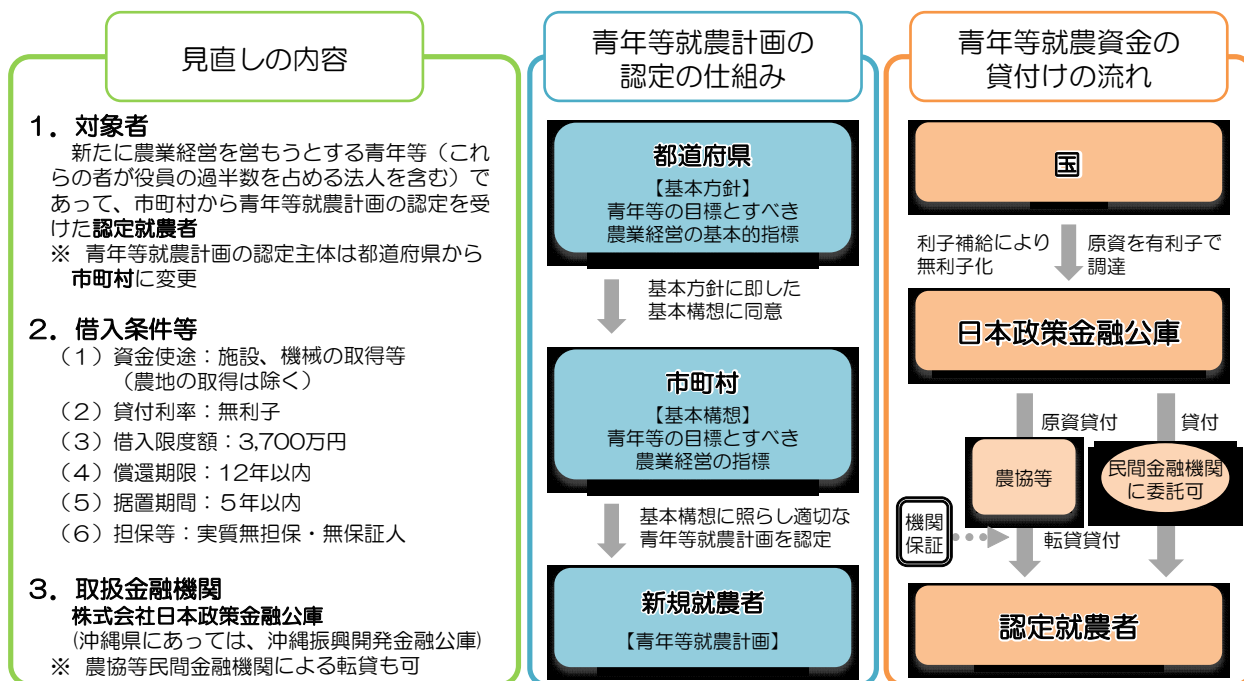
これを受けて、当局では沖縄県と連携し、本制度の適切な運用と着実な推進に向け、各地域において説明会等を開催してきました。

図 IV - 7 青年等就農計画制度の概要

新たに農業を始める方（認定就農者*1）のための無利子資金が、平成26年度から「青年等就農資金」としてより活用しやすくなります。

- ◎ 新たに農業を始める方が認定就農者*1となるために作成する青年等就農計画*2の認定を市町村が行います。これにより認定就農者から認定農業者*3への円滑な移行が可能となります。
- ◎ 認定就農者の対象者に法人が追加されます。
- ◎ 青年の年齢が原則45歳未満に引き上げられます。
- ◎ 経営を開始してから一定期間（5年）は青年等就農計画の申請が可能となり、さらに運転資金の借入期間が5年に延びます。
- ◎ 認定就農者向けの青年等就農資金の貸付けは日本政策金融公庫（または沖縄振興開発金融公庫）が行い、実質無担保・無保証人による貸付けとなります。

* 1: 青年等就農計画の認定を受けた者（下記「見直しの内容」中の「1. 対象者」参照） * 2: 新規就農者が就農5年後の経営目標とその達成に向けた取組等に関する計画を記載。
* 3: 市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者



資料：農林水産省作成

第2節 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進

(1) 認定農業者の動向

認定農業者とは、経営改善に取り組む意欲と能力のある農業者・法人です。

具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の基本構想に沿って作成した5年後の目標とその達成のための取組内容を記載した農業経営改善計画が、市町村長によって認定された者を言います。

認定農業者に対しては、税制上の特別措置、融資制度の支援措置等が講じられます。さとうきびの経営安定対策においては、収穫面積等の要件を問わずに交付金の交付対象者となるなど、様々な支援措置が講じられています。

沖縄県においては、平成25年3月末までに36市町村で基本構想の策定が行われており、このうち32市町村で、1,491経営体が認定を受け、そのうち法人経営は177法人で全体の約12%を占めています。市町村別に見ると、石垣市が最も多く、次いで宮古島市、うるま市、八重瀬町、糸満市の順となっています(表IV-1、2)。

認定状況を営農類型別に見ると、上位5位の営農類型は「さとうきび」、「肉用牛」、「花き」、「野菜」、「果樹」の単一経営となっており、この5類型で全体の約6割を占めています(表IV-3)。

表IV-1 地域別認定農業者数
(平成25年3月末現在)

地域名	認定農業者数	
		うち法人
北部	308	35
中部	173	15
南部	562	45
宮古	168	55
八重山	280	27
計	1,491	177

表IV-2 市町村別認定農業者数
(平成25年3月末現在)

	市町村	認定農業者数		市町村	認定農業者数
1	石垣市	189	6	南大東村	85
2	宮古島市	151	7	南城市	84
3	うるま市	118	8	竹富町	79
4	八重瀬町	100	9	北大東村	78
5	糸満市	92	10	伊江村	74

資料：沖縄県農林水産部調べ

表IV-3 営農類型別認定農業者数(平成25年3月末現在)

営農類型		認定数			割合 (%)
			うち法人	うち共同申請	
単一経営	さとうきび	225	21	30	15.1
	野菜	170	24	18	11.4
	花卉	188	7	28	12.6
	果樹	137	41	15	9.2
	肉用牛	199	18	20	13.3
	葉たばこ	92	0	13	6.2
	その他	168	44	7	11.3
小計		1,179	155	131	79.1
複合経営	さとうきび+その他	93	4	15	6.2
	その他	219	18	35	14.7
	小計	312	22	50	20.9
合計		1,491	177	181	100.0

資料：沖縄県農林水産部調べ

<事例Ⅳ－１：「新たな農業経営指標」の策定・公表>

農林水産省では、平成24年5月に農業者が経営の改善や発展のために活用できる、比較的簡易な指標として、「新たな農業経営指標」を策定し公表しました。これは、農業者が自ら ①経営改善の取組状況をチェックリストで確認するとともに、②経営データを記入して経営の現状と目標を把握し、③指標による評価結果シートを作成することにより、経営状況を評価し、経営の改善に役立ててもらえるものです。

特に、認定農業者については、本指標を活用し、農業経営改善計画を着実に進めてもらうため、毎年行うこととされています。



※本指標は以下のHPでご覧頂けます。

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>

(2) 農業経営の法人化

農業経営の法人化は、農業者の減少・高齢化が進む中で、①簿記記帳による家計と経営の分離、②経営管理能力の向上、③対外的な信用力の向上、④新規就農者の受け皿となる等のメリットを有しており、経営者としての意識改革の醸成及び経営体質の強化を図っていく上で有効な手段です。

沖縄県における農業生産法人数は、平成元年は50法人でしたが、その後着実に増加しており、平成25年1月現在で386法人となっています。

形態別に見ると、株式会社（特例有限会社を含む。）317、農事組合法人45、合名会社1、合資会社6、合同会社17で、株式会社が8割を占めています。また、業種別には果樹が125と最も多く、次いで畜産、工芸作物の順となっています。

表Ⅳ－４
農業生産法人の内訳（形態別、業種別）
（平成25年1月現在）

区分	株式会社 (特例有限会社を含む。)	農事 組合法人	合名 会社	合資 会社	合同 会社	合計
果樹	99	14	1	4	7	125
畜産	63	4	0	1	0	68
工芸作物	51	15	0	0	2	68
野菜	51	6	0	1	6	64
花き・花木	18	4	0	0	2	24
その他	35	2	0	0	0	37
合計	317	45	1	6	17	386

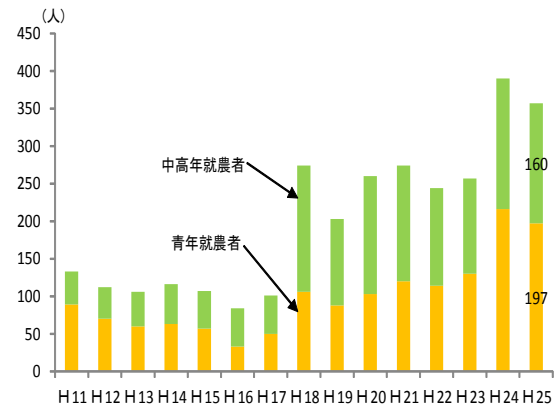
資料：沖縄県農林水産部調べ

(3) 新規就農者の動向

新たに就農した農業者の数は、これまで年間100～130人前後で推移していましたが、平成18年には200人を超え、平成25年は357人となっており、その中でも40歳未満の青年就農者数は新規就農者の全体の半数（55%）を超えており、全国平均（平成24年：27%）と比較しても非常に高い割合を占めています（図Ⅳ－8）。

沖縄総合事務局では、就農直後の所得を確保する青年就農給付金に加え、新規就農者の初期投資の軽減を図り、早期の経営安定を図るため、経営体育成支援事業による補助及び就農支援資金（平成26年度から青年等就農資金）による融資などにより支援しているところです。

図Ⅳ－8
新規就農者数の推移



資料：沖縄県農林水産部調べ

<事例Ⅳ－2：新規就農支援の取組>

沖縄総合事務局では、新規就農者の育成・確保及び就農後の定着を図るため、経営体育成支援事業（平成24年度）の新規就農者補助事業により、県内5ヶ所の地域担い手育成総合支援協議会等を通じて、新規就農者に対し農業用機械・施設等の取得に係る経費の一部を助成しました。

① 野菜（ピーマン等）生産施設の導入（北中城村、西原町、八重瀬町）

青年認定就農者*1が関係町村担い手育成総合支援協議会等を通じ、当該補助事業を活用して、野菜（ピーマン等）の生産施設（ビニールハウス）を導入しました。これにより、生産性の向上や定時定量出荷等に効果を上げています。

導入したハウス



栽培状況



② 花（小菊）栽培用のトラクターの導入（読谷村）

青年認定就農者が、読谷村担い手育成総合支援協議会を通じ、当該補助事業を活用してトラクターを導入し、生産拡大及び労働時間の短縮等の効果を上げています。

③ 花（菊）出荷用の自動選別機の導入（南城市）

青年認定就農者が、南城市担い手育成総合支援協議会を通じ、当該補助事業を活用して、菊の自動選別機を導入しました。これにより、出荷時の選別に係る労働時間の短縮等に効果を上げています。

導入した菊の自動選別機



*1 「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）」に基づき、都道府県知事から就農計画の認定を受けた39歳以下の者。なお、同法は平成25年に廃止され、その機能は、新たに農業経営基盤強化促進法に位置付けられました。

(4) 女性の参画と高齢農業者の動向

① 農村女性の社会参画の状況

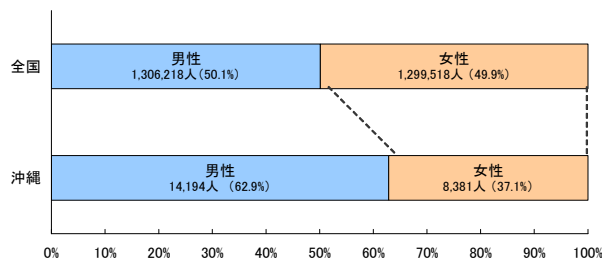
沖縄県における農業就業人口に占める女性の割合は、4割弱と全国平均より低い割合となっていますが、農業の担い手として重要な役割を果たしています。

また、魅力ある農林水産業づくりや6次産業化の推進には、地域で生き生きと活躍している女性達の斬新なアイデアや自由な発想が不可欠です。

しかしながら、農村における女性の農業等への参画状況を見ると、認定農業者、農協役員及び市町村の農業委員の女性の割合は、沖縄県はいずれも全国平均を上回っているものの、未だに低い状況にあります。

沖縄総合事務局では、今後も女性達の経営発展に向けた取組の支援や、女性登用の低い農業委員会等の関係機関に対し、女性委員等の登用の理解促進を図っていきます(図IV-9、表IV-5)。

図IV-9 農業就業人口に占める男女別割合(平成22年)



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

表IV-5 農村における女性の社会参画状況

	(沖縄)	(全国)
認定農業者(24年)	1,699人	237,428人
うち女性(割合)	97(5.7%)	6,200人(2.6%)
うち夫婦(割合)	150(8.8%)	3,324(1.4%)
農協役員(23年)	41人	18,990人
うち女性(割合)	3(7.3%)	851(4.5%)
農業委員数(24年)	484人	35,729人
うち女性(割合)	31(6.4%)	2,182(6.1%)

資料：農林水産省「農業経営改善計画の認定状況」、「総合農協統計表」、「平成24年度農業委員への女性の参画状況」

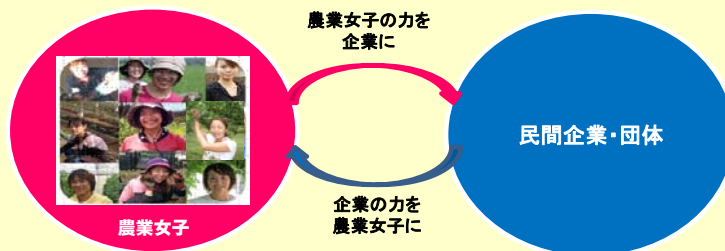
<事例IV-3：農業女子プロジェクトの発足>

「農業女子プロジェクト」は、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業のシーズと結びつけ、新たな商品やサービス、情報を社会に広く発信していくためのプロジェクトです。



プロジェクトは、平成25年11月に、自動車やファーストフード、旅行会社やホテルなど農業女子と様々な企業とのコラボレーションを開始しています(平成26年4月現在：農業女子116名、参加企業11社)。

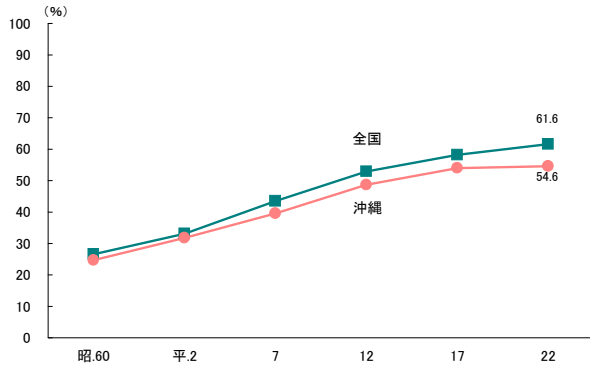
このプロジェクトを通して、農業内外の多様な企業・団体と連携し、農業で活躍する女性の姿を様々な切り口から情報発信することにより、社会全体での女性農業者の存在感を高め、併せて職業としての農業を選択する若手女子の増加を図ります。



② 高齢農業者の状況

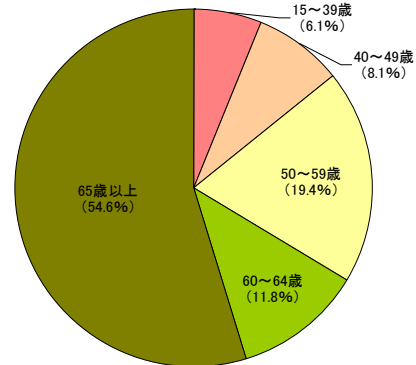
沖縄県の平成22年の農業就業人口の平均年齢は64.2歳となっており、全国平均（65.8歳）より若い状況にあるものの、依然として高齢化が進んでいます。一方、65歳以上の高齢者の割合は全国、沖縄県とも年々上昇しており、平成22年の沖縄県における割合は54.6%と、過半数を占めています（図IV-10、11）。

図IV-10
農業就業人口における65歳以上の割合の推移



資料：農林水産省「農林業センサス」

図IV-11
農業就業人口における年齢階層別割合（平成22年 沖縄県）



資料：農林水産省「2010年世界農林業センサス」

（5）障害者の就労・雇用促進の取組

沖縄総合事務局では、農業分野における障害者の就労・雇用を促進するため、関係機関との連携の下、関係機関が保有する障害者関係情報の共有・発信等を目的として、平成25年5月15日に、「沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワーク」を設置しました。同年7月には、ネットワーク構成員による就労・雇用の実態や今後の取組に関する情報交換会を開催しました。

また、同年9月には、農業分野における障害者就労・雇用について理解を深め、その就労・雇用の機会を拡大させる取組を推進することを目的に「沖縄地域農業分野における障害者就労・雇用促進セミナー」を開催しました。セミナーでは、障害者の就労支援に関わっている事業所やこれから取り組もうとする事業者、農業者、関係機関等を合わせて約150名の参加があり、農業及び福祉分野に精通している専門家による障害者の就労・雇用の意義と農業現場で実際に取り組まれている事例の紹介が行われました。

【沖縄地域農業の障害者就労・雇用促進ネットワークの構成機関】

沖縄総合事務局農林水産部経営課、沖縄労働局職業対策課、那覇公共職業安定所、沖縄県（福祉保健部障害保健福祉課、商工労働部雇用政策課、農林水産部営農支援課・村づくり計画課）

（6）農業制度金融の動向

農業制度金融は、農業者の自主性や創意工夫を活かしつつ、経営感覚に優れた経営体や担い手の育成・確保、経営規模の拡大による生産性の向上及び災害による被害からの経営再建等を図るため、重要な役割を果たしています（表IV-6、IV-7）。

また、農業者が利用しやすいように、農業近代化資金、沖縄振興開発金融公庫資金（スーパーL資金、農業改良資金等）の融資手続の一元化、農業信用保証保険制度等の活用のための農業者への普及・広報を継続して行っています。スーパーL資金については、平成24年度から、人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者への金利負担軽減措置が講じられました。

青年就農者に対する融資制度（無利子資金）については、平成26年度から国・県資金から沖縄振興開発金融公庫資金に切り替えることにより、就農段階から経営発展段階まで公庫が一貫して融資する新制度がスタートしました。

表Ⅳ－6 農業制度資金の貸付実績の推移

(単位：百万円)

区分	平. 19	20	21	22	23	24	25
農業近代化資金	324	435	323	225	193	256	341
沖縄振興開発金融公庫資金	1,383	1,145	1,272	2,128	3,081	750	2,438
うちスーパーL資金	1,262	917	992	1,615	550	352	1,707
うち農業改良資金	55	-	7	-	64	25	-
就農支援資金	19	7	31	14	22	35	9
合計	1,726	1,587	1,626	2,367	3,296	1,041	2,788

資料：沖縄県農林水産部及び沖縄振興開発金融公庫調べ

注1：農業近代化資金については、利子補給承認実績

注2：農業改良資金は、平成22年10月から貸付主体を沖縄県から沖縄振興開発金融公庫に移管

注3：就農支援資金は、平成26年度より貸付主体を沖縄県から沖縄振興開発金融公庫に移管（青年等就農資金）

表Ⅳ－7 農業制度資金の概要

農業制度資金名	農業制度資金の内容	
農業近代化資金	<p>農業者が農協等民間金融機関から資金を借り入れる際、県が利子補給することにより農機具、農業用施設、長期運転資金等の中長期資金を低利で融資する最も一般的な農業制度資金。</p>	 <p>農業近代化資金で導入した 花き選別施設</p>
沖縄振興開発金融公庫資金	<p>(スーパーL資金等) 沖縄振興開発金融公庫が融資する農林漁業施設、機械、農地等の取得に利用できるスーパーL資金等の長期・低利の資金。 沖縄振興開発金融公庫では沖縄県の地域的課題に応じて、沖縄ブランド振興資金、沖縄農林漁業経営改善資金、製糖企業等資金などの日本政策金融公庫にない独自資金を貸付。 (農業改良資金) 新たな農業部門や加工事業の経営の開始、農畜産物及びその加工品の新たな生産方式や販売方式の導入など、チャレンジ性のある取組を行う農業者等を支援する無利子の資金。</p>	 <p>スーパーL資金で 整備された温室</p>
就農支援資金	<p>新たに農業を始めようとする青年（15～39歳）や中高年者（65歳未満）に対し、就農前の技術習得研修や経営開始に必要な機械・施設の整備を支援する無利子の資金。 ※ 平成26年度より貸付主体が沖縄振興開発金融公庫に変更（青年等就農資金）。</p>	 <p>就農支援資金を利用した 新規参入者との現地検討会</p>

第3節 優良農地の確保と有効利用の促進

(1) 農地流動化の動向

① 農地流動化の状況

沖縄県における平成23年の農地流動化の状況は、賃借権の設定等と所有権移転の面積を併せて691haで、平成20年をピークに減少してきています(図IV-12)。

また、賃借権の設定等の面積割合は、52%と所有権移転割合を上回っているものの、全国の87%に比べると低い状況にあります。

このように、沖縄県では農地の流動化があまり進んでいないことから、今後、担い手への農地利用集積を一層進める必要があります。

② 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、県、市町村、農業会議、農業開発公社等の関係機関と協力し、農地利用集積円滑化事業、農地保有合理化事業等を中心として農地流動化を推進してきました。

農家は、農地に対して資産保有の意識が強く、身内以外にはなかなか貸したがない傾向にあり、売買だけでなく、賃貸借についても消極的な姿勢が見られます。また、借り手側からみた場合、ほ場の未整備などから農地を集積しても規模拡大の効果が発揮しにくいという不利な点があります。

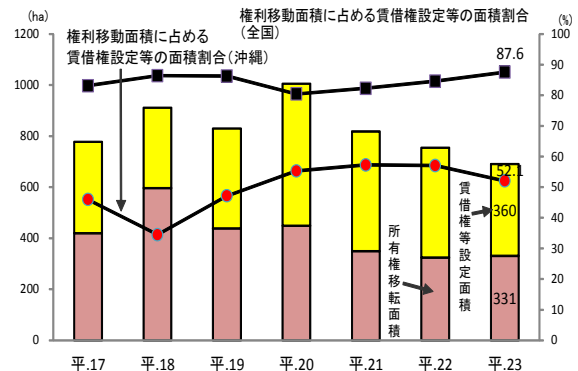
農地流動化を地域別に見ると、本島中南部では、都市化の進展等により、資産としての農地の保有意識が強く、農地の売買、賃貸借等に消極的な傾向が見られます。一方、離島・過疎地域等では、農外収入が見込めないことから農地を手放すことに慎重な傾向が見られ、また、島外転出による不在地主が多く、賃借権設定等の調整に多大の労力・時間等を要するという問題があります。

このため、平成22年度から、平成21年12月に改正・施行された農業経営基盤強化促進法により創設された農地利用集積円滑化事業の仕組みを活用し、市町村又は農業協同組合等が農地の仲介組織となる農地利用集積円滑化団体として、各地域における農地の流動化を進めてきたところです。

また、平成23年度から、経営規模を拡大する農家(農地の受け手)に対して2万円/10aを交付し、担い手等の経営規模の拡大を支援しているところであり、本交付金を活用して、平成23年度は約10ha、平成24年度は約22ha、平成25年度は約70haの農地の流動化が図られたところです。

平成26年度からは、担い手への農地集積等を促進するため、農地中間管理機構制度が創設され、同機構への農地の提供に関して、地域の取組に対しては地域集積協力金を、個々の出し手に対しては経営転換協力金又は耕作者集積協力金を交付する支援策ができたことから、当該支援策等の活用により、更なる農地集積の推進を図ってまいります。

図IV-12 耕作目的の農地の権利移動面積の推移



資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注1：所有権移転は、自作地有償所有権移転。

注2：賃借権設定等は、農地法、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定、使用貸借による権利の設定及び農業経営の委託の合計。

(2) 耕作放棄地対策の推進

全国的に農地面積が減少する傾向にある中、自給率の向上を図るためには、荒廃農地の解消に向けた対策を推進していく必要があります。

平成24年度に行った調査によると、沖縄県では、荒廃農地2,918haの約8割に当たる2,239haが再生利用が可能な荒廃農地となっています(表Ⅳ-8)。

今後、農業依存度の高い離島地域においても、農業経営者の高齢化、労働力不足等により荒廃農地の増加が懸念されています。

沖縄総合事務局としては、荒廃農地の発生を防止するため、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金、農外からの新規参入の促進、基盤整備や鳥獣害被害防止対策などを実施しています。

また、農業上重要な地域である農用地区域を中心に荒廃農地の再生を図ることとし、耕作放棄地対策協議会を主体として「耕作放棄地再生利用緊急対策」を実施しており、この取組の結果、平成24年度は約38ha、平成25年度は約56ha(見込み)の荒廃農地が再生利用されました。

表Ⅳ-8 荒廃農地等の面積(平成24年実績値)

区分	荒廃農地面積		平成24年度に解消した荒廃農地面積
		うち再生利用が可能な荒廃農地	
全国	262,378	141,005	13,629
沖縄県	2,918	2,239	432

資料：農林水産省「平成24年の荒廃農地に関する調査の結果」について(平成25年12月25日公表)

注：「再生利用が可能な荒廃農地」とは、抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地。

<事例Ⅳ-4：荒廃農地を活用した島野菜の加工品を販売！>

西原町では、JAおきなわ西原支店に併設された加工品販売所において、荒廃農地を解消して栽培した島野菜の商品の開発・販売を行っています。

これは、農業者、西原町、町商工会及びJAおきなわなどで作る「(株)農業生産法人西原ファーム」が、平成23年度から耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して解消した農地で、伝統的な島野菜であるシマナーやニガナなどを栽培し、地域特産品として加工・販売する6次産業化を推進し、農業振興と地域発展に取り組んでいるものです。

販売所では、シマナーの加工品(サーターアンダギー・ソフトクリーム)やニガナのジュースなどが並び、度々マスコミで紹介もされるなどして、おやつや夕食のおかずとして好評を博しており、今後も新商品の開発に意欲的に取り組んでいくこととしています。

荒廃農地



シマナーの栽培



加工品の数々



○ 農地中間管理機構制度の創設と耕作放棄地対策の強化

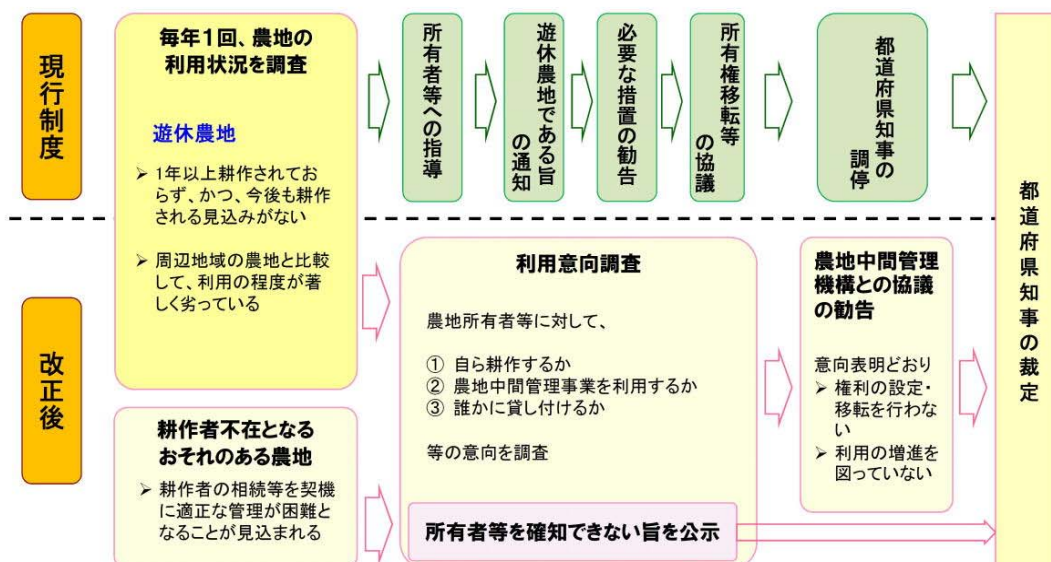
農地中間管理機構制度の創設に伴い、耕作放棄地対策の強化を含む「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等一部を改正する等の法律」が成立・公布され、平成26年4月1日から施行されました。

これにより、耕作放棄地（遊休農地）に関する措置の手続きが大幅に簡素化されました（図IV－13）。

図IV－13 改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

改正農地法に基づく遊休農地に関する措置の概要

- 農業委員会が毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施。
- 意向どおり取組を行わない場合、農業委員会は、農地中間管理機構との協議を勧告し、最終的に都道府県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置。
- 所有者が分からない遊休農地（共有地の場合は過半の持分を有する者が確知することができない場合）については、公示手続で対応。



資料：農林水産省作成

(3) 農地転用の動向

県内における農地の他用途への転用は減少傾向で推移してきましたが、平成22年には増加に転じ、23年も前年を上回り、127.0haとなっています(表IV-9)。

内訳をみると、農地法第4条、第5条に基づく許可又は届出の合計転用面積はほぼ前年と変わりませんが、農業委員会への届出で手続きが完了する市街化区域内の農地転用の割合が増加しています。

転用主体別にみると、農家以外の個人やその他法人といった事業者による転用が大多数を占めています。

一方、計画の策定から転用実施まで複数年を要する公共団体の転用面積が前年の倍となっていますが、県道整備に関する一時転用で、農地法の許可不要の転用が行われているためです(表IV-10)。

今後は、太陽光発電設備の設置機運の高まりや石垣島新空港の開港による観光施設の需要増、国内外の経済事情を踏まえれば、農地転用の約8割を占めている農家以外の個人やその他法人といった事業者による転用が引き続き見込まれるとともに、営農型発電設備の設置(耕作を継続させるため、農地の上に立てた支柱に太陽光パネルを設置)に際して転用が認められるようになったことから、農家、農業生産法人による転用が徐々に増えるものと考えられます。

表IV-9 沖縄県内の農地転用面積の推移

(単位：ha)

区分	農地法第4条、第5条に基づく農地転用		農地法第4条、第5条に基づかない農地転用	農地転用面積合計
		うち届出面積		
平. 18	152.9	30.5	11.7	164.5
19	143.5	28.8	2.1	145.6
20	112.8	25.8	12.0	124.9
21	93.4	20.1	4.2	97.6
22	115.5	21.8	7.4	123.0
23	113.0	27.0	14.0	127.0

資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注1：四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

注2：農地法第4条、第5条に基づかない農地転用は、国、地方公共団体による転用、土地収用法による転用、2アール未満の農業用施設のための転用が含まれる。

表IV-10 沖縄県内の農地転用面積の転用主体別構成(農地法第4条、第5条該当以外含む)

(単位：ha)

区分	公共団体 (国、地方公共 団体、公社等)	農協	農家 農業生産法人	農家以外の個人	その他法人	総数
平. 18	14.3	0.3	11.4	98.1	40.4	164.5
19	3.6	0.8	13.7	84.1	43.4	145.6
20	10.3	0.1	19.7	67.6	27.1	124.9
21	5.8	0.2	15.6	52.3	23.5	97.6
22	4.4	0.9	15.1	65.2	37.4	123.0
23	8.9	0.2	11.4	69.5	37.0	127.0

資料：農林水産省「農地の移動と転用」

注：四捨五入の関係で総数と内訳の計が一致しない場合がある。

第4節 経営所得安定対策の普及・推進

(1) 経営所得安定対策の概要（平成25年度）

我が国の農業は、農業従事者の減少・高齢化、農業所得の激減など大変厳しい状況にあります。

また、海外での穀物需給の逼迫や国内での担い手の育成・確保の厳しい状況から、国内の生産力を確保していくことが重要です。

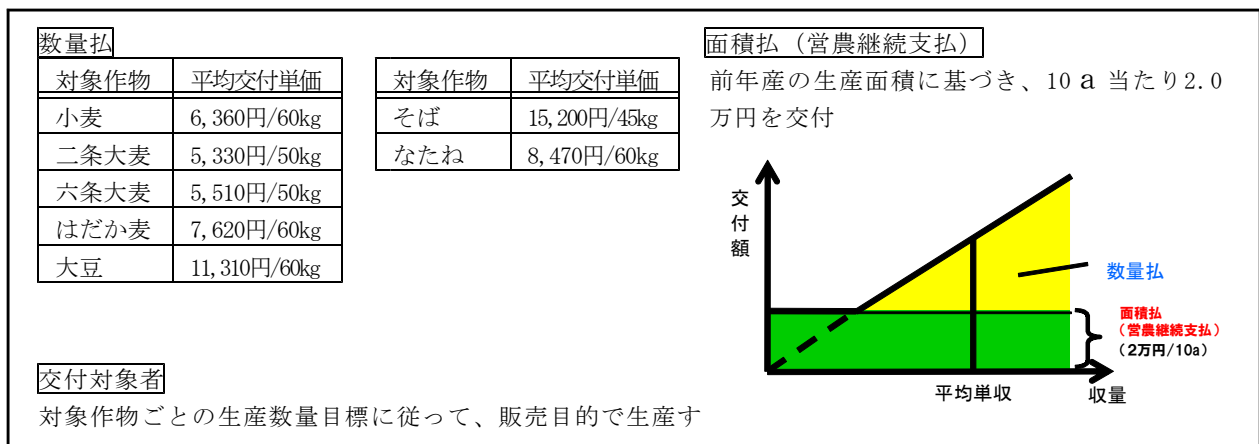
このため、経営所得安定対策（平成24年度までは農業者戸別所得補償制度）を実施し、国は、予算の範囲内で対象農業者に対して交付金を交付しています。

なお、平成26年産以降の経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金は、見直しを行い実施します（表IV－11）。

① 畑作物の直接支払交付金（図IV－14）

麦、大豆等の畑作物について、生産数量目標に従って生産を行う販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する交付金を国が直接交付します。支払いは数量払を基本とし、営農を継続するために必要最低限の額を面積払で交付します。

図IV－14 畑作物の直接支払交付金の概要



資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

② 水田活用の直接支払交付金（図IV－15）

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の戦略作物を生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米並の所得を確保し得る水準の交付金を面積に応じて直接交付します。また、戦略作物以外にも県が指定する田芋、クレソンなどの地域振興作物の生産に対して、県が設定した単価で配分枠の範囲内で直接交付します。

③ 米に対する助成（米の直接支払交付金及び米価変動補填交付金）（図IV－16）

米の生産数量目標に従って生産を行う販売農家・集落営農に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する「米の直接支払交付金」を面積に応じて全国一律単価で直接交付します。

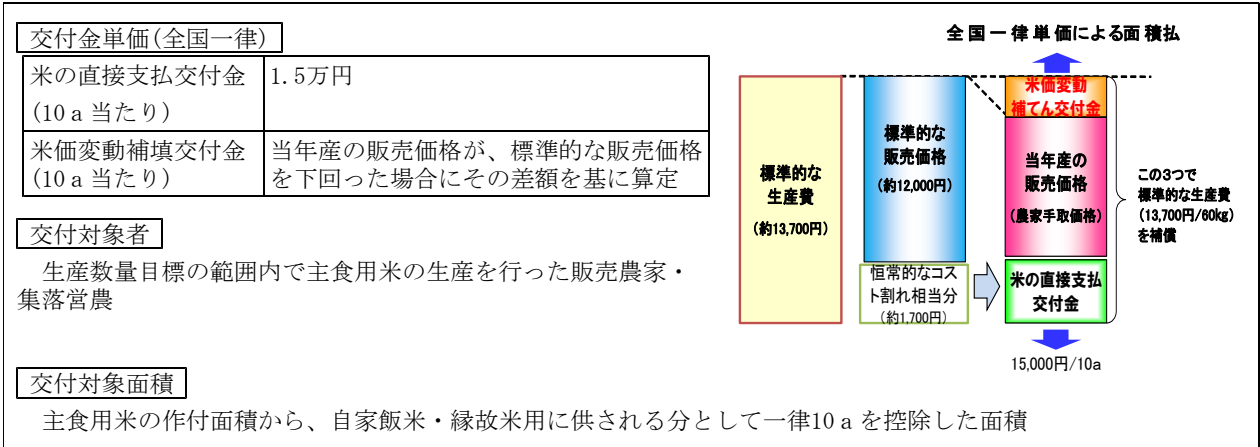
また、前年度に米の直接支払交付金の交付を受けた販売農家・集落営農に対して、前年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額分を10 a 当たりの単価で「米価変動補填交付金」として直接交付します。

図 IV - 15 水田活用の直接支払交付金の概要

交付金単価(全国一律)	
①戦略作物助成	
作物	単価(10 a 当たり)
麦、大豆、飼料作物	3.5万円
米粉用米、飼料用米	8.0万円
WCS用稲	
そば、なたね、加工用米	2.0万円
②二毛作助成	
(主食用米と戦略作物、又は戦略作物同士の組み合わせ) 10 a 当たり1.5万円	
※戦略作物：麦、大豆、飼料作物、米粉用米 飼料用米、WCS用稲、そば、なたね 加工用米	
③耕畜連携助成	
耕畜連携の取組（飼料用米のわら利用、水田放牧、資源循環） 10 a 当たり1.3万円	
④産地資金	
(戦略作物の生産性向上等に向けた取組や、地域振興作物の生産への助成) 都道府県が交付対象作物・単価を設定	
※平成25年度の沖縄県における地域振興作物は、さとうきび、田芋、い草等132品目で10 a 当たり1.0万円に設定	
交付対象者	
米の生産数量目標の達成にかかわらず、水田において麦・大豆等の生産を行う販売農家・集落営農	

資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

図 IV - 16 米に対する助成の概要



資料：農林水産省作成資料を基に内閣府沖縄総合事務局にて作成

④ 加算措置

◎ 再生利用交付金

地域の耕作放棄地の再生利用計画に従って、畑の耕作放棄地に麦、大豆、そば及びなたねを作付けした場合に、平地・条件不利地の条件に応じて、一定額（10 a 当たり 2 万～3 万円）を直接交付します。

表Ⅳ－11 経営所得安定対策の見直しのポイント

	平成25（2013）年産	平成26（2014）年産	平成27（2015）年産
畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	全ての販売農家、集落営農を対象に実施	同左	認定農業者・集落営農・認定新規就農者を対象（面積規模要件なし）
米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）	認定農業者・集落営農のうち一定規模以上の者を対象に実施（市町村特認あり）	同左（米について、ナラシ対策非加入者を対象に影響緩和対策を実施）	認定農業者・集落営農・認定新規就農者を対象（面積規模要件なし）
米の直接支払交付金	主食用米の生産数量目標に従って生産（耕作）する販売農家、集落営農を対象に15,000円/10aを交付	単価を7,500円/10aに削減した上で、平成29年産までの時限措置として実施	同左
米価変動補填交付金	主食用米の生産数量目標に従って生産（耕作）する販売農家、集落営農を対象に実施	廃止	—

【水田活用の直接支払交付金における麦、大豆、飼料用米等の交付単価】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲 ^{*1}	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

資料：農林水産省作成

*1 稲発酵粗飼料用稲。実と茎葉を一体的に収穫し、乳酸菌発酵させ、飼料（ホールクロップ・サイレージ（WCS））として家畜に給与する目的で栽培する稲。水田の有効活用と飼料自給率の向上に資する飼料作物として、作付面積が拡大している。

(2) 経営所得安定対策の交付状況（平成25年度）

① 沖縄における交付件数・面積の状況

沖縄県における平成25年度の交付件数は769件（前年度781件）^{*1}で、交付対象面積は1,029ha（前年度996ha）となりました（表Ⅳ-12、13）。

このうち、米の直接支払交付金には水稲共済加入農家433戸の98%に当たる426戸の稲作農家が加入しました。

水田活用の直接支払交付金では、飼料作物や飼料用のホール・クロープ・サイレージ(WCS)用稲等の国が戦略作物として位置付けた作物の他、県内の各地域で重要な地位を占める作物として県が指定した田芋、い草、クレソン、オクラレルカ等の作物の生産に対して交付しました。

表Ⅳ-12 経営所得安定対策制度の交付件数（平成25年度）

事業名	件数	交付対象農業者のいる市町村
経営所得安定対策	769 (781)	
米の直接支払交付金	426 (437)	国頭村、名護市、恩納村、金武町、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、大宜味村、石垣市、竹富町、与那国町
水田活用の直接支払交付金	421 (413)	国頭村、大宜味村、名護市、恩納村、伊平屋村、伊是名村、金武町、うるま市、宜野湾市、南城市、渡嘉敷村、久米島町、与那国町
畑作物の直接支払交付金	4 (3)	大宜味村、宮古島市
再生利用交付金	3 (3)	大宜味村、今帰仁村

注：（ ）内は平成24年度の件数

表Ⅳ-13 経営所得安定対策制度の作物別交付対象面積・数量（平成25年度）

米の直接支払交付金 米価変動補填交付金 (ha)	水田活用の直接支払交付金 (ha)				再生利用 交付金 (ha)	畑作物の直接 支払交付金 (t)	
	(計)	戦略作物					産地資金
		飼料作物	WCS用稲	その他	そば	そば	
799 (815)	217 (173)	14 (13)	4 (8)	0 (0)	199 (151)	13 (8)	8 (4)

注）（ ）内は24年度の面積・数量

② 交付金の支払状況

沖縄総合事務局においては、平成26年3月までに米の直接支払交付金（約1億2千万円（前年比98%））、水田活用の直接支払交付金（約34百万円（前年比110%））、畑作物の直接支払交付金（約200万円（前年比206%））、再生利用交付金（約260万円（前年比151%））の総額約1億6千万円（前年比102%）を交付しました（事例Ⅳ-5）。

なお、平成25年産米については、販売価格が堅調に推移し、交付金の発動基準である「標準的な販売価格」を下回らなかったため、「米価変動補填交付金」は交付されません。

*1 米の直接支払交付金、水田活用の直接支払交付金を共に加入申請した場合は、1件として計上。

<事例Ⅳ－5：経営所得安定対策を活用した作物>



(3) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、平成25年度において、経営所得安定対策の交付金支払等の円滑な実施や更なる加入促進を図るため、農林水産部の経営所得安定対策推進チームを中心として、以下の取組を行いました。

① 農家を対象とした説明会及び個別相談会の実施

市町村に推進チーム員を派遣し、市町村担当者への説明や農家等を対象とした説明会及び個別相談を実施しました。

② 市町村、関係機関との協力体制の構築

農家数が比較的多い地域、申請書の配布の遅れている地域等へ農林水産部の幹部を派遣し、市町村長、JA支店長等に対して、制度の目的や内容等を説明するとともに、加入促進に向けて協力を要請し、関係機関一体となった取組体制を構築しました。

その一環として、申請数の多い地域等へ職員を派遣し、市町村が行う受付業務や現地確認を支援したほか、関係機関を集めた推進会議を開催するなど、制度の円滑な実施に取り組みました。

沖縄県、市町村、JA等の関係機関を集めた推進会議の状況



第5節 農業協同組合の動向

(1) 農協組織の動向

沖縄県では、昭和47年の復帰当時、総合農協が74ありましたが、財政基盤が脆弱であったため、合併が進められてきました。その後、平成14年、農水産業協同組合貯金保険機構等の支援を受けて、当時存在していた27農協が合併(与那国町農協は解散)して、沖縄県農業協同組合(JAおきなわ)が誕生しました。

JAおきなわは、平成17年、沖縄県信用農業協同組合連合会及び沖縄県経済農業協同組合連合会を包括承継し、全国で2例目の1県1JA体制を整えました。

なお、県内には総合農協以外にも3つの専門農協と、これら農協の指導・監査等を行う沖縄県農業協同組合中央会があります(表IV-14、16)。

表IV-14 総合農協及び専門農協数の推移

区分	昭.47	50	55	60	平.元	4	6	8	14	15	17	24
総合農協	74	71	60	59	57	51	31	28	1	1	1	1
専門農協	5	6	6	7	6	6	6	5	5	4	3	3

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」

注：農協数は、各年度末の現在数

(2) JAおきなわ及び専門農協の概要

JAおきなわは、組合員等の利便を図るため、組合員に対する営農指導や、組合員の生産する農畜産物の受託販売のほか、肥料・農薬等の供給、貯金の受入れの他、営農・生活資金の貸付け、生命共済等の引受け等を総合的に行っています。

組合員数^{*1}は、農業者の高齢化を背景に正組合員は減少しているものの、地域の農協事業利用者に対する組合加入促進運動等によって、准組合員が増加しており、全体としては増加傾向で推移しています(表IV-15)。

表IV-15 JAおきなわ組合員数の推移

区分	平.22	23	24
正組合員	53,637	52,878	52,006
准組合員	68,671	70,154	73,096
合計	122,308	123,032	125,102

資料：JAおきなわディスクロージャー誌

表IV-16 専門農協の概要

名称	沖縄県花卉園芸農業協同組合	沖縄県酪農農業協同組合	沖縄県養鶏農業協同組合
設立年	昭和56年9月	昭和49年2月	昭和45年6月
組合員数	787人(うち正組合員653人) (平成26年4月末現在)	112人(うち正組合員84人) (平成26年4月末現在)	62人(うち正組合員55人) (平成26年4月末現在)
主な事業	花き類生産・販売 生産資材販売 等	生乳受託販売 生産資材販売 等	鶏卵受託販売 生産資材販売 等
	 いなんせ 浦添市 伊奈武瀬	 ともよせ 八重瀬町 友寄	 うるま市 川田

*1 農協の組合員は、総会での議決権や役員の実選権を持ち、組合運営に参画する自ら農業を営む正会員と、議決権等は持たないが、一定の出資金を支払い農協事業を利用する准組合員で構成されている。

第5章 食料産業の振興



左上：

米国における県産「泡盛」及び「ラム酒」の試飲会（沖縄県輸出促進協議会）

右上：

加工品（タンカンジャム）の製造に取り組む6次産業認定事業者（今帰仁村）

左下：

農産物販売所「ファーマーズマーケット与那原・あがりはま市場」における「人参フェア」（与那原町）

右下：

バイオディーゼル燃料製造施設の原料となる廃食用油を貯蔵するタンク（うるま市）

第1節 農林水産業の6次産業化の推進

(1) 農林水産業の6次産業化の意義

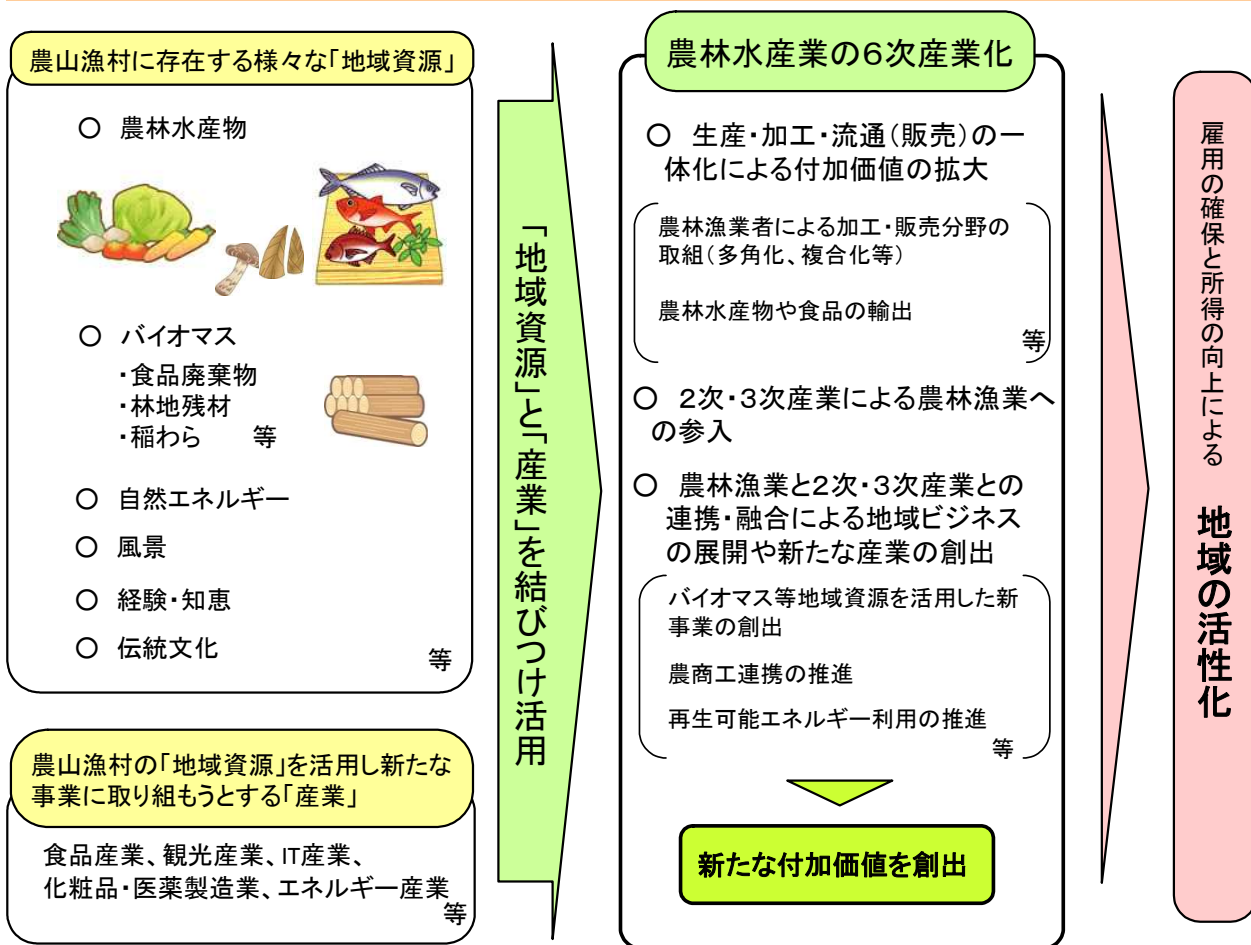
近年、農山漁村の活力は、農林漁業者の減少・高齢化、生産農業所得の低下、担い手不足の深刻化等により低下しており、食料の安定供給や多面的機能の発揮といった農山漁村に期待される役割を確保するためには、その再生が不可欠となっています。

このため、1次産業の農林水産業と、2次産業の製造業、3次産業の小売業、観光業、サービス産業等との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村に存在する農林水産物等の多様な地域資源と食品産業等を結びつけて活用し、新たな付加価値を創出する「6次産業化」(1×2×3=6)の取組が重要となります。

農林水産業の「6次産業化」の取組により、農林水産業の持続的かつ健全な発展を可能にし、雇用の確保と所得の向上による地域の活性化や、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等を図ることが期待されています(図V-1)。

農林水産省では、6次産業の市場規模1兆円(平成22年度)を、平成32年度までに10兆円とすることを政策目標に掲げ、6次産業化の推進に取り組んでいます。

図V-1 農林水産業の6次産業化のイメージ



資料：農林水産省資料を基に沖縄総合事務局作成

(2) 沖縄県における6次産業化の重要性

沖縄県においては、亜熱帯気候等の地域特性を生かし、さとうきび、マンゴー、パイナップルをはじめとする熱帯果樹、紅いもや田芋、肉用牛・豚、モズク等の農林水産物や、それらに由来するバイオマス、貴重なサンゴ礁が広がる海等の風景、集落の伝統的慣習や組踊等の伝統文化等、魅力ある多様な地域資源が豊富に存在しています（図V-2）。



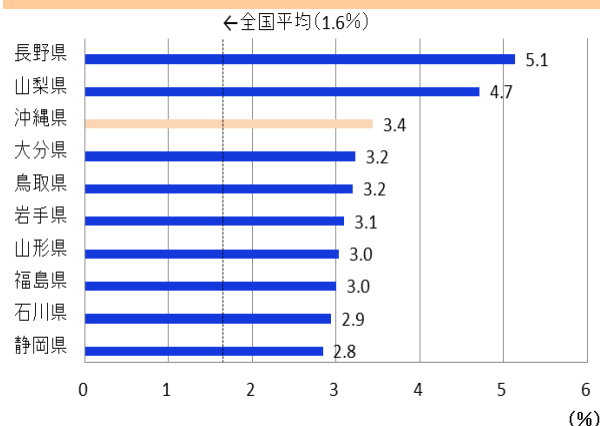
一方、沖縄県は、本土から遠隔地にある離島のため、物流のハンディが大きく、本土のような主たる製造業が存在せず、観光業、食品産業（流通業、食料品製造業、外食・中食産業）の位置付けが高いという、独特の産業構造になっています。

例えば、魅力ある沖縄県の豊富な観光資源を背景に、第3次産業（サービス業）従業者数に占める宿泊業従業者数の割合が3.4%で全国3位となるなど、全国平均（1.6%）を大きく上回っています（図V-3）。

また、農林水産業が盛んなため、製造業の出荷額に占める食料品製造業の出荷額の割合が26.1%で全国3位、第3次産業である卸売業・小売業の従業者数に占める食料品の卸売業・小売業の割合は、43.2%で全国1位と、全国平均（8.5%、32.7%）を大きく上回っています（図V-4、5）。

こうしたことから、沖縄県においては、地域経済の基幹である農林水産業と観光業、食品産業との連携等により、新たな付加価値を創出する6次産業化の取組が他地域にも増して重要となっています。

図V-3
第3次産業従業者数に占める宿泊業従業者数の割合
(平成23年、上位10県)



資料：総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」
注：第3次産業従業者には、公務員を含まない。

図 V - 4
製造業出荷額に占める食料品製造業出荷額の割合
(平成23年、上位10道県)

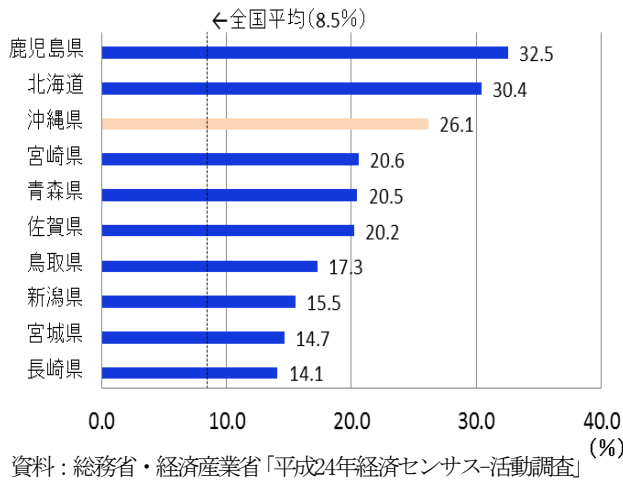
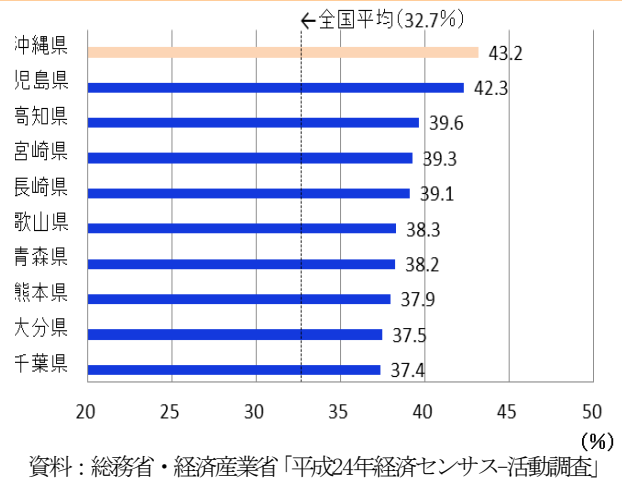


図 V - 5
卸売業、小売業従業者数に占める食料品卸売業、
小売業従業者数の割合 (平成23年、上位10道県)



<事例 V - 1 : 2次、3次からの参入による6次産業化>

農業生産法人株式会社あいあいファームは、外食産業を展開する親会社への食材供給のための農業生産法人として平成21年に設立され、今帰仁村を中心に大豆や野菜等の有機栽培、農薬や化学肥料の使用量を低減したパイナップルの栽培等安全・安心を考えた生産を行っています。平成23年5月には、「沖縄県産の小麦・米粉・大豆等を使った加工品の販売や農業体験等を実施する総合的な教育ファーム事業」で六次産業化・地産地消法※に基づく総合化事業計画の認定を受け、国の補助事業を活用して、今帰仁村で廃校となった学校施設に食品加工場や直売所、地域食材提供施設(レストラン)の整備を行うなど、6次産業化の取組を進めてきました。

自社加工場では、自社で生産した農産物を原料とした島豆腐、ジャム、天然酵母パンやスイーツ等の加工食品を製造し、直売所等で販売しています。さらに親会社の外食産業等に安定的に供給するなど、生産、加工、販売等の一体的な取組を進めています。これらの取組により、地域の雇用や、農村地域の活性化に大きく貢献しています。

また、生産施設や加工施設を活用して、地域の小学生や観光客等を対象に収穫体験や加工体験等も行っているほか、宿泊施設も整備し、農村体験をしながら食育や農業の良さをアピールする総合的な教育ファームとして展開していくこととしています。

※ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 (平成22年法律第67号)

廃校を利用した施設の全景
(正面は体験農場)



加工施設での体験の様子



加工施設(パン工房)の様子



<事例Ⅴ－２：６次産業化の取組>

有限会社伊盛牧場は、石垣市において乳用牛（搾乳牛70頭、育成牛35頭）を飼育し、生乳を地元乳業メーカーに出荷しているほか、生乳を活用したジェラートの販売を行っています。平成24年2月に、自社生産した牛乳や牛肉、マンゴー等の地元産の農産物を活用して新たな加工品を開発、販売する内容で、六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受け、6次産業化に取り組んでいます。

自社直売店の「ミルミル本舗」では、自社で生産した新鮮な牛乳と地元石垣島産のマンゴーや島バナナ等の熱帯果樹やヨモギ等の島野菜を使用した特徴あるジェラートや、ボリューム満点の自社産牛肉のハンバーグを提供し、観光客や地元の方の好評を得ているところです。

また、平成25年に開港した新石垣空港に新たに「ミルミル本舗空港店」を開店し、売上も向上しています。今後も地域の農家と連携し、地元産の農産物を活用した新たな新商品を開発し、地域農業の活性化へも貢献したいとしています。

「ミルミル本舗空港店」の様子



地元産農産物を活用した自家製ジェラートとハンバーグ



(3) 6次産業化の支援

これまで農林漁業者を含む多様な主体により、6次産業化の取組が行われてきました。こうした6次産業化の取組に対して、国は、予算措置等により支援してきましたが、6次産業化の取組をさらに拡大させていくためには、今後とも生産・加工・販売を一体的に実施する農林漁業者の取組を支援していく必要があります。

平成22年12月には、六次産業化・地産地消法が制定（平成23年3月全面施行）され、6次産業化に取り組む意欲のある農林漁業者に対する総合的な支援体制を整備するとともに、同法に基づく支援措置を実施しているところです。

① 農林漁業者に対する総合的な支援

農林漁業者が新たに加工・販売を行おうとする場合、「商品開発の知識がない」、「販路が分からず、農家ではリスクを負えない」等の理由から不安を感じたり、「六次産業化・地産地消法の認定を受けたいが、計画書の申請手続きが分かりにくい」等の理由から取組をためらうといった課題があります。

このため、国では地域の実情に応じ、総合的な支援体制を構築し、取組の検討段階から、計画策定の支援や、認定後のフォローアップを行っています。

具体的には、沖縄総合事務局に農林漁業者の相談に親身に対応するための総合相談窓口を設置し、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者の相談に対応するとともに、六次産業化・地産地消法による計画認定、都道府県や市町村と連携して取り組む6次産業化ネットワーク活動交付金等の補助事業の実施によ

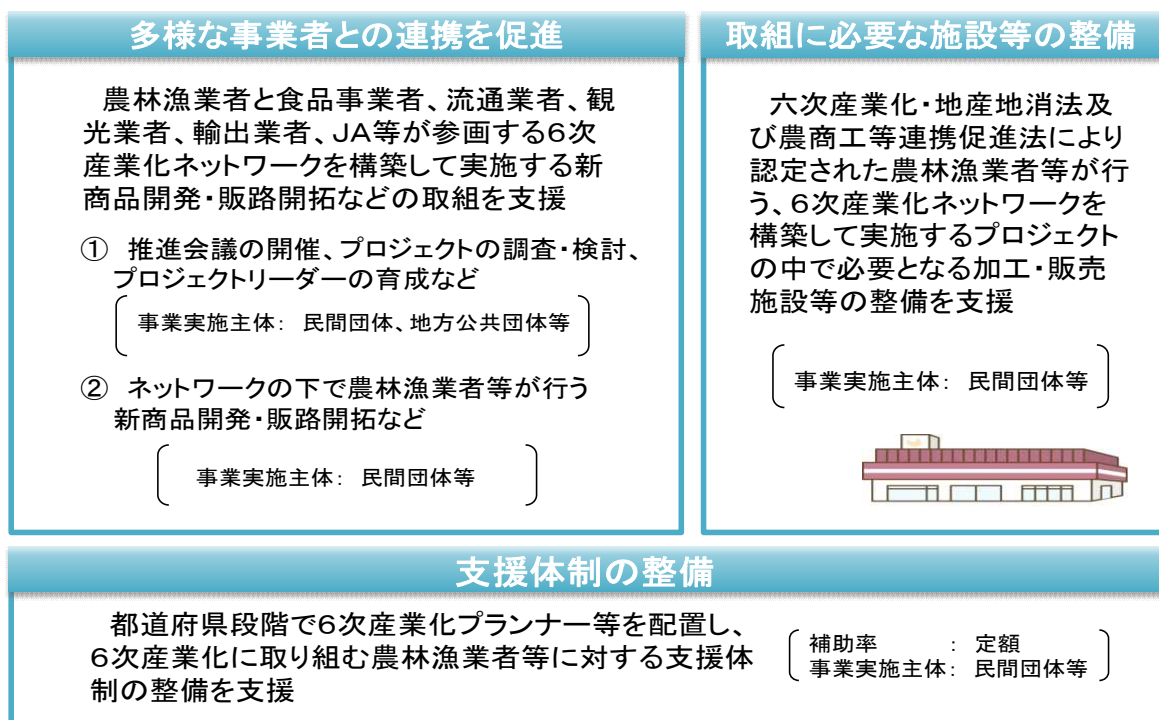
り、新商品の開発や販路の拡大等の取組を支援しています。

また、6次産業化ネットワーク活動交付金では、国、県、市町村の行政では手が届かないビジネス分野のアドバイスができる民間の専門家として、6次産業化プランナーを配置し、6次産業化に取り組む際のアドバイス、六次産業化・地産地消法の認定に向けた構想の策定、申請書の作成にかかるサポート、認定後のフォローアップ等の活動を行う支援体制を整備しています（図V-6）。

図V-6 6次産業化に取り組む農林漁業者に対する総合的な支援

6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県に交付金を交付し、地域の創意工夫を生かした、6次産業化、農商工連携等の取組の面的拡大を支援



【交付金の流れ】

国（農政局等）



都道府県



事業実施主体

② 六次産業化・地産地消法による支援

ア 概要

六次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、農林水産物やバイオマス等の副産物の生産と、その加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画（総合化事業計画）を作成し、国から認定を受けた場合に、認定を受けた農林漁業者等やこれに協力する民間事業者に対して、様々な支援を行うものです。

また、民間事業者や研究機関等が、総合化事業活動に資する研究開発やその成果を利用する事業活動に関する計画（研究開発・成果利用事業計画）を作成し、国から認定を受けた場合に、民間事業者等も支援の対象となります（表V-1）。

表V-1 六次産業化・地産地消法の対象者

事業計画名	対象者
総合化事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者（法人も含む。） ○ 農林漁業者の組織する団体（協同組合等） ※ 農林漁業者等の取組に協力する民間事業者は、事業計画の作成主体にはなれませんが、支援対象となることができます。
研究開発・成果利用事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間企業（NPO法人も含む。） ○ 大学・試験研究機関 ○ 地方公共団体 他

イ 支援措置

国から認定を受けた総合化事業計画や、研究開発・成果利用事業計画に基づいて事業活動を行う農林漁業者や民間事業者等は、各々の事業計画に準じて、農業改良資金融通法の特例、種苗法の特例等の法律上の支援を受けることができます（表V-2）。

このほか、新商品の開発や販路拡大の取組に対する補助事業における補助率のかさ上げや、短期運転資金の貸付等の予算上の支援措置を受けることができます。

表V-2 六次産業化・地産地消法により認定された事業活動に対する主な法律上の支援措置

事業計画名	特例の内容	法律名
総合化事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を促進事業者にも拡大 ○ 償還期限（10年以内→12年以内） 据置期間（3年以内→5年以内）の延長 ○ 指定産地外であっても指定野菜のリレー出荷による契約取引に対し交付金を交付 ○ 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化 ○ 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加 	農業改良資金融通法 等 野菜生産出荷安定法 農地法 都市計画法 等 食品流通構造改善促進法
研究開発・成果利用事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新品種の品種登録に要する出願料等を1/4に減免 ○ 研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化 ○ 食品の加工・販売に関する研究開発・成果利用に必要な資金を債務保証の対象に追加 	種苗法 農地法 食品流通構造改善促進法

ウ 認定状況

総合化事業計画については、平成25年度までに全国で約1,800件が認定され、このうち沖縄県においては53件が認定されており、沖縄県は経済規模等からみて認定件数は多いと言えます。これは、本土にない多様な農産物があること、観光土産品の需要が大きく食品加工業が盛んであること、輸出を視野に入れた場合、成長市場であるアジア市場に近いという優位性があること、等が背景にあると思われ、県全体での6次産業化への関心が高いことがうかがえます（表V-3、4、5）。

今後は、引き続き総合化事業計画の認定を推進するとともに、補助事業等の様々な支援を通じて、沖縄県における農林水産業の6次産業化の更なる進展に取り組んでいきます。

表V-3 平成23年度認定総合化事業計画（沖縄）

事業名	事業者	市町村
マンゴー、ブーゲンビリア等を利用した商品の加工・販売及び観光農園事業	農業生産法人有限会社大嶺ファーム	宮古島市
高付加価値を目指す久米島産農産物を利用した新商品群の開発及び販路拡大	農業生産法人有限会社南の風	久米島町
沖縄県産の小麦・米粉・大豆等を使った加工品の販売や農業体験等を実施する総合的な教育ファーム事業	農業生産法人株式会社あいあいファーム	今帰仁村
やんばるスパイス及び農産物を活用した商品開発とフードサービス事業 エコフィードを活用した県産豚豚ブランド化事業	農業生産法人株式会社クックソニア農業生産法人株式会社みどりファーム	名護市 八重瀬町
循環型農畜産業と自社加工・販売施設経営	農業生産法人有限会社やえやまファーム	石垣市
太径種サトウキビ（P0J2725号）を使用した黒糖及び熱帯果実使用の商品開発・加工及び販売事業	合同会社農業生産マティダファーム	宮古島市
「石垣黒鶏」による 石垣島ブランドの確立と関連商品の全国展開へ向けての取組	株式会社うるずんファーム	石垣市
沖縄県産果実の安定生産及び販売体制の構築	農業生産法人有限会社沖縄農芸 有限会社沖縄アロエ	今帰仁村 名護市
地域の特産品であるシークワサーの残渣を利用した商品の加工・販売事業	株式会社夢感動ファーム	大宜味村
パインアップルを基軸とした循環型農業の推進によるパインアップル、アグー交配豚、黒毛和種の生産、並びに加工品開発・販売	有限会社カナンおきなわ	東村
勝山シークワサーをメイン商品とした商品開発・加工・直売所事業	有限会社勝山シークワサー	名護市
パッションフルーツ、黒糖を原料とした商品の加工・販売、ファーマーズレストランの経営及び主に子供を対象とした農業体験を受け入れる体験型観光農園化事業	農事組合法人うるま農場	うるま市
伝統的島野菜等の生産、1次加工品等の製販・商品開発	株式会社農業生産法人西原ファーム	西原町
沖縄県産養殖魚（ミーバイ、琉球スギ等）を利用した加工製品の開発及び加工販売	久米水産株式会社	那覇市
大豆、バレイショ等の農作物を利用した新商品の開発および加工・販売事業	株式会社グリーンフィールズ	糸満市
アロエ、糖蜜等沖縄県産農産物を飼料に混合した豚の生産化と自社加工・商品開発・販売事業	農業生産法人株式会社福まる農場	南風原町
宮古島の「鈴かぼちゃ」「ミニトマトアイコ」等を素材とした、商品開発及び加工・販売事業	農事組合法人まるごと宮古島	宮古島市
石垣島パインアップルによる冷凍加工事業と直売所事業	株式会社農業生産法人石垣島SUNファーム	石垣市
自社牧場から生産する牛乳、牛肉及び牛糞堆肥を使い、無農薬・無化学肥料の農産物と地元農産物を利用した循環型農業をめざす、新たな加工・販売事業	農業生産法人有限会社伊盛牧場	石垣市
沖縄県の特産品に成り得る純国産珈琲の加工製造販売事業	農業生産法人合資会社SK石垣島珈琲園	石垣市
石垣原産未利用植物ピパーズ（長胡椒）の栽培技術確立、生産拡大及び他用途活用による商品開発・販売事業	東郷青龍、平田直樹、藤原政之	石垣市
「与那国X」地鶏ブランド化事業	農業生産法人株式会社与那国Xプロジェクトカンパニー	与那国町

表Ⅴ-4 平成24年度認定総合化事業計画（沖縄）

事業名	事業者	市町村
自社農園の「猪豚」を活用した加工・販売事業	農業生産法人有限会社アンビシャス	国頭村
伝統的島野菜クワンソウを活用した新商品開発、加工製造及び観光農園事業	農業生産法人株式会社 今帰仁ざまみファーム	今帰仁村
モズクを活用したスイーツ、調味料等の加工食品開発・製造・販売	イトサン株式会社	糸満市
自社生産の豚のブランド化に向け、加工品・新商品開発及び直営店での自社豚専門店販売促進事業	ヨギファーム	読谷村
沖縄産珈琲と果肉及び葉を活用した新商品の開発、販売事業	農業生産法人有限会社 名護珈琲	那覇市
地域の特産品であるパインアップル、柑橘類を利用した商品の加工・販売事業とコーヒー栽培	株式会社まんまるプラス	東村
島藍を使った商品開発と加工所・直売所開設事業	農業生産法人株式会社島藍農園	石垣市
沖縄県石垣島ジャージー牛の良質な乳を活かした加工品の需要の拡大	ミルククラウン	石垣市
地域の特産品である石垣島金城ビーフと石垣島アグーを利用した新商品の加工・販売事業	農業生産法人有限会社ゆいまーる牧場	石垣市
自家農園のハーブを利用した加工品開発と新商品展開事業	農業生産法人株式会社石垣島胡椒園	石垣市
規格外野菜ともやしを利用した商品の加工・販売事業	農業生産法人有限会社あらぐさ	八重瀬町
県産の青果、果樹、野草を利用した乾燥加工・保存による商品開発及び加工販売	ネクストステージ沖縄合同会社	浦添市
沖縄県産無農薬栽培したモリンガ、なた豆、クーガ芋、しょうが、キャンドルブッシュを利用した商品の加工・販売事業	農業生産法人株式会社琉球エコプロジェクト (共同申請者：特定非営利活動法人プロミスキーパーズ)	名護市
沖縄県恩納村産のノニを原料とした新商品の開発及び販路開拓事業	平安名康史	那覇市
伊江牛の繁殖、経産肥育を使用した地域特産品の開発	農業生産法人株式会社伊江牛	伊江村
山羊（ヒージャー）を利用した商品開発・加工・販売事業	農業生産法人株式会社もとがらす	本部町
地域の特産品であるパインを利用した加工品販売事業	玉城パイン販売	名護市
月桃蒸留水及び精油を用いた、新たな化粧品等の開発及び加工～直接販売事業	有限会社グリーンブラン新城	今帰仁村
パッションフルーツ・バナナ・ドラゴンフルーツ・パインアップルを利用した加工・直接販売事業	株式会社シードウィン	八重瀬町

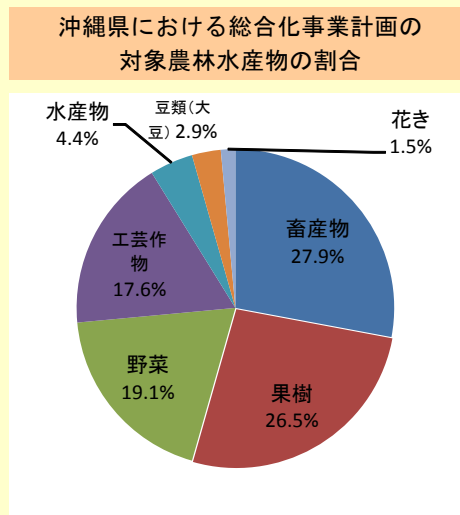
表 V-5 平成25年度認定総合化事業計画（沖縄）

事業名	事業者	市町村
「今帰仁アグー」の生産拡大及び加工、販売促進総合化事業	農業生産法人有限会社今帰仁アグー	今帰仁村
すっぱん加工食品製造販売のための養殖及び加工事業	農業生産法人株式会社ロングビーチランド	本部町
高品質活きメ車えび凍結品の加工販売事業 ※ファンド出資案件	沖縄栽培水産株式会社	与那国町
島ニンニクの水耕青果生産及び島ニンニクを中心とした島野菜の加工品製造・海外販売事業	株式会社農業生産法人テクノグリーン	宜野座村
津堅島特産の人参、さつまいも等を活用した商品開発、製造販売と地域食の提供	津堅構造改善センター 「津堅みやらび」	うるま市
循環型農業による農畜産物の生産とこれを利用した加工品の製造及び販売	農業生産法人株式会社サンシャインファーム	北中城村
沖縄県産の生しいたけの加工製品の開発(乾燥) 及び販売事業	NA-B A生産企業組合	名護市
100%県産マンゴーを原料としたマンゴーピューレ等、加工品の開発及び通年販売の取組	農業生産法人有限会社コーラルファーム	糸満市
自家産ブランド鶏の鶏卵、鶏肉を活用した新商品開発・製造・販売事業	株式会社花城養鶏場	名護市
かんしょの通年供給による新商品の製造販売	農業生産法人株式会社マルシエ沖縄	西原町
やんばる地区のアップルマンゴーとタンカンを活用した新商品開発	農業生産法人株式会社おきなわみるくふぁーむ	名護市

＜沖縄における総合化事業計画の対象農林水産物＞

沖縄県で認定された総合化事業計画の対象となる農林水産物の品目別割合をみると、畜産物が27.9%と最も大きな割合を占め、次いで果樹、野菜の順となっており、野菜が最も多い本土とは異なります。

この背景には、沖縄県ではアグーという特色ある豚や肉用牛の生産等畜産業が盛んであり、畜産物を用いた加工品を開発しやすい環境にあるため、ハムやソーセージ、ジェラート等の加工に取り組む事業者が多いこと、また、マンゴーやパインアップルに代表される熱帯果樹の生産が盛んなため、ジュースやジャム等の加工に取り組む事業者が多いこと等があると考えられます。



③ 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（ファンド法）による支援

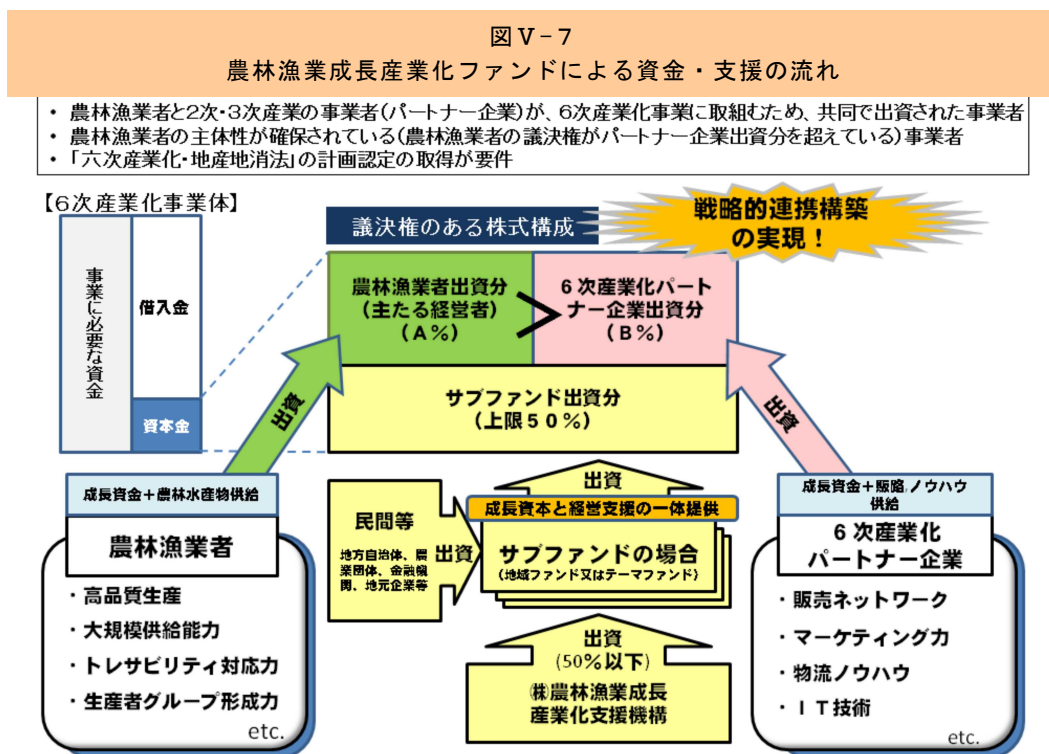
6次産業化に取り組む農林漁業者等は、加工・販売施設等の資金需要が大きくなる一方で、資本力の弱さから大型設備投資が難しいことや異業種との連携が障害となっていました。これらの課題解決へ向けて、官民共同のファンドの創設により6次産業化に取り組むための資本力強化やハンズオン支援（経営支援）を一体的に実施するため、平成24年12月に「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法」（平成24年法律第83号）が施行されました。法施行に伴い、平成25年2月に設立された同機構において、地域におけるサブファンドを運営する事業者の公募が行われており、サブファンド組成への取組が進められています（図V-7）。

一方、サブファンドの支援対象となる法人は、6次産業化事業に取り組む農林漁業者と他産業のパートナー企業との共同出資による合弁事業体で、かつ6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けた法人となります。

全国的には、平成26年3月末現在で41のサブファンドが組成されており、これらのサブファンドから合弁事業体8社への出資が行われ、ファンド活用による6次産業化の取組が進められているところです。

沖縄県においては、サブファンドは組成されていない状況ですが、福岡県内のサブファンドから出資を受けた沖縄栽培水産株式会社が与那国町において車えびの周年販売の取組を進めているところです。

今後は、これら合弁事業体がサブファンドを活用することにより資本強化や経営支援が受けられ、6次産業化への取組が一層推進されるものと期待されます。



(4) 沖縄総合事務局の取組

沖縄総合事務局では、農山漁村の6次産業化を推進するため、以下の取組を行っています。

① 6次産業化の推進に関する総合相談窓口

沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課に「6次産業化の推進に関する総合相談窓口」を開設し、6次産業化に取り組む意向を持つ農林漁業者等からの各種相談に適切に対応し、きめ細かな支援を行っています。

② 「6次産業化推進全国キャラバンin沖縄」の開催

平成25年10月30日、沖縄県立博物館において、6次産業化を推進するため、現場の取組・意見をより一層施策へ反映させ、現場と連動した取組を進めることを目的として、「6次産業化推進全国キャラバンin沖縄」を開催しました。

このキャラバンでは、農林水産省より日本再興戦略を踏まえた施策の展開方向が紹介されたほか、6次産業化計画認定事業者の依田啓示氏（農業生産法人有限会社カナンおきなわ代表）による6次産業化の取組についての紹介、田崎聡氏（6次産業化統括プランナー）による6次産業化の展開と基本課題についての説明が行われました。

説明の後、質疑応答を含め、活発な意見交換が行われました。



会場の様子

③ 6次産業化推進パネル展及び加工品表彰式の開催

沖縄県における農山漁村の6次産業化の取組への理解増進を図るため、「沖縄地域6次産業化推進パネル展」を開催し、併せて「6次産業化加工品表彰式」を行いました。（平成25年11月26日～29日）

パネル展では、6次産業化の制度を紹介するパネルのほか、六次産業化・地産地消法に基づき、沖縄県において事業計画の認定を受けた事例を紹介するパネル及び認定を受けた事業者が開発した商品を展示するとともに、ジャムやジュース等の試食・試飲も行いました。

また、加工品表彰式では、事業者が開発・販売している応募商品の中から審査委員による審査の結果、評価の基準を満たしている商品として、19点（すぐりむん賞4点、でいきとーん賞7点、かりゆし賞8点）の発表及び表彰を行いました。

パネル展の期間中は約330名の方が来場し、6次産業化の取組について理解の促進が図られました。



パネル展の様子



表彰式の様子

④ 6次産業化の推進及び農林漁業成長産業化ファンド促進のための説明会等の開催

沖縄地域における6次産業化を一層推進するとともに、さらに拡大・高度化し、成長力・競争力のある事業へと発展・飛躍させるための出資等による支援を推進するため、「6次産業化の推進及び農林漁業成長産業化ファンド促進のための説明会」等を開催しました。

○石垣市：平成25年5月24日

参加者73名（農林漁業者、食品事業者、金融機関、関係団体等）

○宮古島市：平成25年6月28日

参加者53名（農林漁業者、食品事業者、関係団体等）



第2節 農林水産業と他産業との連携の推進

(1) 沖縄県における食品産業の現状

沖縄県における平成23年の製造業事業所数は1,201事業所（全国の0.5%）、製造業従業者数は23,312人（同0.3%）、製造品出荷額等は6,047億円（同0.2%）となっています。

このうち、食料品製造業についてみると、全製造業に占める比率は、事業所数は384事業所（32%）、従業者数は10,568人（45%）、出荷額は1,581億円（26%）です。全国の製造業に占める食料品製造業の比率（事業所数13%、従業者数14%、出荷額9%）を大幅に上回っており、沖縄県では、食料品製造業の占める割合の高さが特徴となっています。

また、県内の一事業所当たりの従業者数についてみると、県内全製造業平均の19人に比べ、食料品製造業は28人となっています。このうち、特に、砂糖製造業、畜産食料品製造業については、それぞれ36人、51人と県内全製造業平均を上回っており、地域における雇用や経済において重要な役割を果たしています（表V-6）。

表V-6 県内製造業の内訳

	事業所数(ヶ所)			従業者数(人)			出荷額(億円)			1事業所当たり従業者数(人)		
	平成21年	22年	23年	平成21年	22年	23年	平成21年	22年	23年	平成21年	22年	23年
全製造業	1,302	1,262	1,201	24,812	24,830	23,312	65,481	5,655	6,047	19	20	19
食料品製造業	425	411	384	10,639	10,818	10,568	1,399	1,403	1,581	25	26	28
砂糖製造業	19	18	17	586	568	610	185	174	183	31	32	36
畜産食料品製造業	37	38	45	1,795	1,822	2,303	374	388	x	49	48	51
水産食料品製造業	57	52	50	799	755	633	76	81	x	14	15	13
野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	15	14	15	200	186	184	19	15	x	13	13	12
食料品製造業の全製造業に占める比率	32.6%	32.6%	32.0%	42.9%	43.6%	45.3%	25.5%	24.8%	26.1%			

資料：沖縄県「沖縄県の工業」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス-活動調査」

注1：従業者4人以上の事業所が対象 注2：xは統計数値が公表されていないことを表す

(2) 食品産業をはじめとした他産業と農林水産業との連携

沖縄県においては、県産の良質原材料を食品産業（流通業、食料品製造業、外食・中食産業）に安定的に供給する体制が十分には確立されていないため、農林水産業による食品産業との連携や進出を強化する必要があります。

こうした中、国民の健康志向の高まり等を背景に、沖縄県産のウコン、長命草等薬用植物を活用した健康食品製造事業が展開されるとともに、農林漁業者と食料品製造業者が連携し、ゴーヤー、紅いも、シークワサー等地域の特産農産物を活用した製品を開発し、地域活性化に取り組んでいる事例が見られます。

① 農商工等連携事業計画

農商工等連携促進法*1は、農林水産業と商業、工業等の産業間での連携を強化し、それぞれの経営資源を有効に活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成20年5月に制定されました。

沖縄県においては、平成20年9月の認定（3件）以降、平成26年3月までに合計20件の農商工等連携事業計画が認定されました。計画に基づき事業を行う

農林漁業者等の事業者は、専門家によるアドバイスのほか、試作品開発、販路開拓及び施設整備に対する補助、中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資等の支援措置を受けることができます（表V-7）。

表V-7 平成25年度認定農工商等連携事業計画（沖縄県）

事業名	事業者	所在地
沖縄産モズクブランド「琉球長寿藻」の海外販路展開事業	株式会社新垣通商 伊是名漁業協同組合	那覇市 伊是名村
ソデイカ、モズク、アーサ、シャコ貝、ウニ等の沖縄県産の海産物を使用した加工品の商品開発及び販路開拓	株式会社丸昇物産 今帰仁村漁業協同組合	糸満市 今帰仁村

② 地域産業資源活用事業計画

地域資源活用促進法*1は、中小企業者による地域資源を活用した新商品の開発等の取組を支援することを目的として、平成19年5月に制定されました。

沖縄県においては、平成19年8月に地域産業資源として農林水産物41品目を定めた基本構想が策定され、平成19年10月の認定（9件うち農林水産物4件）以降、平成26年3月までに70件（うち農林水産物46件）の地域産業資源活用事業計画が認定されました（表V-8）。

地域産業資源活用事業計画に基づき事業を行う中小企業者は、専門家によるアドバイス等のほか、試作品開発や販路開拓に対する補助、食品流通構造改善促進法及び中小企業信用保険法の特例、政府系金融機関による低利融資等の支援措置が受けられます。

表V-8 平成25年度認定地域産業資源活用事業計画（沖縄県）

事業名	活用する地域資源名 (農林水産物)	事業者
クワンソウを活用した加工食品等の製造・販売及び沖縄発ムードフード・ブランド構築事業	クワンソウ	琉球睡眠株式会社
塩をテーマにした“大人のつまみ”を含めた商品のブランド化及び販売戦略	ソデイカ、モズク、アーサ、ひじき	有限会社島酒家
沖縄産島豆腐の燻製シリーズ化商品開発及び販路開拓	ヒハツモドキ、島とうがらし、にしよもぎ、ヤエヤマアオキ、ウコン、月桃、タイワンハンノキ、シークワサー、タンカン、パインアップル、マンゴー、パッションフルーツ、さとうきび	有限会社池田食品
沖縄産の牛・豚・調味料・島野菜を活用した食品加工商品の開発・販路拡大	豚、和牛、シークワサー、マンゴー、パインアップル、島らっきょう、島とうがらし、島にんじん、シブイ（とうがん）、ヒハツモドキ	株式会社上原ミート
北大東産の「ドロマイト化した化石珊瑚」と、同じく北大東産の「月桃」を活用したコスメ製品・加工食品の製造、販売事業	月桃	株式会社ECOMAP

*1 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）

＜沖縄県の「基本構想」で地域産業資源として指定された農林水産物＞
(平成24年12月現在)

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|----------|
| ○さとうきび | ○パッションフルーツ | ○豚 | ○サンゴ |
| ○沖縄島野菜(※) | ○ドラゴンフルーツ | ○和牛 | ○モズク |
| ○水稲 | ○アセローラ | ○ヤギ | ○海ぶどう |
| ○もちきび | ○バナナ | ○乳牛 | ○アーサー |
| ○甘しょ | ○島とうがらし | ○リュウキュウマツ | ○ひじき |
| ○シークッカーサー | ○ヒハツモドキ | ○台湾ハンノキ | ○マドロ |
| ○タンカン | ○ハイビスカス | ○ヤエヤマアオキ | ○ソデイカ |
| ○マンゴー | (ローゼルを含む) | ○マングローブ | ○クルマエビ |
| ○パインアップル | ○ソテツ | ○薬用作物(※) | ○カープチー |
| ○パパイア | ○茶 | ○ハブ | ○ビーグ(い草) |
| | | | ○ユーカリ |
| | | | ○トコブシ |



※沖縄島野菜は28品目、薬用作物は8品目を別途指定

③ 医福食農連携

医福食農連携とは、医療・福祉分野と食品・農業分野が連携する取組であり、超高齢社会の到来や健康志向の高まり等による新たな国内ニーズに対応した機能性を有する農林水産物・食品等の開発・生産・販売、薬用作物の産地形成、社会福祉法人等における農業生産の取組等新たな可能性を持つ分野として注目されつつあります。

沖縄県においては、クワンソウ等地域固有の作物から有効成分を抽出し製薬に活用している事例や沖縄県の郷土料理を取り入れた介護食のレシピの開発等の事例があります。

<事例Ⅴ－3：医食農連携の取組>

沖縄県伝統野菜のクワンソウ（和名：アキノワスレグサ）は、沖縄本島の方言でニーブイグサ（ニーブイは眠いの意）と呼ばれ、昔から睡眠改善の効果があると言われてきました。

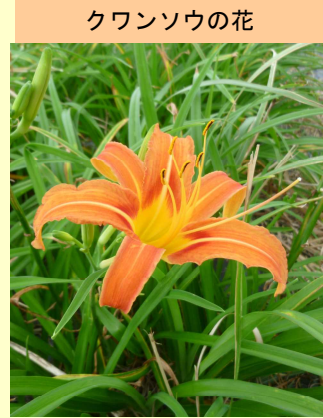
株式会社ソムノクエストは、このようなクワンソウの特徴を生かした加工品（エキス・粉末）の製造・販売を行っています。

同社代表取締役の江口直美氏は、薬学博士として長年睡眠に関する研究に携わってきました。副作用のない体にやさしい睡眠薬を作るための植物を探していた頃、沖縄県にクワンソウがあることを知り、安定的な生産が可能であること等を確認したことを契機に、同社を設立、クワンソウの睡眠改善効果に関する研究に参画しました。

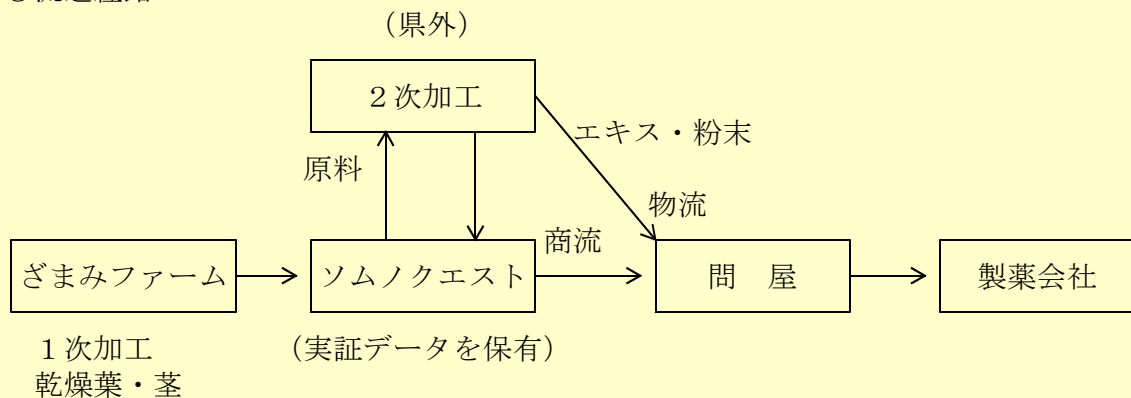
現在、同社では、クワンソウから抽出したエキスの睡眠に関する効能についての実証データを取得しており、農業生産法人（株）今帰仁ざまみファームより調達したクワンソウの一次加工品（乾燥葉・茎）から抽出した有効エキスやクワンソウ粉末の二次加工品を10数社（製薬会社、健康食品会社、食品会社）へ販売しています。

また、同社はクワンソウ普及協会の会員でもあり、クワンソウの良さを広く知ってもらうためのイベントや野菜として利用する料理のレシピの開発も行っています。

今後は、アメリカ等海外で既に確立されているムードフード（機能性成分が含まれる食材を原料にした加工食品）という新たな分野を国内で展開していくことを目指しています。



○流通経路



第3節 地産地消の推進

地産地消は、食や農に関する理解を高め、地域の伝統的な食文化の継承につながる食育の推進、消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係づくりを通じた地域の活性化、国産農産物の消費による食料自給率向上を図る上で重要であるほか、直売所や加工等の取組を通じて、農林水産業の6次産業化による地域の活性化につながるものとして、一層の推進が求められています。

農林水産省では、平成22年12月に施行された六次産業化・地産地消法及び同法に基づいて平成23年3月に策定した基本方針において、地産地消に関する事項を規定し、地域の農林水産物の利用を促進しています。このため、県及び市町村に対し地産地消を促進する計画の策定を推進するとともに、交流活動や地場産農産物の普及活動等への支援措置を設け、地産地消の取組を支援しています。

(1) 地域の農林水産物の利用の促進についての計画の策定の推進

沖縄県においては、平成26年3月に県の促進計画が策定されたところであり、沖縄総合事務局としても、沖縄県と連携しつつ、生産者、農業者団体、食品産業事業者、消費者団体等が連携して作成する地産地消市町村促進計画の策定を推進していくこととしています。

(2) 直売施設への支援等

沖縄県内の農産物直売所は、①道の駅併設の農産物直売所、②農協が運営するファーマーズマーケット、③第三セクターが開設した農産物直売所、④法人化した組織が運営する農産物直売所、⑤地域の農家有志が共同で開設する農産物直売所等に大別することができ、地産地消の高まりや消費者の商品の選択基準の変化、低価格志向等を背景に広がりを見せています。沖縄県総合事務局としても、6次産業化に取り組む事業者の直売施設の整備を支援するなど、地域の活性化のための支援を行うこととしています。



<事例V-4：沖縄県による地産地消の推進の取組>

沖縄県では、県産農林水産物の消費拡大を図り地産地消を推進することを目的に、平成20年度から「おきなわ食材の店」登録制度を実施しています。

この制度は、県産農林水産物を積極的に活用する県内の飲食店や宿泊施設等を対象に、県産の農林水産物を半数以上使った「地産地消メニュー」を全メニューの半数以上使用している店舗を登録するもので、登録店舗についてはホームページやリーフレット等で情報を発信しています。

【ホームページURL：<http://www.okireci.net/shops/>】

平成25年度は新たに27店舗が加わり185店舗（H25年9月時点）が「おきなわ食材の店」として登録されています。



第4節 農林水産物・食品の輸出の推進

(1) 農林水産物・食品の輸出促進に取り組む意義

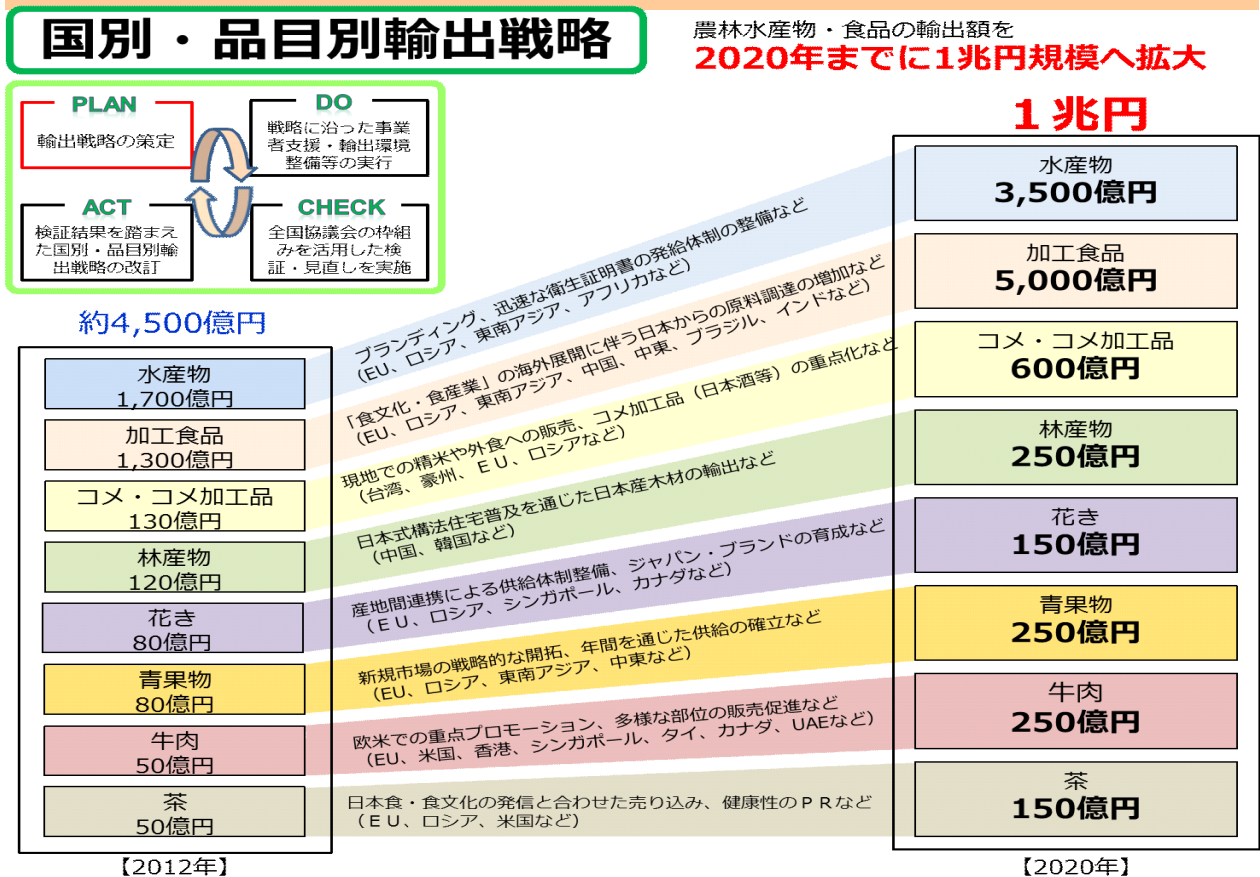
少子高齢化社会の到来等により、国内の農林水産物・食品市場は縮小傾向にあります。一方、世界の食市場は、平成21年から平成32年まで倍増すると推計されており、特に、近年の所得水準の向上がめまぐるしい中国、インド、ASEAN諸国等のアジア全体の市場規模の成長を取り込むことが、我が国の農林水産業・食品産業の発展のために重要です。

国産農林水産物・食品の輸出額は、平成23年3月の原発事故の影響による諸外国・地域の輸入規制を背景に、平成23年から落ち込んでいましたが、徐々に回復し、平成25年においては増加に転じ、震災前の水準はもとより、過去最高額（5,505億円）を達成するなど、明るい兆しが見えています。

このような中で、平成25年1月に農林水産省において、農林水産大臣を本部長とする「攻めの農林水産業推進本部」が設置され、同年8月には、国産農林水産物・食品の輸出額を平成32年までに1兆円規模まで拡大させることを目指した「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」が策定されました。

この輸出戦略では、輸出の重点国・地域と重点品目を設定し、集中的に支援していくこととしており、具体的には、輸出促進の司令塔として「輸出戦略実行委員会」を設置し、輸出実績や取組の検証を行いつつ、輸出戦略を速やかに実行に移し、輸出環境整備や商流の拡大を進めることにより、実効性のある輸出拡大に取り組むこととしています（図V-8）。

図V-8 国別・品目別輸出戦略の概要

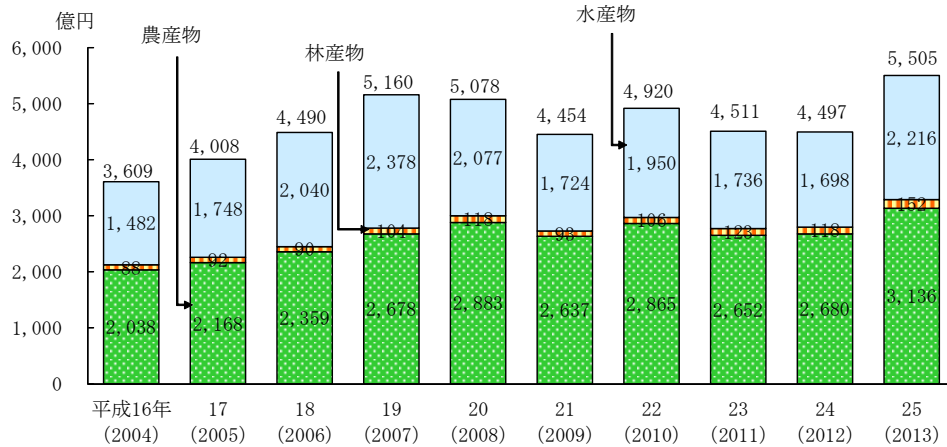


(2) 農林水産物等の輸出の状況

① 我が国全体の状況

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、リーマンショック等の影響を受け平成21年に減少したことを除けば、増加傾向で推移していました。平成23年の東日本大震災の影響等により減少傾向に転じましたが、平成25年度においては増加に転じ、震災前の平成22年における4,920億円を超え、昭和30年に統計を取り始めての最高額である5,505億円（前年比22%増）となっています（図V-9）。

図V-9 農林水産物・食品の輸出額等の推移



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

注1：農産物は、アルコール飲料、たばこを、水産物は真珠をそれぞれ含む。

注2：暦年の合計である。

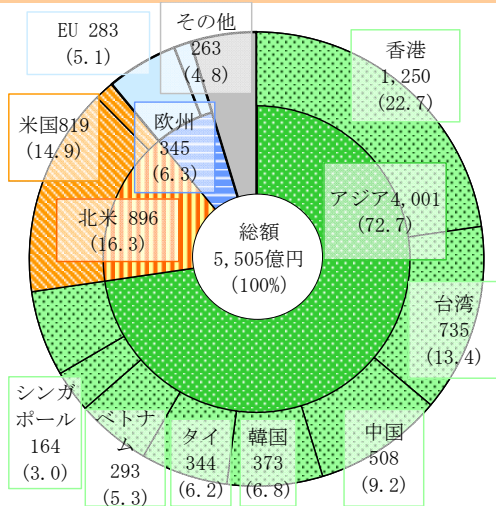
ア 国・地域別内訳

平成25年の農林水産物・食品の輸出額を輸出先地域別で見ると、アジア7割、北米2割となっており、国・地域別には、1位：香港、2位：米国、3位：台湾、4位：中国、5位：韓国となっています（図V-10）。

イ 品目別内訳

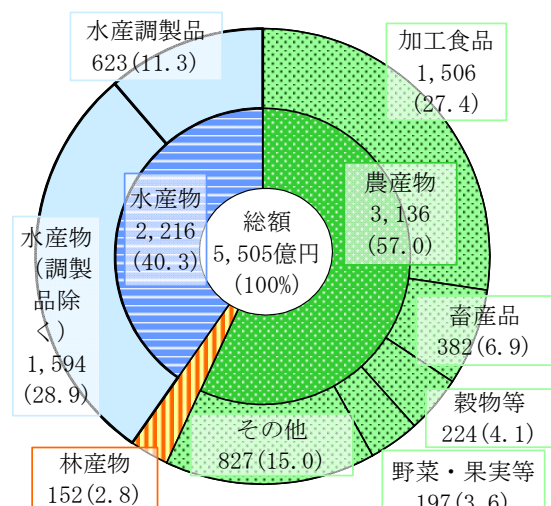
平成25年の農林水産物・食品の輸出額を品目別で見ると、水産物（水産調整品を除く）と加工食品がそれぞれ3割を占めており、全品目が大きく対前年比増となっています（図V-11）。

図V-10 輸出国・地域別内訳（平成25年）



資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

図V-11 輸出品目別内訳（平成25年）



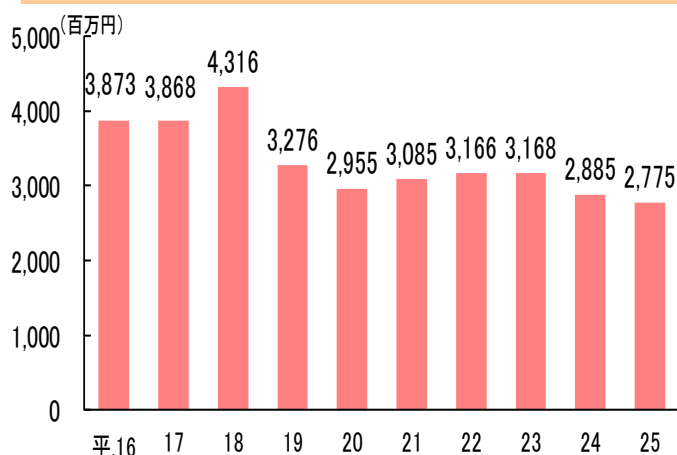
資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

② 沖縄県における状況

沖縄県からの農林水産物等（食料品・飲料）の輸出額は、平成25年で27.8億円（前年比4%減）となっています（図V-12）。そのうち、現地で水揚げされたマグロが輸出の大半を占めるグアムやフィリピンを除く食料品の輸出額は、10.2億円（同23%増）となっており、品目別に前年と比較すると、なまこ、牛肉等の肉類、野菜、もずく類が大きく伸びており、中でも肉類は前年の2倍以上となっています（図V-13）。

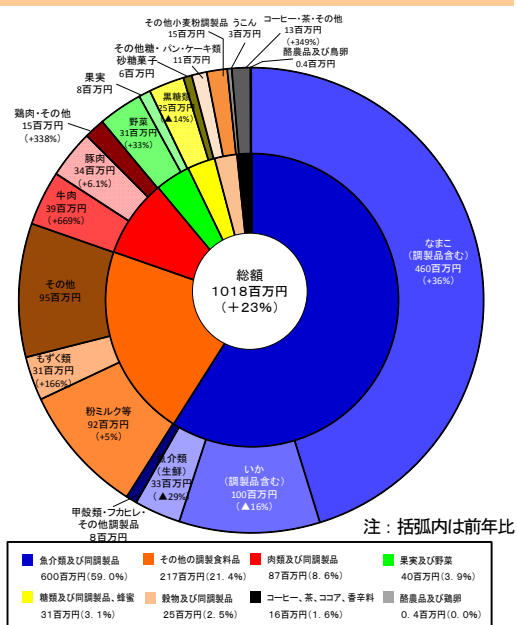
主な輸出先国は、香港、台湾、中国、タイ、シンガポール等で、主な品目は、なまこ、いか、牛肉、豚肉、黒糖等となっています（図V-14）。

図 V-12
沖縄県からの農林水産物等の輸出額の推移



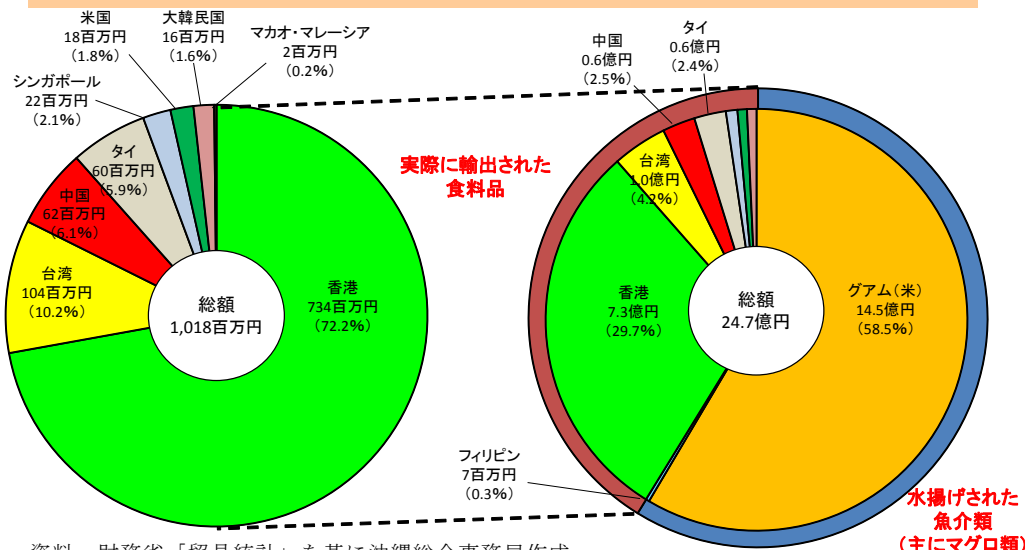
資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成
注：食料品及び飲料

図 V-13 品目別内訳 (平成25年)



注：括弧内は前年比

図 V-14 国・地域別内訳 (平成25年)



資料：財務省「貿易統計」を基に沖縄総合事務局作成
注：食料品 (図V-13も同様)

(3) 沖縄県における輸出促進に向けた取組状況

① 物流面の整備

ア そら (那覇空港ハブ基地化)

沖縄県は、日本を含む東アジアの中心に位置しており、那覇空港から国内及びアジアの主要都市へ4時間圏内に位置しています（表V-9）。また、

那覇空港は国内で唯一の24時間通関が可能な空港です。

この地理的優位性と那覇空港の特性を活かすことで、今後、沖縄県をゲートウェイとした全国の農林水産物・食品の輸出の動きが加速度的に伸びていくことが期待されています。

図V-15 沖縄ハブ構想



資料：ANA KARGO ホームページ

沖縄県内の動き

①平成21年 全日空(ANA)が沖縄をハブとして、日本及びアジアの主要都市(ソウル、上海、台北、香港、バンコク)を深夜貨物便で結ぶ国際貨物ハブ事業をスタート。



②平成24年 宅配事業大手のヤマト運輸が日本とアジアを結ぶ国際宅急便で翌日配達サービス事業をスタート。また、試験的に国際間小口保冷(クール)輸送サービスをスタート。



③平成25年 通販事業大手の楽天がヤマト運輸の国際間小口保冷(クール)輸送サービスを活用した試験事例として、香港向けにカニ、イカ、アワビ等生鮮海産物の販売をスタート。



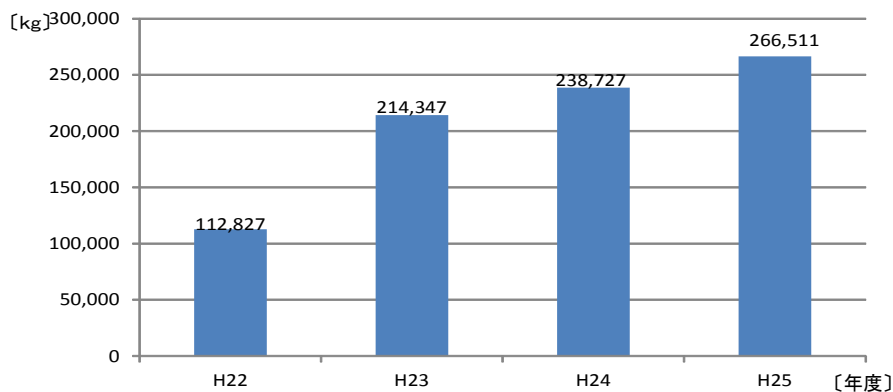
アジア向け日本産・沖縄県産高級農産物輸出基地としての可能性



表V-9 那覇→各都市 距離及び所要時間

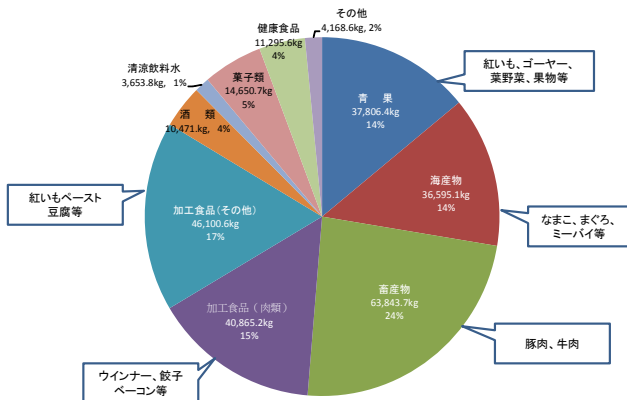
	台北	上海	ソウル	香港	バンコク	関西	羽田	成田
距離	630km	820km	1,260km	1,440km	3,150km	1,184km	1,574km	1,604km
時間	1時間25分	2時間5分	2時間15分	2時間20分	4時間10分	2時間15分	2時間40分	3時間00分

図V-16 県産品 航空貨物取扱量の推移



資料：沖縄県商工労働部国際物流推進課「沖縄国際空港物流ハブ活用推進事業実績」

図V-17 航空貨物による県産品輸出品目別割合(25年度)



表V-10 那覇空港の国際貨物取扱量

平成20年度	平成25年度
約1,800 t	約15万3,000 t (約85倍)

※成田、関空、羽田に次ぐ国内第4位

(平成26年3月末現在)

資料：沖縄地区税関那覇空港税関支署「貿易統計」

資料：沖縄県商工労働部国際物流推進課「沖縄国際空港物流ハブ活用推進事業実績」

イ うみ（那覇港における海上混載輸出モデルの検討）

海上輸送では、これまで沖縄県からの輸出量が少なかったことから、混載輸出ルートは一部を除きサービス自体がなく、船を活用して輸出を行う場合は、少量でもコンテナ単位での輸送、コンテナ単位になるまで貨物を貯めてからの輸送、又は博多港、大阪港等本土経由での輸送という形で行っていました。その結果、高い輸送コストとリードタイムの長期化という課題を抱えていました。

しかしながら、近年、那覇港の国際物流拠点の形成を目指した取組が着々と進められています。その一環として、平成22年度から那覇港管理組合を中心に「那覇物流ビジネスモデル導入事業」を実施しており、その中で①新たな貨物の掘り起こし（県産品等の新たに輸出可能性のある貨物を発掘）、②貨物を海外へ運ぶ仕組みづくり（小口貨物の混載輸出等今まで沖縄県にない輸送の仕組の確立）という基本的な考えに基づき、アジア（台湾及び香港）向け海上混載輸出モデルの検証、リーファ混載輸出モデルの検証等社会実験が実施されています（図V-18）。

これまでの社会実験の一定の成果として、航空輸送や本土港経由よりも低コスト化が図られ、混載により少量の県産品による那覇港からの直接輸送が安定的に可能になるとされていることから、この取組が定着することで、航空輸送と連携・分担（「そら」と「うみ」：AIR&SEA）による沖縄県産品の輸出を物流面からの支援する体制が構築され、より一層の農林水産物・食品輸出の拡大が期待されています。

図V-18 アジア（香港・台湾）への海上混載輸出モデル イメージ



資料：那覇港管理組合会議資料「那覇港物流ビジネスモデル導入事業について」

② 輸出に向けた取組に対する支援

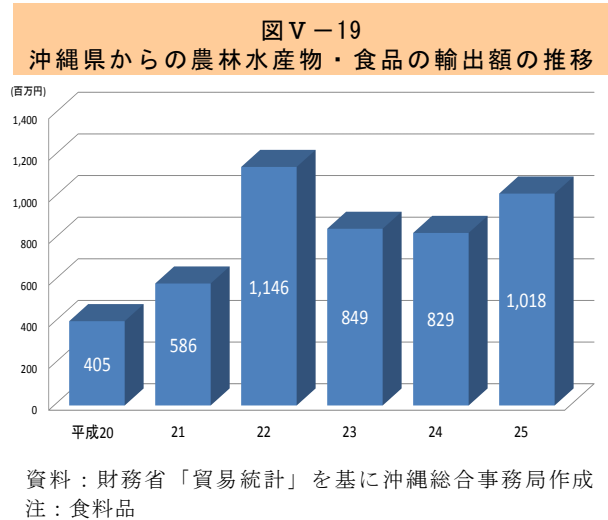
沖縄総合事務局では、沖縄県からの農林水産物等の輸出促進に資するため、平成19年7月に県や関係する国の機関、団体から構成する「沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会」を設置し、構成員の連携の下、輸出相談に対応するとともに、輸出先進事例の紹介を行うセミナーの開催等を行っています。

また、農林水産物等の輸出に取り組む民間団体等を対象に、今後輸出拡大が期待される品目について戦略的に輸出拡大プロジェクトを実施する取組に対する支援として、平成25年度農林水産省補助事業により、勝連漁業協同組合による米国向けもずくの輸出の取組を支援したほか、県内の酒造メーカーを主体と

した事業者で構成される協議会が実施した、泡盛・ラム酒等の米国向け輸出の取組に対し支援を行いました。

さらに、輸出に取り組む事業者向けに、テレビ会議形式での事業説明会や、関係機関と合同で「海外展開支援施策合同説明会・相談会」を開催したほか、輸出に係る動植物検疫の状況等について説明会を実施するなど、県内の農林漁業者や食品関係事業者等への支援を行っています。

こうした支援や関係者の努力の結果、平成25年の農林水産物・食品の輸出額（グアム・フィリピンを除く）は、10.2億円（前年比23%増）となり、原発事故前の水準を取り戻しつつあります（図V-19）。



（4）福島第一原子力発電所事故による影響

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による、福島第一原子力発電所の事故の影響を受けて諸外国・地域が実施している輸入規制強化に伴い、日本から食品等を輸出する際には、放射性物質検査証明書や産地証明書等が必要となる状況が続いています。

沖縄総合事務局では、県、関係機関、企業等に対して正確な情報伝達に努めることにより、引き続き輸出の支援を行うとともに、沖縄県及び沖縄国税事務所等と連携し、政府間交渉による証明書等の発行条件が整い次第、順次証明書の発行を行っています。なお、平成25年4月1日以降は、食品等（水産物・酒類を除く）の輸出証明書については、沖縄総合事務局が発行業務を行っています（平成25年4月～26年3月発行件数：334件）。

○沖縄総合事務局等が発行証明書を行うことで協議が整っている国・地域（平成26年5月末現在）

EU、EFTA（ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、アイスランド）、シンガポール、韓国、タイ、ブラジル、仏領ポリネシア、中国（加工品等）、モロッコ、エジプト、ブルネイ、アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、アブダビ首長国）、ロシア

<事例Ⅴ－５：えんグループの取組>

えんグループは、平成12年に「えん沖縄」1号店をシンガポールに出店、以来、香港、シンガポールを中心に店舗を拡大、現在は沖縄県、香港、シンガポール、マカオ、上海、ジャカルタの6地域で24の拠点を展開しています。さらに、平成18年には、「えん沖縄」へ食材を供給し、また、自社グループ以外の海外飲食店等に販売する目的で（株）沖縄セントラル貿易を設立。平成23年9月からは沖縄県産のさまざまな農林水産物等を取り扱う卸事業を本格的に開始しました。

現在は、牛一頭買い、月8頭のペースで香港、シンガポール向けに輸出しています。また、ゴーヤー茶は沖縄県内のファミリーマートのほか、マカオでも販売を開始し、今後は、上海、香港と順次販売を拡大していく予定です。その他、豚肉、餃子、加工黒糖等についても輸出を行っています。

また、これまで輸出業務は香港を中心に行ってきましたが、今後はシンガポールへも力を入れていく予定としており、これにより、香港からは中国へ、シンガポールからはタイや東南アジアへの波及効果が期待されます。近年は、沖縄県産に加え、北海道の海産物とセットでの売り込みも開始しており、平成26年3月には香港で富裕層を対象とした北海道・沖縄フェアを実施するなど新たな販路の開拓を行っています。

このような海外での店舗展開を通じて、グループ全体の売上向上とともに、料理の材料となる、沖縄県産の青果物、畜産物、水産物等の様々な農林水産物の輸出も拡大しています。また、これらの取組は沖縄料理の認知度の向上、生産者の生産意欲の向上にも大きく貢献しています。

店舗マップ(平成26年3月)



販促活動の様子



沖縄県産牛肉のPR写真



商談会の様子



<事例Ⅴ－6：勝連漁業協同組合の取組>

勝連漁業協同組合は、平成25年度農林水産省補助事業を活用して、米国ロサンゼルスを中心とした日系スーパーや日系レストラン等において、沖縄県産モズク及び『もずく醤油』を活用した料理の試食販売や市場調査等の販売促進活動を行いました。

その結果、大手日系スーパーの西海岸の店舗でモズクを定番商品として導入することに成功、その後、東海岸の店舗も含め、計9店舗への導入が実現しました。

モズクの米国での試食販売は今回が初めての取組でしたが、商品の希少性ととも「健康志向」というキーワードが現地のニーズに合致し、今後の販売拡大に期待の持てる結果となりました。

今後も、モズクの特長について積極的にPR活動を行っていくとともに、米国食材を活用したもずく料理の提案や、モズクに合うタレの開発、海外向けの味・形態・価格・訴求ポイント等のブラッシュアップを図り、海外におけるモズクの更なる認知向上を目指していきます。

日系レストラン協会主催
食の祭典での試食会



ミツワマーケットプレイス
での試食販売



米国の食材を利用した
もずく醤油料理



<事例Ⅴ－7：沖縄総合事務局の取組状況>

沖縄総合事務局では、輸出に取り組む県内の事業者への支援として、各種取組を実施しています。

○「海外展開支援施策合同説明会・相談会」の開催（平成25年3月25日）
約60社が参加。沖縄総合事務局より、平成25年度農林水産物輸出支援事業について説明を行ったほか、事業者から海外展開に関する様々な相談を受け付けました。

○「我が国農畜産物の輸出と動植物検疫に関する沖縄説明会」の開催（平成25年10月15日）
約40社が参加。農林水産省と沖縄総合事務局より、昨年8月に策定された国の輸出戦略についての紹介、動植物検疫に関する手続きや検疫条件等についての情報提供を行い、質疑応答では活発な議論が行われました。

○「農林水産物輸出支援事業説明会」の開催（平成26年2月17日）
テレビ会議システムを利用して、参加された10社と農林水産省とを結び、平成26年度支援事業の公募内容の説明会を行いました。終了後は、事業者から様々な相談を受け付けました。

説明会の様子



相談会の様子



第5節 卸売市場の現状

私たちの生活に欠かせない食料は、生産から消費まで様々な流通を経ており、その中で卸売市場は、生鮮食料品等の集荷・分荷や価格形成といった重要な機能を担っています。

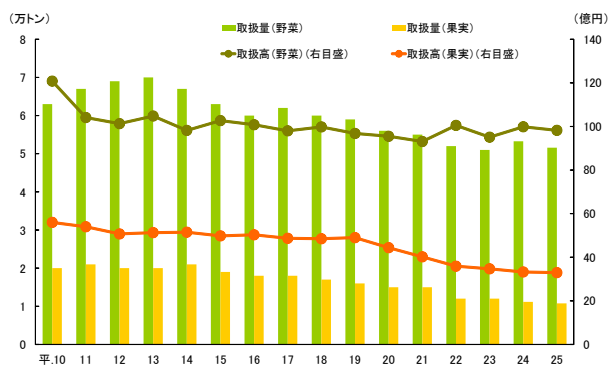
沖縄県中央卸売市場は野菜や果実等の県内流通の拠点として、昭和59年度に開場しました。

平成25年の青果取扱量は、約62,344 t（野菜51,584 t、果実10,760 t）取扱高は約131億円（野菜約98.2億円、果実約32.9億円）となっています。取扱量は、大型量販店による産地との直接取引の進展等流通の多様化等により、最近では減少傾向にありますが、農産物の流通拠点として重要な役割を担っています(図V-20)。

平成9年には県内の小規模市場を統合して花き部門が併設されており、本土向け出荷の割合が高く、平成25年の花きの取扱高は約30億円（切り花約21.6億円、鉢物約8.4億円）となっています(図V-21)。

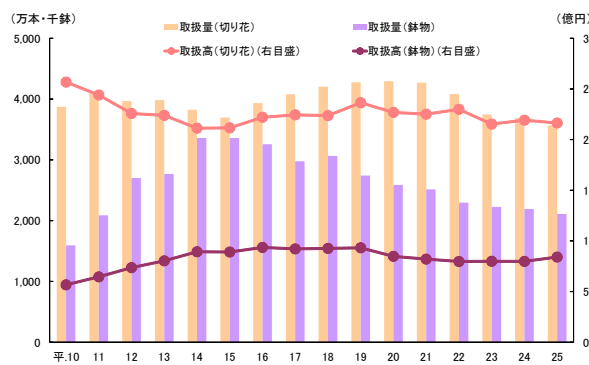


図V-20 沖縄県中央卸売市場における青果の取扱量・取扱高



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

図V-21 沖縄県中央卸売市場における花きの取扱量・取扱高



資料：沖縄県中央卸売市場「市場年報」

<事例V-8：県産農産物の消費拡大に向けた取組>

沖縄県中央卸売市場では、安全、安心な野菜、果物、花き等が集まる中央卸売市場の役割を広く周知すると共に、更なる農産物の消費拡大、生産振興及び市場の活性化を目的として、平成20年から「中央卸売市場まつり」を開催しています。祭りの日は、一般消費者へ市場を開放し、青果や花の特売、模擬せり、マンゴーコンテスト等の催しを行っており、6年目となる平成25年は9,575名の来場者がありました。

中央卸売市場まつり 2013.7.14



第6節 容器包装・食品リサイクル

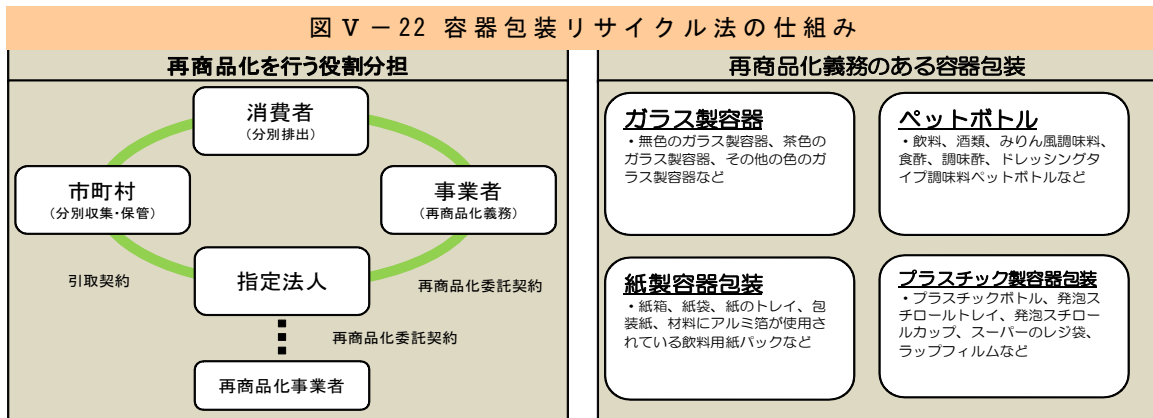
我が国は、大量生産・大量消費によって大きく発展してきましたが、その一方で、一般廃棄物の排出量は増え続け、最終処分場の残余容量のひっ迫等、廃棄物処理を巡る問題が深刻化しています。

このような状況の中で、家庭から排出される廃棄物のうち、容積比で約6割を占める容器包装廃棄物の排出抑制、分別収集、再商品化を促進するため、平成7年に容器包装リサイクル法^{*1}が制定されました。

また、食品廃棄物についても、生産・流通段階において、大量の食品が廃棄されるとともに、消費段階でも大量の食べ残しが発生していることから、食品廃棄物の発生抑制や減量に関し、基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源^{*2}の再生利用を促進するため、平成12年に食品リサイクル法^{*3}が制定されました。

(1) 容器包装リサイクルの取組

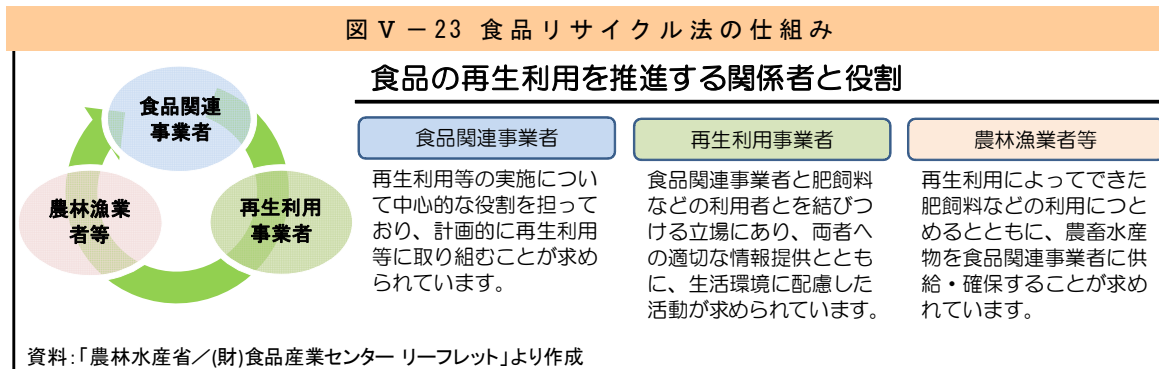
沖縄総合事務局では、容器包装リサイクル法に基づき、農林水産関連事業者の事務所等に出向き、再商品化義務の有無、帳簿の据置き等法律に関する啓発指導とともに、必要に応じて改善指導を行う「容器包装廃棄物リサイクルシステム点検指導事業」を実施しています。



資料：沖縄総合事務局農林水産部作成

(2) 食品リサイクルの取組

沖縄総合事務局では、食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者の事務所等に出向き、食品循環資源の再生利用の状況等法律に関する啓発指導とともに、必要に応じて所要の改善指導を行う「食品循環資源再生利用等促進事業」を実施しています。



*1 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

*2 「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なもの（食品リサイクル法第2条第3項）

*3 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）

食品循環資源の再生利用の促進には、食品循環資源をリサイクルする再生利用事業者の育成や、リサイクル製品の利用までを含めた計画的な再生利用の実施を確保していくことが重要なことから、食品リサイクル法においては、登録再生利用事業者制度と再生利用事業計画認定制度が設けられています。これら制度により、登録再生事業者及び再生利用事業計画認定事業者は、肥料取締法及び飼料安全法の特例として、肥飼料の製造・販売の届出が不要になるなどのメリットがあります。

登録再生利用事業者については、現在、県内で1事業者が登録され、食品循環資源の肥飼料化に取り組んでいます。

<事例Ⅴ-9：容器包装リサイクルにおける再商品化>

株式会社トリム（那覇市）は、廃ガラス瓶を使用し、新資材の多機能発泡資材（スーパーソル）を開発し、採算ベースに乗せることが困難な廃ガラス瓶のリサイクルをビジネス化しています。スーパーソルは透水性と保水性を併せ持ち、燃えない上に軽量の素材であるので、その用途は多種多様で幅広く、土木、建築、水質浄化、園芸等の分野における資材として利用されています。

また、スーパーソル製造プラントのコンパクト化、自動化及び効率化を達成し、廃ガラスの地域融合型リサイクルシステムを全国に展開し、廃ガラス瓶のリサイクルの普及の拡大に大きく貢献しています。

また、容器包装の再商品化の委託先として国の指定を受けている公益財団法人日本容器包装リサイクル協会において、平成9年4月に再生処理業者として登録されています。

廃ガラス再資源化プラントシステム



<事例Ⅴ-10：食品リサイクルの取組>

食品リサイクルにおいて重要なことは、食品廃棄物そのものの発生を抑制することですが、その次に求められるのは、発生した食品廃棄物のうち再資源化できるもの（食品循環資源）の再生利用を図ることです。

もやし等を製造する株式会社まえさと（西原町）では、平成21年12月に脱水処理施設を整備し、廃もやし（もやしの製造過程で発生する商品化できないもやし等）を肥料の原材料としてリサイクル処理事業者に提供し、食品循環資源の再生利用に取り組んでいます。また、施設整備をきっかけに、工場内の設備及び製造工程を見直すことにより、商品の歩留まり率が向上した結果、廃もやしを減少させたことから、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の両方に貢献しています。



第7節 再生可能エネルギーの活用の推進

農山漁村には、太陽光、風力、バイオマス等、未だ十分に活用されていない再生可能エネルギーが豊富に存在しています。これらの地域資源を有効に活用して、再生可能エネルギーを供給することは、経営の安定、施設の維持管理コストの軽減を実現するだけでなく、地球温暖化防止にも貢献するため、重要な取組となっています。

(1) 農山漁村再生可能エネルギー法

平成25年11月15日に農山漁村再生可能エネルギー法*1が成立しました。この法律は、農林地等の利用調整を適切に行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電を促進することにより、農山漁村の活性化を図る枠組みを構築するものです。本法に則った計画認定を受けることにより、農地法等における必要な許可があったものとみなす手続のワンストップ化や、農林地の所有権移転等を促進するための所有権移転等促進事業等の特例措置が講じられています。

(2) 太陽光、風力の活用

沖縄県では、農林水産省等の補助事業を活用して、太陽光については、発電設備を農産物・貯蔵選果施設（名護市）、農産加工施設（東村）、ダムの付帯施設（石垣市）、地下ダムの付帯施設（伊是名村）、堆肥処理施設（久米島）等に、風力については、発電設備を地下ダムの付帯施設（宮古島市）として導入しており、今後もこうした施設の整備に対して支援を行っていきます。

<事例Ⅴ-11：農林水産分野における太陽光発電の活用①>

総合農産加工施設（東村）、農産物貯蔵・選果施設（名護市）

東村は、パインアップル等果樹の缶詰及び果汁の製造、並びにそれらを使った2次加工製品（ジャム、ゼリー、アイスクリーム等）を製造する総合農産加工施設に、太陽光発電設備（出力230kW）を導入し、併せて外壁への断熱資材及び省エネ型空調設備を整備し、施設の維持管理コストの軽減に取り組んでいます。太陽光発電設備により、年間約190千kWhを発電し、施設全体の年間電力使用量の10～20%程度を賄っています。

名護市は、本島北部地域で生産されるタンカン、温州みかん等のかんきつ類を貯蔵・選果・出荷する農産物貯蔵・選果施設に、太陽光発電設備（出力91kW）を導入し、施設の維持管理コストの軽減に取り組んでいます。同設備により、年間約110千kWhを発電し、施設全体の年間電力使用量40～45%程度を賄っています。

今後とも、維持管理コストの軽減と地球温暖化防止への効果が期待されています。

総合農産加工施設と太陽光パネル（東村）



太陽光パネル（名護市）



*1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）

(3) バイオマスの活用

我が国では、家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物の非食用部等のバイオマスが年間約2億6千万t*1発生し、沖縄県においても、家畜排せつ物、生ごみ、食品残渣等のバイオマスが年間300万t*2発生していると推計されています。

バイオマスは持続的に再生可能な資源であることから、これをエネルギー源や製品の原材料として利用することは、地球温暖化防止や循環型社会の形成に大きく貢献するものであり、新たな産業の創出や農山漁村の活性化が期待されることから、活用の推進に関する施策の更なる加速化が強く求められています。

このような中、バイオマスの総合的・計画的な活用に向けて、バイオマス活用推進基本法が制定され、平成22年12月には、同法に基づき、基本的な方針、国が達成すべき目標、技術の研究開発に関する事項等について定める「バイオマス活用推進基本計画」が閣議決定されました。

沖縄県においては、平成26年3月末現在、伊江村、うるま市、宮古島市、金武町、与那国町、宜野座村の6市町村がバイオマス活用推進のための計画（バイオマスタウン構想）を策定しており、これらの構想に基づき、廃食用油のバイオディーゼル燃料化施設、建築廃材等の木質ペレット燃料化施設、糖蜜のエタノール化施設、泡盛蒸留粕のメタン発酵施設等を整備しています。

<事例V-12：建築廃材等を再利用した木質固形燃料製造の取組>

木質燃料ペレット製造施設（うるま市）

（株）バイオマス再資源化センターでは、主に埋め立て処分又は焼却処理されていた建築廃材等を、異物除去後、粉碎・乾燥・圧縮処理して木質燃料ペレットを製造しています。

製品化された木質燃料ペレットは、沖縄電力（株）具志川火力発電所の石炭代替燃料（石炭に3%程度混合して燃焼）として利用することにより、県内に供給される電力生産コストの低減と地球温暖化防止に貢献しています。



*1 「バイオマス活用推進基本計画（平成22年12月）」

*2 「沖縄県バイオマス総合活用マスタープラン」平成12～15年発生量

<事例Ⅴ-13：泡盛蒸留粕のメタン発酵利用>

メタン発酵施設（宮古島市）

菊之露酒造（株）及び（株）多良川では、産業廃棄物として処理をしていた泡盛の蒸留粕をメタン発酵施設でバイオガスに変換後、バイオガスボイラーで蒸気を生成し、自社工場内の洗ビン工程において、回収されたビンの消毒洗浄蒸気熱として利用しています。また、メタンガス回収後に発生する汚泥については、土壌改良に有効な成分が含まれていることから、宮古島市の堆肥製造施設へ原料として搬入し、肥料として利用されています。

メタン発酵施設



洗ビン工程



メタンガス回収後の汚泥



第6章 農村の振興



左上：

地下ダムが完成したことにより、栽培に必要な水が確保され、飼料作物に散水している様子（宮古島市）

左下：

専業経営の女性就農者（かあちゃん農業者）が中心となって、地場野菜等を直接取引しているやんばる朝市（名護市）

右上：

食と地域の交流促進対策交付金を活用し、島野菜を活かしたふるさと（島）料理を集め作成した「本部町具志堅レシピ集」（本部町：田空地域協議会）

右下：

水の大切さを地域住民に啓発し、基幹産業を担う農業の振興と、地域交流を図ることを目的とし開催されている石垣島ダムまつり（石垣市）

第1節 農業・農村を支える農業農村整備事業の課題と対応

(1) 農業農村整備事業の現状と今後の課題

沖縄県では、常襲する台風や干ばつ等の厳しい気象条件を克服し、生産性の高い農業を実現するため、昭和47年の本土復帰以降、ほ場整備や地下ダムの建設等、かんがい排水施設の整備を積極的に進めてきました。

その結果、平成24年度末の整備率は、農業用水源施設整備が58.7%、かんがい施設整備が44.8%、ほ場整備が58.6%となり、基盤整備は着実に進んできました(表VI-1)。

整備した水源施設の水を利用して、ゴーヤー、かぼちゃ等の野菜、マンゴー等の熱帯果樹、花き、肉用牛等が生産され、かつての水なし農業の島から、亜熱帯性気候を活かした豊かな農産物の供給地へと姿を変えてきました。

表VI-1 農業農村整備の状況

単位: ha	沖縄県における整備量・率 (平成24年度末見込) ①	平成33年度迄の 目標整備量・率 ②	沖縄21世紀ビジョン基本計画 策定時における要整備量 ③
農業用水源施設整備	23,023 58.7%(①/③)	26,700 86.2%(①/②)	39,200 -
かんがい施設整備	17,574 44.8%(①/③)	21,600 81.4%(①/②)	39,200 -
ほ場整備	19,439 58.6%(①/③)	21,600 90.0%(①/②)	33,200 -

※出典 「平成25年度版 沖縄県の農業農村整備」

今後は、これまで造成してきたかんがい排水施設が老朽化してきたことから、定期的に機能診断を行い、必要な修繕を実施することにより、施設の長寿命化を図っていくことが課題となっています(これまでに蓄積してきた施設を、うまく管理運営するという意味で、「ストックマネジメント」と呼んでいます)。

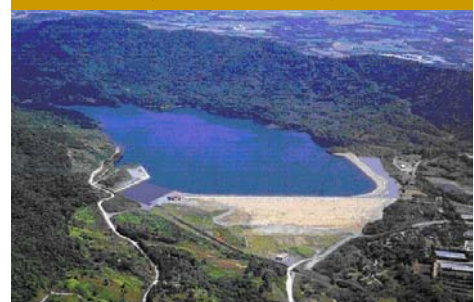
また、沖縄総合事務局が実施するダムや基幹的な用排水路の整備は相当進みましたが、個々のほ場まで水を届ける末端整備はまだ十分ではありません。水あり農業を推進するため、引き続き末端整備を進める必要があります。

さらに、水源がまだまだ不足している地域では、ダム等の更なる水源整備が必要です。

一方、農村の生活環境と定住条件を整備するため、農業集落排水施設、農村総合管理施設、集落道等の農村整備を総合的に実施していますが、まだ生活環境の整備は低い水準にあります。

また、海洋域を含む農村地域の環境を保全するため、降雨により国頭マージ等の赤土が農地から海へ流出するのを防ぐ赤土等流出防止対策施設の整備を緊急に進めていく必要があります。

名蔵ダム(石垣市)



老朽化した施設(石垣市)



(2) 国営かんがい排水事業の概要

沖縄県の降水量は年間2,000mm前後と比較的多いものの、年間降雨が梅雨期と台風期に偏っており、河川が短い上に透水性の高いサンゴ礁石灰岩（琉球石灰岩）が広く分布しているため、雨が降ってもすぐに海に流出してしまうことから、恒常的に深刻な干ばつ被害に見舞われてきました。

このため、地上の河川を堰き止めて水を貯める一般的な地上ダムだけでなく、地下に止水壁を設けることで琉球石灰岩の空隙に地下水を貯める地下ダムの整備を積極的に推進し、昭和50年度着工の宮良川地区以来、平成25年度までに8地区において国営かんがい排水事業を実施し、うち6地区で完工しました。

この結果、国営かんがい排水事業で採択された地区の受益面積は、用水改良を含めて、約17,200haに達するなど、国営事業による水源開発は進展してきました。

国営の水源整備と併せて、県営事業・団体営事業による末端かんがい施設の整備も進められており、かんがい用水の利用によって干ばつの被害が軽減され、ゴーヤー、マンゴー、肉用牛の産地が確立するなど、地域の農業振興に大きく貢献しています。

現在、伊江地区（平成16年度～）、宮古伊良部地区（平成21年度～）の2カ所で国営かんがい排水事業を実施しており、平成26年度からは石垣島において新たな国営事業に着工します。また、多良間島では、平成24年度から、国営事業を実施するための調査を行っています（表VI-2、図VI-1）。



表VI-2 国営かんがい排水事業の状況

地区名	関係市町村	工期	受益面積	主要施設
宮良川	石垣市	昭.50～平.4	3,460ha	底原ダム他
名蔵川	石垣市	昭.57～平.10	760ha	名蔵ダム他
羽地大川	名護市、今帰仁村	昭.60～平.18	1,326ha	真喜屋ダム他
宮古	宮古島市	昭.62～平.12	8,400ha	砂川地下ダム他
沖縄本島南部	糸満市、八重瀬町	平.4～平.17	1,352ha	米須地下ダム他
伊是名	伊是名村	平.11～平.20	520ha	千原地下ダム他
伊江	伊江村	平.16～	668ha	伊江地下ダム他
宮古伊良部	宮古島市	平.21～	9,156ha	仲原地下ダム他
石垣島	石垣市	平.26～	4,338ha	既設ダム改修他

注：宮古伊良部地区に宮古地区の受益面積を含む。石垣島地区に宮良川地区、名蔵川地区の受益面積を含む。

図 VI - 1 平成 26 年度 国営事業等 地区位置図

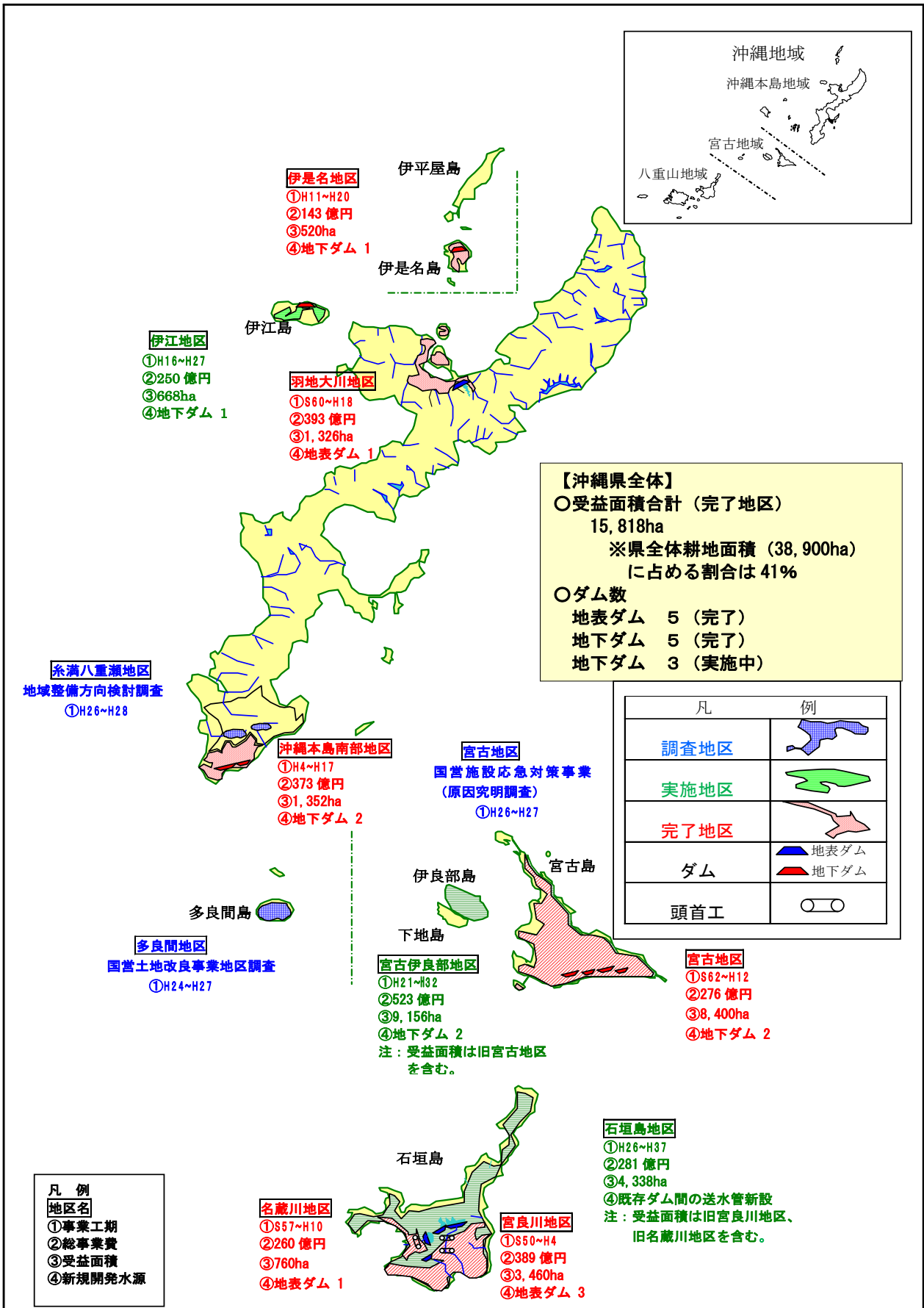
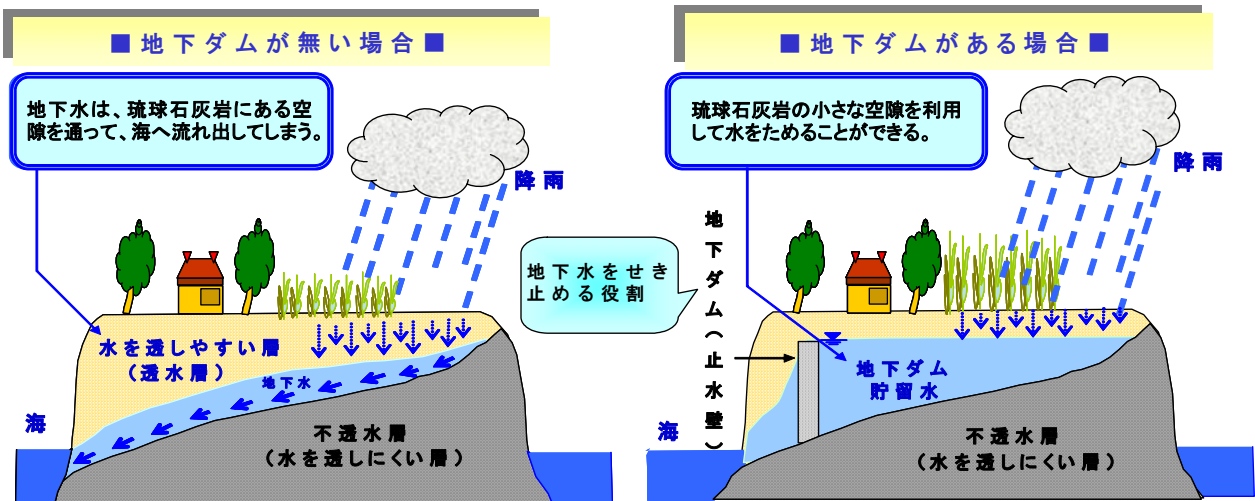


図 VI - 2 地下ダムの仕組み



地下ダムの工事 (伊江地下ダム) (左: 工事中、右: 工事完了後)



※ 地下に水を貯留するため、工事完了後も工事前と変わらない利用が可能。

(3) 赤土等流出防止対策

① 赤土流出の課題と対応

沖縄県の海域には美しい珊瑚や熱帯の魚介類等が生息し、水産業、観光産業にとっての重要な資源となっています。

しかしながら、一旦雨が降ると、降雨により浸食されやすい国頭マージ等の土壌が海域へ流出し、自然環境へ多大な負荷を与えると同時に、水産業や観光産業にも影響し、大きな社会的問題となっています。

赤土流出の状況



海への流出 (金武町)



池への流出 (金武町)

国頭マージ



② 農地からの赤土等流出防止対策

赤土等の流出は、海域環境への影響のみならず、農地から見れば貴重な耕土の流出を意味します。農業の継続と農地の保全という観点からも、その対策の推進は重要な課題です。

このため、沖縄総合事務局では、水質保全対策事業により、排水路、沈砂池等を設置して、畑等から流れ出た赤土等が地区外へ流出することを防ぐ対策や、ほ場の勾配修正工事、法面保護工事、暗渠排水工事等を実施して、赤土等が畑等から流失すること自体を防ぐ対策への支援を行ってきました。

本事業は平成24年度から沖縄振興公共投資交付金へ移行し、引き続き取組が進められています。

緑肥作物によるほ場面の被覆、グリーンベルトの設置、さとうきびの葉柄や木質チップ等をほ場に撒くマルチング栽培等の営農的対策との連携による広域対策を実施しています。

また、平成17年から、赤土等流出防止対策の一層の効果発現のために、地域全体の総合的な対策をまとめた「農地対策マスタープラン」を県内各地で展開しています。

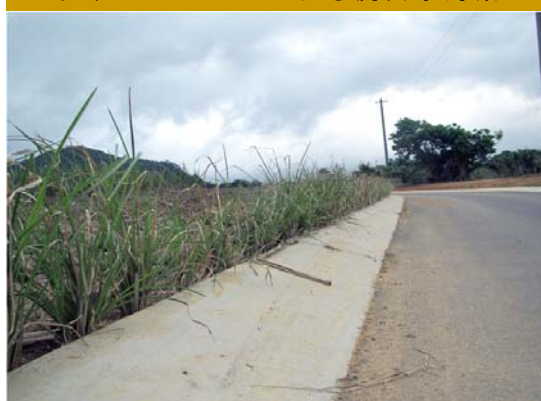
県は、平成25年度に「沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」を策定し、海域環境を良好な状態に再生するための具体的な目標を定めています。今後は本計画の目標達成に向け、関係機関と連携して対策に取り組んでいくこととしています。

このほか、営農者自らが持続的・効率的に赤土等流出防止対策を講じることができるよう、県が市町村等と協力し、対策方法に関する実証を行っています。

勾配修正による発生源対策



グリーンベルトによる流出水対策



第2節 福祉とまちづくり等と連携した都市と農山漁村の交流等の推進

(1) 都市と農山漁村の交流

近年、農山漁村における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム）を楽しむ気運の高まりとともに、沖縄県でも、行政やNPO等の様々な組織が主体となり、農山漁村での体験・滞在型のプログラムを提供しています。

農林水産省では、グリーン・ツーリズム等、農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光、教育、健康等に活用する地域の手づくり活動を総合的に支援しています。

沖縄県においては、奥・楚洲地域づくり共生・対流協議会（国頭村）、久志地域交流推進協議会（名護市）、池間島暮らしツーリズム協議会（宮古島市池間島）、石垣島田舎体験プロジェクト実行委員会（石垣市）の4地域でグリーン・ツーリズム等を推進する取組が行われており、ワークショップの開催、モニターツアーの実施、各種講習会の開催、体験プログラムの試行等を実践しています。

<事例Ⅵ-1：グリーン・ツーリズム推進の取組>

久志地域交流推進協議会（名護市）は、地域交流拠点施設「わんさか大浦パーク」の運営を行っている二見以北地域振興会を中心に、わんさか大浦パーク協力会（交流イベント実施運営等）、NPO法人じゅごんの里（エコツーリズム事業）、NPO法人シニア自然文化大学（伝統ものづくり人材の育成）が構成員となり、平成25年度から3年間の計画で、地域資源発掘調査、ワークショップの開催、ファンコミュニティの構築等に取り組んでいます。

平成25年度には、これらの取組により、交流人口を97,000人まで拡大し、体験プログラムへ720人が参加しました。

久志地域交流推進協議会は、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムや農林漁家民宿の実施体制を整え、交流人口の増加を図りながら地域産業の創出と雇用の拡大を目指しています。

ワークショップ開催の様子



民泊モニター実施の様子



写真提供：久志地域交流推進協議会

また、沖縄総合事務局では、都市と農山漁村の交流を通じた新たなビジネスの創出や農山漁村における定住の促進により農山漁村の活性化を図る活動を支援しています。

(2) 市民農園等の開設状況

都市住民の間では、レクリエーションや自家用野菜の栽培等のため、野菜や花を育てるニーズが高まっています。このため、市民農園としての農地利用を行う

ために平成元年に特定農地貸付法*1が、休憩施設等の整備を円滑に進めるために平成2年に市民農園整備促進法*2が制定されました。

沖縄県においても、これらの法律に基づく市民農園が本島中南部を中心に地方公共団体や農協等により開設されており、市民や都市住民の農業体験や交流ふれあいの場となっています（表VI-3）。

表VI-3 県内の市民農園開設状況（平成25年3月末現在）

合計		開設主体別内訳					
農園数	全体面積 (㎡)	地方公共団体		農業協同組合		農業者	
		農園数	全体面積	農園数	全体面積	農園数	全体面積
18	92,221	13	66,937	3	8,401	2	16,883

資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

（3）農業と教育・福祉・観光等との連携

農山漁村における小学生の農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、教育・福祉・観光等と連携した取組に対し、支援を行っています。

沖縄県においては、国頭村安田区体験活動推進協議会（国頭村）、NPO法人おおぎみまるごとツーリズム協会（大宜味村）、NPO法人自然体験学校（八重瀬町他）の3地域で、子供の農山漁村宿泊体験等教育と連携した取組が行われています。

また、NPO法人サポートセンターゆめさき（沖縄市、北中城村）、ネクストステージ沖縄合同会社（浦添市、名護市）の2地域で、福祉農園の開設等福祉と連携した取組が行われ、障害者の就労・雇用の場を提供しています。

<事例VI-2：福祉と連携した取組>

農業生産法人ネクストステージ沖縄合同会社（浦添市）は、障害者雇用の増加を図るため、平成25年度「農」のある暮らしづくり交付金を活用し、名護市にあるコミュニティーエリア「ポケットプラザ」の一角に水耕栽培施設を整備しました。今後、6次産業化関連事業で整備した加工施設も活用し、農産物の生産、加工、販売を行う体制を整備していきます。

現在、同法人では、厚生労働省の就労移行支援事業を受けている社会福祉法人名護学院の障害者を施設外就労（職業訓練）で受け入れており、平成28年度には8名の障害者を正規雇用し、障害者等を含む地域住民参加型の「農」によるコミュニティーづくりを目指しています。

水耕栽培施設



水耕栽培施設内



*1 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）

*2 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）

第3節 農山漁村の活性化と地域資源・環境の保全

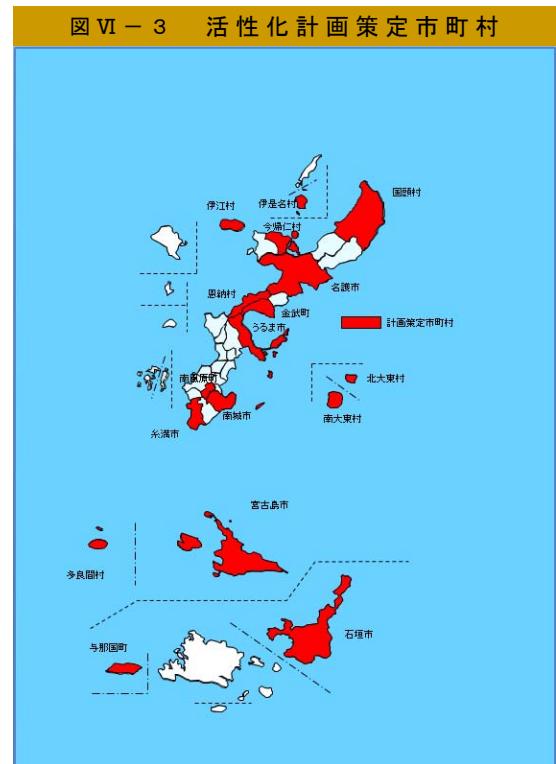
(1) 農山漁村の活性化

農山漁村における定住や、農山漁村と都市住民との地域間交流を促進するための措置を講じ、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村活性化法*1が平成19年8月に施行されました。

地方公共団体は、農山漁村活性化法に基づいて活性化計画を作成し、計画実施のための所要の経費について、国から交付金（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、沖縄県においては平成24年度から沖縄振興公共投資交付金の農山漁村活性化対策整備に関する事業）を受けることができます。

沖縄県では、平成25年度までに17市町村で策定された81の活性化計画が、交付金交付対象として決定されています（図VI-3）。

沖縄総合事務局では、農山漁村の活性化に向けた地域の自発的な動きを支援するため、農林水産部内に農山漁村活性化のための窓口を設置し、農山漁村の活性化のための方策や地域で活用できる農林水産省の施策について、ワンストップで応じる体制を整えています。



(2) 農地・水保全管理支払交付金

農地、農業用水、農村環境の保全と質の向上等を図るため、地域共同の取組を平成19～23年度の5年間にかけて支援してきました。

平成24年度からは、こうした農地等の保全と質の向上の取組を広域で実施する活動組織や、赤土流出対策としてのグリーンベルトの設置等の取組を支援対象に拡充し、平成25年度は県内の24市町村の活動組織（取組面積：10,080ha）を支援しました。

本取組は、平成26年度からは、新たに創設された日本型直接支払制度の多面的機能支払交付金として、引き続き地域コミュニティによる地域資源の基礎的保全活動や質的向上を図る活動に支援していきます。

農地・水保全管理支払交付金における活動状況



防風林帯の下草刈り



子供会と連携した清掃活動

*1 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）

(3) 中山間地域等直接支払制度

農業生産条件が不利な中山間地域等において農業生産活動が維持されるよう、平成12年度から中山間地域等直接支払制度が導入され、集落協定又は個別協定*1に基づいて5年間以上継続して行われる農業生産活動等を支援しています。

沖縄県では、中山間地域に加え、生産条件が不利な離島において、過疎化や農業従事者の高齢化等による農業生産活動の低下のほか、地域文化の維持、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能の低下が懸念されています。

特に、遠隔離島の農業生産性の低い地域においては深刻な問題であることから、平成23年度から離島の平地等について、県が特認基準を定めることにより、傾斜地と同じ条件で交付を受けることが可能となりました。

これを受け、現在は18市町村が知事特認により本制度の対象となっており、平成25年度に本制度に基づき交付金が交付された12協定のうち、11協定が知事特認によるものです（表VI-4）。

協定		市町村名	協定数	参加者数 (人)	協定面積 (ha)
集落 協定	一般	名護市	1	45	19.6
	知事 特認	伊是名村	1	331	458.1
		うるま市 (津堅島)	1	71	29.1
		久米島町	2	630	620.3
		粟国村	1	100	113.9
		北大東村	1	97	533.6
		南大東村	1	297	1,735.4
		多良間村	1	282	334.8
		与那国町	1	137	444.0
計			10	1,990	4,288.7
個別 協定	知事 特認	伊平屋村	2	2 (生産組織)	201.8
	計		2	2	201.8
合計			12	1,992	4,490.5

資料：内閣府沖縄総合事務局農林水産部調べ

注：数値は四捨五入しているため、合計と内訳の計は一致しない場合がある。

<事例VI-3：中山間地域等直接支払制度を活用した取組（うるま市）>

うるま市津堅集落は、沖縄本島中部の離島であり、農業生産活動を継続していくには条件が不利な地域です。近年、高齢化や後継者不足から耕作放棄地が増加し、主な品目であるにんじんの生産量も最盛期に比べ大きく減少しています。

このため、知事特認基準の変更に伴い、平成23年度に集落協定を締結し、協定参加者による農道や水路の清掃活動を定期的に行い、土地改良施設の機能維持を図りながら、農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、農業生産法人等が引き受け手となり、農業生産活動が維持できるよう体制を整えました。

また、土壌の流出防止や土壌改良を目的に、緑肥作物の種子の配布を行っています。

今後は、集落の話し合いによる、協定面積を増加させ、集落の農業者全体で後継者不足等の課題解決に向けて取り組んでいきたいと考えています。

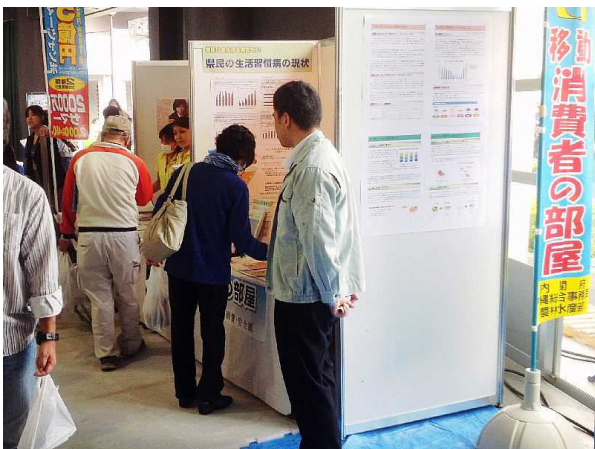
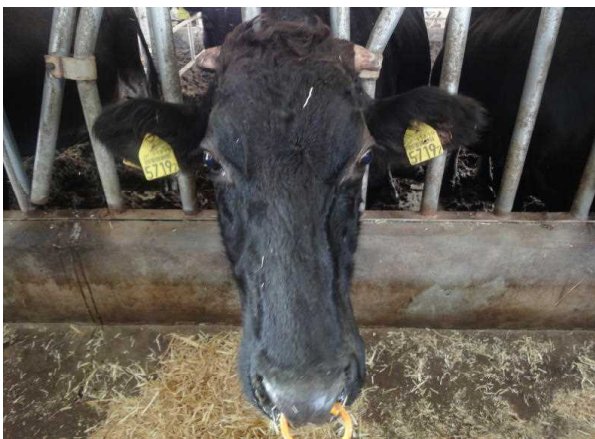


写真提供：うるま市

*1 集落協定：農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

個別協定：認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する協定

第7章 食の安全と消費者の信頼の確保



左上：

牛のトレーサビリティ制度に基づき耳標（両耳の黄色い標識）が付けられた牛（糸満市）

右上：

食品の製造業者、小売・卸・輸入業者の方を対象に、食品事業者表示適正化技術講座を開催（那覇市）

左下：

食に関するイベントにおいて、食育推進のパネル展示や資料配付を行う「移動消費者の部屋」を設置（那覇市）

右下：

大学生を対象とした栄養バランスの取れた食事づくりのための食育講習会を開催（沖縄大学）

第1節 食の安全と消費者の信頼の確保

(1) 食の安全の確保

① 生産資材の適正な使用の推進

沖縄総合事務局では、生産段階における農薬の適正で安全な使用の推進及び知識の普及を図るため、県と連携し、農薬の適正使用と飛散防止対策に関する会議、研修会等の開催、パンフレットの配布等を通じて、指導を行っています。

また、農家の農薬使用状況の調査や残留農薬調査のための試料採取等を実施しています。



肥料については、品質の保全及び安全な施用を確保するため、肥料取締法に基づく県内の普通肥料の登録更新等を行っており、平成26年2月末現在、県内で登録されている当該肥料は、61件（27事業者）となっています。今後とも肥料の生産・輸入業者や農家等に対し、肥料の規格、施用基準及び登録制度等に関する普及・啓発を図っていきます。

飼料については、牛飼養農家を巡回し、飼料の使用状況等の点検を行い、法令の遵守状況を調査しています。

BSE対策として、飼料用油脂原料に牛のせき柱が混入しないよう、また、豚・鶏用飼料として利用解除となった豚・鶏肉骨粉原料に他の動物性たん白質が混入しないよう、食肉事業者等に対して調査を行っています。

② 農業生産工程管理（GAP）の導入・推進

農業生産工程管理（GAP（Good Agricultural Practice））とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う持続的な改善活動のことです。

GAPは、食品の安全性の向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化等に有効な手法であり、農林水産省では、平成22年4月に「GAPの共通基盤に関するガイドライン」を定め、普及・奨励を図るとともに、県が実施するGAP指導者の育成を図る事業を支援しています。沖縄総合事務局においても関係機関と連携しつつ、農業者等への普及・啓発を図っています。

(2) 消費者の信頼の確保

① 食品表示の適正化の推進

沖縄総合事務局ではJAS法*1に基づく食品表示の適正化を進めるため、

- ・ 県内の小売店舗等を巡回し、食品の表示状況の調査の実施
- ・ 消費者等からの食品の表示に対する不適正表示についての情報提供（食品表示110番）や食品表示の問合せ等表示に関する受付・相談の実施
- ・ 消費者及び食品販売事業者への食品表示制度の普及・啓発のためのフォーラム、表示講習会等の開催

等各種の取組を県と連携して行っています（表Ⅶ－1）。

ア 食品表示の状況

平成20年の「海ぶどう」の産地偽装や平成23年の「袋詰精米」の不適正表示等が発生したこともあり、生鮮食品の原産地や加工食品の原料原産地表示に対する消費者の関心が高まっています。

このため、沖縄総合事務局では、食品表示状況を調査し、不適正表示を確認した場合には、指示・公表することを基本とし、常習性がなく過失による一時的なものであり、改善方策を講じている場合は、指導を行うこととしています。

今後も引き続き食品表示制度の周知徹底を図るとともに、偽装事案等に対する監視を強化していく必要があります。



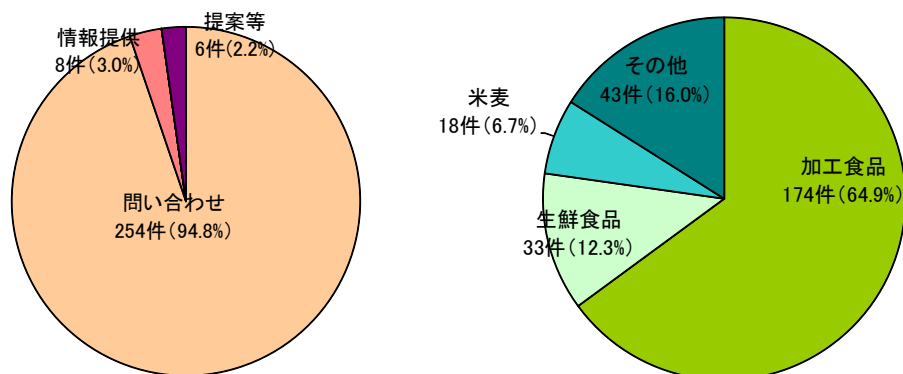
表Ⅶ－1 表示調査の内容

調査名	調査内容
一般調査 (生鮮食品等調査)	小売店舗で販売されている生鮮食品及び有機農産物等の表示が適正に表示されているか、日常的に調査を実施。
表示適正化調査	食品の季節性及び出回り時期を考慮し選定した品目について、表示状況の確認や科学的分析調査を実施。毎年度、数品目を調査。

イ 食品表示110番の受付状況

沖縄総合事務局の食品表示110番に寄せられた情報は268件（平成25年度）となっており、受付内容別にみるとそのほとんどが表示についての問い合わせとなっています。品目分類別には、加工食品に対する問い合わせが最も多く、全体の約6割を占めています（図Ⅶ－1）。

図Ⅶ－1 食品表示110番内訳（左：受付内容別、右：品目別）



資料：内閣府沖縄総合事務局「食品表示110番実績」

*1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）

＜事例Ⅶ－１：黒糖の定義の明確化及び原料原産地表示の義務化＞

平成22年3月に、消費者庁はJAS法の解釈通知である「食品表示に関するQ&A」を改正し、国内で流通する「黒糖」の定義*を明確にしました。そのため、いわゆる「加工黒糖」や「再製糖」は、「黒糖」と表示することができなくなりました。続いて、平成22年11月に同Q&Aを改正し、「黒糖」を使用していないものは、「黒糖」を含む文言を表示することができなくなりました。

また、平成23年3月末に加工食品品質表示基準を改正し、2年間の消費者及び事業者への周知期間を経て、平成25年4月から、「黒糖」や「黒糖の重量の割合が50%以上の加工品」について、原料原産地表示が義務化されました。

こうした改正により、黒糖商品の適正な表示が行われ、消費者が購入する際の選択に資するものと期待されています。

黒糖及び黒糖加工品の表示例

名 称	黒 糖
原材料名	さとうきび(沖縄県産)
内容量	〇g
賞味期限	平成27年5月30日
保存方法	
製造者	株式会社〇〇製糖 沖縄県〇〇市〇〇

名 称	黒糖加工品
原材料名	黒糖（さとうきび（沖縄県産））、 粗糖、糖蜜
内容量	〇g
賞味期限	2015年5月
保存方法	
製造者	〇〇株式会社 沖縄県〇〇市〇〇

* 黒糖とは、さとうきびの搾り汁に中和、沈殿等による不純物の除去を行い、煮沸による濃縮を行った後、糖みつ分の分離等の加工を行わずに、冷却して製造した砂糖で、固形又は粉末状のものをいう。

② トレーサビリティ制度の推進

トレーサビリティとは、食品が生産から販売にわたってどのようなルートを通ったか把握できるようにすることです。トレーサビリティの確立により、食品事故発生時の発生原因の究明や回収等が迅速に行えるようになります。

ア 牛のトレーサビリティ

平成13年、我が国で初めての牛海綿状脳症（BSE）が発生しました。このことを契機として、現在、国はと畜場におけるBSE検査や牛由来肉骨粉の使用禁止等の対策を講じています。また、本病のまん延防止や畜産業の振興を図るため、平成15年に牛トレーサビリティ法^{*1}が制定され、牛の管理者に対しては個体識別番号が印字された耳標の装着及び牛の異動に係る届出を、牛肉の販売業者及び牛肉を用いた料理^{*2}を提供する業者（以下「特定料理提供業者」という。）に対しては商品又は店内に個体識別番号の表示及び牛肉の仕入等に係る帳簿の備付けを、それぞれ義務付けています。

沖縄総合事務局では、牛トレーサビリティ法の遵守徹底を図るため、関係団体への説明会開催や牛の管理者、牛肉販売業者及び特定料理提供業者に対し巡回調査を実施し、指導を行っています。

このほか、と畜場から採取した牛肉と販売店及び料理提供している牛肉のDNA鑑定を行い、個体識別番号が正しく伝達されているか監視を行っています。



イ 米穀等のトレーサビリティ

平成20年に食品衛生法上問題のある事故米穀の食用等への不正転用が発覚しました。このことを契機として、不正転用を防止するため、食糧法の一部が改正されるとともに、問題発生時に流通ルートを特定するため、米トレーサビリティ法^{*3}が制定されるなど、国は米の流通規制について強化を図っています。

沖縄総合事務局では、制度の適正な運用を図るため、外食事業者等を巡回して一般消費者への産地情報の伝達状況及び取引等の記録の作成・保存状況等について、米トレーサビリティ法に基づく立入検査等を行っているほか、制度の普及・啓発を図るため、関係団体等への各種パンフレットの配布等を行っています。

また、加工用米等の用途が限定された米穀の用途外への横流れを防止し、適正な流通を確保するため、食糧法に基づく立入検査等を行っています。



*1 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）。

*2 焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ。

*3 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）。

ウ 食品（牛肉・米以外）のトレーサビリティ

沖縄総合事務局では、牛肉・米以外の食品についても、食品事業者等に対し、トレーサビリティの意義や方法を説明し、普及を推進するとともに、各種イベント等で設置している「移動消費者の部屋」を活用して、食品トレーサビリティの推進パンフレットを配布し、消費者等に対しても情報提供を行っています。

③ 消費者に対する情報提供とニーズの把握

ア 消費者の部屋

沖縄総合事務局では、「消費者の部屋」を設置し、農林水産行政、食料生産、食生活等に関する各種情報を紹介・提供しています。また、「消費者の部屋」特別展示として、平成25年度は沖縄総合事務局において沖縄農林水産業に関するテーマのパネル展を7回（計44日間）開催しました（表Ⅶ-2）。

表Ⅶ-2 「消費者の部屋」特別展示の開設状況（平成25年度）

開設日	テーマ名
4月1日-5日	東北農業復興の動きについてのパネル展
6月3日-7日	食育パネル展 ～日頃の食生活を見直し、改善に向けて行動しましょう～
8月13日-16日	さとうきびパネル展～沖縄の宝さとうきびの栽培から砂糖ができるまで～
8月20日-23日	久米島のアリモドキゾウムシ根絶パネル展～虫で虫を退治する～
10月15日-18日	統計データから見た沖縄の農林水産業パネル展
11月26日-29日	沖縄地域6次産業化推進パネル展及び表彰式
12月3日-5日	沖縄の酪農・乳業について考えてみよう

さらに、食生活等に関する消費者からの相談等に対応するとともに、要請に応じて「移動消費者の部屋」を開設しています。

平成25年度の「移動消費者の部屋」の開設は4回（計19日間）でした（表Ⅶ-3）。

食品や食育等に関する各種イベントに併せて開設し、「食品表示」、「食育推進」、「ごはん食推進」等に関するパネル展示やパンフレット等の配布により情報提供を行いました。

表Ⅶ-3 「移動消費者の部屋」の開設状況（平成25年度）

開設日	会場	イベント
6月10日-14日	那覇市役所1階ロビー	食育パネル展（主催：那覇市、沖縄総合事務局）
6月17日-21日	沖縄県庁県民ホール 浦添市役所1階ロビー	食育に関するパネル展（主催：沖縄県） 食育パネル展（主催：浦添市、沖縄総合事務局）
7月24日	那覇第2地方合同庁舎 1号館会議室	「食料・農業・農村白書」「森林・林業白書」「水産白書」に関する沖縄ブロック説明会（主催：沖縄総合事務局）
11月15日-17日	沖縄セルラーパーク那覇	離島フェア2013（主催：離島フェア開催実行委員会）

イ リスクコミュニケーション等の推進

農林水産省では、食品安全行政推進の一環として、各地で食品の安全確保等に関する意見交換を行う「食品に関するリスクコミュニケーション(意見交換会)」を開催しています。

沖縄総合事務局でも、ホームページ等で、消費者や食品事業者へ食の安全や農林水産行政に関する情報を提供するとともに、平成25年9月10日には、消費者等を対象とした「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催しました。食品中の放射性物質への県民の関心は高く、多くの方々が参加して活発な意見交換等が行われました。

「食品中の放射性物質対策に関する説明会」の様子



<事例Ⅶ-2：未承認遺伝子組換えパパイヤへの対応>

平成23年4月にカルタヘナ法*1上未承認の遺伝子組換えパパイヤ「台農5号」と呼ばれる品種が、沖縄県で生産、流通されていることが判明しました。

沖縄総合事務局では、生物多様性確保の観点等から、農林水産省、県、市町村及びJA等関係機関の協力のもと、「台農5号」の栽培農家への説明会を開催し、栽培ほ場の特定や伐採指導を行ってきました。

これらの取組が迅速に行われたことにより、県産パパイヤに対する不安を払拭し、風評被害を防止することができました。

また、ほ場の「台農5号」は全て伐採されましたが、ほ場以外の道端や庭先等に存在する「台農5号」の生育実態を把握するため、引き続き、農林水産省及び環境省とともに県、市町村の協力のもと調査を実施しています。

なお、遺伝子組換えパパイヤの食品としての安全性については、厚生労働省が「今のところ毒性や摂食による危害につながる情報は認められていない」との見解*2を示しています。

*1 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

*2 平成23年2月22日厚生労働省Q&A

葉柄が紫色の特徴を持つ「台農5号」



第2節 健全な食生活の確立

(1) 長寿県沖縄の実状

沖縄県は長寿県として知られ、国内外から注目されていました。沖縄県に長寿者が多かった要因として、「温暖な気候」、「食生活」等が挙げられます。

沖縄県の食生活の特徴としては、豚肉や豆腐を多く摂ることに加えて、昆布等の海藻類の消費量が多いこと、塩分の摂取量が少ないこと等があります。沖縄県では豚肉の消費量が多いものの、豚肉料理には野菜、昆布等が多く使われ、栄養バランスの優れたものとなっており、例えば、豚肉、島豆腐、季節の野菜を使う「チャンプルー」は代表的な沖縄料理として、県民に親しまれています。

しかしながら、近年の都道府県別平均寿命をみると、平成22年の結果では、女性は昭和50年から続いていた首位から3位に低下し、男性は昭和60年には首位だったのが、平成22年の調査では30位にまで低下しました（表Ⅶ-4）。また、年齢別の平均余命でみると、女性は各年齢で首位を保っている一方で、男性は75歳、65歳を除くと、全国平均以下となっています（表Ⅶ-5）。

一方、県民の肥満（BMI=25以上）の割合は男性で45.2%、女性で34.7%と全国平均を大きく上回っています（表Ⅶ-6）。

これらの調査結果の背景には、沖縄県の場合、油脂の多い食生活や運動不足等があると思われます。今後ともバランスのとれた食事、適度な運動、休養等生活習慣の改善に取り組み、健康を維持していくことが重要です。

表Ⅶ-4 平均寿命の推移（沖縄県）

（単位：歳（全国順位））

	男性		女性	
	平均寿命	順位	平均寿命	順位
S50年	72.2	10	79.0	1
S60年	76.3	1	83.7	1
H7年	77.2	4	85.1	1
H17年	78.6	25	86.9	1
H22年	79.4	30	87.0	3

資料：厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」

表Ⅶ-5 年齢別平均余命（沖縄県）

（単位：歳（全国順位））

	男性		女性	
	平均余命	順位	平均余命	順位
0歳	79.4	30	87.0	3
20歳	59.9	27	67.5	1
40歳	40.8	27	48.0	1
65歳	19.5	2	24.9	1
75歳	12.4	1	16.5	1

資料：厚生労働省「平成22年都道府県別生命表の概況」

表Ⅶ-6 20歳以上の男女のBMI=25以上の割合

（単位：％）

	沖縄県	全国平均
男	45.2	30.3
女	34.7	21.5

資料：沖縄県については沖縄県「平成23年県民健康・栄養調査」

全国平均については厚生労働省「平成23年国民健康・栄養調査」

注：BMIとは、体重(kg)を身長(m)の二乗で除した値であり、25以上で肥満となる。

（日本肥満学会肥満症診断基準検討会2000年）

(2) 食育の推進

① 食育推進基本計画の策定

平成17年に制定された食育基本法に基づき、国は「食育推進基本計画」（平成18年度～22年度）を策定し、5年にわたり、都道府県、市町村、関係機関・団体等多様な主体とともに食育を推進してきました。

これまでの食育の推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、平成23年3月に「第2次食育推進基本計画」（平成23～27年度）が策定され、「周知」から「実践」へをコンセプトに、食育に関する施策を推進しているところです。

② 沖縄における取組状況

ア 沖縄版「食事バランスガイド」

「食事バランスガイド」とは、「何を」「どれだけ」食べたら良いのかという食事の目安を、わかりやすくイラストで示したものです。

沖縄県の食生活の特徴として、使用する食材や料理方法等が本土と異なるため、沖縄総合事務局では、県及び(社)沖縄県栄養士会と連携して、平成18年1月に沖縄版「食事バランスガイド」を作成しました(図VII-2)。

沖縄版「食事バランスガイド」が普及することにより、バランスのとれた食生活を送り、県民の健康づくり、生活習慣病の予防に寄与することが期待されます。



イ 説明会等開催による普及促進

沖縄総合事務局では、平成25年6月21日、医療機関や教育機関等と連携し、一般の方を対象とした「食育講演会」を開催しました。講演会では、那覇市医師会生活習慣病検診センター所長の崎原永辰氏及び琉球大学教育学部生涯健康教育コース講師の森山克子氏が、「沖縄県民の生活習慣病の実態と肥満解消法」や「食育と子供の成長」を演題に講演を行いました。

「食育講演会」の様子



また、大学生を対象として、健全な食生活を実践してもらうことを目的に、大学と連携して、平成25年6月13日に食育講習会を開催しました。

ウ 各種媒体を活用した普及促進

沖縄総合事務局では、県等が主催する離島フェア等の各種イベントで「移動消費者の部屋」を設置し、食育に関するパネルを展示するとともに、「食事バランスガイド」をはじめとした各種パンフレット等を配布し、食生活の改善の呼びかけを行っています。

県内の食育関係機関の開催するイベントにもリーフレットの提供やパネル・DVD等の貸出を行うほか、局内においても消費者の部屋特別展示でのパネル展、ホームページで食育に関する取組を紹介するなど、様々な媒体を活用してその普及促進を図っています。

離島フェア2013会場の様子



消費者の部屋特別展示でのパネル展



(3) ごはん食の推進

我が国における米の年間1人当たりの消費量は、食生活の多様化が進んだこと等により、昭和37年度の118.3kgをピークに減少が続いており、平成24年度にはピーク時の約半分の56.3kg（概算）となっています。

お米を中心としたごはん食は、様々な食材との相性が良く栄養バランスに優れ、生活習慣病の予防にも役立つと言われていています。また、地元の食材を活用した主菜、副菜の組み合わせは地産地消にもつながることから、ごはん食の推進は食料自給率向上の面からも重要な取組の一つとなっています。

沖縄総合事務局では、食育月間（6月）のイベントや離島フェアに設けた移動消費者の部屋において、食育のイベントの一環としてご飯食推進のパネル展示を行いました。

また、朝ごはんを毎日しっかり食べることを応援することでお米の消費拡大を図るキャンペーン「めざましごはん」で作成されたポスター及びパンフレットを、県内の大学・企業に配布しました。

さらに、学校給食におけるご飯食を推進するため、県内の市町村に農林水産省作成の優良事例集を配布し、普及・啓発を図っています。

第8章 森林・林業の振興



左上：

木材等の森林資源の充実と質的向上、水源かん養等の多面的機能の発揮を図ることを目的に、造林事業で整備されたアカギ林（育成単層林：宮古島市）

右上：

荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止する予防治山事業（南城市安座真）

左下：

国頭村の木材を活用して「木育」に取り組む「やんばる森のおもちゃ美術館」（国頭村辺土名）

右下：

林産物による所得向上を目的とした菌床栽培によるぶなしめじ生産（国頭村辺野喜）

第1節 森林の役割と森林資源の状況

(1) 森林の役割

森林は、貴重な再生可能資源であり、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に貢献するとともに、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついています。これらの多面的機能は、森林が適切に整備・保全されることによって高度に発揮されるものです。

沖縄県では、特に地理的・気象的条件から、台風等による農作物等への被害、山地に起因する災害、水需給の逼迫等が慢性的に発生していることから、森林の持つ多面的機能の発揮に対する県民の期待が高まっています。



資料：林野庁「森林及び林業の動向」（写真：山々が連なり緑広がる国頭村の森）

(2) 沖縄県の森林資源の状況

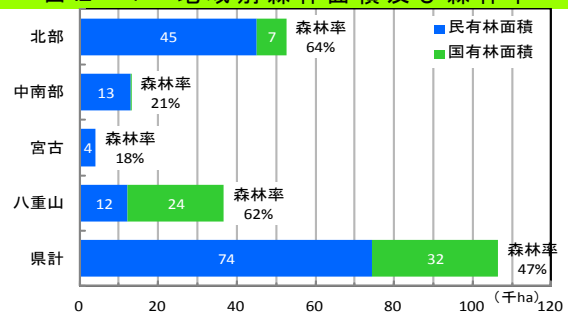
沖縄県の森林は、戦中・戦後の過伐等により著しく減少・荒廃したことから、県土面積に占める森林の割合（森林率）は47%と、全国の67%に比べて低い水準にあります（表Ⅷ－1）。これらの森林は、森林率で見ると沖縄本島北部（64%）及び八重山地域（62%）に偏在し、都市化の著しい本島中南部地域（21%）や宮古地域（18%）は極端に森林が少なくなっています（図Ⅷ－1）。また、本島中南部や宮古地域の森林においては、ススキ等に覆われた未立木地やギンネム等が優先する荒廃原野が多く残されています。

表Ⅷ－1 森林資源の比較

区分	森林面積(千ha)		人工林面積(千ha)	
	森林率 (%)	人工林率 (%)		
沖縄県 (平成25年4月)	総数	106	12	11
	国有林	32	2	6
	民有林	74	10	14
全国 (平成24年3月)	総数	25,081	10,289	41
	国有林	7,674	2,327	30
	民有林	17,407	7,962	46

資料：林野庁「森林・林業統計要覧」
沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

図Ⅷ－1 地域別森林面積及び森林率

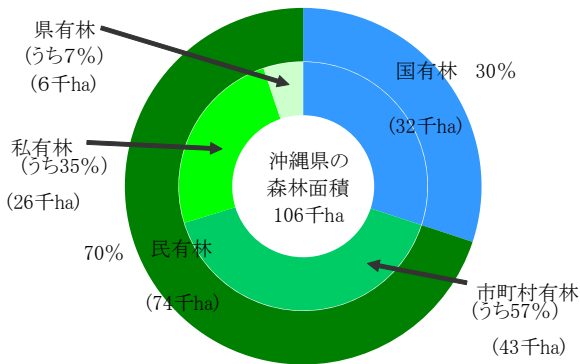


資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」
注：平成25年4月1日現在

沖縄県の森林を所有形態別にみると、国有林が32千ha（30%）、民有林が74千ha（70%）となっています。民有林は、市町村有林、私有林、県有林から構成されており、市町村有林が43千ha（57%）、私有林が26千ha（35%）、県有林が6千ha（7%）となっており、市町村有林の割合が全国平均（8%）と比較しても高い割合となっています。このような、市町村有林の割合の高さが沖縄県の民有林の大きな特徴です（図Ⅷ－2）。

また、民有林における人工林・天然林別の森林の蓄積量をみると、人工林が142万 m^3 （16%）、天然林が764万 m^3 （84%）となっており、イタジイ等の亜熱帯性広葉樹からなる天然林のウエイトが極めて高い状況にあります（図Ⅷ－3）。また、民有林1ha当たりの森林の蓄積量は137 m^3 で、全国平均の215 m^3 に比べて低い状況にあります。

図Ⅷ－2 所有形態別森林面積

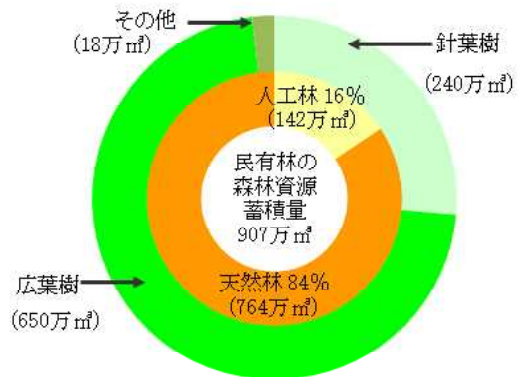


資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注1：平成25年4月1日現在

注2：県有林、市町村有林、私有林の割合は民有林に占める割合

図Ⅷ－3 民有林の林種別及び針広別蓄積量



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注：平成25年4月1日現在

第2節 多面的機能発揮のための森林整備

(1) 総合的かつ計画的な森林整備の推進

森林・林業基本法においては、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に向け、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています。国では、森林・林業基本計画を策定し、森林及び林業に関する長期的かつ総合的な政策の方向と目標を定め、これに応じて関連施策を推進するとともに、森林所有者等による森林の整備及び保全、林業・木材産業等の事業活動等の指針を明らかにしています。

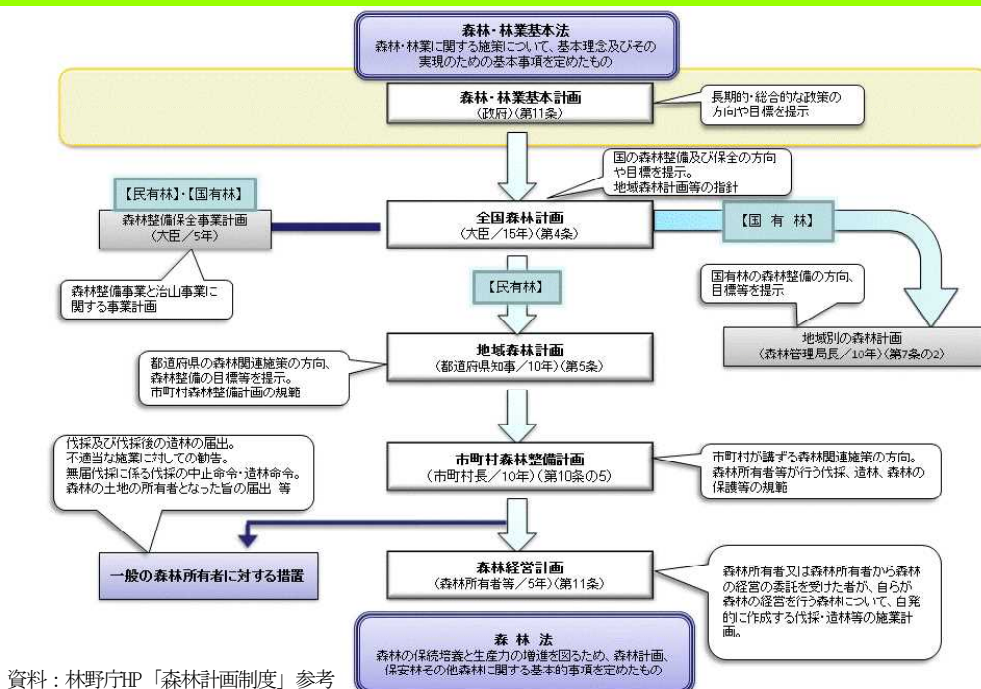
また、森林法においては、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定め、森林の保続培養と森林生産力の増進を図ることとしており、国、都道府県、市町村及び森林所有者のレベルごとに森林整備の方向及び目標等を提示する森林計画制度が定められています。

一方、我が国の森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入りつつあるものの、国内の森林・林業は、林業産出額や林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低迷、国産材の流通構造の改革の遅れ等により、依然として厳しい状況に置かれています。このため、森林資源が十分に活用されないばかりか、必要な施策が行われずに、森林の有する多面的機能の発揮への影響も懸念されています。

このような森林・林業の状況に鑑み、森林の有する公益的機能を十分に発揮させるため平成23年4月に森林法が改正され、森林所有者が不明な場合にも適正な森林施策を確保できるようになりました。さらに、森林計画制度の見直しにより、従来の「森林施策計画」を、集約化を前提に路網の整備等を含めた「森林経営計画」に改めました。また、平成23年7月に「森林・林業基本計画」及び「全国森林計画」を見直し、森林施策の集約化や路網整備等の取組を推進していくこととしています（図Ⅷ－4）。

沖縄県においても、現在、「森林・林業基本計画」や「全国森林計画」の見直しに合わせて、「地域森林計画」及び「市町村森林整備計画」を見直しており、今後、市町村を中心とした関係者の連携により、森林経営計画の作成を推進していきます。

図Ⅷ－4 森林計画制度の模式図



資料：林野庁HP「森林計画制度」参考

(2) 森林整備の現状

沖縄県においては、復帰前から行われていた造林事業及び復帰後の各種造林関係施策の実施により、約1万haの人工林が整備され、資源内容は徐々に充実してきています。しかし、長期にわたる木材価格の低迷等を背景とした経営意欲の減退等によって、手入れが不十分となっている森林が見受けられるほか、本島中南部地域や宮古地域においては、いまだに荒廃原野が多く残っている状況にあります。

造林については、沖縄県の森林状況を踏まえ、国庫補助金等を活用して広葉樹（イスノキ等）を主体とした単層林や複層林の整備等、各地域に適した森林造成及び保育が実施されています（図Ⅷ-5）。

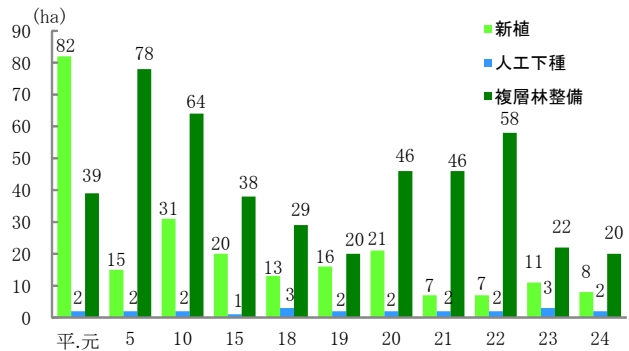
複層林整備（宮古島市）



（上層木：リュウキュウマツ、下層木：フクギ）

複層林整備は、上層木を伐採した後でも、山が森林に覆われる状態にあることから、常に森林がもつ公益的機能が維持されます。

図Ⅷ-5 人工造林及び複層林面積の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注：「人工下種」とは、人工的に種子を散布すること。

林道については、平成25年4月現在、総延長で300km（県営131km、市町村営169km）となっており、地域別にみると、北部が247km（82%）、中南部が26km（9%）、八重山が28km（9%）となっています。また、森林1ha当たりの林道密度は4.0mであり、全国平均5.1mの80%となっています。

林道事業の実施に当たっては、環境や希少動植物の保護に配慮した環境調査の実施や、貴重な小動物に配慮した改良L字型側溝の整備、既設U字型側溝の改良、施工時期の配慮及び赤土流出防止対策等環境に配慮した工事が行われています。

環境に配慮した林道（左：L字型側溝、右：既設U字型側溝の改良）



雨水による路面の損傷・劣化を防止するためには側溝が必要ですが、小動物が側溝に転落し、側溝から抜け出せない場合もあるため、小動物が抜け出しやすいL字型側溝を採用しています。



U字型側溝を採用して既に建設していた林道については、小動物が抜け出しやすくするために、スロープを設置しています。

(3) 森林の有する多面的機能の発揮

健全な森林整備の推進により、森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の様々な機能を持続的に発揮することができます。

健全な森林整備の推進には、持続的な林業生産活動の場となる山村の振興が重要です。沖縄総合事務局では、山村の振興を図るため、豊かな森林資源を活かし

た産業の創出や都市と山村との交流等の取組を支援しています。

＜事例Ⅷ－１：国頭村環境教育センター やんばる学びの森＞

国頭村は、沖縄北部特別振興対策事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、やんばるの豊かな森林資源を活かした交流拠点施設として、県産材を含む木材が多く使用された宿泊棟や、カフェレストラン、ビジターセンター、森林散策路を、やんばる学びの森に整備しています。

これら施設には、県内外から来訪者が訪れ、グリーンツーリズム（農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動）や環境教育の場として、また、サイクリングを楽しむ人達が休憩するなど、子どもから大人まで幅広い年齢層の人達に利用されています。平成25年度は21,487人がやんばる学びの森を訪れ、県内外の42校が環境教育の一環として利用しました。

やんばる学びの森では、森林生態系の展示や自然解説員によるガイドウォーク、施設周辺のダム湖でのカヌーツアー、宿泊客限定のナイトハイク（夜の森林散策）、やんばるの森を一望できるカフェレストランでのランチ等、各種ツアーと宿泊等をリンクさせたプログラムを数多く提供しています。また、平成26年5月、国頭村は、施設利用者の一層の増加に向けて、沖縄振興一括交付金により、薬草風呂等体験施設を設置しました。

今後、国頭村の新たな観光施設として、グリーンツーリズムや環境教育のために山村を訪れる人がさらに増加し、県産材を活用した木材製品の普及が図られることで、山村地域の活性化と林業振興に繋がることが期待されています。

交流拠点施設（ビジターセンター、レストラン、宿泊棟）



交流拠点施設から望む森林風景



交流拠点施設のあるやんばるの森は、湿潤温暖な亜熱帯性気候に支えられ、南方系と北方系の入り交じる独特の植物相が形成されています。施設周辺では、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、ヤンバルテナゴガネ等、やんばるだけに生息する固有の動物を観察することができます。

自然解説員によるガイドウォーク



やんばるの森を一望できる

レストランでのランチ風景及び薬草風呂等体験施設



第3節 災害に強い県土づくりのための保安林整備

(1) 保安林の指定状況

水源のかん養、土砂流出の防備、風害、潮害の防備、魚つき*1、公衆の保健等、特定の公共目的を達成するため、森林法第25条に基づき沖縄県では12種類の保安林が指定されています。県内の平成24年度末現在の保安林面積は、30,609haで森林面積の29%を占めていますが、全国（48%）に比べると低くなっています。

保安林の内訳をみると、潮害防備保安林が全国の指定面積の約3割を占めており、県内の保安林に占める割合（占有率）は10.8%と、全国平均（0.1%）の約100倍となっていることが、大きな特徴として挙げられます（表Ⅷ-2）。

表Ⅷ-2 保安林の種類別面積の比較

種類	沖縄県(平.25.3)		全国(平.24.3)		全国に占める 沖縄県の割合(%) (E)=(A)/(C)
	面積(千ha) (A)	占有率(%) (B)	面積(千ha) (C)	占有率(%) (D)	
水源かん養	23.1	67.4	9,100	71.1	0.3
土砂崩壊	0.8	2.3	59	0.5	1.4
防風	0.8	2.3	57	0.5	1.4
潮害防備	3.7	10.8	14	0.1	27.1
干害防備	0.7	2.1	125	1.0	0.6
保健	4.1	12.0	699	5.5	0.06
その他	1.1	3.1	2,746	21.5	0.0
合計	(34.3) 30.6	(100.0)	(12,800) 12,053	(100.0)	(0.3) 0.3

資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」、林野庁「森林・林業統計要覧」

注：合計の上段（ ）内は延べ面積、下段は実面積。

(2) 治山事業の現状

治山事業は、森林の維持・造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図る極めて重要な国土保全政策の一つです。

森林法により策定された森林整備保全事業計画に基づき、「国民が安心して暮らせる社会の実現」等を目標として、「安全で安心して暮らせる国土づくり」、「豊かな水を育む森林づくり」等を図るような計画的な事業の実施が必要です（表Ⅷ-3）。

表Ⅷ-3 治山事業の種類（沖縄県が実施している事業）

事業名	事業内容	主な工種	補助率
復旧治山	崩壊地、荒廃溪流等荒廃山地の復旧	溪間工 山腹工	9/10
予防治山	荒廃危険山地などの崩壊等の未然防止		
水源地域整備	一体的な治山施設の整備と荒廃森林等の整備	谷止工 本数調整伐	9/10
保安林緊急改良	被災した保安林又は劣悪な保安林の復旧整備	編柵工 植栽工	1/2
保育	機能が低下した保安林の保育等	下刈、除伐	1/3
海岸防災林造成	飛砂害、潮害等を防止するための森林の造成	防潮・防風工 植栽工	8/10
防風林造成	風害を防止するための森林の造成		

*1 水面への森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質汚濁の防止等の作用により、魚類の棲息と繁殖を助けるための森林のうち、保安林指定された森林。

沖縄県においては、近年の大型化した台風等により、モクマオウを主体に整備されてきた潮害防備保安林が樹勢の衰えもあって大きな被害を受けている状況にあります。その機能の回復を図るため、離島を中心に、テリハボク等を植栽するなど郷土樹種を活用した海岸防災林造成事業等が実施されています。

なお、事業の実施に際しては、景観等にも配慮して木製防風工が設置されるようになっていきます（表Ⅷ－４）。

表Ⅷ－４ 治山事業一覧

事業名	主な工種	地区名
復旧治山	法枠工、アンカー工	国頭村、南城市
予防治山	法枠工、アンカー工	名護市、国頭村、伊是名村、渡嘉敷村、座間味村
保安林緊急改良	改植、木製防風工	宮古島市、久米島町、読谷村、伊是名村、多良間村
保育	下刈、施肥、追肥、補植	国頭村、今帰仁村、恩納村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、うるま市、糸満市、渡名喜村、久米島町、南大東村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町
防災林造成 (海岸防災林造成)	植栽工、木製防風工、丸太防風柵工、防浪工、養浜工、転落防止柵工	宜野座村、恩納村、伊是名村、伊平屋村、本部町、名護市、読谷村、糸満市、久米島町、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町

予防治山事業（法枠工・アンカー工）
（名護市幸喜）



崩壊のおそれのある斜面にアンカー体を設置し引張材により地表に設けた受圧部に連結し、その緊張力によって地すべり滑動力に抵抗させて地すべりの抑止を図ります。

海岸防災林造成事業（木製防風工）
（本部町瀬底（水納島））



海岸における飛砂害、潮害等を防止するために、海岸でも成長の良いテリハボク等の苗木を植栽し、その苗木の成長を保護するための防風工を設置しています。

潮害防備保安林を構成する主な樹種



第4節 山村振興のための林業・木材産業

(1) 木材生産の動向

県内の森林面積は、本島北部地域と八重山地域で84%を占めており、木材生産は両地域を中心に行われています。

伐採された樹木は、従来からチップ用原木、矢板等の土木工事用資材、薪炭材、オガ粉等に利用されています（図Ⅷ-6）。

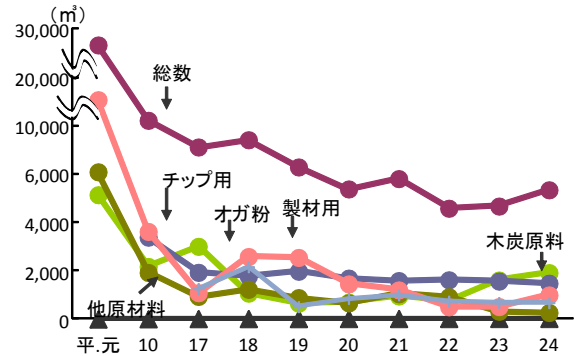
しかし、県内に供給される木材をみると、平成24年の総供給量は12万m³で、その内訳は、輸入材9%、移入材86%、県産材5%となっており、県産材の割合は非常に低くなっています（図Ⅷ-7）。これは、原木の量的確保が困難なこと、また、県外や国外からの木材製品が入手しやすく安価なこと等によるものです。

一方で、県産材を利用した木工製品、きのこ生産の培地及び畜舎の敷き材としてのオガ粉等の認知度は高まっていますが、付加価値の高い木材製品の開発や供給体制の構築が必要となっています。併せて安定的な供給と需要の開拓を図る必要があります。

このような中、木材関連業界が主催するウッドフェア、国頭村が設置した「やんばる森のおもちゃ美術館」を通じて、木材全般を含めた県産材の需要拡大を図るためのPRが行われています。

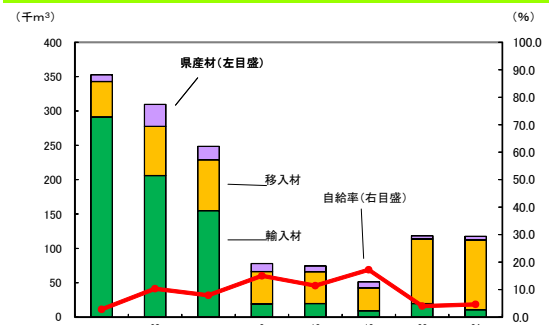
このような状況を受け、沖縄総合事務局では、これまでに森林・林業・木材産業づくり交付金等により、県が5年に一度策定する「沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム」に基づいて、県産材の需要拡大を図るための乾燥・製材・加工施設（南風原町、金武町）等の整備の支援を行っています。

図Ⅷ-6 素材生産の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

図Ⅷ-7 木材需給量の推移



資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

第18回沖縄ウッドフェア



やんばる森のおもちゃ美術館 (国頭村)



オガ粉 (畜舎の敷き材) (八重瀬町)



(2) 特用林産物の生産の動向

特用林産物*1は、沖縄県の林業産出額の約9割を占めており、栽培きのこ類の生産量は増加傾向にあります。

こうした中、県が策定する「沖縄県林業・木材産業構造改革プログラム」に即して、本島北部（金武町、国頭村、今帰仁村）において特用林産物（ぶなしめじ、えのきたけ）の生産施設の整備が進められました。この結果、ぶなしめじやえのきたけは県内向けの安定出荷ができています（表Ⅷ－5）。

また、当該施設の整備により、新たな雇用が創出されており、山村振興にも大きく寄与しています。

さらに、きのこの栽培過程で発生するオガ粉等からなる廃床を肥料等に活用するなど、循環型農業に資する取組も行われつつあります。

一方、沖縄県における一世帯当たりの年間きのこ購入額は、全国に比べて少ないことから、今後は、きのこの種類、栄養、生理調整機能等に関する情報提供を行い、きのこに対する理解を深めるとともに、調理方法を紹介するなど、消費拡大を図ることが必要となっています。

また、栽培きのこ類以外にも、地域の特用林産物を活用し、地域の特産品を開発する取組も見られます。北大東村では、平成21年度に整備された特用林産物加工流通施設を使用し、タイリン月桃を活用した特産品の開発、販売に取り組んでいます。東日本大震災により主要卸売業者が被災し、一時、生産量が減少しましたが、平成24年度からは生産量が増加し、地域の活性化に貢献しています。

表Ⅷ－5 特用林産物生産量の推移

区分	年次	平成元	10	18	19	20	21	22	23	24
生しいたけ(トン)		36.7	7.9	7.2	7.0	4.9	5.1	5.6	5.4	10.9
ひらたけ類(トン)		124.5	106.7	42.2	44.8	37.9	36.8	30.9	28.9	21.9
えのきたけ(トン)		-	-	455.2	574.9	656.2	627.0	686.2	674.1	690.0
ぶなしめじ(トン)		-	-	-	101.6	452.4	498.0	485.7	564.2	520.1
その他きのこ(トン)		3.2	-	17.7	6.3	2.2	9.3	7.2	13.9	7.1
たけのこ(トン)		26.2	3.4	2.9	1.9	3.0	2.6	2.4	0.4	1.0
オオタニワタリ(千枚)		1,358	2,673	953	1,108	1,189	1,208	1,237	1,097	1,305
ピロウ葉(千枚)		13	24	133	149	123	42	43	42	40
木炭(トン)		832	441	226	223	225	215	222	226	207
しきみ(kg)		1	490	80	611	177	190	2,156	0	-
ユウカリ(トン)		5.5	5.3	14.2	7.1	2.4	2.3	2.1	1.6	1.2

資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

注：オオタニワタリは、平成12年次以降は林業施設からの生産量が対象

特用林産物加工流通施設（北大東村）



*1 特用林産物とは、食用のきのこ類^{じゆじゆ}、樹実類及び山菜類等、うるし・木ろう等の伝統工芸品の原材料、竹材、桐材及び木炭等の森林原野を起源とする生産物（一般に用いられる木材を除く。）等の総称。

第5節 森林病害虫等の防除の取組

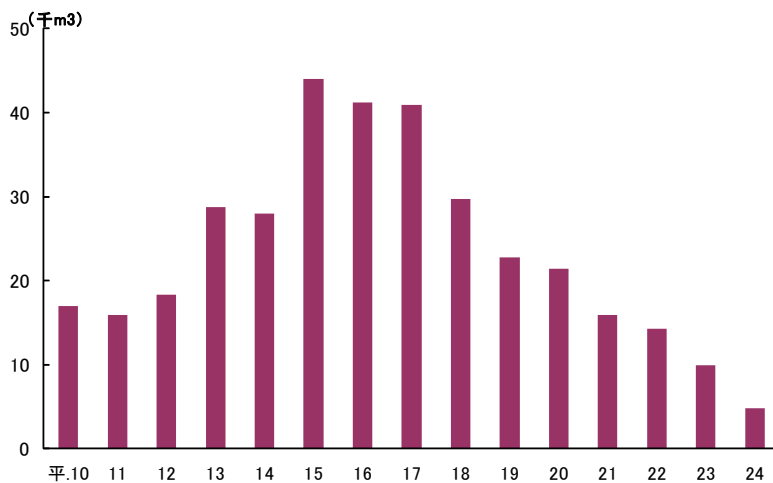
沖縄県の主な森林病害虫には、県木であるリュウキュウマツに重大な被害を与える「松くい虫」や、ウイルスを病源体としてリュウキュウマツの枝や幹から多量の樹脂を流出させ、枯損に至らせる病害である「松の漏脂胴枯病」、幼虫がイヌマキの葉を食害し枯死させる害虫である「キオビエダシヤク」等があります。

これらは、建築用材や家具材、薪炭材として古くから利用されてきたリュウキュウマツやイヌマキといった貴重な木材資源に多大な被害をもたらすことから、森林病害虫等防除法に基づき、被害の早期発見と薬剤散布による早期駆除等を実施し、森林の保全を図っています。

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という線虫がマツの樹体内に入ることによってマツの枯死が起こるものですが、この線虫を「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫が媒介し被害を拡大させることから、被害木の伐倒焼却駆除、薬剤の散布、樹幹注入等の防除対策を行っています。

平成14年度に国、県、米軍等の関係機関が連携して実施した「松くい虫ゼロ大作戦」以降、平成15年をピークに被害量は減少傾向を示しています（図Ⅷ－8）。

図Ⅷ－8 松くい虫被害量の推移

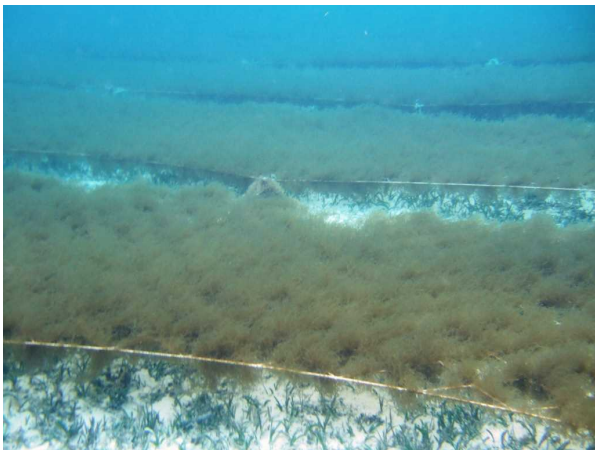


資料：沖縄県農林水産部「沖縄の森林・林業」

キオビエダシヤクの成虫（上）
と幼虫及び被害林（下）



第9章 水産業の振興



左上：

沖縄県の特産品の一つである
モズクの養殖場の様子（伊是名
村）

右上：

泊漁港に水揚げされ、セリを待
つマグロ（那覇市泊）

左下：

フィッシャリーナ整備による
プレジャーボート等の係留施設
（石垣市）

右下：

台湾漁船（手前）を監視する水
産庁漁業取締船（奥）

第1節 水産業の現状

(1) 沖縄県における水産業の現状と課題

沖縄県は、我が国最西南端の亜熱帯地域に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ島しょ県です。沿岸域ではサンゴ礁の発達により広大な礁原を有していますが、礁縁の東側に南西諸島海溝、西側に沖縄トラフが存在していることから陸棚域の狭い海底地形となっています。



このような海域特性により、沖縄県では、カツオ、マグロ等高度回遊性魚類を対象としたまぐろはえ縄漁業、浮魚礁（パヤオ）を利用した漁業及びソデイカ旗流し漁業が、陸棚及びサンゴ礁域では、底魚一本釣漁業や潜水器使用による矛突漁業等が営まれるなど、他県とは異なる漁業構造が形成されています。

平成24年の沖縄県の海面漁業・養殖業生産量は3万2,753tで、全国に占める割合は0.7%となっています。沖縄県における海面漁業の特徴として、我が国の主要漁業であるまき網漁業や底びき網漁業は営まれておらず、まぐろはえ縄、ひき縄及び底魚一本釣等釣漁業が中心となっており、漁獲量に占める割合はマグロ類が57%と最も多くなっています。海面養殖業では、モズク、クルマエビの養殖が盛んに行われており、モズク類については全国生産量のほぼ100%、クルマエビについても34%と高い割合となっています（表IX-1、図IX-1）。

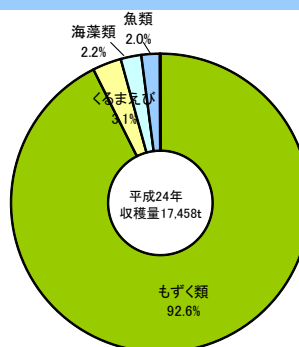
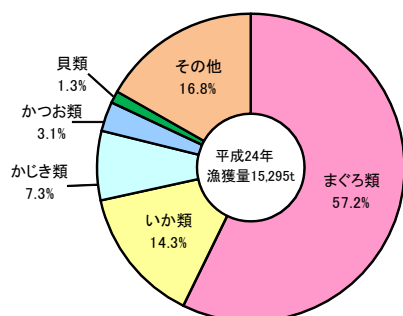
沖縄県では、復帰直後の昭和48年度から、水産業の振興に向けて各種施策が実施され、漁港・漁場等の生産基盤の整備が計画的に進められてきたことから、沿岸・沖合域における漁船漁業の効率化や安全性の確保が図られています。沖縄県は亜熱帯地域に属していますが、海域としては熱帯の特性を持つとも言われ、モズク養殖やクルマエビ養殖、海ぶどう、アーサ（ヒトエグサ）の拠点産地の形成が図られています。

表IX-1 漁業生産量・生産額（平成24年）

	生産量 (t)			生産額(百万円)		
	全国	沖縄県	シェア	全国	沖縄県	シェア
海面漁業・養殖業 合計	4,797,373	32,753	0.7	1,328,509	16,306	1.2
海面漁業	3,757,869	15,295	0.4	915,330	10,139	1.1
海面養殖業	1,039,504	17,458	1.7	413,179	6,167	1.5
もずく類	16,263	16,167	99.4	2,168	2,134	98.4
くるまえば	1,596	545	34.1	7,463	2,366	31.7

資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」、「漁業生産額」
注：捕鯨業を除く。

図IX-1 海面漁業の魚種別漁獲量（左）及び養殖業の魚種別収穫量（右）の構成割合



資料：農林水産省「海面漁業生産統計調査」

沖縄県の水産業を取り巻く情勢は、資源の減少や魚価の低迷、燃油高騰による生産コストの上昇等により、厳しい状況となっています。

また、漁港等生産基盤の整備は進んでいるものの、水産業の生産額は県内総生産額の0.2%、第1次産業の13.6%となっており、復帰後ほぼ同じ水準で推移しています（表IX-2）。

表IX-2 県経済における水産業の地位（平成23年度）

	県内総生産額					
		第1次産業			第2次産業	第3次産業
			農林業	水産業		
金額	3兆7,955億円	604億円	522億円	82億円	3兆7,256億円	
構成比	-	1.6%	1.4%	0.2%	98.2%	

資料：沖縄県企画部「県民経済計算」

（2）沖縄県における水産物の需給動向

① 世帯需要の動向

沖縄県における生鮮魚介類の1世帯当たり年間購入数量は、全国平均の64%と、水産物の需要は低くなっています。一方、キハダ、ビンナガ等熱帯性マグロ類の産地であることから、マグロの購入数量は対全国比179%となっています。

また、カツオ出汁を様々な料理の基本とする食文化により、水産加工品のかつお節・削り節の需要は1.5kgで全国平均の5倍と突出したものとなっています（表IX-3）。

表IX-3 主な生鮮魚介類等年間購入数量（1世帯当たり）

		(単位：Kg、%)		
		沖縄県(A)	全国(B)	(A)／(B)
生鮮魚介類		19.8	31.0	64
鮮魚類	鮮魚類	18.8	28.1	67
	マグロ	4.0	2.2	179
	カツオ	0.6	0.9	63
	サバ	0.7	1.3	58
	サンマ	1.2	1.5	80
	ブリ	0.7	2.1	33
	イカ	0.8	2.3	33
かつお節、削り節		1.5	0.3	519
こんぶ		0.4	0.3	115

資料：総務省「平成24年家計調査年報」

注：対象世帯は2人以上の世帯

② 水産物供給の動向

水産物の市場流通は、16カ所（地方卸売市場3（うち休止1）、その他の規模未満市場13）の卸売市場を経由して行われています*1。中でも泊市場と糸満漁協市場で県内の市場取扱量の59%を占めています。

一方、市場外流通は、輸入水産物、移入水産物及び浜売り等の流通経路があり複雑多岐にわたっています。

*1 地方卸売市場のうち沖縄県漁連市場と那覇地区漁協市場は平成20年3月に「泊市場有限責任事業組合（LLP）」を設立し、両市場を一体として運営。糸満市にある沖縄県水産公社市場は休止したままとなっているが、市場施設を糸満漁協が利用し、規模未満市場として運営。

(3) 漁協の現状

① 漁業協同組合

沖縄県における平成25年3月末の漁協数は37組合（沿海地区出資漁協35、業種別出資漁協2）で、組合員数は5,542人となっています。

沖縄県の漁協は、全体的に事業規模が小さく、零細で弱い経営となっており、漁協によっては事業収支は赤字となっているものの、事業外収益及び特別利益の補填により剰余金が発生しています。

各漁協における平成24年度の経営状況をみると、37組合のうち、24組合で当期剰余金が発生し、13組合で当期欠損金が発生しています。

漁協系統団体においては、漁協の健全な経営と質的な向上を図るため、広域的に漁協合併に取り組んできましたが、各漁協の経営が総じて厳しい状況にあることや、漁業権の管理の課題等から、合併への取組は進展していません。

漁協の信用事業については、近年の金融環境の激変に対応して、平成14年12月に沖縄県信用漁業協同組合連合会（信漁連）に統合されており、現在、22の漁協が信漁連の代理店として機能しています。

② 漁業協同組合連合会

沖縄県漁業協同組合連合会（沖縄県漁連）は、会員の漁業の生産能率の向上等、その事業の振興を図ることで、会員の経済的、社会的地位の向上に努めています。

平成15年度以降、悪化した経営を再建するため、経営再建計画（第1次は平成15～19年度、第2次は平成19～22年度）を策定し、会員である漁業者の負託に応える組織・事業推進体制の構築に努めてきましたが、繰越損失金の解消には至りませんでした。このため、新たに平成22年度を初年度とする長期再建計画（平成22～31年度）を策定し、更なる経営の健全化に取り組んでいるところです。

沖縄総合事務局としても農林水産省と連携をとりながら、引き続き、漁協系統の組織や事業の改革に向けた取組を支援することとしています。

<事例区－1：ソデイカ漁>

沖縄県のソデイカ漁は1990年代前半に確立し、沖縄全県に短期間で普及して沖縄県の中心的な漁業となっています。

ソデイカは世界の温帯地域に分布し、体長1m、体重20kgにも達する大型のイカです。日本近海に分布するソデイカは沖縄県南方海域で生まれ、黒潮に乗って北上し、日本海の北陸地方まで行き着くことから近畿・北陸地域では樽流し漁法による漁が営まれていました。沖縄県内ではトビイカを釣るときにたまたま獲れる程度でしたが、平成元年に久米島漁業協同組合が兵庫県の但馬から漁具を導入して操業が行われ、その後、漁具の改良（樽流し漁法を改良した旗流し漁法）を重ねながら沖縄県各地に急速に普及し、沖縄県のウミンチュ（漁師）の生活を支える重要な漁業へと成長しました。

沖縄県の漁獲量の多い魚は1位はマグロ類、2位はイカ類（主にソデイカ）、3位はカジキ類、4位はカツオ類となっています。

近年のソデイカ漁の年間漁獲量は2,000～2,500tで推移していますが、長期的に資源を維持するために、沖縄県ではソデイカ漁の禁漁期間を設定するなどの資源管理が実施されています。

水揚げされたソデイカ



写真提供：沖縄県農林水産部水産課

第2節 水産業振興のための取組

(1) 新たな水産基本計画

水産基本計画は、水産基本法（平成13年法律第89号）第11条の規定に基づき、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされ、平成24年3月に新たな水産基本計画が策定されました。

【新たな水産基本計画のポイント】

① 水産に関する施策についての基本的な方針

- ・ 「東日本大震災からの復興」について、「復興基本方針」、「水産復興マスタープラン」等で示し、実施してきた水産復興の方針を、改めて水産基本計画に位置付けることにより、東日本大震災からの水産業の本格的な復興への取組を推進する。
- ・ また、平成23年度から実施している資源管理・漁業経営安定対策を中核施策として、漁業発展の足場となる資源管理の一層の推進と漁業経営の安定を図る。
- ・ さらに、消費拡大に向けた食育の推進や安全・安心等消費者ニーズに即した水産物の供給、安全で活力ある漁村づくりを推進する。

② 水産に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ア 東日本大震災からの復興
- イ 新たな資源管理体制下での水産資源管理の強化
- ウ 意欲ある漁業者の経営安定の実現
- エ 多様な経営発展による活力ある生産構造の確立
- オ 漁船漁業の安全対策の強化
- カ 水産物の消費拡大と加工・流通業の持続的発展による安全な水産物の安定供給
- キ 安全で活力ある漁村づくり
- ク 水産業を支える調査・研究、技術開発の充実
- ケ 水産関係団体の再編整備等

③ 水産物の自給率の目標

我が国周辺水域の豊かな水産資源という恵みについて、その十分な活用を実現していくことを基本に据えて、水産物の自給率の具体的な数値目標として、平成34年の生産を449万tに回復させるとともに、減少すると見込まれている一人当たりの消費量については、現状水準まで引き上げることを目指すこととし、自給率目標を70%（食用魚介類）に設定する。

(2) 資源管理型漁業の推進

我が国周辺水域における資源状況は、近年、全体としておおむね安定的に推移しているものの、資源評価の対象となっている魚種・系群の4割が低い水準にあります。このため、国の漁獲可能量（TAC）制度や都道府県漁業調整規則による規制等の公的な資源管理制度と併せて、漁業関係者により、操業禁止区域や操業禁止期間の設定、漁具の制限、漁獲サイズの制限（再放流）等の自主的な取組が行われています。

沖縄県においても、サンゴ礁浅海域に棲息するサンゴ礁性魚類や磯根資源*1、ソネ*2 における深海性底魚資源、ソデイカ等の外洋性資源のうち、資源状態の悪化が懸念される有用魚類を対象として資源管理型漁業を推進しています。

具体的には、沖縄県、鹿児島県、熊本県の関係県及び関係漁業者間での合意に

*1 磯に根付いて生活する海産動植物であり、特に水産業で重要なイセエビ、ウニ、サザエ等の魚介類の総称。

*2 海底が隆起している部分をいい、食物連鎖による好漁場が形成されている。

より取りまとめられた「南西諸島海域マチ類広域資源管理方針」（平成24～25年度）に基づく沖縄県及び鹿児島島の海域において、マチ類（ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ）資源管理の取組が行われております。当該管理方針は平成25年度で終期を迎えるため、新たに平成26年度からの管理方針が取りまとめられ、引き続き継続してマチ類の資源管理を実施していくこととしています。また、「沖縄県八重山海域沿岸性魚類資源回復計画」（平成19～23年度）に基づき、八重山海域に生息する沿岸性魚類のうち特に重要な7魚種（スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフェフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ）の資源の回復を図る取組が行われてきました。平成24年度からは、引き続き当該資源回復計画を踏まえた自主的な取組が行われています。

ソデイカについては、沖縄海区漁業調整委員会の指示により、沖縄県全域で採捕禁止期間の設定やえ縄漁における1隻当たりの針数、旗流し漁における海岸線からの距離に応じた旗数の制限が実施されています。

このほか、今帰仁・羽地海域及び糸満海域におけるハマフェフキの採捕禁止期間の設定や、本島北部海域におけるスジアラ、シロクラベラのサイズ規制をはじめ、ガザミ類、シラヒゲウニ等の重要な沿岸性資源について、各海域の漁業関係者が自主的な資源管理に取り組んでおり、今後の資源の回復が期待されています（表IX-4）。

表IX-4 沖縄県における資源管理の取組の概要

実施海域	対象魚種	規制する主体	規制内容
沖縄県全域	ソデイカ	沖縄海区漁業調整委員会	禁止期間の設定及び針数、旗数の制限
今帰仁、羽地、糸満	ハマフェフキ	実施海域の各漁協	特定海域における禁止期間の設定
本島北部(伊江、国頭、今帰仁、羽地、本部、名護)	スジアラ、シロクラベラ	実施海域の各漁協	体重1キロ未満魚の漁獲規制
北谷、与那城、石川	タイワンガザミ	実施海域の各漁協	抱卵ガニの採捕禁止(周年)
伊是名、久米島、渡名喜、今帰仁、与那城、北谷	シラヒゲウニ	実施海域の各漁協	禁漁期の設定
イチャビラー、北タイキウソネ、水納北、第2多良間堆、沖ノ中ノソネ	ハマダイ、アオダイ、ヒメダイ、オオヒメ	沖縄県・鹿児島県・熊本県	イチャビラー、北タイキウソネ、水納北、第2多良間堆、沖ノ中ノソネを保護区とし、保護区内(禁漁期間)におけるひき縄づり以外の操業禁止等
八重山	スジアラ、シロクラベラ、ナミハタ、イソフェフキ、ヒブダイ、ナンヨウブダイ、カンムリブダイ	八重山漁協	体長制限、保護区を設定し産卵期等の一定期間の保護区禁漁
久米島	ナマコ	久米島漁協	全面禁漁(資源が回復するまで)

(3) つくり育てる漁業の推進

我が国の水産資源水準は依然として低迷していることから、水産物の安定供給を図るため、栽培漁業や養殖漁業等の各種取組を推進しています。

県では、海面漁業の大半を占める沿岸漁業の水産資源を維持・増大させるため、昭和60年から種苗生産技術開発に努め、栽培漁業の推進を図ってきました。しかしながら、サンゴ礁域独特の対象種の種苗生産技術の確立や放流効果の確認等が困難であるなど残された課題も多いことから、生態系保全に配慮しつつ、種苗生産や放流等による沿岸資源の回復を目指した施策を積極的に展開しています。

また、種苗の生産に当たっては、県栽培漁業センターを中心に、自然環境への

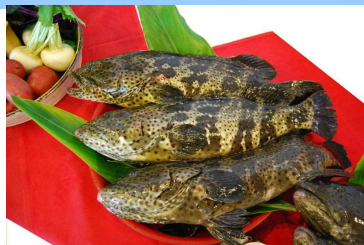
適応能力を有し、高い生存率が期待されるものに限定しています。特に、ヒメジャコ等の量産体制にある種苗については、生産の効率化及び安定化を推進することにより、コストの低減に努めています。

なお、種苗の放流に当たっては、放流適地、時期、適正サイズ等を適切に管理するとともに、資源状態に応じたものとする事により、増殖効果の向上に努めています。

種苗の生産及び放流に取り組んでいる主な水産動物の種類



ヒメジャコ



ヤイトハタ

県では、沿岸域築堤式*1のクルマエビ養殖場の造成や、魚類の網生け養殖が可能となる静穏な海域を確保するための消波堤の造成により、養殖業の推進を図ってきました。

近年は、新たな需要が見込まれるハタ類について、陸上養殖の事業化を目指し、本部町にある県の試験研究機関ではヤイトハタ、石垣市にある国の試験研究機関ではスジアラを対象として、実用的な研究開発が行われています。ヤイトハタについては、伊平屋村漁業協同組合の陸上養殖施設で既に生産が行われています。

また、全国的にはクロマグロの養殖を外部の民間企業が地元漁協の組合員となって事業化する動きが急速に広がり、注目が集まっていますが、沖縄県でも本部町において全国と同様の事業形態によりクロマグロの養殖が行われています。

ハタ類の陸上養殖やクロマグロの養殖は、高度な技術や多額の資本を必要とすることから、企業的な経営形態を持った事業者が主な担い手となることが想定されます。日本の水産業の新興分野とされるハタ類の陸上養殖やクロマグロ養殖の沖縄県における今後の展開が注視されています。

ヤイトハタの養殖場（伊平屋村）



クロマグロの養殖場（本部町）



*1 海岸線をはさんだ陸域・海域（例えば小さな湾の入口や島と陸地）の間を堰堤（堤防）で仕切り、そこに水門を設けて海水交流をはかる方式の養殖場

<事例区－2：新たなスジアラ（アカジン）養殖>

沖縄県では、三大高級魚の一つとして知られているスジアラ（アカジン）が独立行政法人水産総合研究センターにおいて、海外でも成功例のない人工種苗の安定大量生産に成功しました。

スジアラは白身魚で、養殖のブリやマダイの魚価が低迷している中、高値取引されていることで注目されており、国内では刺し身、にぎり寿司、煮付け、沖縄県ではマース（塩）煮等で食されています。海外に目を向けると、中国ではスジアラはお祝いの席には欠かせない高級魚になっており、このマーケットを狙って天然種苗を利用した養殖及び畜養が中国、台湾、韓国、東南アジアで盛んに行われているため、乱獲により天然資源の減少が深刻化しています。

この現状を解決するため、中国、台湾、東南アジア及びオセアニアの研究機関では増養殖の研究が行われています。

日本では、唯一、恩納村と石垣市で陸上養殖試験が行われており、今後の養殖技術の実用化が期待されています。

将来的には、スジアラを国内での知名度を上げていく取組と合わせて、中国等の観光客に好まれるサイズのスジアラを提供することで、「スジアラは沖縄県に行って食べる！」といった産地ブランド化を確立することが望まれています。

スジアラ



（４）漁村の活性化

漁村は、漁業資源の減少、過疎化、高齢化の進展等により、地域全体の活力が低下してきていることから、漁村の活性化を図ることが喫緊の課題となっています。このため、沖縄総合事務局では、以下の取組を支援しています。

① 漁村の総合整備

漁業集落環境の整備については、漁業集落における生活環境の改善を通じた水産業の振興を目的に、平成18年度までに66地区で集落道整備、集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備等を実施しています。その後、第2次漁港漁場整備長期計画(平成19～23年度)に基づき、漁港・漁場への汚水等の流入負荷の低減、漁村の衛生環境の改善を図るための集落排水施設の整備や、漁村における緑地、防災施設等の整備を推進してきました。

平成23年度までの集落排水の整備率は、35%となっています（表Ⅸ－5）。

なお、漁業集落排水施設の整備は、平成23年度で完了し、平成24年度以降、未整備地区については、合併処理浄化槽の整備で実施しています。

表Ⅸ－5 沖縄県における漁業集落排水整備率の実績等

漁業集落排水整備率 (%)	平. 5実績	平. 10	平. 15	平. 20	平. 23
	13	17	30	30	35

資料：沖縄県農林水産部調べ

② 漁港海岸の整備

県においては、「琉球諸島沿岸海岸保全基本計画」（平成15年4月策定）に基づき、海岸保全施設の整備を進めています。

漁港・海岸の背後に密集する漁業集落を高潮、津波、波浪及び侵食による被害から防護し、地域住民の生活の安定を図るとともに、自然との共存を図り、利用しやすく親しみのもてる海岸の創造を目指し、整備を進めており、平成24年度時点における漁港海岸防護面積の実績は、217.3haとなっています（表IX-6）。

表 IX - 6 漁港海岸防護面積の実績等

	平. 14実績	平. 16	平. 18	平. 20	平. 22	平. 24
防護面積 (ha)	178.0	191.0	192.5	195.1	217.3	217.3

資料：沖縄県農林水産部調べ

屋我地漁港海岸の整備状況（名護市）



写真提供：沖縄県農林水産部

<事例区-3：地域活性化の取組（宮古島海中公園）>

宮古島市は、沖縄県本島より南西約290kmに位置する宮古島、池間島、下地島、伊良部島及び大神島からなる人口約5.6万人の市です。

本市では漁業者等の参画により地域活性化を目指す施設として「平成22年度農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、狩俣地区に海中公園（海中観察トンネル、磯遊び施設等）を整備しました。

本施設は、市内の保育園、幼稚園、小学校の遠足はもとより、多くの観光客にも利用され、事業の目的である「海洋、水産動植物、漁業、文化を活用するための施設」として位置付けられ、また、都市部からの交流人口の増加による「地域活性化」に繋がるものと考えられています。

平成23年4月に開設して以来、平成23年度に約8万人、平成24年度に約6.5万人、平成25年度に約5.4万人と宮古島市の人口に匹敵する行楽客が訪れ、地域活性化を担う施設として期待されています。



③ 離島漁業の再生支援

沖縄県の離島においては、水産業が重要な産業であり、地域経済を支える役割も果たしているものの、水揚げした漁獲物の流通コストや生産資材のコストの面で、他地域と比べて極めて不利な条件にあります。また、漁業就業者の減少や高齢化も進んでおり、厳しい状況にあります。

沖縄県では、平成17年度に創設された「離島漁業再生支援交付金」を活用して、地域のニーズを踏まえつつ、漁場の生産力の向上を目指した「種苗放流」、「産卵礁、浮魚礁（パヤオ）の設置」や集落の創意工夫を活かした「流通体制の改善」、「漁獲物の高付加価値化」等様々な取組により、離島の不利性の克服、漁村や漁業の活性化に取り組んでいるところです。沖縄県は、全域が本交付金の対象となっており、平成25年度は、14市町村*1で実施されました。

（５）水産基盤の整備

① 漁港の整備

漁港は、漁業生産基盤、水産物流通拠点としてだけでなく、地域住民の生活基盤としても重要な役割を果たしています。

沖縄県における漁港の整備は、復帰後、本格的に始まり、国の漁港整備長期計画及びその後継の漁港漁場整備長期計画に基づき実施してきました。

現在は、第3次漁港漁場整備長期計画（平成24～28年度）に基づき、ア．地域特性に配慮した漁業生産性を高める漁港施設の整備、イ．漁業経営の安定化を図る浮魚礁の更新整備と水産生物の生育場所となる藻場等水域環境保全対策、ウ．老朽化した漁港・漁場施設の計画的な維持・更新と地震・津波等に強い漁港・漁村づくりを基本課題とし、総合的な施設整備を推進しています（表IX-7）。

平成25年度末時点で、88ヶ所が漁港として指定されています。なお、南大東漁港の北大東地区は現在整備中であるため、未供用のままとなっていますが、早期の完全供用を目指し、既に供用されている漁港の整備に優先して、同地区の整備を進めています。



*1 伊平屋村、伊是名村、伊江村、大宜味村、名護市、宜野座市、渡名喜村、南大東村、北中城村、豊見城市、糸満市、宮古島市、石垣市、与那国町



写真提供：沖縄県農林水産部

表Ⅸ-7 台風時に漁船が安全に係留できる岸壁の整備率実績

台風時に漁船が安全に係留できる岸壁 ^{*1} の整備率（％）	平.13	平.15	平.17	平.19	平.21	平.24
	39	41	49	54	61	68

資料：沖縄県農林水産部調べ

*1：台風時でも波高40センチ以下の静穏な泊地で、かつ、漁船の前後ともに網取り可能な波除堤等を有した岸壁施設をいう。

② 漁場の整備

沿岸漁業の生産性の向上、生産の安定的な発展及び水産物供給の増大を図るため、昭和51年度から平成13年度までの沿岸漁場整備開発計画（第1次～第4次）を策定し、漁場及び増養殖施設の整備を実施してきました。

平成14年度からは、平成28年度までの漁港漁場整備長期計画に基づき、ア. 作業時間・燃油コストの削減を図るための沈設魚礁及び浮魚礁の設置^{*1}、イ. 魚類（ヤイトハタ等）養殖場の整備、ウ. タカセガイ増殖礁の整備、エ. サンゴ移植やオニヒトデ除去等による漁場保全対策等、漁港整備と一体的に漁場整備を実施しています。

こうした取組に加えて、平成17年度からは、マグロ類、カツオ類等回遊性魚類を対象として設置してきた表層型浮魚礁を維持管理費の低廉な表中層型浮魚礁及び中層型浮魚礁へと順次更新しています。

現在、沖縄県周辺海域には、県が沖合海域に設置した70基と、漁協、市町村が沿岸海域に設置した約200数十基の浮魚礁が、漁業の生産性の向上に貢献しています。

*1 魚礁は、魚類を集めるための施設で、コンクリート、鋼、繊維強化プラスチック（FRP）などを使った構造物を言う。沖縄の沈設魚礁はミーバイ（ハタ類）、タマン（ハマフエフキ）、クチナジ（イソフエフキ）、ガーラ（アジ類）を集めるためのもので、海底に設置されている。また、浮魚礁（表層又は中層）は、マグロ、カツオ、シイラ等を集めるためのもので、海面又は海中に浮くように設置されている。

魚礁の種類



沈設魚礁（渡名喜村）



沈設魚礁（渡名喜村）



表中層型浮魚礁設置（石垣市）
（写真提供：沖縄県）



表中層型浮魚礁（石垣市沖）

（6）強い水産業づくり交付金等による施設整備

県では、復帰直後の昭和48年度から、漁業の生産条件である養殖施設や水産業近代化施設の整備等県内水産業の構造改善に必要な事業を総合的かつ効率的に実施してきました。

特に、沖縄県の気象的・地理的条件に対応した施設整備として、強い水産業づくり交付金事業や北部振興事業等により、防風・防暑対応型の漁船保全修理施設や、産地特産であるモズクの加工処理を行う水産物加工処理施設の整備を実施してきました。

近年、消費者の食の安全に対する関心の高まり等に的確に対処することが求められており、衛生管理に優れた水産物荷さばき施設や水産物鮮度保持施設等の整備を推進しています。

平成25年度は、産地水産業強化支援事業により、北大東村、久米島町、与那原町、竹富町小浜島、糸満市において、水産物鮮度保持施設、海業支援施設等の施設整備や商品開発、先進地視察等の事業に取り組みました。

今後も、こうした事業実施により、高品質・高付加価値な水産物の安定供給を図り、地域活性化につなげていきます。

強い水産業づくり交付金事業で整備した施設等



水産物加工処理施設（北大東村）



水産物鮮度保持施設（糸満市）

（7）水産多面的機能発揮対策

漁業者と地域住民等が行う水産業・漁村の多面的機能に資する活動に対して国が支援を行う「水産多面的機能発揮対策事業」が、平成25年度に創設されました。

沖縄県では、平成25年7月に沖縄県、石垣市、伊江村、大宜味村、今帰仁村、名護市、宜野座村、恩納村、渡嘉敷村、伊是名村、与那原町、沖縄県漁連で構成する「沖縄県水産業・漁村の多面的機能発揮対策地域協議会」が設立され、本事業を活用して、サンゴの保全、種苗放流、海浜清掃等に取り組みました。

平成25年度現在、石垣市ほか9地区の市町村で活動を実施しています。

水産多面的機能発揮対策事業の様子



オニヒトデの駆除風景（恩納村）



駆除したオニヒトデを水揚げ（恩納村）

（8）加工・流通対策

沖縄県は、四方を海に囲まれた島しょ県であり、流通面においてコスト的、時間的な制約が大きいことから、物流システムの効率化とともに、鮮度保持技術の開発、普及や保存性の高い加工品の開発を図る必要があります。

しかしながら、沖縄県で水揚げされる主な魚種は、マグロ類、フエダイ類、ハタ類、ブダイ類、アイゴ類等少量多品種で、サンマやアジのような多獲性の魚種が少ないため、水産加工品の原料のほとんどを国外及び県外に依存しています。

このため、原料価格の高騰等の影響を受けやすく安定した原料確保が難しくなっていることが水産加工業発展の障害の一つとなっています。したがって、沖縄県における少量多品種の地元の魚種を有効に利用し、消費者のニーズを踏まえた付加価値の高い、加工品の開発等の取組を推進する必要があります。

また、近年の消費者の安全に対する関心の高まりに対応して水産物を供給する

ため、産地市場や水産加工場には、H A C C P手法*1の導入等、生産から加工・流通に至る一貫した衛生管理が求められています。

このような中、国としては、流通過程の目詰まりを解消するため、平成25年度に「国産水産物流通促進事業」を創設し、付加価値の高い加工品の開発、衛生管理に関する講習会の開催等に対し支援しています。

(9) 水産物等の輸出

新たな水産基本計画（平成24年3月策定）において、水産物の輸出に関する取組が、水産業の活性化や水産物の供給力の向上を図る観点から重要であることを踏まえ、水産物の輸出戦略を積極的に展開することとしています。

沖縄県の主な水産物輸出は、平成7年に沖縄県漁連が香港でモズクの販売活動を実施したことに始まり、香港等の中華圏を中心に継続的にモズクが輸出されていますが、小規模の輸出にとどまっています。

モズクは、2万t台の養殖生産が可能であるものの、国内の消費量が伸び悩んでいることから、モズクを主体とした国外における消費ニーズを新たに開拓するなど、引き続き輸出促進に取り組むことが重要です。

(10) 「浜の活力再生プラン」の推進

漁村地域の所得の低迷等地域の水産業の持続的な成長産業化を図るため、浜ごとの課題を把握し、必要な対応の方向性を明確にするための「浜の活力再生プラン」づくりの取組が平成25年度から始まりました。今後、「浜の活力再生プラン」の承認を受けた地域は関連する国の支援策を受ける際に、優先採択等のメリットが受けられます。

<報告：「浜の活力再生プラン」説明会の開催>

水産業を核とした漁村の活性化に向けて、各浜ごとの課題解決に向けた具体的取組を定める「浜の活力再生プラン」の周知を行うため、平成26年3月5日に沖縄県水産会館にて説明会が開催されました。

沖縄総合事務局からは、当該プランの背景、プラン策定のメリット、プラン策定のための支援事業等について説明を行い、沖縄県からは、プランの策定を事業採択の要件及び優先採択とする国の関連施策との連携について説明が行われました。

説明の後、市町村、漁業協同組合等の参加者から多くの質問が出され、プランへの関心の高さがうかがえました。

今後、浜ごとに「浜の活力再生プラン」が策定され、これに基づく取組を通じて漁村地域の活性化が図られることが期待されます。

説明会の様子



*1 1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の衛生管理の手法。原料の入荷から製造・出荷までのすべての工程において、あらかじめ危害を予測し、その危害を防止（予防、消滅、許容レベルまでの減少）するための重要管理点を特定して、そのポイントを継続的に監視・記録し、異常が認められたらすぐに対策を取り解決することで、不良製品の出荷を未然に防ぐことができるシステム。

第3節 漁業取締り

沖縄県は四方を海に囲まれ、周辺海域は、マグロ類、カジキ類等の高度回遊性魚類や、ハタ類、マチ類等の底魚類の好漁場となっています。また、外国漁船の操業が多いことから、沖縄県周辺海域における水産資源の保存・管理は、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展のために重要な課題です。

我が国は、平成8年に「海洋法に関する国際連合条約」を批准し、我が国の排他的経済水域（図IX-2）において外国人による漁業等を規制するため、「排他的経済水域及び大陸棚に関する法律」及び「排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律」を制定し、ロシア（当時のソ連）、中国及び韓国と漁業に関する二国間協定を締結しています。また、平成25年4月には台湾との間で「日台民間漁業取決め」が署名されたことを受け、排他的経済水域におけるこれら外国人の漁業等についての管理を強化しています。

このような中、沖縄県周辺海域においては、中国や台湾漁船による違法操業や我が国漁船との漁場の競合等のトラブルが多発しており、これら外国漁船に対し漁業に関する協定や取決めを遵守させるための漁業取締りが不可欠となっています。

このため、沖縄総合事務局では、沖縄県周辺海域における水産資源の適切な保存・管理と漁業秩序の維持・発展のため、我が国漁船及び外国漁船への指導・取締りを実施しており、平成16年以降、平成25年までに日本漁船1件を含む計17件を検挙（検挙：捜査機関が犯人を割り出して被疑者とする）・送致しています。このうち16件の外国漁船については、特に悪質性が高いものとして水産庁と連携し拿捕（拿捕：船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕すること）を行っています。

平成25年は、外国漁船（台湾漁船）に対して4件の拿捕を実施しました。（表IX-8）。

また、尖閣諸島海域においては、水産庁及び海上保安庁と連携して、尖閣諸島周辺の我が国領海内に漁業取締船を常駐させ、違法な操業が行われることのないよう、同海域における常時監視を実施しています。

沖縄総合事務局においては、今後とも、厳正に漁業取締りを実施していきます。

黒煙を上げて逃走する外国漁船



表 IX-8

沖縄総合事務局による検挙・送致件数

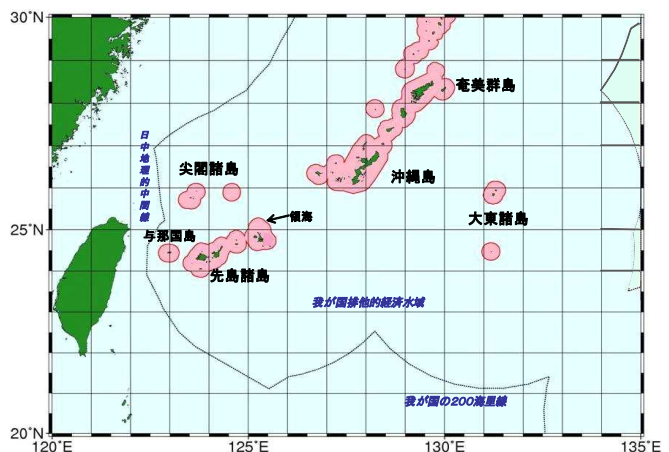
平成25年12月31日現在

年	外国漁船	日本漁船
平成15年	0件	0件
平成16年	1	0
平成17年	2	0
平成18年	1	0
平成19年	1	0
平成20年	0	0
平成21年	1	1
平成22年	2	0
平成23年	1	0
平成24年	3	0
平成25年	4	0
計	16件	1件

※ 外国漁船の実績については、これまで台湾漁船のみ。

図 IX-2

沖縄県周辺海域における我が国の排他的経済水域



＜報告：日台民間漁業取決め発効による取締りの強化＞

平成25年4月10日に日本と台湾のいわゆる「日台民間漁業取決め」が署名されました。

本取決めの適用水域は、東シナ海の北緯27度以南の一定の排他的経済水域であり（領海は含まない）、「法令適用除外水域」と「特別協力水域」という2つの水域から構成されています。

・「法令適用除外水域」とは、

日台双方が自らの漁業に関する関係法令を相手側に適用しない水域。

・「特別協力水域」とは、

法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域。

このため、沖縄総合事務局では、取決め適用水域の外縁や先島諸島南側の水域において、重要漁場に漁業取締船を集中的に配備し、我が国漁業者の操業に支障がないよう拿捕を含む取締りを徹底し、台湾漁船の違法操業の根絶に全力を挙げて取り組んでいるところです。

平成25年は、沖縄県周辺海域において、漁業取締船5隻体制で外国漁船の取締りを実施しており、特に、台湾漁船のマグロ漁が活発化する5～6月には、水産庁から更に5隻の増派を受け、10隻体制での集中取締りを実施しています。5月14日及び21日には、先島諸島南の我が国排他的経済水域において、同月23日には先島諸島北の取決め適用水域の外縁部において、更に、同月29日には、与那国島の西側水域において台湾はえ縄漁船を拿捕（合計4件）しました。

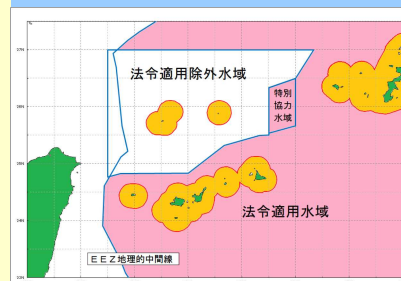
取決め適用水域内においては、安定操業に向けて操業ルールづくりが必要となるため、日台間で数次にわたる協議がなされ、26年1月に一部の水域において、日台双方の漁業者が遵守すべき操業ルールについて一致したところではあります。

なお、台湾漁船の操業により、影響を受ける県内漁業者の経営安定等を図ることを目的に、平成25年度補正予算により沖縄漁業基金事業が新たに創設され、通信機器等の整備、漁具被害に対する補填等の安全操業への支援を行うこととしています。

このような状況の下、平成26年4月に日台民間漁業取決めによる新たな取締り等に対応するため、「水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部」を新たに設置し、取組の強化を図っているところです。

違法漁船の取締りの重要性が増す中、漁業取締りに従事する「漁業監督指導官」は、取締現場の環境変化にも一層の使命感を持って、日夜、強い責任感と行動力で違法操業船の摘発に取り組んでいます。

日台民間漁業取決め水域図



漁業取締船による外国漁船の違法設置漁具の押収



水産庁・沖縄総合事務局外国漁船合同対策本部の開所式

